

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

施設整備マニュアル

新旧対照

道路・公園・公共交通施設編

色分けについて

赤字：今回の改定で新規追加（都マニュアルの改定内容の反映など）

青字—：現在のマニュアルから削除

緑塗：新宿区独自項目（今回の改定で新規追加）

黄色塗：新宿区独自項目（現在の区マニュアルに既に記載）

灰色塗：右列に参照が記載されている項目

令和7年（2025年）3月

新宿区

目 次

第 1 部 概要	1	1-1
1 ユニバーサルデザインまちづくりへのこれまでの取組	1	1-2
2 条例制定までの経緯	1	1-3
3 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の概要	1	1-5
4 マニュアルの見方	1	1-16

第 2 部 整備基準等

I 建築物編	1	2-1
1 整備基準の概要について	1	2-2
2 対象施設の考え方	1	2-8
3 小規模建築物の整備基準について	1	2-10
4 階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について	1	2-11
5 対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目	1	2-14

I 建築物（共同住宅等以外）	1	2-21
① 移動等円滑化経路等	1	2-22
② 出入口	1	2-28
③ 廊下等	1	2-36
④ 階段	1	2-44
⑤ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1	2-54
⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	1	2-60
⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1	2-70
⑧ 便所（トイレ）	1	2-76
⑨ 浴室又はシャワー室	1	2-98
⑩ 宿泊施設の客室	1	2-104
⑪ 観覧席・客席	1	2-120
⑫ 敷地内の通路	1	2-126
⑬ 駐車場	1	2-132
⑭ 標識	1	2-142
⑮ 案内設備	1	2-146
⑯ 案内設備までの経路	1	2-150
⑰ 公共的通路	1	2-158
⑱ 子育て支援環境の整備	1	2-164
⑲ 洗面所	1	2-170
⑳ 更衣室・脱衣室	1	2-172
㉑ 屋上・バルコニー	1	2-174

②②	カウンター	1	2-176
②③	公衆電話	1	2-178
②④	自動販売機・水飲み器	1	2-180
②⑤	コンセント・スイッチ	1	2-182
②⑥	緊急時の設備・施設	1	2-184
②⑦	手すり	1	2-190
②⑧	床の滑り	1	2-194
②⑨	店舗内の通路や座席	1	2-198
③⑩	休憩スペース、カームダウン・クールダウン	1	2-206

II	共同住宅等	1	2-209
①	特定経路等	1	2-210
②	出入口	1	2-214
③	廊下等	1	2-220
④	階段	1	2-224
⑤	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1	2-230
⑥	エレベーター及びその乗降ロビー	1	2-234
⑦	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1	2-240
⑧	便所（トイレ）	1	2-244
⑨	浴室又はシャワー室	1	2-256
⑩	敷地内の通路	1	2-260
⑪	駐車場	1	2-266
⑫	標識	1	2-272
⑬	案内設備	1	2-276
⑭	案内設備までの経路	1	2-280
⑮	公共的通路	1	2-284

III	小規模建築物	1	2-291
①	出入口	1	2-292
②	便所（トイレ）	1	2-296
③	敷地内の通路	1	2-300

2	道路編	2	2-303
①	歩道（歩車道の分離）	2	2-304
②	歩道（歩道の有効幅員、勾配）	2	2-308
③	歩道（歩道舗装）	2	2-312
④	歩道と車道との段差（単路部）	2	2-314
⑤	歩道と車道との段差（交差点部）	2	2-318
⑥	歩道と車道との段差（細街路との交差点部）	2	2-320
⑦	車乗り入れ部	2	2-324

⑧ 横断歩道	2	2-328
⑨ 視覚障害者誘導用ブロック	2	2-332
⑩ 立体横断施設	2	2-338
⑪ ベンチ等	2	2-342
⑫ 案内・標示	2	2-344
⑬ 駐車場（道路附属物としての駐車場）	2	2-346
3 公園編	2	2-347
① 出入口	2	2-348
② 園路	2	2-354
③ 階段	2	2-358
④ 傾斜路	2	2-362
⑤ 転落防止等	2	2-366
⑥ 休憩所	2	2-368
⑦ 野外劇場・野外音楽堂	2	2-370
⑧ 公園内建築物・屋内設備	2	2-374
⑨ 駐車場	2	2-376
⑩ 便所（トイレ）	2	2-380
⑪ 水飲み・手洗場	2	2-390
⑫ 案内・標示	2	2-392
⑬ ベンチ	2	2-396
⑭ 野外卓	2	2-398
⑮ 排水溝（ます）	2	2-400
⑯ 広場	2	2-402
⑰ 修景施設	2	2-404
⑱ 遊戯施設	2	2-406
⑲ 運動施設	2	2-408
4 公共交通施設編	2	2-409
I 公共交通施設	2	2-411
① 移動等円滑化経路	2	2-412
② 出入口	2	2-414
③ 駐車場	2	2-416
④ コンコース・通路・ホール等	2	2-418
⑤ 出札・案内所等	2	2-420
⑥ 階段	2	2-422
⑦ 傾斜路	2	2-426
⑧ エレベーター	2	2-428
⑨ エスカレーター	2	2-434

⑩ 便所（一般用トイレ）	2	2-438
⑪ 便所（車椅子使用者用便房）	2	2-442
⑫ 旅客待合所	2	2-444
⑬ 戸	2	2-446
⑭ 案内板等	2	2-448
⑮ 視覚障害者誘導案内用設備	2	2-452
⑯ 視覚障害者誘導用ブロック	2	2-456
⑰ 手すり	2	2-460
⑱ 券売機	2	2-464
⑲ 休憩施設（ベンチ等）、カームダウン・クールダウン	2	2-468
⑳ その他の設備	2	2-472
II 鉄軌道駅	2	2-473
① 改札口	2	2-474
② 乗降場（プラットフォーム）	2	2-476
③ 軌道の停留場	2	2-480
III バスターミナル	2	2-481
① バスターミナル	2	2-482
② バス停留所	2	2-484
5 路外駐車場編	2	2-487
① 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	2	2-488
② 路外駐車場移動等円滑化経路	2	2-490

資料編	1	資-1
1 関係法令等	1	資-3
1-1 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例	1	資-4
1-2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則	1	資-9
1-3 新宿区告示第 665 号	1	資-87
1-4 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について (別冊)	1	資-94
1-5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー関係)		
1-6 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (東京都建築物バリアフリー条例)		
2 各種規格等	1	資-95
2-1 標識、設備及び機器への点字の適用方法 (JIS T 0921:2017 抜粋)	1	資-96
2-2 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法 (JIS T 0922:2007 抜粋)	1	資-98
2-3 点字の読み方	1	資-101
2-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251:2014 抜粋)	1	資-102
2-5 エレベーターについて	1	資-106
2-6 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026:2007 抜粋)	1	資-109
2-7 案内用図記号(JIS Z 8210:2020 抜粋)	1	資-111
2-8 案内用図記号(JIS Z 8210:2020)以外の図記号	1	資-114
2-9 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T 0103:2005 抜粋)	1	資-116
2-10 色弱者の特性と色の選び方	1	資-117
2-11 書体について	1	資-120
2-12 基本寸法	1	資-122

2 道路編

①歩道（歩車道の分離）

【基本的考え方】

~~歩車道は分離すること~~を道路は、車道と分離して歩道を設置することを原則とするが、道路幅員が狭く分離することが困難な場合、又は交通量がわずかで、かつその走行速度が遅い道路などにおいて、他に安全対策が施されている場合は除くこととする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。
- (2) 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。
- (3) 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。

■整備基準の解説

(1)(2) 歩車道の分離	● 歩車道を分離する方法は、道路の諸条件を総合的に考慮し、選択する。 ① 道路の諸条件として、以下のような事項が考えられる。 - a 道路の総幅員 - b 自動車交通の面から幹線道路であるかどうか。 - c 歩行者及び自動車の交通量 - d 自動車から歩道利用者の安全をどのように確保するか。 - e 住宅地、商業地等沿道利用状況及び公共施設の有無 - f 民地の高さ、道路の縦横断勾配及び排水計画 ② 歩車道を分離する方法 歩道の形式については、高齢者や視覚障害者、車椅子使用者等を含むすべて全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車椅子使用者の円滑な交通等に十分配慮したものでなければならない。このため、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とすることを原則とする。 ただし、沿道の土地利用の状況によりセミフラット形式による整備が困難な場合にはマウントアップ形式又はフラット形式を選択する。 [セミフラット形式] - a マウントアップ形式とフラット形式の中間的構造 - b すりつけ勾配や段差がマウントアップ形式に比べなめらかに施工できる。 - c 路面排水への配慮が必要である。 [マウントアップ形式] - a 安全性は高いが、歩道面と車道面との段差が大きい。 - b 自動車交通量の多い幹線道路に適している。 [フラット形式] - a 平坦性が保てるが、路面排水に配慮が必要である。 - b 自動車交通量の少ない道路に適している。 ③ 歩車道を分離するもの - a 縁石 b 防護柵 c 植樹帯 d 縁石+防護柵 e 縁石+植樹帯 d,e のように防護柵、植樹帯を併用することにより、さらに通行の安全性が高まる。	→【図 1.1】参照 →歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さより低い。 →歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さと同一。 →歩道面と車道面の高さが同一。 →【図 1.2】参照
------------------	--	---

	④ バス停留所区間の構造 バス停留所に接続する歩道については、高齢者や視覚障害者、車椅子利用者等の円滑な利用を考慮し、当該部分の歩道面を高くするなど、必要な措置を講ずる。	
(3)縁石の高さ	● 歩車道境界（車乗入れ部や横断歩道及び細街路との交差部に接続する部分を除く）の縁石天端の高さは、歩行者の安全な通行を確保するため車道面から15cm以上とする。ただし、歩行者等の安全な通行が確保される場合であって、雨水等の適切な排水が確保できる場合には、必要に応じ5cmまで低くすることができる。	→【図1.3】参照
歩行者と自転車の分離	● 自転車は、車道通行が原則であるため、歩行者と自転車の分離を標準とする。整備にあたっては、車道の活用を基本としつつ、地域の道路事情に応じた整備形態を選定することとし、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局・警察庁交通局）」等を参考とする。	

《整備が困難な場合の施工例》

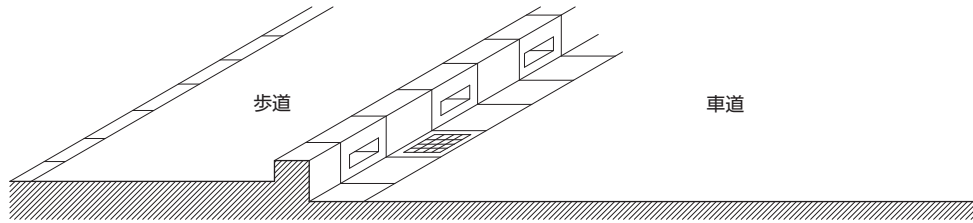
◇ 歩車道が分離できない細街路において、以下の条件を満たす場合は歩車共存道路として整備する手法がある。
この場合、道路構造を工夫する他、交通規制等を適切に組み合わせて整備していく。

- ① ハンプ、狭窄部や屈曲部の設置等により走行車両を減速させて歩行者及び自転車の安全な通行を確保することが可能であること。
- ② 自動車交通量が少ない道路であること。

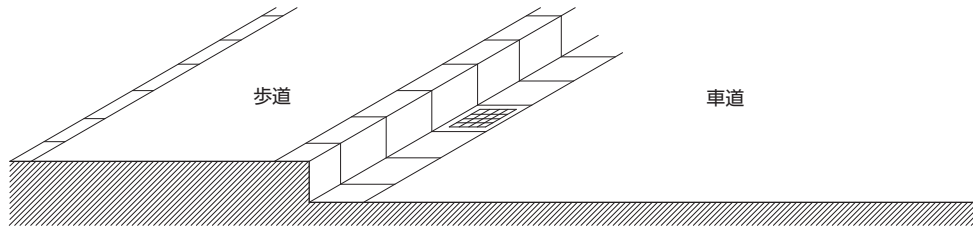
《 参 考 図 》

【図1.1】 歩車道を分離する方法

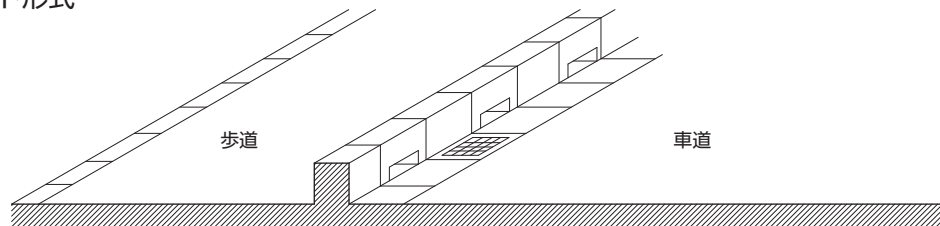
■セミフラット形式



■マウントアップ形式

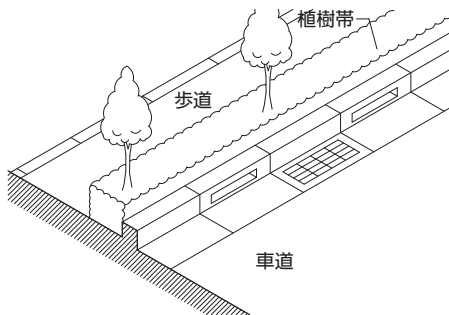


■フラット形式

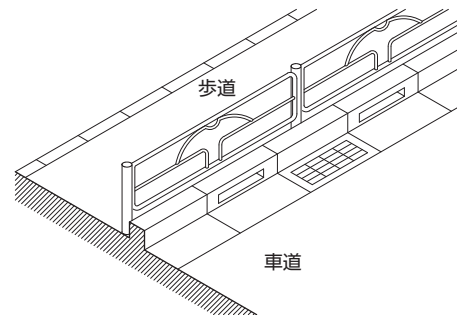


【図1.2】 歩車道を分離するもの

■縁石+植樹帯(セミフラット)

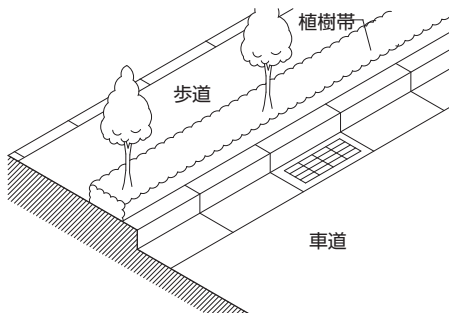


■縁石+防護柵(セミフラット)

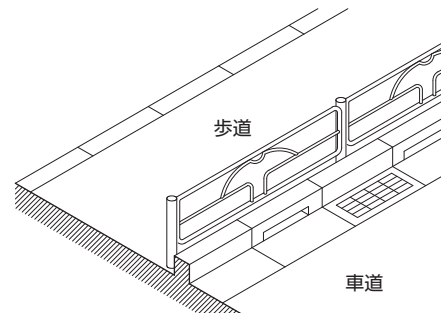


縁石が突出するため、柵等の設置が望ましい

■縁石+植樹帯(マウントアップ)



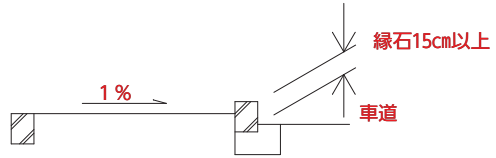
■縁石+防護柵(フラット)



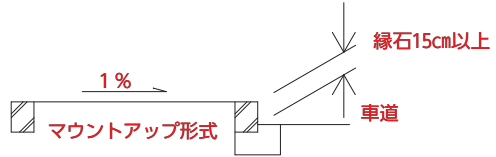
縁石が突出するため、柵等の設置が望ましい

【図1.3】 縁石の高さ

■一般部（セミフラット形式）



■一般部（マウントアップ形式）



②歩道（歩道の有効幅員、勾配）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行することができる歩行空間を連続して確保すること。
- (2) 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 歩道（車乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

■整備基準の解説

(1)有効幅員の確保	● 有効幅員は、車椅子使用者同士が安心してすれ違えるように、車乗り入れ部において歩道を切下げる場合であっても、原則として2.0m以上の平坦部を連続して確保する。 ● 有効幅員は、当該道路の地域特性や道路の種類などを勘案して、当該道路での多様な利用形態を踏まえて設定することとし、原則として2.0m以上とする。 なお、車椅子使用者同士が安心してすれ違えるように、車乗り入れ部において歩道を切下げる場合であっても、原則として2.0m以上の平坦部を連続して確保する。	→【図2.1】 【図2.2】参照
(2)縦断勾配	● 縦断勾配は5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、8%以下とすることができる。	
(3)横断勾配	● 歩道の構造は原則として透水性舗装とし、横断勾配は1%とすること。ただし、透水性舗装としない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%とすることができる。	
建築限界の確保	● 安心して通行できる歩行空間を確保するために、歩道上には、高さ2.5m以上の空間を連続して確保する。	→【図2.1】参照 歩道又は自転車道においては高さ2.5mとなっている。 (道路構造令)
施工上の配慮	● 歩道の整備に当たっては、以下のことに配慮する。 ① 標識柱、街灯柱などは、整理統合を図るとともに、設置位置に十分配慮する。 ② 植樹帯については、有効幅員の確保と緑化推進の見地から樹種を選定するなど配慮する。 ③ 防護柵については、ボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱等が歩行者に危険を与えないよう配慮する。 ④ 歩道への乗り上げによる違法駐車や不法占用を防止するため、ボラード等の設置などを検討する。ボラードの高さは、歩行者等がボラードを認知しやすい高さで、かつ歩行者等が行う安全確認を阻害しない高さで	→高木等について、あまり枝が広がらない樹種を選定する等 →【図2.3】参照

	ある必要がある。ポラードの高さは 80cm 程度 85cm 以下、色は周辺と区別のつく分かりやすいものが望ましい。 ⑤ 通行動線上に排水溝やますを設置する場合は、歩行の支障とならない蓋の構造とする。 ⑥ PR シートを敷設し、視覚障害者誘導用ブロック上への商品のせり出しや置き看板、放置自転車等を防ぐ。 ⑦ 歩道に自転車等の駐車施設を設置する場合、歩行者の通行を阻害しない位置とする。	→【図 2.3】参照
--	---	------------

＜整備が困難な場合の施工例＞

- ◇ 沿道の利用状況や道路の交通量等により、歩道の有効幅員 2.0m 以上を確保することが困難な場合には、少なくとも歩道の有効幅員として 1.5m を確保する。

この場合、要所に 2.0m 以上の有効幅員を部分的に確保し、車椅子使用者同士のすれ違いを実現できるようにする。

建築限界

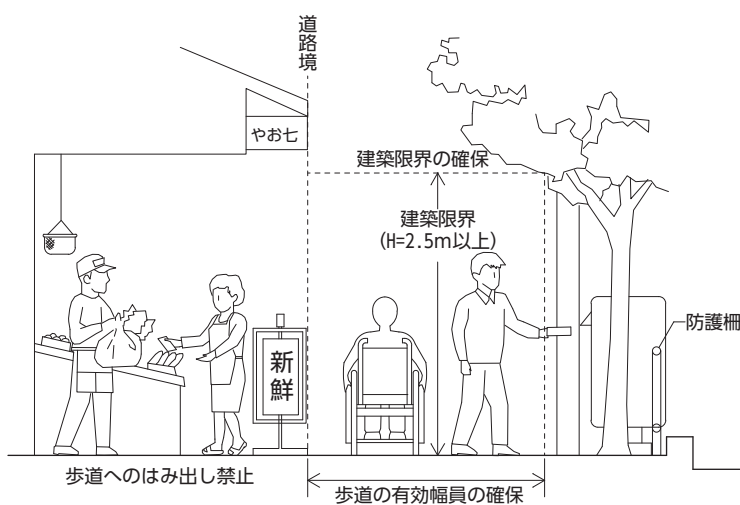
建築限界とは、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという空間確保の限界である。

■望ましい整備

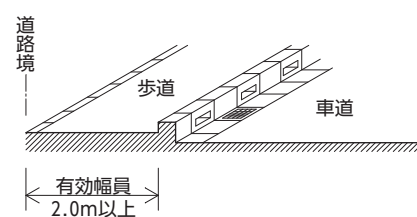
(1) 有効幅員の確保	◎ 将来、障害物などにより有効幅員が狭められないよう配慮する。 ① 有効幅員を狭める路上への商品のせりだし、置き看板、放置自転車等をなくすため、道路の適正な使用について、沿道への PR を実施するなど、住民の意識を高めるとともに、道路形態により、それらの誘発を防止するよう工夫する。 ② 歩道への乗り上げ駐車を防ぐため、車止めや植樹帯など道路構造上の工夫をする。また、歩車道が分離されていない道路についても違法駐車防止の工夫をする。 ③ 歩行者にとって障害となる道路内の電柱については、安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化等により撤去する。 歩道幅員や沿道の状況等により撤去が困難な場合は、建柱位置の検討や細い電柱をたてるなどの工夫をする。	
歩行者と自転車の分離	◎ 自転車は、車道通行が原則であるため、歩行者と自転車の分離を検討する。 ◎ 歩行者と自転車の分離を検討する場合は、車道の活用を基本としつつ、地域の道路事情に応じた整備手法を選定する。整備手法については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局、警察庁交通局）」を参考とする。	

《 参 考 図 》

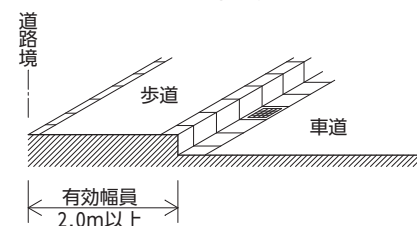
【図2.1】有効幅員の考え方



■セミフラット形式

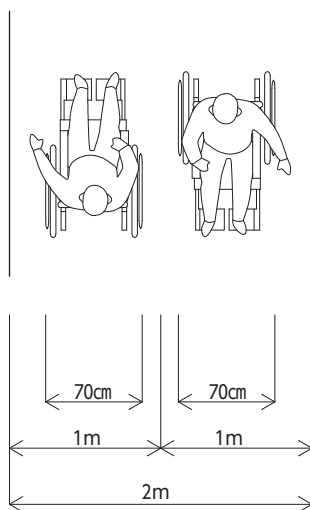


■マウントアップ形式

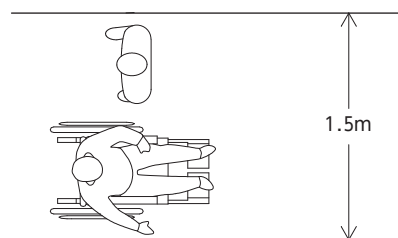


【図2.2】歩道幅員決定の根拠

■車椅子使用者同士のすれ違い

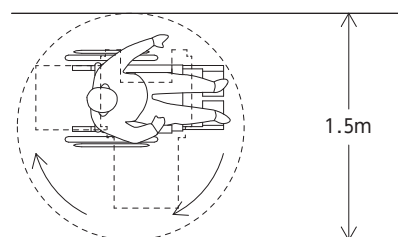


■車椅子使用者と人とのすれ違い



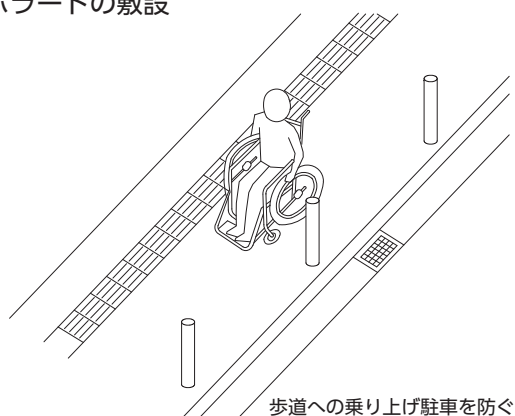
— 転回 —

■車椅子の回転

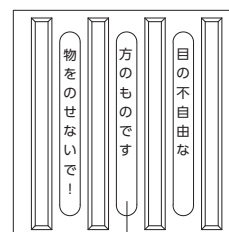


【図2.3】施工上の配慮

■ボラードの敷設



■PRシートの敷設



PRシート貼り付け
視覚障害者誘導用ブロック上への
商品や看板のせり出しを防ぐ

③歩道（歩道舗装）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが、安全で、かつ快適に歩行・移動ができるよう、歩道面は平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

~~歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装の材料を選択すること。~~

歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

■整備基準の解説

平坦性	● 高齢者、障害者等にとっては、わずかな凹凸や段差が、つまずいたり、転倒したりする原因となる。 また、連続する凹凸は、車椅子使用者や乳母車ベビーカーの通行に不快な振動を与える原因となるので、歩道の平坦性確保には十分注意する。 ● 沿道建築物のアプローチが整備されている場合、平坦性の確保には特に配慮する。 ● インターロッキングブロック等の材料は、面取りや目地幅のできるだけ小さいものを使用し、車椅子等の車輪による振動の発生しにくい路面とする。	→歩道の修景等を実施する場合には、舗装材料の選択に十分注意する。 →民地との境界付近の段差は、極力無くすよう配慮する。 →路面が滑りにくすぎるのも、つまずきの原因となる場合があるので、舗装材料の選択には十分注意する。
滑り	● 路面が滑ると、歩きにだけでなく、転倒のおそれがある。 特に、雨などにより、濡れた路面は滑りやすくなるので、舗装材料の選択には十分注意する。 ● 歩道に占有しているマンホール等の蓋についても、平坦性を確保するとともに、歩行性の良い材料を使用する。	→滑りにくさの目安として、湿潤状態の滑り抵抗値 BPN が 40 以上であることが望ましい。
水はけ	● 水たまりができると、歩きにだけでなく歩行の障害ともなるので、施工に当たっては、以下のことを考慮する。 ① 舗装は原則として透水性舗装とする。 ② 平坦性を確保する。	

④⑥歩道と車道との段差（単路部—般的事項）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。
- (2) すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。

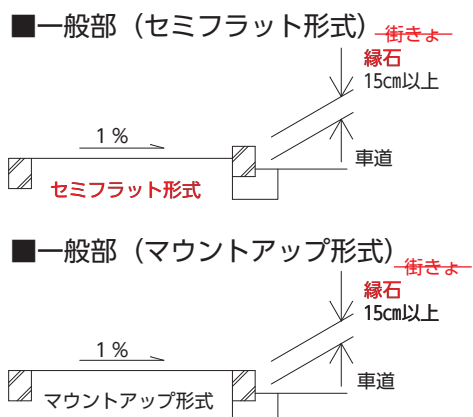
■整備基準の解説

一般部の段差	● 歩車道境界の緑石天端の高さは、車道面から15cmを標準とする。ただし、歩行者等の安全な通行が確保される場合は、必要に応じて5cmまで減少させることができる。	→【図 6.1】参照
(1)横断歩道部等の段差 (車乗り入れ部を除く) 切下げ部の段差	● 車椅子使用者の利便と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩車道境界部には段差を残すこととし、その段差は2cmを標準とする。 ● 横断歩道の途中にある分離帯は、車道と同一の高さとする。なお、歩行者及び自転車の安全な横断を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、歩車道境界部の段差は2cmを標準とする。 ● 区市町村が、当該道路を利用する視覚障害者、車椅子使用者、その他の障害者や高齢者、ベビーカー使用者等、様々な道路利用者の意見を踏まえて定めた縁端構造については、これを採用することができる。	→【図 4.1】参照 【図 4.2】参照 →【図 4.3】参照
(2)すりつけ勾配	● 横断歩道部におけるすりつけ勾配は5%以下（ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合8%以下）とし、勾配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致させる。 また、縦断勾配を設ける箇所には横断勾配を設けないものとする。	→【図 4.2】参照
横断勾配	● 歩道の構造は原則として透水性舗装とし、横断勾配は1%とすること。ただし、透水性舗装としない場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%とすることができる。	→【図 6.1】参照
平坦部の確保	● 横断歩道部においては車椅子使用者等の安全な通行を考慮し、原則として1.0m以上の平坦部を連続して設けることとする。	→【図 4.2】参照
水平区間の確保	● 歩道幅員の広い箇所に切下げを設ける場合は、横断歩行者等の信号待ちのため1.5m程度の水平区間を設けることとする。	→【図 4.2】参照
排水の検討	● 歩車道境界部には、集水ますを設置するなど、水が溜まらないよう十分注意をする。	→ますの位置は通行動線から外すこと。やむを得ず通行動線上に設置する場合には、蓋を歩行の障害とならない構造とする。

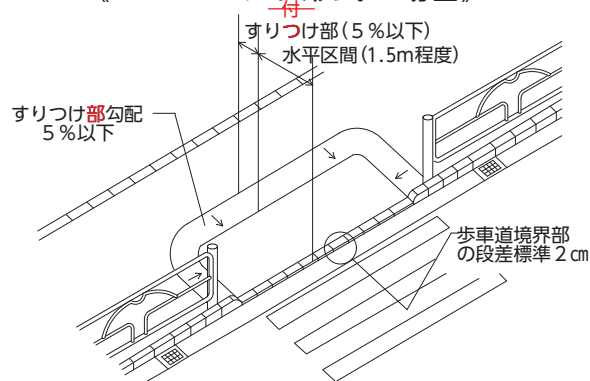
《整備が困難な場合の施工例》

- ◇ 歩道幅員が狭い横断歩道部（平たん部 1.0m 以上+すりつけ部+水平区間 1.5m が確保できないとき）においては、可能な限り、以下の形態とするよう努めるものとする。
- （1）歩道の全幅員を切下げる構造とするか、車道面を上げる構造とする。
 - （2）すりつけをする区間の前後において、歩道面の高さを全幅員にわたり下げ、当該すりつけ区間において 1.0m 以上の平たん部を確保し、5%以下の勾配ですりつける。

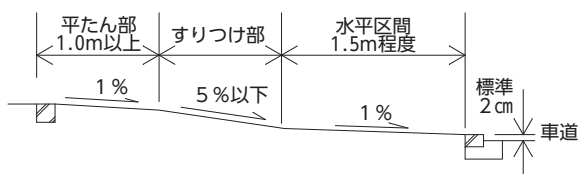
【図4.1】 横断歩道部等の段差(車乗り入れ部を除く)



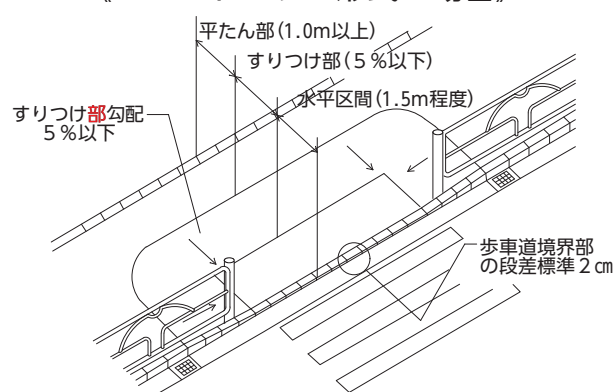
《セミフラット形式の場合》



【図4.2】 横断歩道部における構造

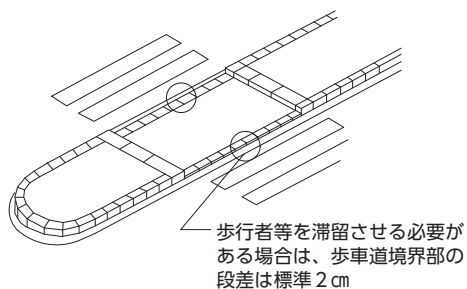
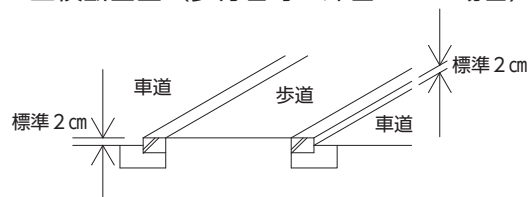


《マウントアップ形式の場合》



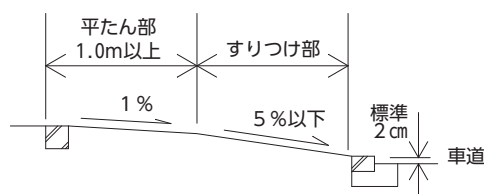
【図4.3】 分離帯の切下げ

■横断図面 (歩行者等を滞留させる場合)

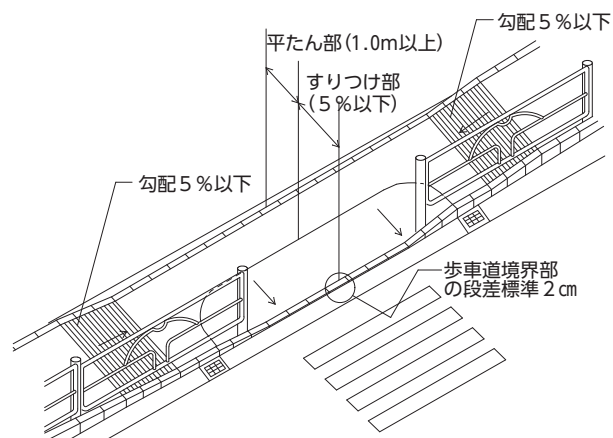
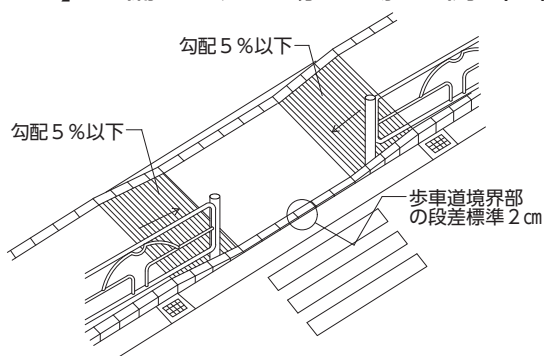


【図4.5】 整備が困難な場合の施工例 (2)

■横断歩道部



【図4.4】 整備が困難な場合の施工例 (1)



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

⑤⑦歩道と車道との段差（交差点部における切下げ）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者の誰もがだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに歩行者の通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮した上で、高齢者、障害者等が円滑に通行することができるような構造とすること。

■整備基準の解説

段差、 すりつけ勾配	● 段差、すりつけ勾配についての考え方は、「⑤⑦歩道と車道との段差（ 一般的事項単路部 ）」と同様とする。	
切下げ構造	● 交差点部で双方向に横断歩道がある場合の切下げ構造は、歩道の幅員により以下のような構造とする。 ① 歩道幅員の広い狭いに係わらず、沿道家屋への出入りに支障とならない箇所においては、交差点部全域にわたり切下げる構造とする。 この場合、大型車両の左折時における歩行者の安全を確保するため、横断歩道と横断歩道の間に防護柵や植樹帯又は縁石等を設けるものとする。 ② 互いに広い歩道幅員を有する道路が交差する場合（平たん部 1.0m 以上＋すりつけ部＋水平区間 1.5m が確保できる幅員）で、全域にわたり切下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、図に示す構造とすることができる。	→【図 5.1】 【図 5.2】参照 植樹帯内の樹木については低木とし、自動車運転者の視認を妨げないこと →【図 5.3】参照

＜＜整備が困難な場合の施工例＞＞

切下げ構造（歩道幅員が狭い場合）

◇ 歩道幅員が狭い箇所（平たん部 1.0m 以上＋すりつけ部＋水平区間 1.5m が確保できないとき）で全幅員にわたり切下げた場合、沿道家屋に影響が出るような箇所においては、歩道全幅員において 5%以下の緩やかな勾配によりすりつけるものとする。

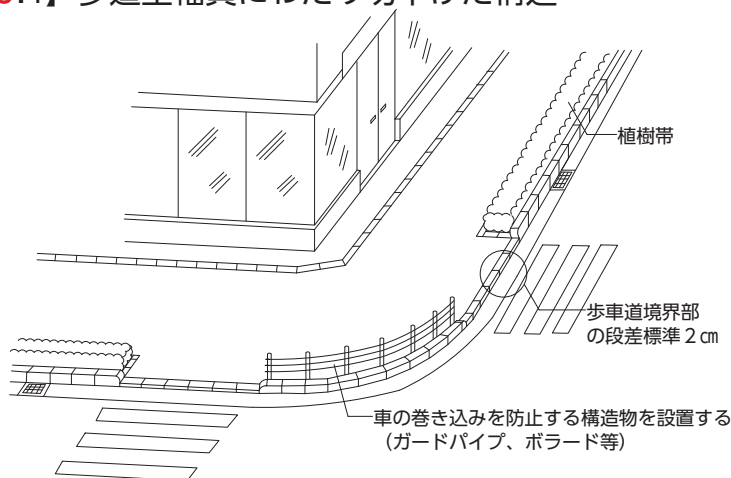
この場合、歩車道境界ブロックの段差を少ない構造にするなど、少しでも滑らかにすりつくような形状を工夫する。

《 参 考 図 》

図番号変更
7→5

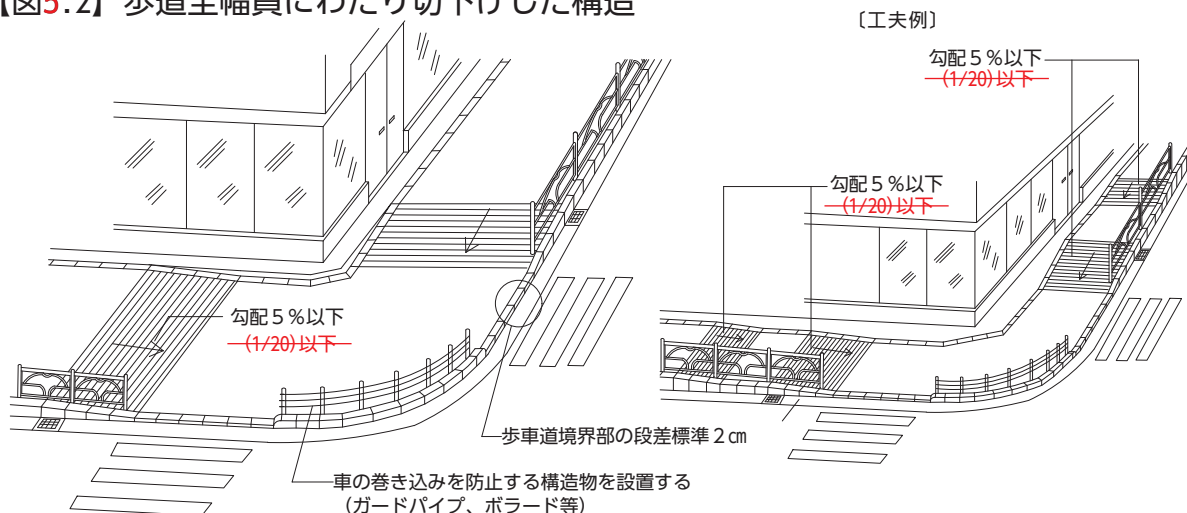
《セミフラット形式の場合》

【図5.1】 歩道全幅員にわたり切下げた構造

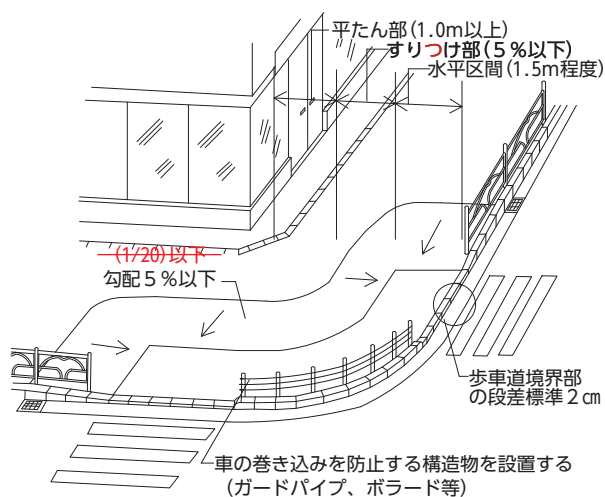


《マウントアップ形式の場合》

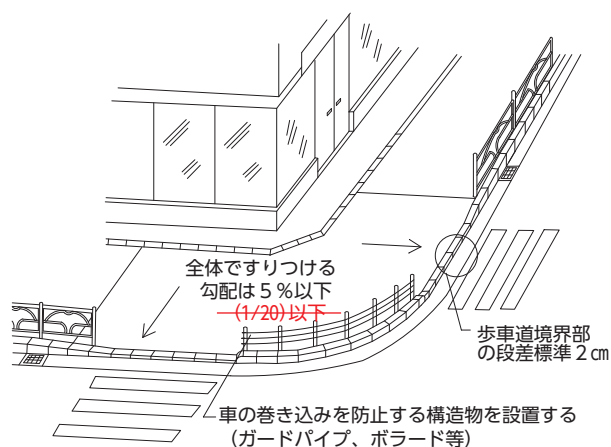
【図5.2】 歩道全幅員にわたり切下げた構造



【図5.3】 広い歩道幅員を有する場合



【図5.4】 整備が困難な場合の施工例



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

⑥歩道と車道との段差（細街路との交差点と交差する場合）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、通行動線上にある段差についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面に段差を設けること。

■整備基準の解説

細街路と交差する場合の構造	● 幅員の狭い細街路と交差する場合は、原則として切下げ構造とし、本線の歩道を連続させる。ただし、交差する細街路が視覚障害者の利用する道路である場合には、歩道からの誘導案内を配慮し切り開き形式とする。この場合、細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げる形式（図 8.2）を原則とする（歩道面と細街路の段差は 2cm を標準とする）。 ● 自動車交通量の少ない細街路と交差する場合は、切下げ構造を基本とし、本線の歩道を連続させ、縁石の段差は 5cm を標準とする。なお、視覚障害者の利用等に考慮し、切り開き形式とする場合は歩道面と細街路の段差は 2cm を標準とする。 ● 幅員の広い細街路と交差する場合、又は自動車交通量が多い場合には、切り開き形式とすることができる。その場合、細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げる形式を原則とする（細街路の路面と歩道面の段差は 2cm を標準とする）。 ● 交差する細街路の自動車交通量が多い場合には、切り開き形式を基本とし、歩道面と細街路の段差は 2cm を標準とする。 ● 切り開き形式とする場合、現場の状況等によって、細街路の路面を持ち上げることが困難な場合は、歩道面をすりつける構造を検討する。 ● マウントアップ形式で切り開き形式とする場合は、細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げることを原則とする。現場の状況等によって、細街路の路面を持ち上げることが困難な場合は、歩道面をすりつける構造としてもよい。なお、細街路の路面と歩道面の段差は 2 cm を標準とする。 ● 詳細な構造の決定にあたっては、細街路の利用状況や幅員等から関係者と協議すること。	→【図 8.1】参照 →幅員の狭い細街路とは、本項では概ね 4.0m 以下の生活道路をいう。 →【図 8.2】参照 →【図 6.1】 【図 6.2】【図 6.3】 【図 6.4】参照 →【図 6.2】参照 →幅員の広い細街路であっても、交通量が極端に少ない場合には切下げ構造とすることが望ましい。 →【図 6.3】 【図 6.4】参照
---------------	---	---

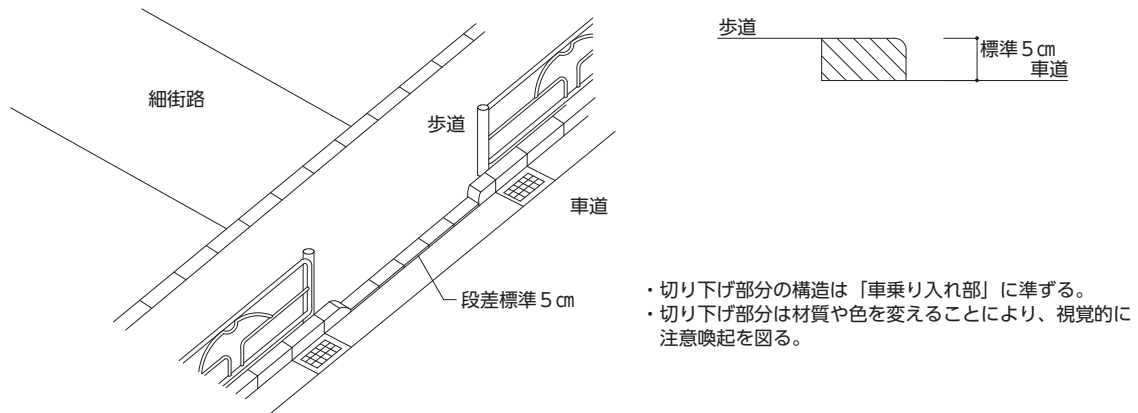
《 参 考 図 》

図番号変更
8→6

《セミフラット形式の場合》

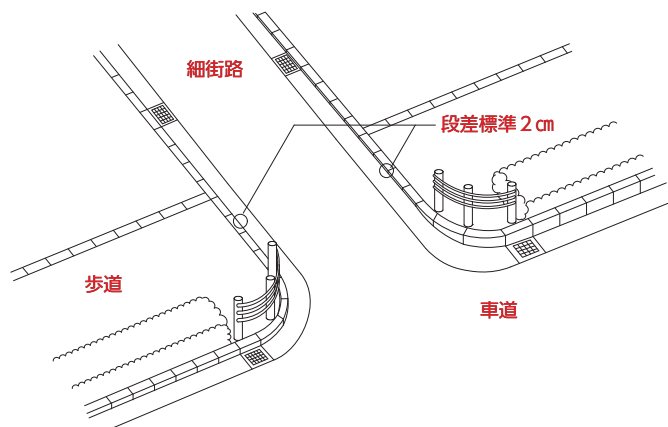
【図6.1】 切下げ構造の場合 ~~幅員の狭い細街路と交差する場合の構造~~
—[原則として切下げ構造]—

〔車乗入れ部の歩車道境界ブロック(標準)〕



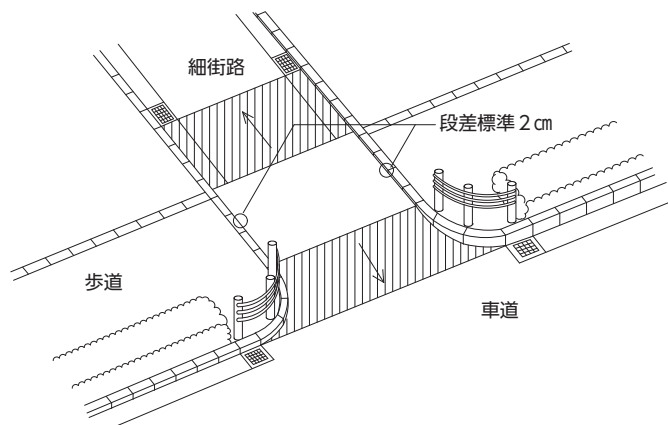
【図6.2】 切り開き形式の場合

新設



《マウントアップ形式の場合》

【図6.3】 切り開き形式の場合〔細街路の路面を歩道の高さまで持ち上げる形式〕

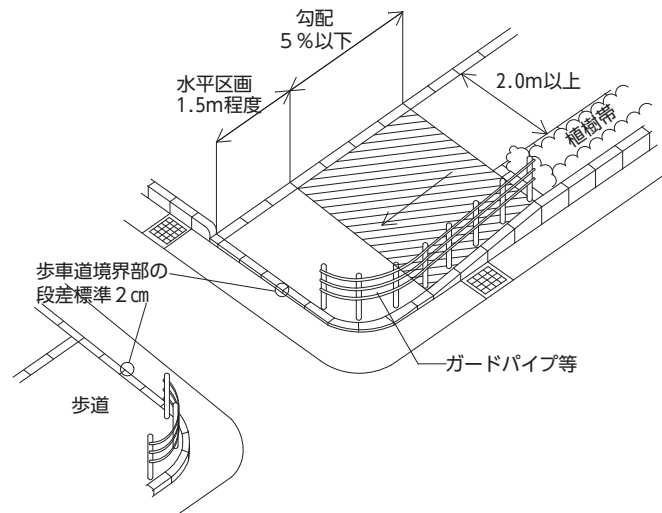


《 参 考 図 》

《マウントアップ形式の場合》

図番号変更
8→6

【図6.4】 切り開き形式の場合〔歩道にすりつける形式〕
~~面を~~



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

⑦ 車乗り入れ部

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、歩行者の通行動線上にある勾配についても歩行のしやすさや安全性を考慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して平たんとなるような構造とすること。
- (2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
- (3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石を用いる場合にあっては、10パーセント以下）とすること。

■整備基準の解説

(1) 車乗り入れ部の構造	● 車乗り入れ部の構造歩道はセミフラット形式を原則とするが、マウントアップ形式とする場合はの車道乗入れ部の構造は以下のとおりとする。 ① 原則として特殊縁石を使用し、可能な限り連続する平たん部を確保するものとする。し、平たん部の幅員は2.0m以上が望ましい。 ② すりつけ部を除いた平たん部が2.0m以上確保できる場合は、通常の切下げ構造とし、植樹帯がある場合は植樹帯の幅の中ですりつけを行う。 ③ 2.0m以上の幅員の確保が困難な場合は、必要に応じて特殊縁石を使用するなど、1m以上の平たん部分を連続して設けるものとする。 ④ 歩道幅員が狭い箇所（平たん部2.0m＋すりつけ部が確保できないとき）において、大型車両の乗り入れがある場合、又は車両の乗り入れが多い場合は、1.0m以上の平たん部を確保できる場合に限り、通常の切下げで施工できるものとする。 ⑤ 上記④の場合において、1.0mの平たん部が確保できないときは、沿道の状況を考慮した上で歩道の全幅員を切下げる構造を検討する。この場合、歩行者の通行動線方向の勾配は5%以下とする。	→【図7.1】参照 →【図7.2】参照 →【図7.3】参照 →【図7.4】参照 「車両の乗り入れが多い場合」とは、ガソリンスタンドや病院等において頻繁に車両の出入りがある場合をいう。 →【図7.5】参照
(2) すりつけ勾配	● 車乗り入れ部のすりつけ勾配は15%以下とする（特殊縁石を用いる場合は、10%以下とする。）。	
(3) 段差	● 車乗り入れ部の縁石の段差は、5cmを標準とする。	→歩車道境界部の段差は、視覚障害者の安全な歩行を確保する上で省略することはできない。横断歩道部における段差（標準2cm）との区別ができるよう配慮する。

・＜整備が困難な場合の施工例＞

沿道の協力が得られる場合（歩道幅員が狭い場合）

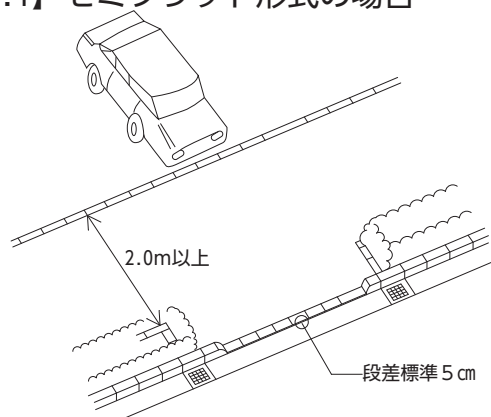
- ◇ 車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ、歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮する。
- ◇ 車乗り入れ部の設置間隔が短く、歩道面に設ける段差すりつけが連続する場合には、排水施設の設置、交通安全対策、民地側とのすりつけ等を勘案し、一定区間において歩道面を切り下げる等、車椅子使用者等の通行を考慮した必要な措置を講ずるよう努める。

《 参 考 図 》

《セミフラット形式の場合》

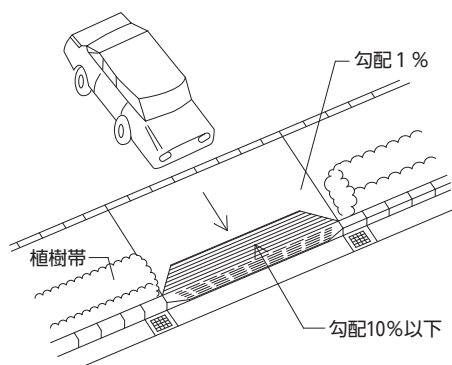
図番号変更
9→7

【図7.1】 セミフラット形式の場合

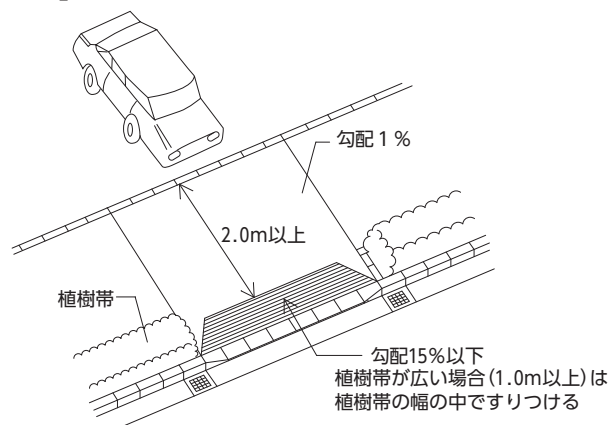


《マウントアップ形式の場合》

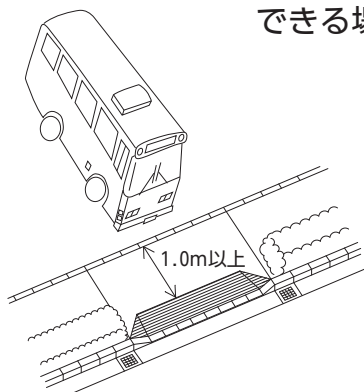
【図7.2】 特殊縁石使用とする場合



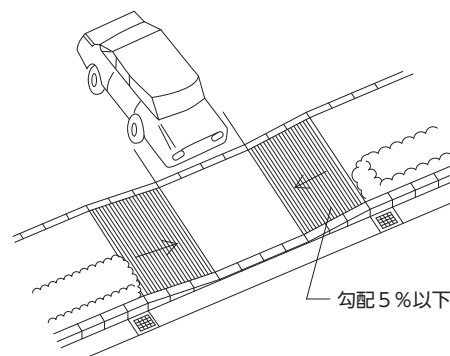
【図7.3】 平たん部が2.0m以上ある場合



【図7.4】 大型車両の乗り入れが多い箇所において1.0m以上の平たん部が確保できる場合

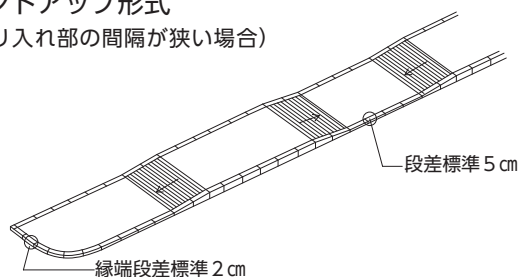


【図7.5】 全断面を切り下げる構造

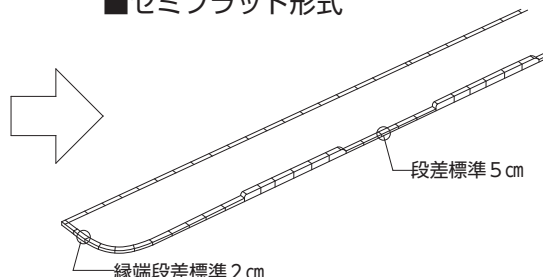


【図7.6】 セミフラット形式で波打ちを解消したイメージ

■マウントアップ形式
(車両乗り入れ部の間隔が狭い場合)



■セミフラット形式



〔図面中、信号機、視覚障害者誘導用ブロックは省略している〕

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

⑧➡横断歩道

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。
- (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。

■整備基準の解説

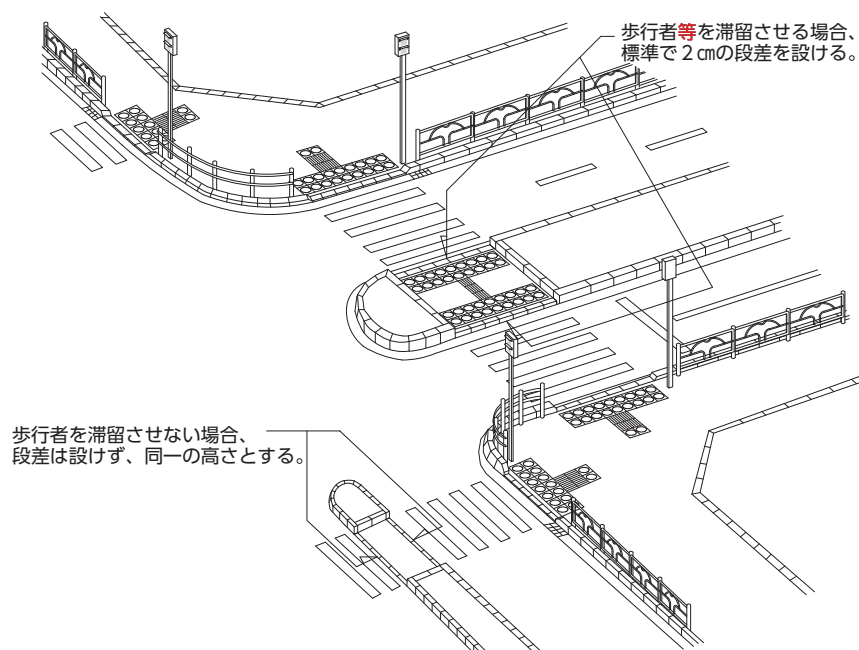
設置場所	● 横断歩道は、歩行者の安全性・利便性等を考慮し、視界の良好な場所を選定して設置する。 また、車道幅員が概ね 5.0m 以上の生活道路で、自動車の交通量や道路を横断する歩行者が多い場所では、歩行者の安全性を考慮して設置する。 信号機が設置されている交差点は、原則として交差点及び交差点付近に設置し、信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員が概ね 3.5m 以上で、次のいずれかに該当する場所に設置する。 ① 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所 ② 沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所 ③ 駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所 単路部については、原則として車道幅員が概ね 5.5m 以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所及び信号機が設置されている場所に設置する。	
信号機	● 信号機の設置に当たっては、以下のことを考慮する。 ① 青時間（点滅時間も含む）については、高齢者、障害者等の歩行速度を考慮する。 ② 押しボタン式信号機の押しボタンの高さは、1.0m を標準とする。 ③ 歩行者用信号灯器は、視認性に優れた LED 式を標準とする。 ● 信号機は、警察庁が定める「信号機設置の指針」に基づき、交通量、道路幅員、隣接信号機との距離、事故発生状況、近隣の学校や病院などの諸施設の有無等を総合的に考慮して設置する。	→「信号機設置の指針（警察庁交通局交通規制課）」参照
分離帯における段差	● 横断歩道の途中にある分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、縁石の高さは 2cm を標準とする。	→【図 8.1】参照

■望ましい整備

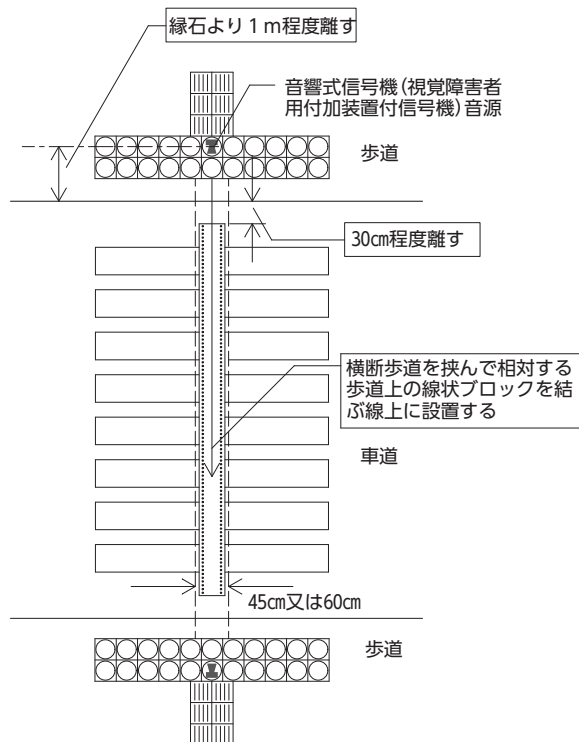
設置場所	◎ 高齢者、障害者等の利用が多い場所においては、横断距離（車道幅員）、歩行者用信号機の有無及び自動車の交通量等を総合的に検討し、高齢者や障害者等の利便を図る。	
------	---	--

信号機	◎ 視覚障害者が日常的に利用し、社会参加の目的に必要な場合においては、音響式信号機を設置する。 ① 音響式信号機の音量、時間帯については、交通量や周辺の環境を考慮して設定する。 ② 音響式信号機の設置については、バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路を優先的に整備する。 ◎ 道路を横断する視覚障害者の利便性、安全性等の向上を図るため、歩行者用信号が青の間に音響を出力し誘導するための信号機（音響式信号機）を以下の場所に優先的に設置する。 ① バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道 ② 視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道 ◎ 横断歩行者の利便を図るため、信号機の表示時間が判る経過時間表示機能付歩行者灯器（ゆとりシグナル）を設置する。 ① 経過時間表示機能付歩行者灯器は、横断歩行者の利用状況を考慮して設置する。 ◎ 横断歩行者の安全性の向上を図るため、待ち時間及び残り時間を表示する経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器（ゆとりシグナル）を設置する。 ◎ 歩行者等の安全を確保するため、歩車分離式信号（自動車等との交錯が生じない信号表示又は自動車等との交錯が少ない信号表示）を導入する ◎ 歩行者の横断に必要な時間は高齢者、障害者等の歩行速度を考慮し、信号表示秒数を設定する	→「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針（警察庁交通局交通規制課）」参照 →「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針（警察庁交通局交通規制課）」参照 →「歩車分離式信号に関する指針（警察庁交通局交通規制課）」参照
視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）	◎ 道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るためを向上させるため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとすることができる突起体の列（以下「エスコートゾーン」という。）を設置する。 ◎ エスコートゾーンは、以下の場所に優先的に設置する。 ① 視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道 ② バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道	→【図 8.2】参照 →「エスコートゾーンの設置に関する指針（警察庁交通局交通規制課）」参照

【図8.1】分離帯における段差



【図8.2】エスコートゾーンの設置図



設置方法

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

【写真8.1】エスコートゾーンの設置例



⑨⑫ 視覚障害者誘導用ブロック

【基本的考え方】

視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者の安全性を確保しつつ、適切な誘導を行う。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比を確保することができると適切な色を選択すること措置を講ずること。

■整備基準の解説

種類	● 視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロック（誘導用）と点状ブロック（警告用）の2種類とする。 ● 線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。 ● 点状ブロックは、主として危険箇所及び曲がり角などの注意喚起並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。	→【図 9.1】参照
設置場所及び設置方法について	● 設置場所及び設置方法については以下のとおりとする。 ① 設置場所及び設置方法については「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（（公社）日本道路協会）を準用する。 ③ 線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。 ④ 点状ブロックは、主として危険箇所及び曲がり角などの注意喚起並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。 ②⑥ 視覚障害者が多く利用する道路、視覚障害者がよく利用する施設と駅又はバス停留所などの交通結節点を結ぶ道路の歩道上には重点的に整備する。 ③⑤ 危険物を回避させる場合、複雑な誘導経路の場合、視覚障害者が頻繁に利用する場合などにおいては、連続的に敷設する。なお、敷設に当たっては、視覚障害者の歩行者動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的な敷設を標準とする。 ④ 電柱などの道路占用物等の施設を避けるために急激に屈曲させることのないよう、官民境界にある塀や建物との離隔 60cm 程度にとらわれず、占用物件を避けた位置に直線的な敷設を標準とする。 ⑤⑦ 通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共交通施設の出入口などに敷設する。 ⑥⑧ 平面的に車両等と混合交通になる箇所（横断歩道部、細街路の切り開き部等）の直前及び階段や急激に縦断勾配が変化する箇所の直前等に設置する。 ⑦ 踏切道手前の歩道への敷設を標準とする。 ⑧⑨ その他、歩道上で特に視覚障害者の誘導を図る必要がある箇所、誘	→【図 9.2】参照 →横断歩道の途中にある複断面の中央分離帯を含む。

	導用ブロックによってその効果があると認められる箇所に敷設する。 ⑨⑩ 敷設に当たっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないよう配慮する。	
形状	● ブロックの形状、寸法及びその配列については、JIS T 9251 によることを原則とする。 ① 点状ブロックの突起を配列するブロック等の大きさは 300mm (目地込み) 四方以上とする。 ② 点状突起の数は 25 (5×5) を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。 ③ 線状ブロックの突起の本数は 4 本を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やす。	→【図 9.1】参照
材質等	● 視覚障害者誘導用ブロックの材質については、以下のとおりとする。 ① 十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとするとともに、退色、輝度の低下が少ない素材とする。 ② ブロックの色は原則として黄色とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できなくなるなど、やむを得ず他の色を使用する場合は、舗装面とブロックとの輝度比が日中の晴天時において2.5以上確保できるようにブロックを縁取るよう舗装の適切な色を変えるなどの対応を標準と選択すること。	→【図 9.2】参照

■望ましい整備

音声誘導	◎ 視覚障害者が多く利用する施設等の周辺地域においては、音声誘導等との併設を積極的に推進する。	
踏切道内の視覚障害者の誘導	◎ 踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、視覚障害者誘導用ブロックとは違う表面に凹凸のついた誘導表示等を設けることが望ましい。整備にあたっては、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(国土交通省)」を参照すること。	
誘導用ブロック	◎ 誘導性を確保するため、極力一つの経路(出入口が複数ある場合は、各出口からの一経路とする)とすることが望ましい。	

《輝度比》

舗装路面上における誘導用ブロックの視認性を表す指標として、輝度比を用いる。

それぞれの輝度を輝度計により測定し、以下の式によって算出する。

なお、輝度比 1.0 以下の場合は逆数で表す。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{歩道路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

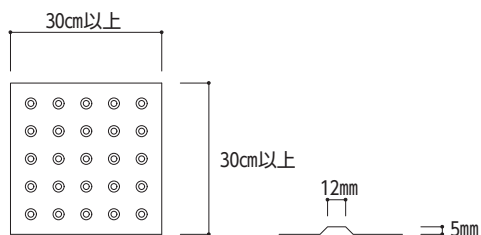
cd:カンデラ(光度)

《 参 考 図 》

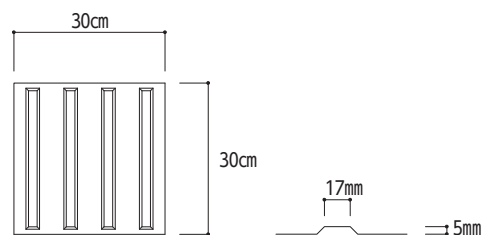
図番号変更
12→9

【図9.1】 種類（JIS T 9251による 資料編（各種規格等）資-100～103 参照）

■点状ブロック



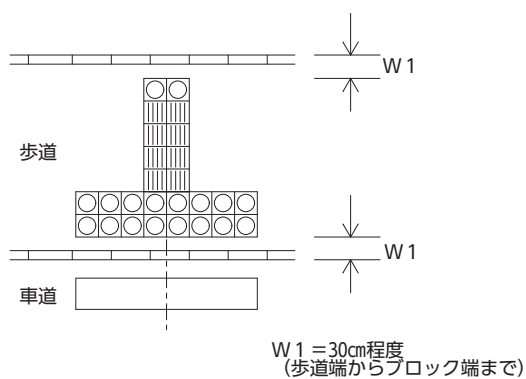
■線状ブロック



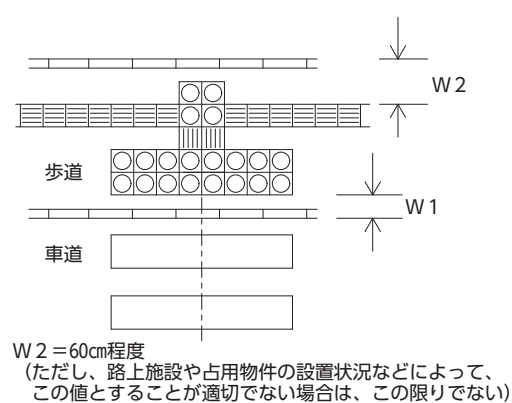
【図9.2】 設置例

横断歩道部の設置例

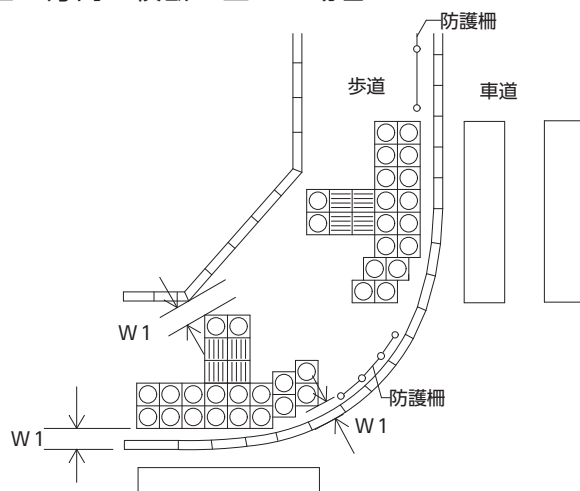
■連続的に案内していない場合



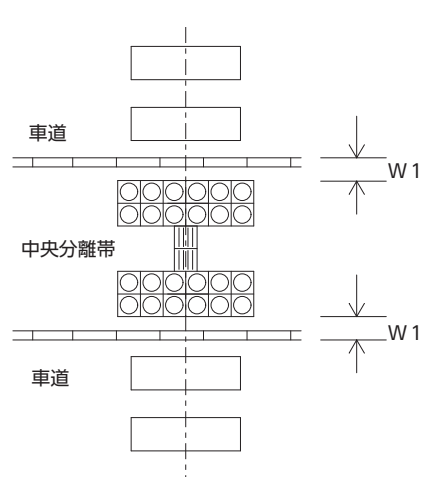
■連続的に直線方向を案内している場合



■2方向に横断が生じる場合

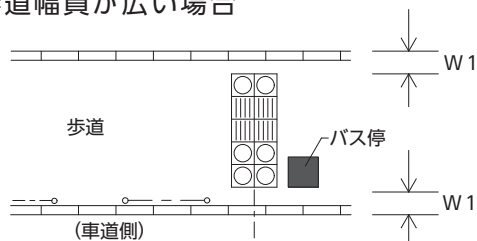


■中央分離帯（広い中央分離帯の場合）

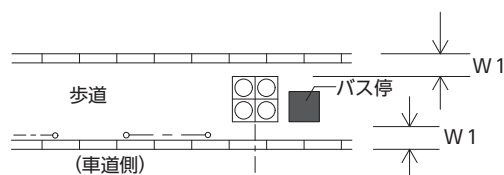


バス停留所部の設置例

■歩道幅員が広い場合



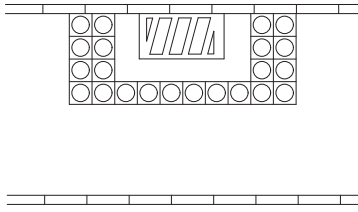
■歩道幅員が狭い場合



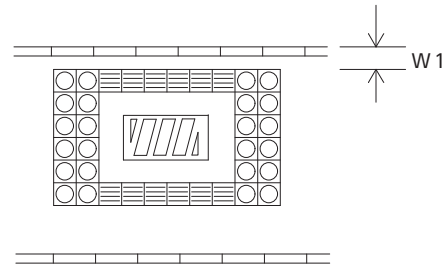
《 参 考 図 》

危険物回避の設置例

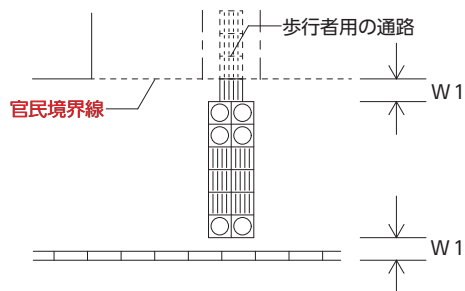
■障害物を囲んだ例



■歩行経路を案内した例

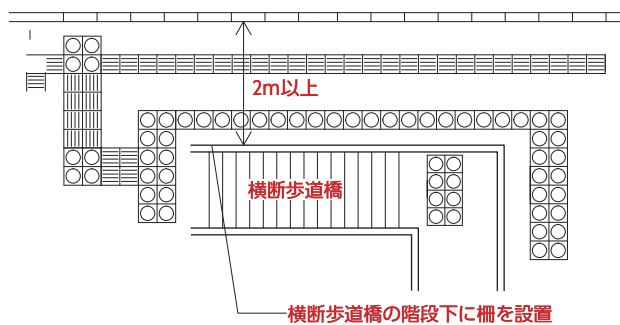


■施設等入口部設置例

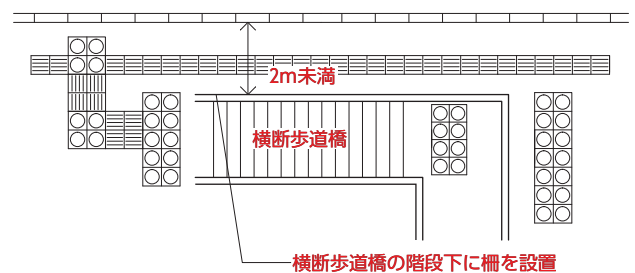


新設

■横断歩道橋階段回りの設置例 (有効幅員が2m以上)

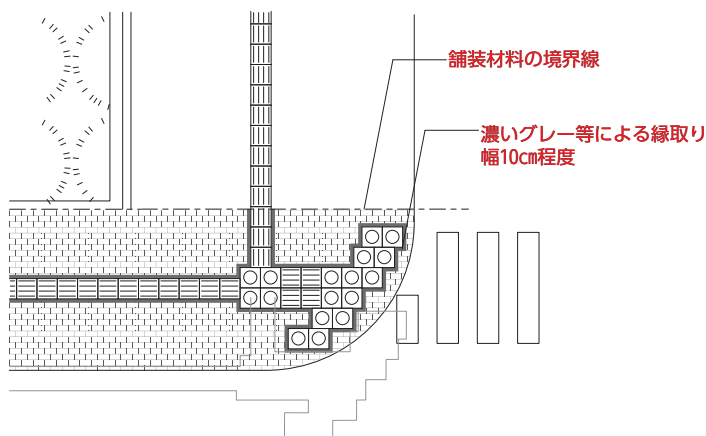


■横断歩道橋階段回りの設置例 (有効幅員が2m未満)



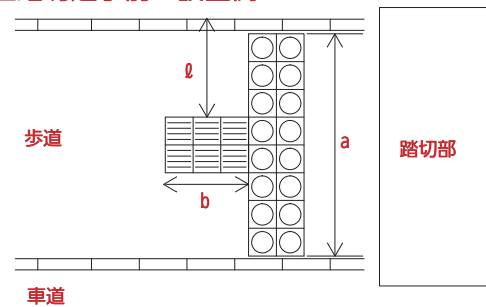
輝度比を確保するための設置例

■舗装の色が黄色に近く、 輝度比を確保できない場合の設置例



踏切道の設置例

■踏切道手前の設置例



ℓ: 60cm程度

(ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)

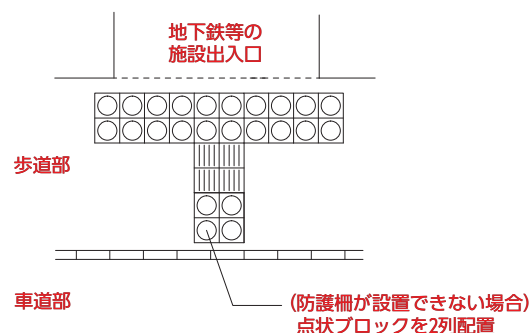
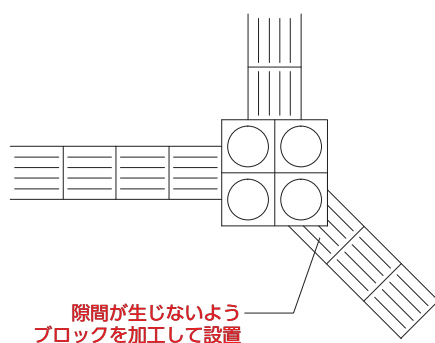
b: 点状ブロックへ誘導するために必要な長さを設けるものとする

《 参 考 図 》

その他の設置例

■誘導用ブロックを斜めに接続する場合の設置例

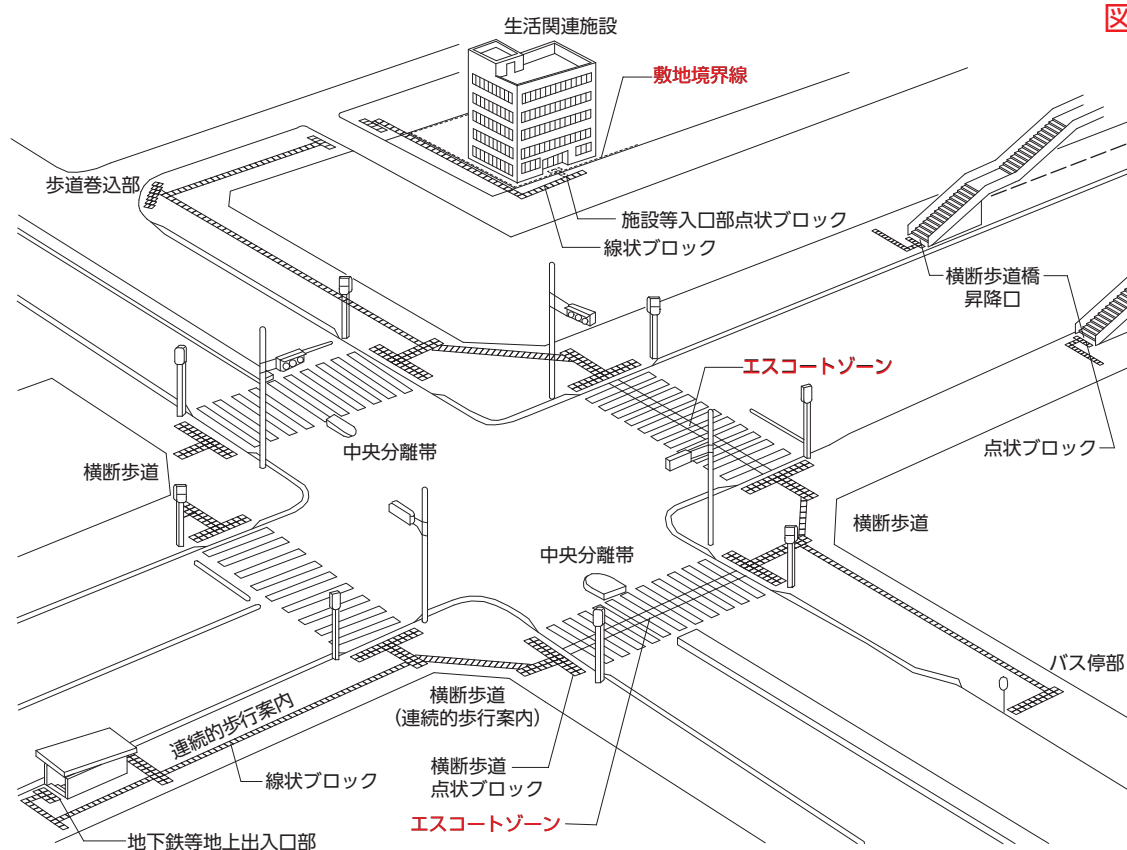
■地下鉄等の施設の出入口等の設置例



【図9.3】面的に設置した例

(旅客施設及びバス停から生活関連施設までの連続的な設置例)

図変更



- ・線状ブロックは、主に誘導対象施設等の方向を案内
- ・点状ブロックは、屈折・屈曲分岐点、横断歩道等の主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内

⑩④ 立体横断施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。

■整備基準の解説

立体横断施設 整備に当たっ ての配慮事項	● 立体横断施設には、横断歩道橋、地下横断施設の他、ペDESTリアンデッキを含むものとする。 ● 立体横断施設の整備に当たっては、「立体横断施設技術基準・同解説（（公社）日本道路協会）」に基づき実施するものとするが、以下のことについては特に配慮すること。 ① 立体横断施設を利用する歩行者の安全を確保するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。 ② 階段部の直前には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。踊り場において、長さが2.5mを超える場合、又は折り返しの場合には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ③ 階段部においては、滑り止めの色を踏面と対比させることなどにより、可能な限り段鼻を明確にする。 ④ 誘導用の手すりを連続して設ける。 ⑤ 手すりは原則として二段式とするを両面に設ける。 ⑥ 手すりの端部及び要所には、現在位置、施設案内等を点字表示する。 ⑦ 手すりの形状その他については、建築物編「②⑩手すり」を準用する。 ⑧ 階段部その他の舗装については、滑りにくいものとする。	→【図 10.1】参照 →特に、階段を降りる者の安全に配慮する。 →【図 10.1】 【図 10.2】参照 →【図 10.2+】参照 →【図 10.1】 【図 10.2】参照
----------------------------	---	--

■望ましい整備

昇降施設	◎ 地域の实情に応じ、移動等の円滑化が必要と認められる立体横断施設については、スロープの併設又は機械式昇降装置の設置により改良に努める。地域の实情に応じ、エレベーターの設置により改良に努める。ただし、高低差が小さいなど昇降機の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 ◎ エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、立体横断施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める。 ◎ 設置後の維持・管理等について十分検討する。	→【図 10.1②】 【図 4.3】 【写真 10.1】参照 →【図 10.4】参照
------	---	--

ペDESTリアンデッキ

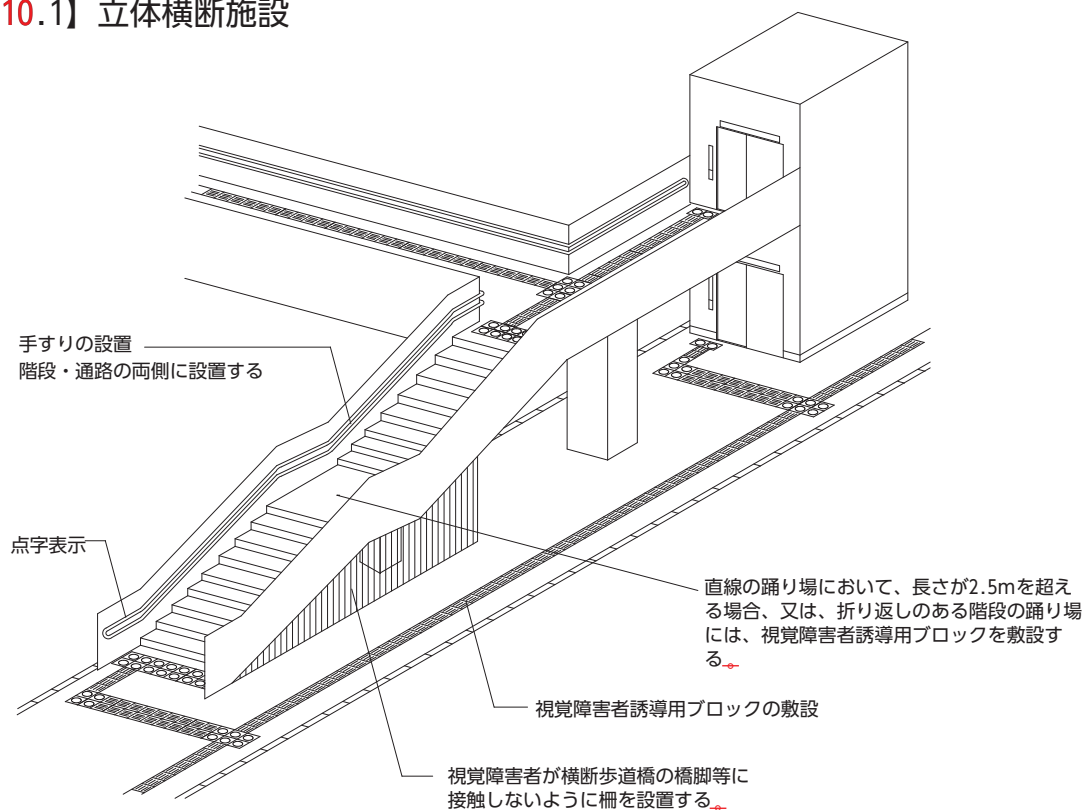
駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路である。駅と商業施設を直結する場合や複数の建物を連続的につなぐ場合などに設けられる。

歩行者と自動車の動線を分離することにより、歩行者の安全と自動車交通の効率化を図るもので、歩車分離の方法のひとつである。

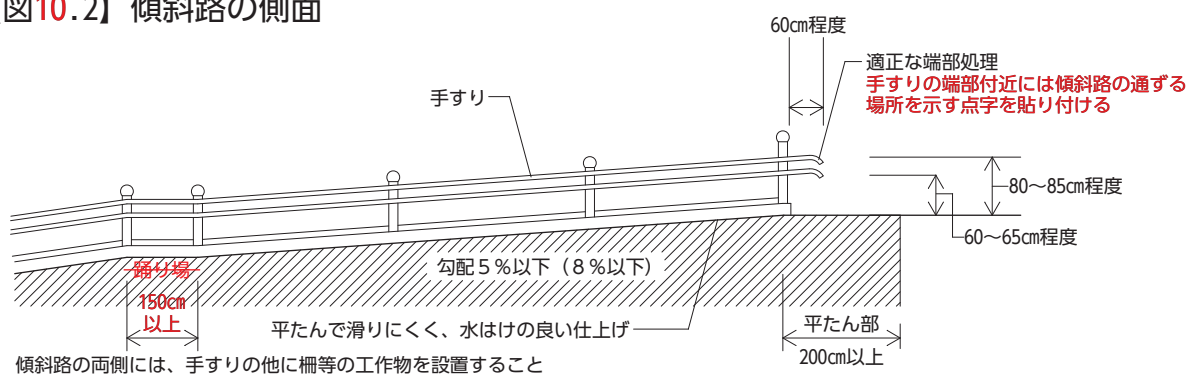
《 参 考 図 》

図番号変更
4→10

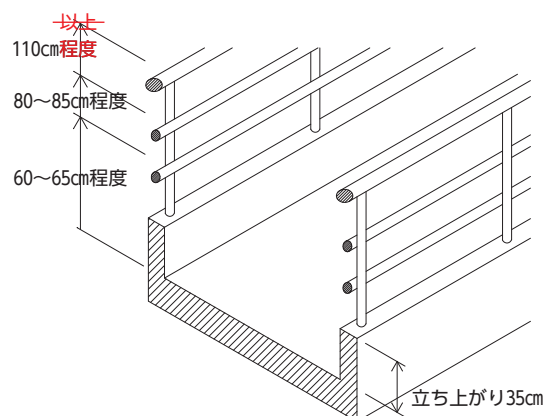
【図10.1】 立体横断施設



【図10.2】 傾斜路の側面



【図10.3】 手すりの断面図

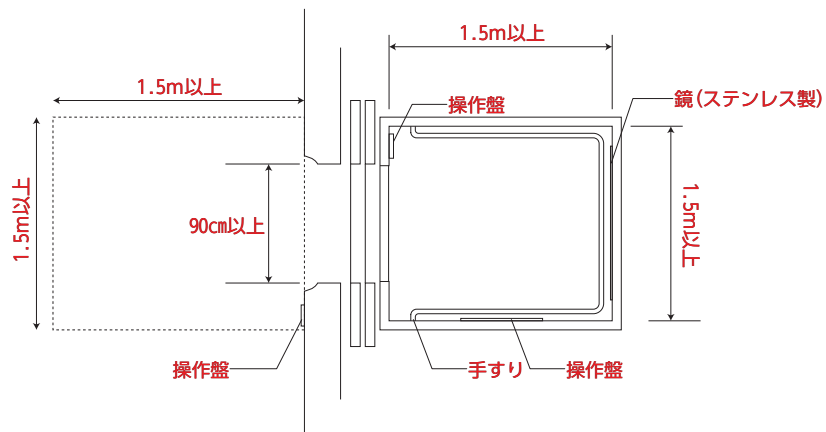


【写真10.1】 スロープの設置例

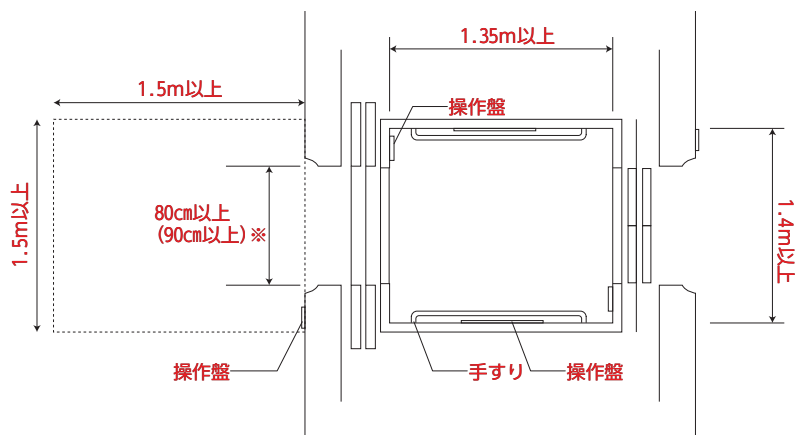


【図10.4】 エレベーターの籠及び出入口の寸法

■出入口が1の場合



■出入口が2の場合



※出入口が複数あるスルー型エレベーターであっても
車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい

⑪⑤ベンチ等

【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが安全に通行できる空間を確保するとともに、休憩、交流等を支える場としての機能を高め、安全かつ快適で親しみやすい道路空間を創造する。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流をすることができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。

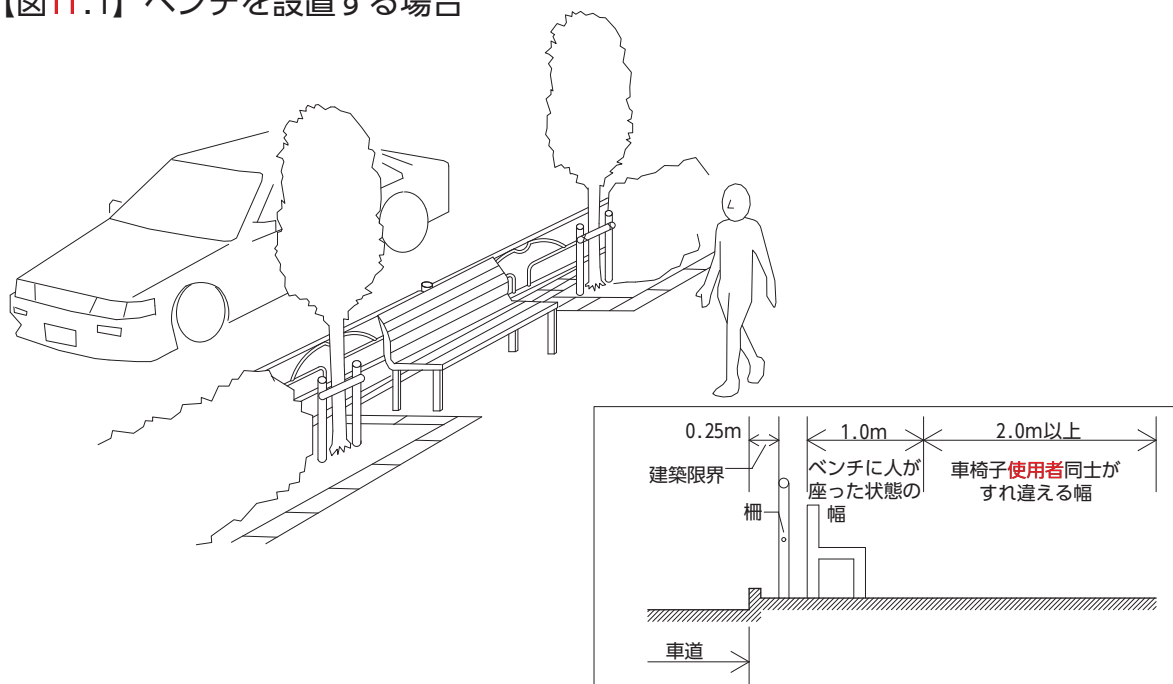
■整備基準の解説

設置箇所	● ベンチ等を設置する箇所の要件は、以下のとおりとする。 ① 一般歩行者等の通行と一般交通に支障とならない箇所 ② 道路管理上必要と判断する箇所 道路管理上必要と判断する箇所とは、以下のいずれかに該当する箇所 (ア) 病院や福祉施設等の周辺において、特に高齢者、障害者等の休憩、又は溜まり機能を確保する必要がある箇所 (イ) 散歩等、単なる移動を目的としない歩行者等のために、休憩施設の設置を必要とする箇所 (ウ) 道路管理者が利便増進誘導区域に指定した箇所 ③ 地元等との合意形成を図ることができる箇所 ● 設置に当たっての歩道幅員の考え方は次のとおりとする。 ① ベンチを設置する場合は、原則として、ベンチに人が座った状態の幅 1.0m と、車椅子使用者同士がすれ違える幅 2.0m 以上を確保すること。 ② 上屋を併設する場合は、原則として、ベンチに人が座った状態の幅 1.0m と、人の滞留幅 1.0m 及び車椅子使用者同士がすれ違える幅 2.0m 以上を確保すること。なお、特例として、人の滞留幅を省略することが可能な場合には、必要幅を 1.0m まで縮小することができる。	→【図 11.1】参照 →【図 11.2】参照
------	--	---------------------------------------

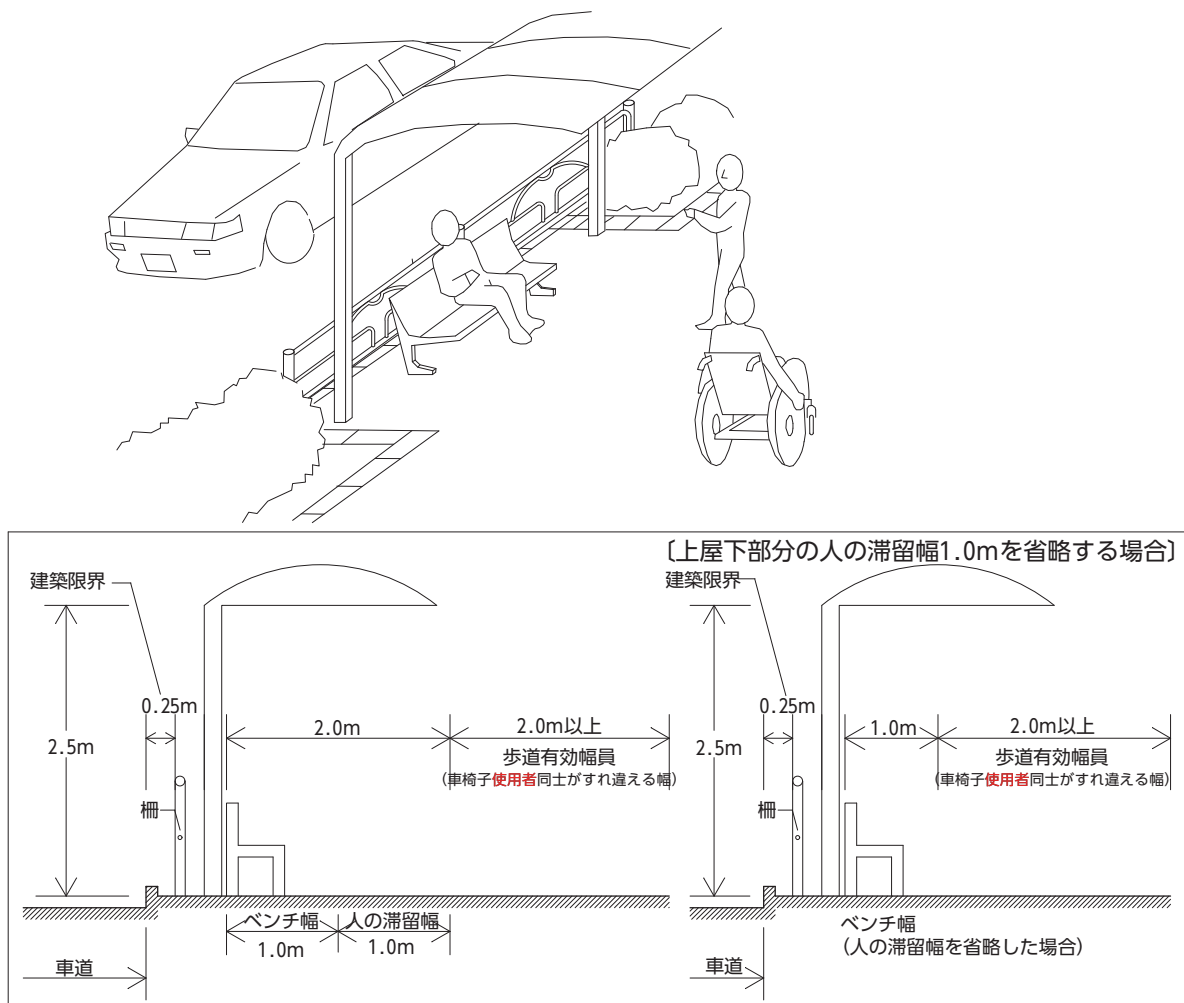
《 参 考 図 》

図番号変更
5→11

【図11.1】 ベンチを設置する場合



【図11.2】 上屋を併設する場合



⑫案内・標示

【基本的考え方】

目的地まで安全で快適にたどりつくために必要な情報や、まちでの暮らしに役立つ情報などを、高齢者、障害者等歩行者のだれもが便利で安全に見ることができる案内及び標示を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等への案内標識を整備すること。
- (2) 標示は、大きめで分かりやすい文字、記号等により表記すること。

■整備基準の解説

① 標示	● 案内標識の設置に当たっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（国土交通省）や「地図を用いた道路案内標識ガイドブック（財）道路保全技術センター」高齢者や障害者、外国人旅行者等が安心してまち歩きを楽しめるよう、わかりやすい案内サインの普及を図るための「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（東京都）」等に基づき実施する。 ● 標示方法については、以下の点を考慮する。 ① 大きめで分かりやすい文字や記号で表記する。 ② 文字については、むらがな平仮名やローマ字英語等を必要に応じ併記する。 ③ 記号による案内標識には、必要に応じて文字を併記する。	→【写真 12.1】 参照
② 位置	● 歩道上に設置する場合、標示板の高さは、車椅子使用者や小児等の見やすさに配慮し、125cm を標準とする。 ● 案内標識の設置位置は、歩行者の通行を妨げることがないような位置（通行動線を外した位置）、かつ自動車運転者等から交差点付近に滞留する歩行者等の視認を妨げない位置とする。	→【図 12.1】 参照 →【図 12.2】参照 歩道の車道側で通行の妨げにならない位置

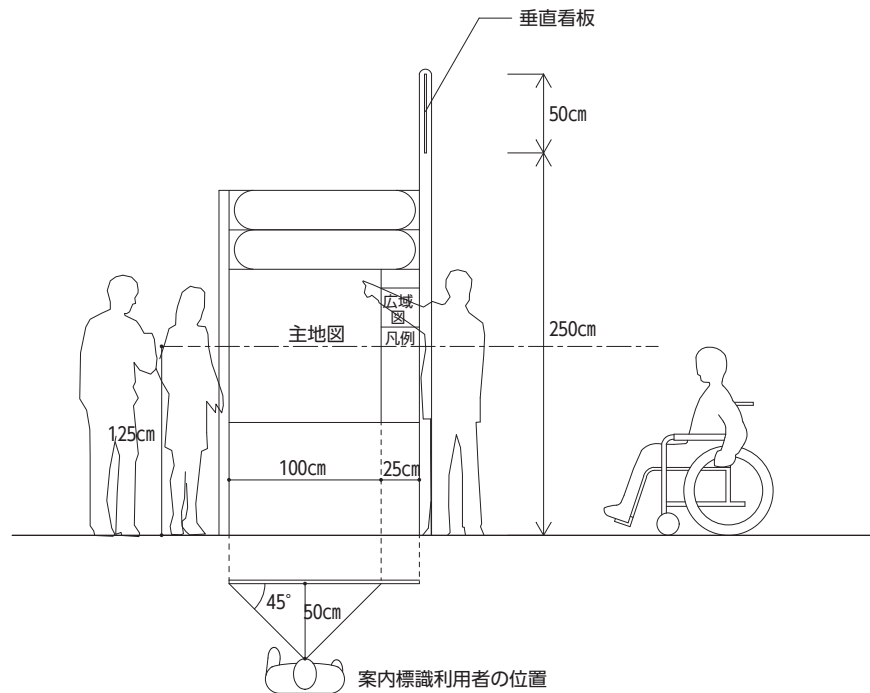
■望ましい整備

視覚障害者への対応	◎ 視覚障害者の利用が多く、音声による案内が可能な箇所には、音声案内を設置する。 ◎ 必要に応じ、点字による標示や手すりによる案内も検討する。	→沿道状況に十分配慮する。
-----------	--	---------------

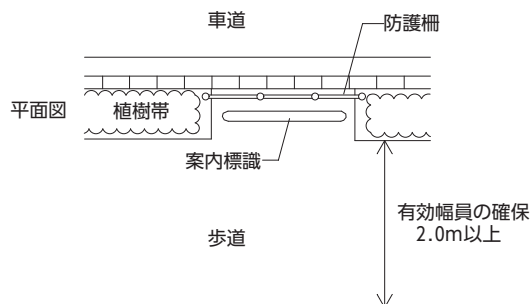
《 参 考 図 》

図番号変更
11→12

【図12.1】案内標識の掲示高さ



【図12.2】案内標識の設置位置



【写真12.1】案内標識の設置例



⑬駐車場（道路の附属物であるものに限る。としての駐車場）

【基本的考え方】

長距離ドライブが増え、女性や高齢者等の自動車運転者が増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるため、安心して自由に立ち寄り利用できる休憩施設を整備する場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる自動車駐車場を設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

■整備基準の解説

自動車駐車場の整備	● 自動車駐車場の整備に当たっては、駐車場関係法令に基づき整備する。 ● 障害者が専用又は優先的に利用できる駐車スペースの位置については、利用施設（便所、休憩施設）の出入口に近い場所とし、施設までの通路は、段差の解消、すりつけ勾配の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、障害者が利用しやすい構造とする。 ● 駐車スペース、通路、床面仕上げ、誘導等については、建築物編「⑫敷地内の通路」「⑬駐車場」を準用する。 ● 便所及び休憩施設等の整備に当たっては、建築物編「⑧便所」「⑨洗面所」を準用する。	
-----------	--	--

■望ましい整備

自動車駐車場の整備	◎ 車椅子利用者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合、当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とする。自動車駐車場の全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	
-----------	--	--

3 公園編

①出入口

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む~~すべて~~**全て**の人が通行しやすい出入口を1以上設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

外部の道路等と接する出入口の構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、地形上又は構造上、次の項に定める構造の園路（※公園編 P2-319）に接続し難い出入口については、この限りでない。この場合においては、整備基準に適合する出入口の位置を明示する案内板を設けること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 警告用の点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。

■整備基準の解説

(1)有効幅	● 車止めを設置する場合は、有効幅 90cm 以上の車椅子使用者が通行可能な部分（車止めの最上部まで有効幅 90cm 以上を確保したもの）を1以上確保する。 →二輪車等の園内乗り入れを規制する場合においても、車止めの形状や配置等を工夫し、電動車椅子等の使用者の通行を確保する。この場合、視覚障害者の利用の支障とならないよう十分配慮する。 →二輪車等の進入を防ぐための車止めを設置する場合は、車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。 ● 二重に車止めを設置する場合は、有効幅 120cm 以上の車椅子使用者が通行できるルートを1以上設ける。 ● 車止めを設置する場合、その前後に 150cm の水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等でこの水平部分が設けられる場合には、これに代えることができる。	→【図 1.1】参照
(5)直接車道に接する場合	● 点状ブロック（警告用）を敷設し、また、境界部に 2cm の段差を設ける。 ● 点状ブロック（警告用）は濡れても滑りにくい仕上げとする。 ● 道路から 30cm 程度離して敷設する。	→【図 1.3】参照 →【図 1.2】参照 →【図 1.2】参照

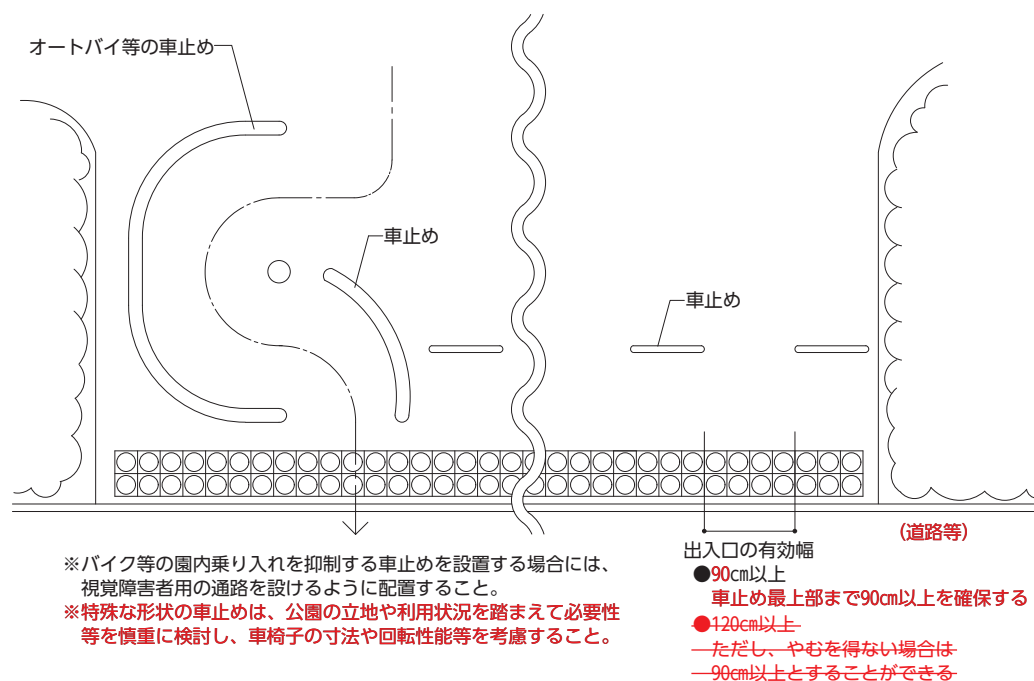
■望ましい整備

(1)有効幅	◎ すべて全ての出入口を整備基準に適合させる。 ◎ 車椅子使用者同士のすれ違いができるよう、有効幅を 180cm 以上とする。 ◎ 車止めを設置する場合は、すべて全ての車止めの間隔の有効幅を 90cm 以上とし、かつ 120cm 以上の箇所を1以上設ける。 ◎ 車止めは、弱視者が認識できる色調（周辺との対比を考慮）とし、高さ 40cm 程度以上、太さ 10cm 程度以上とする。 ◎ 白杖でも車止めの存在が分かるよう、例えば、逆 U 字タイプでは高さ 20cm	
--------	---	--

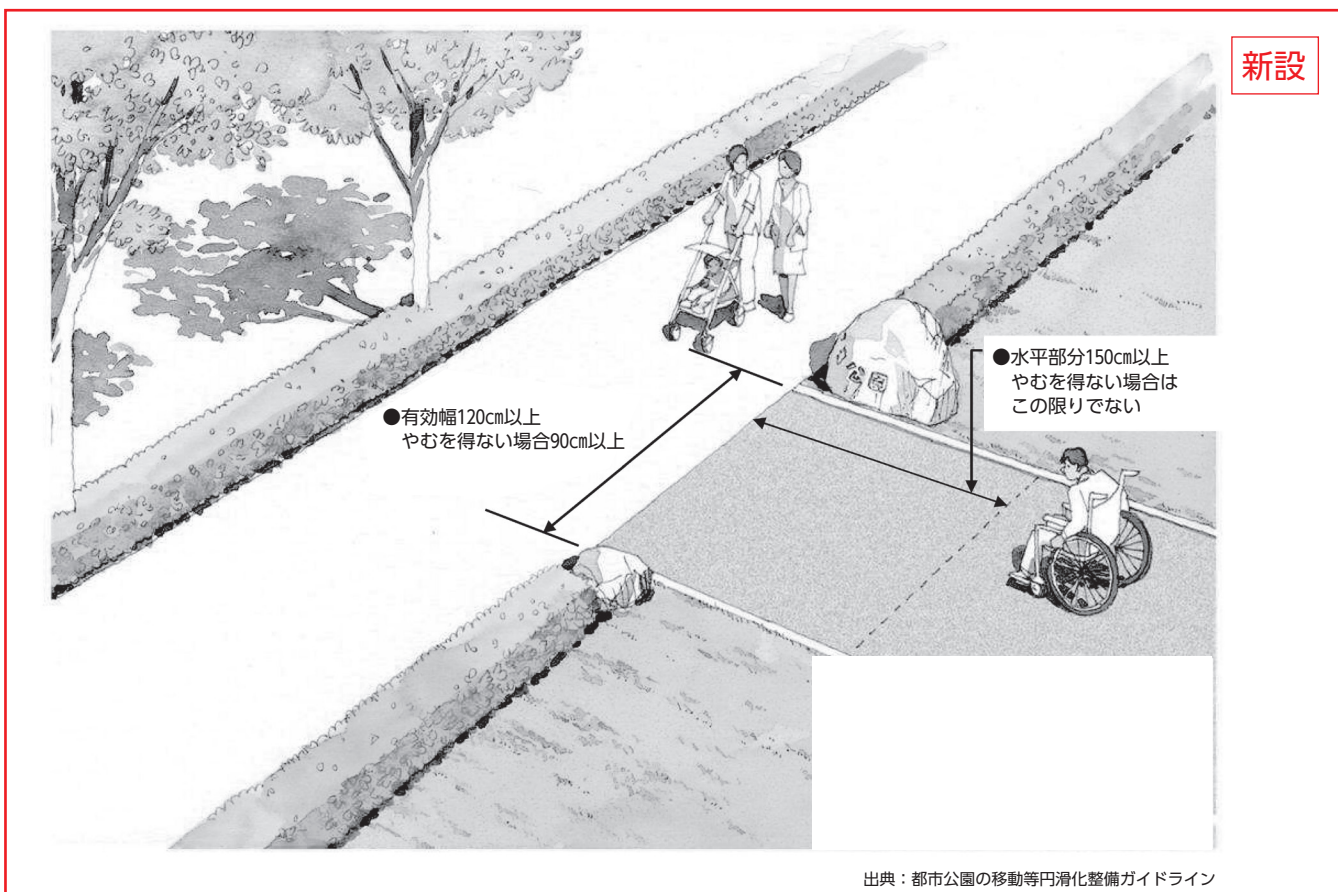
	程度の位置に板状の帯の部分設けた構造とする。	
(2) 段差	◎ 公園外部の急勾配の公道や傾斜地に出入口が接続する場合、公道等の境界に接して8% (1/12) 以下のすりつけとし、公園内に150cm×150cm以上の水平面を設ける。	
車止めの 形状	◎ 避難場所等になっている公園で、あらかじめ車両の侵入が想定されている箇所に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。	

《 参 考 図 》

【図1.1】**広い**出入口の例

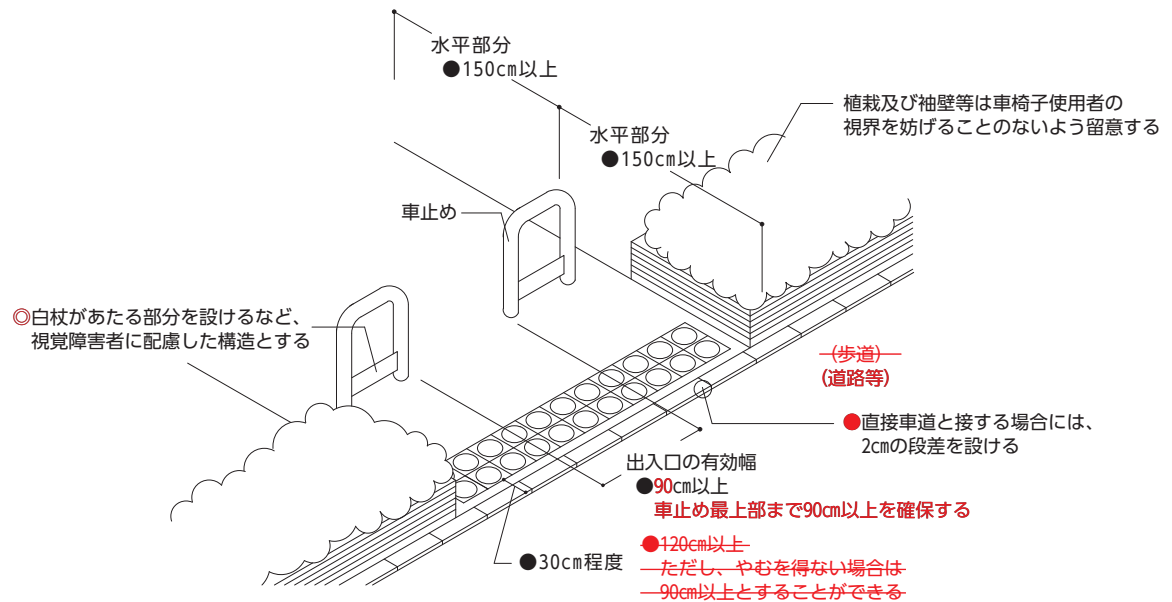


【図1.2】車止めを設けない例



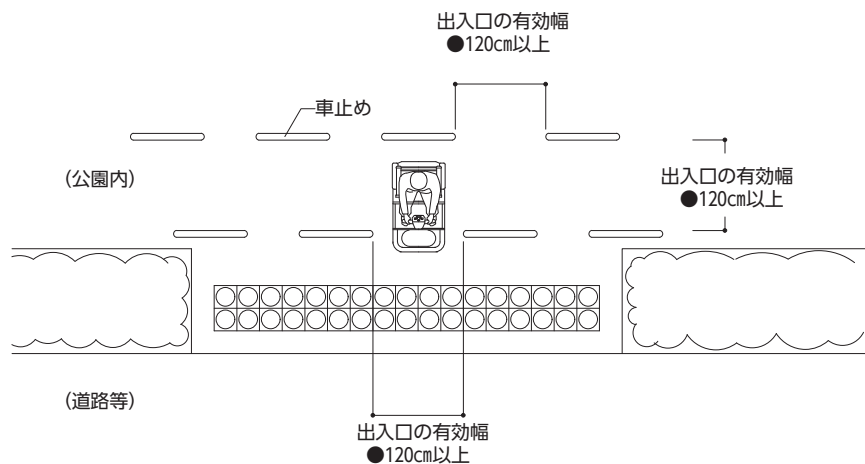
《 参 考 図 》

【~~図1.2~~ 2】 車止めを設けた例

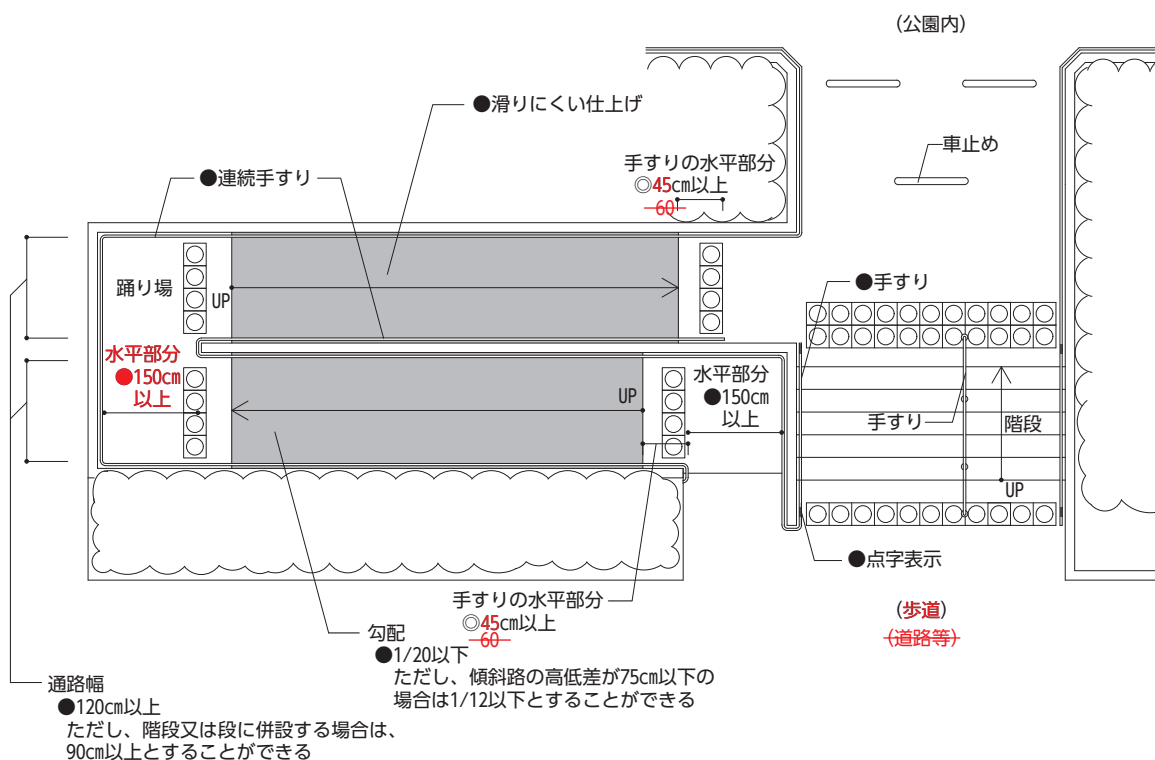


《 参 考 図 》

3
【図1.4】 車止めを二重に設置する例



4
【図1.5】 傾斜路併設の例



②園路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に園内の主要な施設を利用できる園路を 1 以上確保すること。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により 1 以上設けること。当該園路は、前の項に定める出入口（※公園編 P2-314）及び9の項に定める駐車場（※公園編 P2-337）に接続するものとする。また、敷地の境界から当該出入口に至る経路も同様とする。

- (1) 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び 50 メートル以内ごとに、車椅子を転回することができる場所を確保した上で、幅 120 センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、4 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。
- (3) 3 パーセントから 4 パーセントまでの縦断勾配が 50 メートル以上続く場合は、途中に 150 センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 段差を設けないこと。
- (5) やむを得ず段差を設ける場合は、4 の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-327）を併設すること。
- (6) 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は、5 パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8 パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差が残る場合は、その段差を 2 センチメートル以下とすること。
- (7) 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、排水等により特別の理由がある場合は、2 パーセント以下とすることができる。
- (8) 園路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止することができる水平な部分を適宜設けること。
- (9) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (10) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。

■整備基準の解説

(1)有効幅	● 車椅子使用者同士が円滑にすれ違うためには、180cm 以上の有効幅が必要である。 →車椅子使用者と人がすれ違うためには、最低 120cm の有効幅が必要である。 ● 車椅子使用者同士が円滑にすれ違うよう、車椅子使用者が回転できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。 ● 砂利敷き等の園路を部分的に改修して車椅子使用者等が円滑に通行できる部分を設ける場合には、通行帯の有効幅も 180cm 以上とする。	→【図 2.2】参照
(2)勾配	● 縦断勾配が、やむを得ず 4%を超える場合には、高低差 75cm ごとに、長さ 150cm 以上の水平部分を設ける。	→【図 2.2】参照
(5)段差の切り下げ	● 切り下げ部分の有効幅は 120cm 以上とする。	→【図 2.1】参照

(6)段差	● 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。	
(8)観覧場所及び休憩場所	● 観覧場所とは、園路に隣接する施設などを観賞や観覧するためのスペース（植物等（花壇等）の観賞や運動施設等（野球場等）の観覧）をいう。	
(9)路面	● 玉砂利敷きなど、車椅子やベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を設ける。	→【図 2.2】参照
(10)視覚障害者誘導用ブロック	● 点状ブロック（警告用）の敷設については、道路編「⑫視覚障害者誘導用ブロック」の整備基準を準用する。 ● 視覚障害者誘導用ブロック等は、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。	
その他の注意事項	● 水たまりやぬかるみが生じないよう排水について十分配慮する。 ● 路面から高さ 250cm までの空間には障害物がない状態とする。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、衝突防止用の柵等の設置などの措置を講じる。	

■望ましい整備

	◎ すべて 全ての園路を整備基準に適合させる。	
段差	◎ 地形の状況や排水上の必要などにより高低差が生じる場合においても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう、傾斜路を設置するなどの措置を講じる。	
路面	◎ 表面が平滑でない石舗装や玉砂利敷き等の場合で、かつ、通路幅が広い場合は、園路の一部に、幅員 180cm 以上の平たんで固くしまっていて滑りにくい部分を設ける。 ◎ 曲がり角は隅切り又は曲線とする。 ◎ コンクリート舗装と土系舗装の境目等では、経年により段差が生じる場合があるので、段差の発生や段差の解消に努める。	
明るさ	◎ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。 ◎ 夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。 （例えば、出入口への誘導のため、20～50m 間隔で照明灯を設置することなど） ◎ 主要な園路の路面照度は 1Lux 以上、通行の多い場所は 5Lux 以上とする。	
表示	◎ 園路の途中で園路の縦断勾配が変わる場合には、その手前（園路の分岐点等）に最大勾配等を示す標識を設置する。 ◎ 園路の分岐点等では、その先にある施設名称、階段や傾斜路等がある旨の表示を行う。 ◎ 工事などにより園路が一時的に通行できなくなる場合には、円滑に通行できる迂回路を設けて適切に誘導する。	

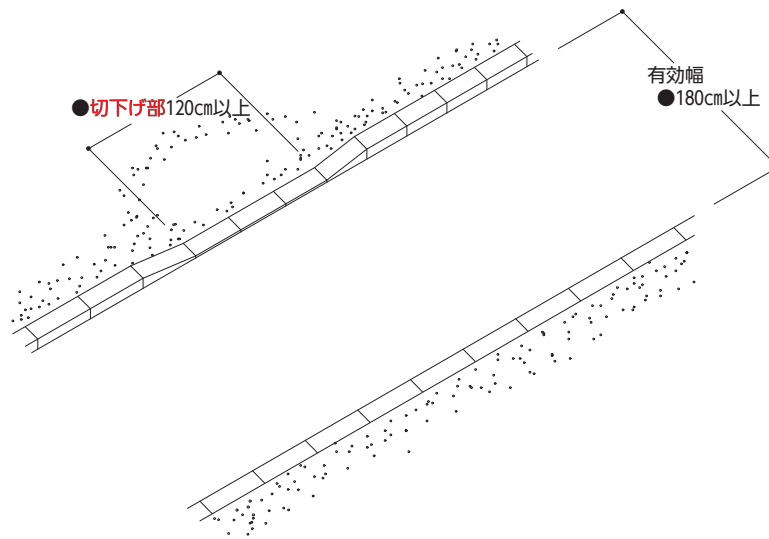
その他の 注意事項	◎ 主要な園路以外の園路においても、高齢者、障害者等が多く利用する園路には手すりを設置する。 ◎ 動物園、植物園等では、移動・観覧の順路が分かりやすいよう、路面を色分けして表示する。 ◎ 安全柵を設置する場合には、車椅子使用者や子どもの視線を遮らないよう、高さや形状に配慮する。 ◎ 車椅子使用者でも樹木等に近づけ、植栽地、花壇の中に入ることのできる通路を設ける。	
--------------	---	--

「整備の対象範囲」

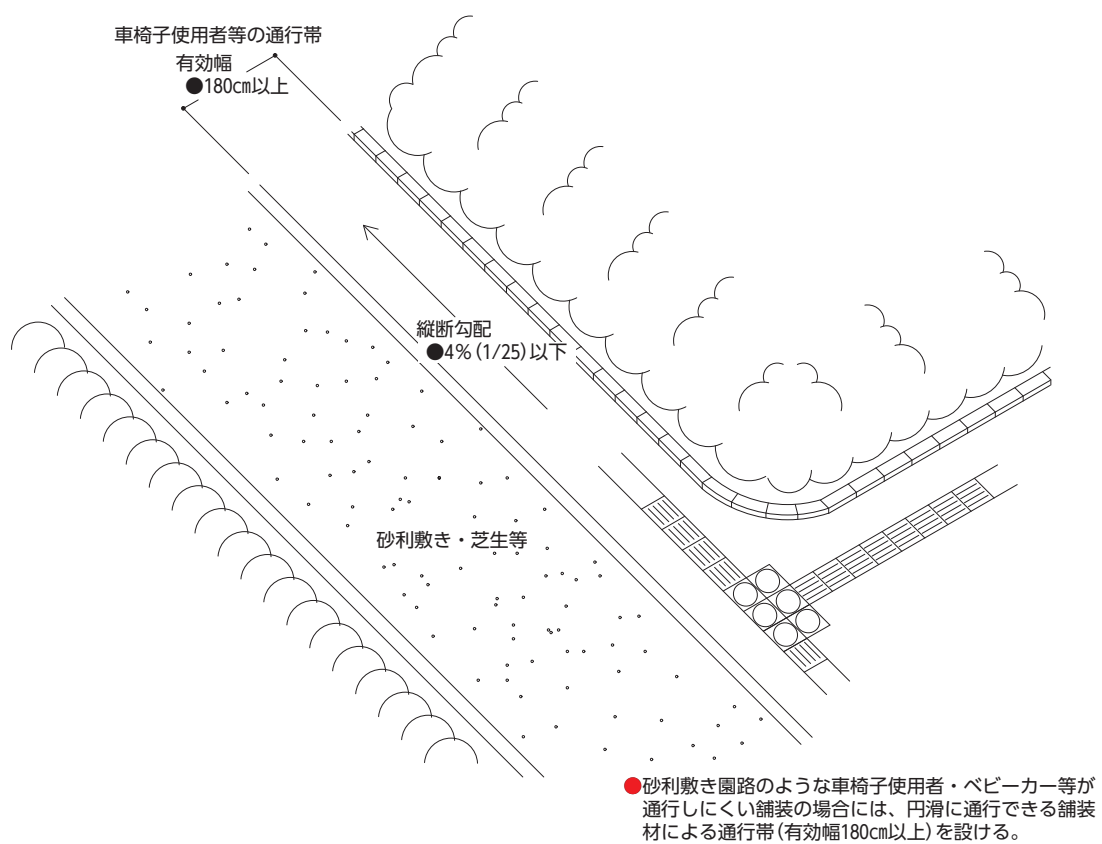
- ◇ 公園等の新たな造成・整備及び既設の施設等を改修等する場合に、整備基準に適合することが義務付けられる。

《 参 考 図 》

【図2.1】園路の例



【図2.2】車椅子使用者等の通行帯の考え方



③階段

【基本的考え方】

高齢者、車椅子使用者等の負担軽減と、転落等の防止を図る。

■整備基準（規則で定めた基準）

階段（その踊り場を含む。）の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 回り段を用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (3) 始終点及び高さ300センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (8) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 前の項に定める園路（※公園編 P2-319）に設ける場合は、次の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-327）を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。
- (10) 階段の始終端部に近接する路面には、警告用の点状ブロックを敷設すること。

■整備基準の解説

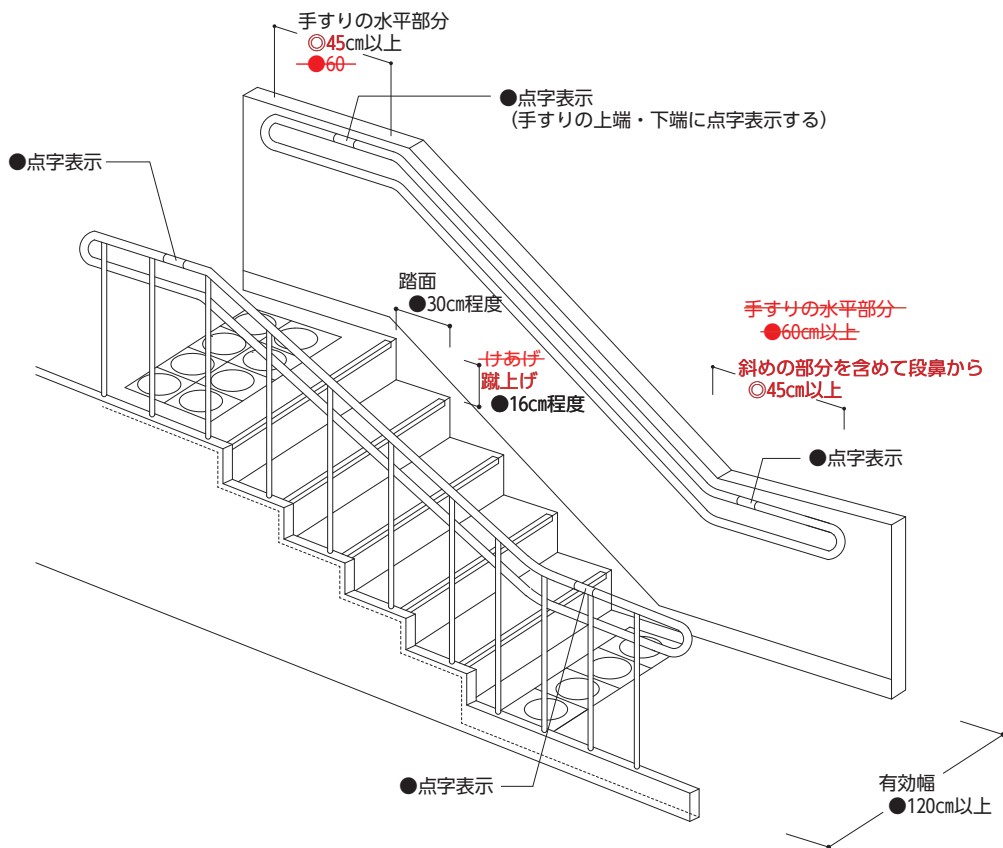
(4)手すり	● 手すりの設置は公共交通施設編「⑦手すり」の整備基準を準用する。 ● 階段の降り口には60cm以上、昇り口には30cm以上の水平部分を設ける。	
(5)点字	● 点字による表示方法は JIS T 0921 規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ● 点字は、はがれにくいものとする。	→資-94・95 参照
(7)路面	● けこみ板を必ず設け、段鼻は突き出さない。 ● けこみ蹴上げは16cm程度、踏面は30cm程度、けこみは2cm以下とし、同一階段ではけこみ蹴上げ、踏面の寸法は一定にする。 ● 段の位置が分かりやすいよう、段鼻と踏面の明度・色相又は彩度の差を大きくする。	→【図 3.3】 【図 3.4】参照
(8)立ち上がり	● 立ち上がりの高さは、白杖で確認しやすいよう、高さ5cm以上とする。	
(9)傾斜路	● 利用者の利便性を考慮し、できる限り階段の近接地に設置する。 ● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。 ● エレベーター等の基準は、公共交通施設編「⑧エレベーター」等を準用する。	
(10)点状ブロック等	● 踊り場については原則的に敷設しないものとするが、長さが250cmを超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。 ● 点状ブロック（警告用）は、階段の終始端から30cm程度離して敷設する。	→【図 3.5】参照 →【図 3.4】参照

■望ましい整備

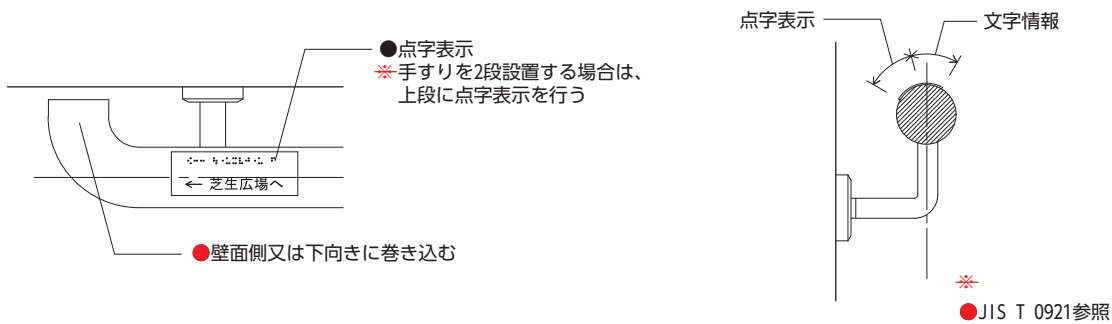
	◎ すべて 全ての階段を整備基準に適合させる。	
踊り場	◎ 高さ 250cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分(踊り場)を設ける。	
手すり	◎ 階段の上端では水平に 45 cm 以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から 45 cm 以上、延長して設置する。 ◎ 階段の幅が 300cm 以上の場合には、中央にも手すりを設ける。 ◎ 主要な動線以外の園路にある階段についても、必要に応じて手すりを設ける。	
点字	◎ 行き先情報として、主要な公園施設等の目的施設や出入口の名称を点字と文字(墨字)と矢印(→)の上下 2 段で併記する。 ◎ 上段の手すりの端部から 10cm 程度の上面向きに設置する。	
路面	◎ 段鼻には、踏面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。 ◎ 注意を喚起するため、階段の全幅員にわたって段鼻の先端から 5cm 以上の部分を黄色や白色など認識しやすい色調にする。ただし、階段の幅が広い場合や景観に配慮を要する場所では、手すりのある側の踏面端から長さ 90cm 以上の部分について行う。	
表示	◎ 階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。	
その他の 注意事項	◎ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさ(20Lux 以上の照度)を確保するよう配慮する。	

《 参 考 图 》

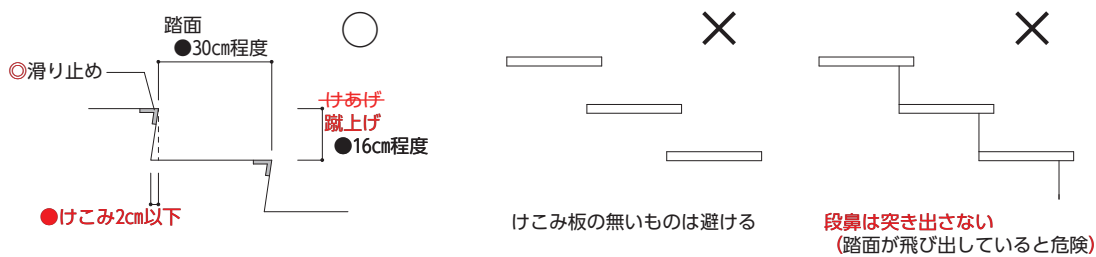
【図3.1】 階段の例



【図3.2】 手すりの端部と点字表示の例

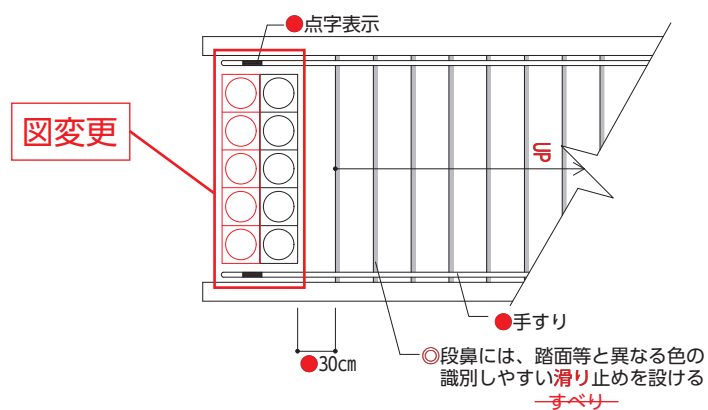


【図3.3】 ~~けあげ~~ 蹴上げ、踏面の形状



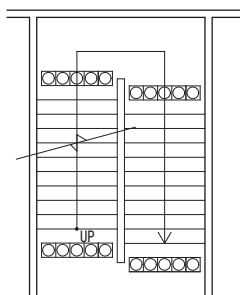
《 参 考 図 》

【図3.4】 階段の前後での点状（警告）ブロックの設置例

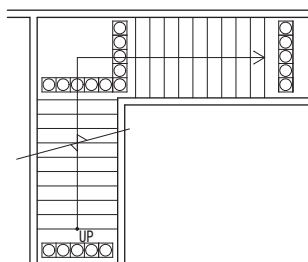


【図3.5】 階段の形状

■折返し階段 ○

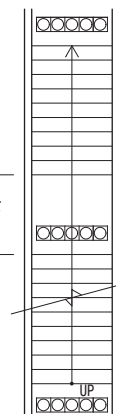


■折返し階段 ○

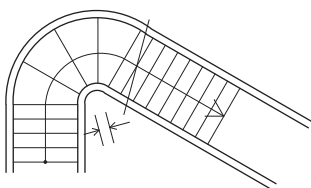


■直線階段 ○

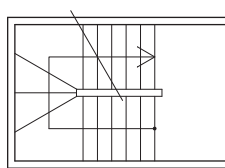
踊り場の幅 ~~幅~~
●踊り場の長さが250cmを
越える場合は、点状
ブロック（警告用）を
敷設する



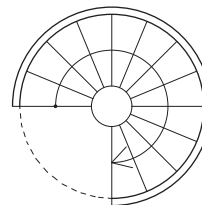
■回り階段 △
(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



■回り階段 △
(構造上困難な場合等に限る)



■らせん階段 ×
(らせん階段は主階段としない)



④傾斜路

【基本的考え方】

園路に高低差が生じる場合には傾斜路を設け、車椅子使用者等の通行を確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができ。
- (2) 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 始終点及び高さ75センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
- (6) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 横断勾配を設けないこと。

■整備基準の解説

(2)勾配	● 傾斜路における車椅子の昇降についての考え方は、建築物編「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の解説を参照のこと。 ● ただし書の高さとは、踊り場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差のことである。	→【図 4.1】参照
(3)踊り場	● 傾斜路の昇り口、降り口及び高さ75 cmごとに、150 cm以上の水平面を設ける。	
(4)手すり	● 手すりの設置は公共交通施設編「⑰手すり」の整備基準を準用する。	
(5)立ち上がり	● 車椅子が脱輪したり、視覚障害者等が足を踏み外すことのないよう、傾斜路の両側に高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。	→【図 4.1】参照
(7)横断勾配	● 表面排水等の必要など、特別な理由がある場合のみ2% (1/50) 以下とすることができる。	

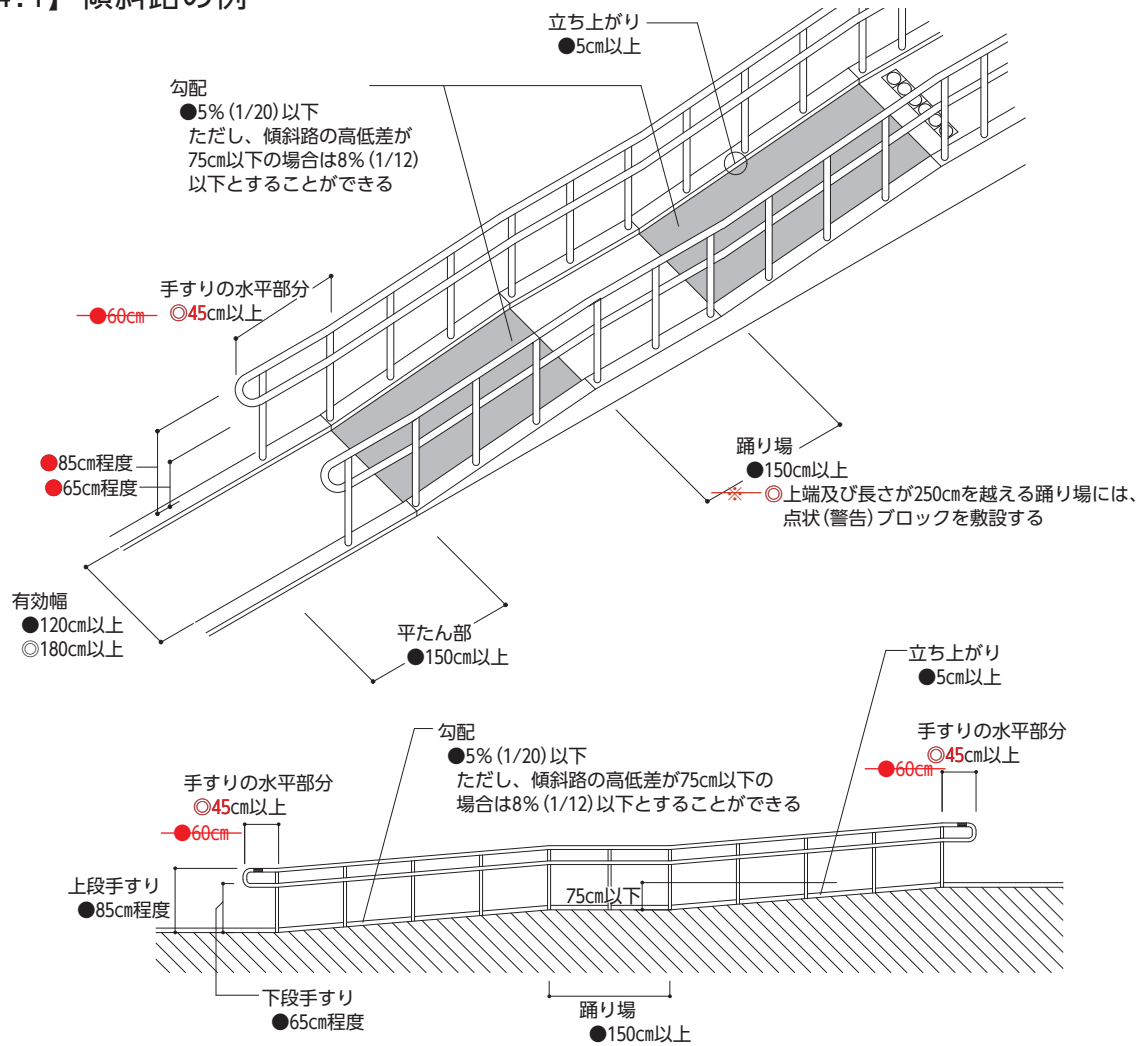
■望ましい整備

有効幅	◎ すべて 全ての傾斜路を整備基準に適合させる。	
手すり	◎ 180cm 以上とする。	
踊り場	◎ 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45 cm以上延長する。	
	◎ 上端及び延長が250cm以上の踊り場には、点状ブロック(警告用)を敷設	

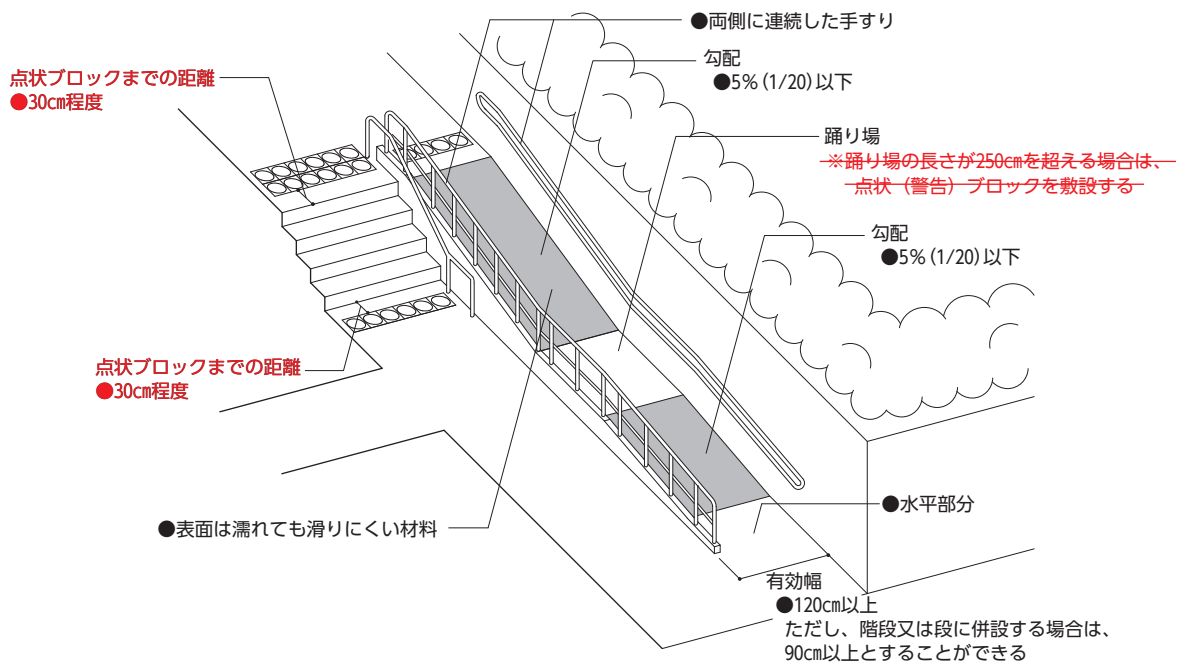
路面	する。 ◎ 傾斜路の昇り口、降り口には+50cm以上の水平面を設ける。 ◎ 傾斜路の面は、舗装材や色を変えるなど、視覚障害者等が識別しやすいものとする。 ◎ 傾斜路の路面は、土では雨水等で不陸を生じやすく、滑りやすくなるため、コンクリート舗装等で捌け引きやノンスリップ処理を施すことが望ましい。	
----	--	--

《 参 考 図 》

【図4.1】 傾斜路の例



【図4.2】 階段と併設する場合の例



⑤転落防止等

【基本的考え方】

転落の危険がある場所での安全確保を図る。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

■整備基準の解説

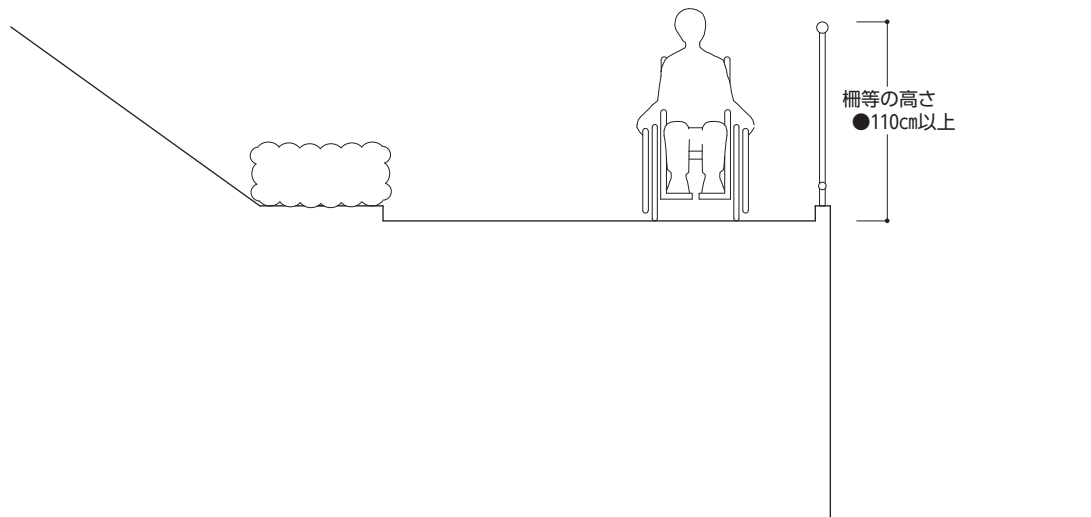
(1)柵	● 転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 110cm 以上で堅固な構造とする。 ● 子どもが登って柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないよう留意する。	→【図 5.1】参照
(2)視覚障害者誘導用ブロック	● 危険箇所の手前 30cm 程度の位置に、危険箇所の全幅にわたって設ける。 ● 点状・線状のブロックを JIS T 9251 に準拠し適切に設置する。	→資-100~103 参照

■望ましい整備

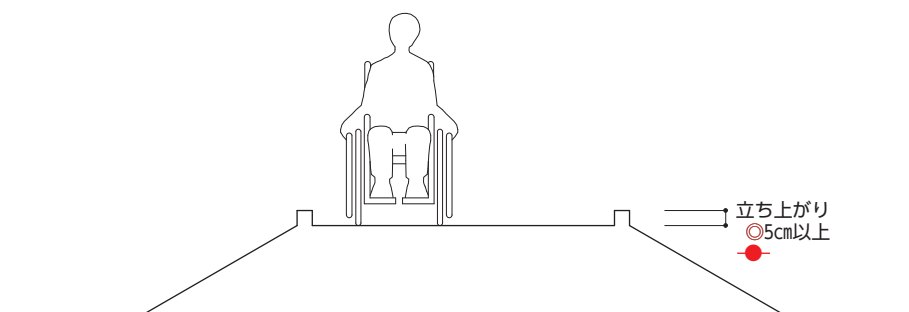
柵・立ち上がり等	◎ すべて全ての転落防止柵を整備基準に適合させる。 ◎ 園路及び広場に近接して、崖、水面、車両の通行などがある場合には、人止め柵や立ち上がり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 ◎ 車椅子の脱輪防止や、白杖での確認ができるよう、高さ 5cm 以上とする。 ◎ 車椅子使用者等の視界を妨げない構造・形状とする。横格子など、子どもが登る可能性のある形状は避ける。 ◎ 柵が縦格子型の場合、縦格子の内法間隔は 11cm 以下とする。	
その他の注意事項	◎ 段差のある場所では、段差があることが分かりやすいよう、標識の設置や、舗装の明度、色相又は彩度、材質などを変える。 ◎ 利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保する。 ◎ その他、危険のある場所では、標識や柵の設置、舗装の色調の変更、音声案内装置の設置、誘導員の配置などにより安全を確保する。	

《 参 考 図 》

【図5.1】 柵等の設置例



【図5.2】 立ち上がりの例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

⑥休憩所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が快適に使える休憩の拠点を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上を次に掲げる構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80 センチメートル以上とすることができる。
- (2) 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4 の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-327）を併設すること。
- (4) 休憩所は、車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。

■整備基準の解説

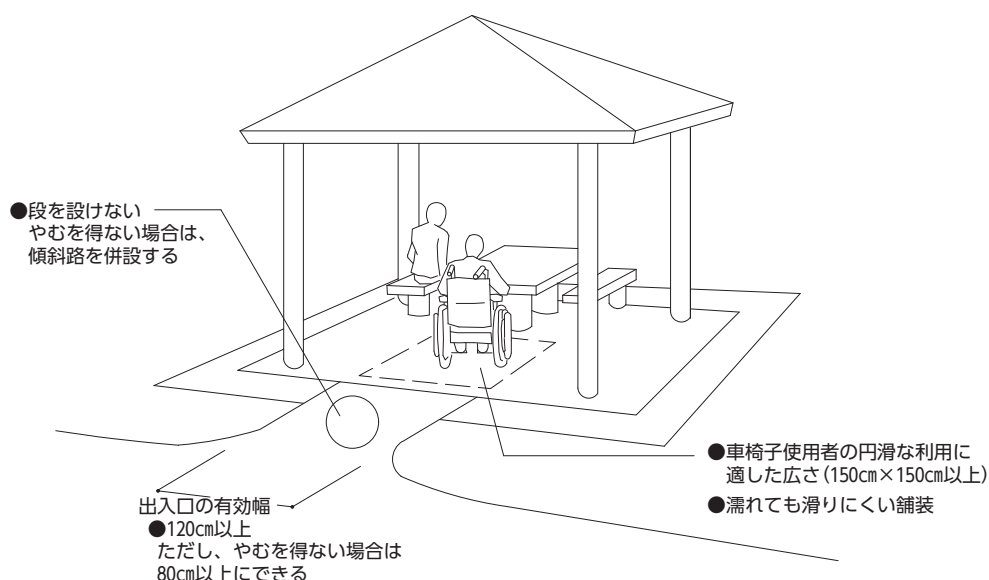
(3)傾斜路	● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」に規定する整備基準を準用する。	
(4)スペース	● 平たんで固くしまっていて、濡れても滑りにくい舗装とする。 ● 車椅子使用者の回転等を考慮し、150cm×150cm 以上の広さとする。	→【図 6.1】参照

■望ましい整備

出入口	◎ 入口の手前には、車椅子使用者の回転等を考慮して 150cm×150cm 以上の水平部分を設ける。 ◎ 直射日光等を遮るための屋根を設ける。	
-----	--	--

《 参 考 図 》

【図6.1】 休憩所の例



⑦野外劇場・野外音楽堂

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む~~すべて~~**全て**の人が座席まで円滑に到達し観覧できるよう、出入口や通路の幅等を確保するとともに、車椅子使用者等のための観覧スペースを設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する野外劇場・野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 出入口及び通路に段差を設けないこと。
- (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-327）を併設すること。
- (4) 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。
- (5) 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。
- (6) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (8) 平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (9) 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (10) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、10の項に規定する整備基準（※公園編 P2-341）を準用すること。
- (11) 計画収容者数が200以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上を、計画収容者数が200を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上を車椅子使用者用観覧スペース等として設けること。
- (12) (11)の車椅子使用者用観覧スペース等の構造は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - イ 段差を設けないこと。
 - ウ 車椅子使用者が転落するおそれがある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
 - エ 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。

■整備基準の解説

(3)傾斜路	● 段差を設ける場合は両側に手すりを設ける。 ● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。	
--------	---	--

(10)便所	● 便所を設ける場合は、「⑩便所」に規定するの整備基準を準用する。	
(12)車椅子使用者用観覧スペース	● 建築物編「⑪観覧席・客席」の整備基準を準用する。	

■望ましい整備

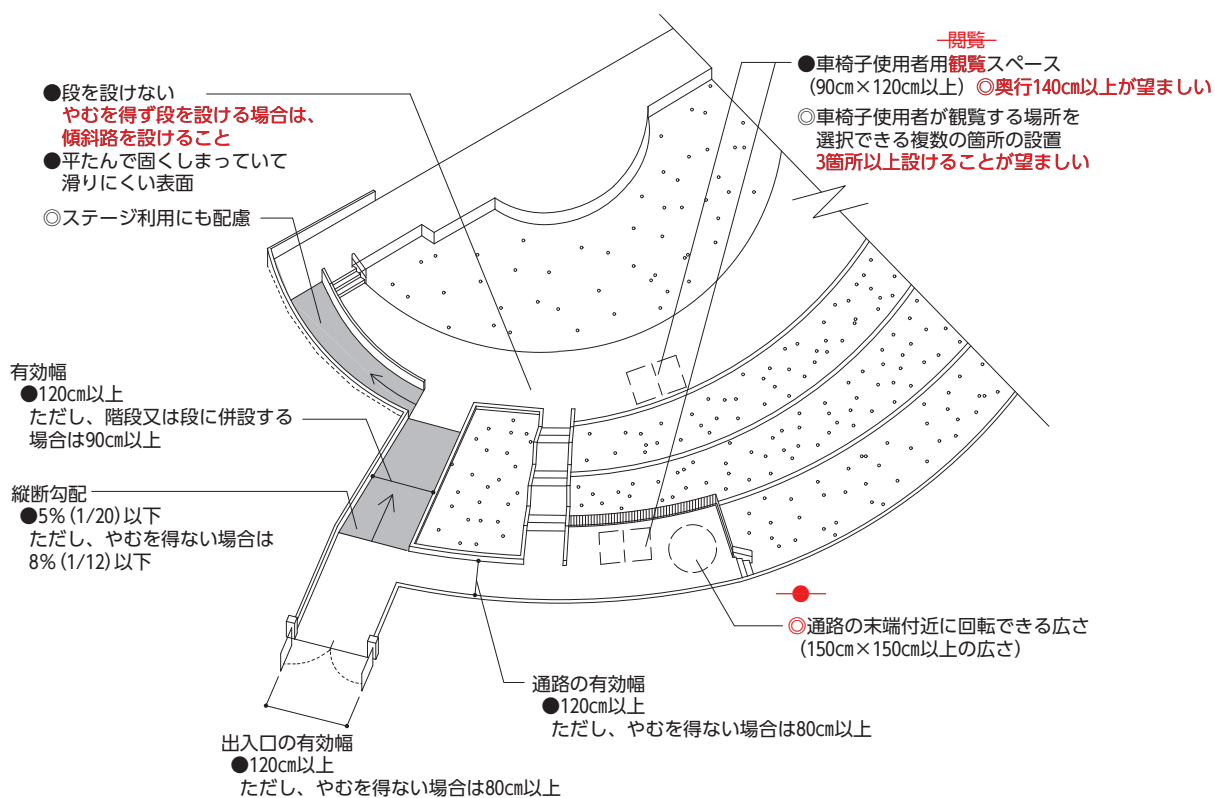
出入口	◎ 出入口の内外に 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。	
スペース	◎ 通路の交差点や端部に車椅子使用者が回転できる広さとして、150cm×150cm 以上の広さを確保する。	
有効幅	◎ 通路の有効幅は 180cm 以上とする。	
表示	◎ 勾配のある通路の終始点に勾配を示す標識を設置する。	
車椅子使用者用観覧スペース	◎ 車椅子使用者が観覧場所を選択できるよう、水平方向及び垂直方向に分散させて、複数の箇所に設置する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保する。 ◎ 隣接観覧スペースとの境界には、同伴者等の行動に支障になる柵等を設けない。 ◎ 車椅子使用者の視野を妨げない。細かくても強固な部材や強化ガラス等の透明な部材を使用するなど工夫する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースがほかの観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ◎ 通路と観覧席等に高低差が生じる部分には、5cm 以上の立ち上がりを設け、危険性が高い場合は高さ 110cm 以上の柵を設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースの前列の観客が立ち上がった場合でも、車椅子使用者が観覧できるための配慮をする。 ◎ ステージと一体的な専用の観覧席・客席を設けない場合についても、車椅子使用者用観覧スペースは、サイトラインに配慮した位置に設ける。 ◎ 緊急避難等も配慮して配置する。 ◎ 通路から車椅子使用者用観覧スペースに入る手前に 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースには、障害者優先の旨を床面等に国際シンボルマークで表示する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも3以上設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。 ◎ 通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き 140cm 以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。	
その他の注意事項	◎ 野外劇場、野外音楽堂のステージには、勾配が5%以下のスロープを設ける。スロープを設けるスペースがない場合、簡易なリフトを設置する。	

◆ソフト面の工夫

- ◎ 既存施設等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。

《 参 考 図 》

【図7.1】 野外劇場の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

⑧公園内建築物・屋内設備

【基本的考え方】

公園内の建築物全般について、高齢者、障害者等を含む~~すべて~~全ての人が使いやすいものにする。

■整備基準（規則で定めた基準）

便所及び休憩所以外の公園内の管理事務所等の建築物並びに屋内設備については、別表第 2 に規定する整備基準及び別表第 4 に規定する遵守基準（※公園編 P2-341）を準用する。また、当該建築物内に便所を設ける場合は、10 の項に規定する整備基準を準用すること。

■整備基準の解説

	● 建築物の整備基準の解説を準用する。	
--	---------------------	--

■望ましい整備

	◎ 子育て支援環境の整備に配慮する。	
--	--------------------	--

⑨駐車場

【基本的考え方】

車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、車椅子使用者用駐車施設を設けるとともに、車椅子使用者等が円滑に通行できる園路に接続させる。また、敷地の制約等により駐車場の整備が困難な場合においても、自動車で来園した車椅子使用者等が駐車できるスペースを確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上を、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上を、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、次に掲げる構造により設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)のための駐車場については、この限りでない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 2の項に定める構造の園路(※公園編 P2-319)に接続しやすい位置に設けること。
- (3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。

■整備基準の解説

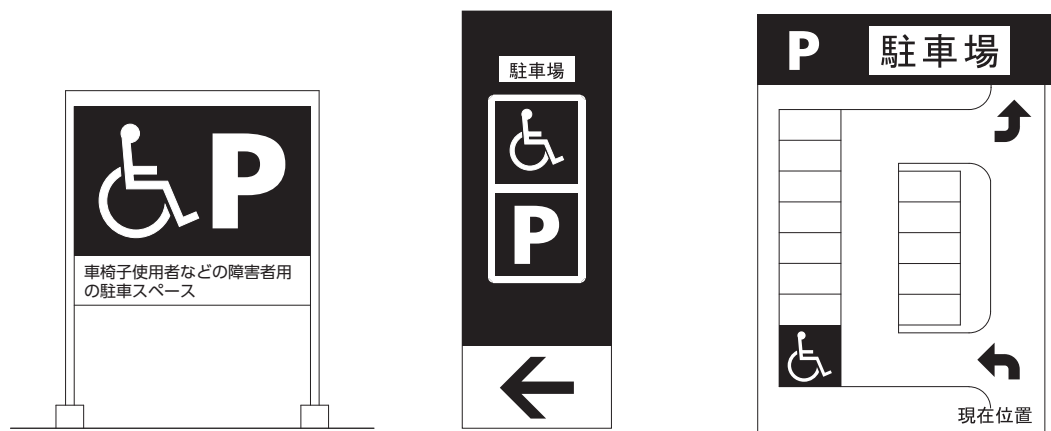
(1)幅員	● 車両を停めるスペースと、片側の乗降用スペースの合計値である。
(2)位置	● 車椅子使用者が利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも配慮する。 ● 段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は、「②園路」の整備基準に準じて段差を解消する。 → 歩行通路自体も園路の整備基準に準ずる。
(3)標示	● 駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペースの路面に斜線を表示し、車椅子使用者等の駐車スペースであることを示す。 ● 誘導標示は、駐車中の車両により視認を妨げられないよう、車椅子使用者にも見やすい位置及び高さに設ける。 ● 駐車場の進入口から、車椅子使用者用駐車スペースまでの誘導標示を随所に設ける。
その他の注意事項	● 駐車施設の路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。

■望ましい整備

	◎ 公園の規模や利用現状を踏まえ、車椅子使用者等の駐車スペースを、適切な規模で設ける。	
幅	◎ 車体幅のスペースの両側に、幅 140cm 以上の乗降用スペースを確保し、長さは 510cm 以上とする。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設のうち、1 箇所以上について、奥行き 800cm 以上として、福祉車両など大型車両の利用に対応する。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設の後部には、有効幅 180cm 以上で段差がなく、勾配 5%以下の通路（園路）を設ける。	
スペース	◎ 車椅子使用者用駐車施設は 2 台以上連続して設置する。この場合乗降用スペースは、隣接する駐車スペースと共用できる。	
標示	◎ 路面標示と同時に、標識による位置表示を行う。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。 ◎ 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎ 駐車場の出入口付近に、当該駐車場が車椅子使用者等の駐車スペースを備えていることが道路から分かるよう標識を設置する。 ◎ 車椅子使用者の他、外見から分からない人も含めて車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人を対象とすることを明示するため、車椅子使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて、「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。	
設備	◎ 雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋根を設けることが望ましい。 ◎ 屋根を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm 以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く。）	
その他の注意事項	◎ 車椅子使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子使用者ほど広椅子ペス広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「思いやり優先駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。 ◎ 精算が必要な場合、車椅子使用者や杖歩行の運転者が容易に料金を支払える設備とする。 ◎ 車に乗り込む前に精算を済ませることができる事前精算機を設置する。 ◎ リフト付き大型バスに対応したスペースを設ける。	→公園編 P.2-340 参照

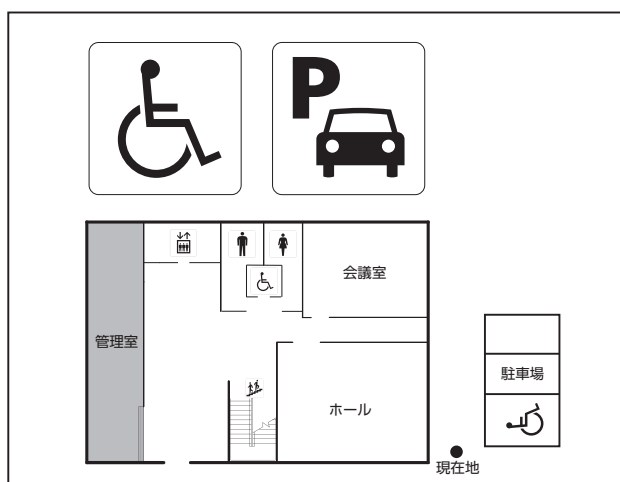
《 参 考 図 》

【図9.1】立札による表示例



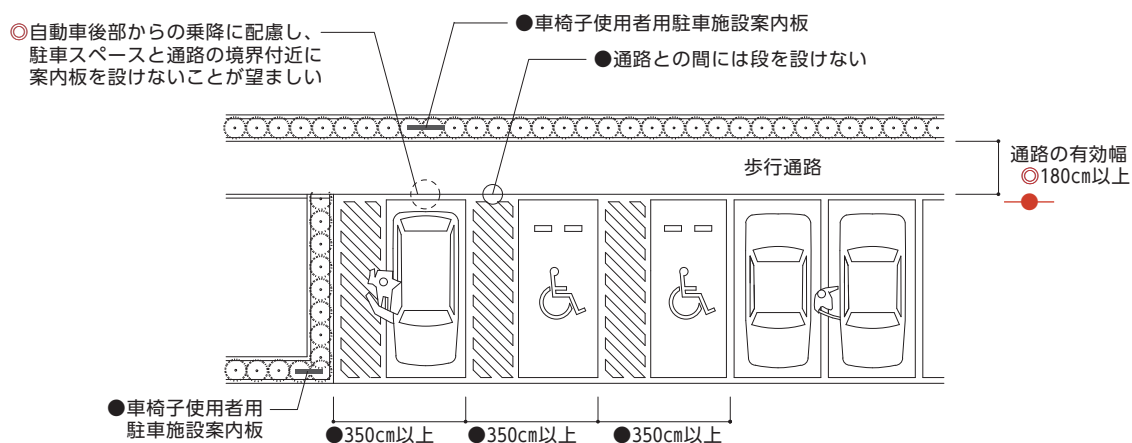
■車椅子使用者用駐車施設に関する案内板（図説）

新設



- ・車椅子使用者用駐車場に設ける誘導表示の記載例

【図9.2】駐車場の整備例



《 参 考 図 》

【図9.3】 駐車施設に設置する看板の記載例

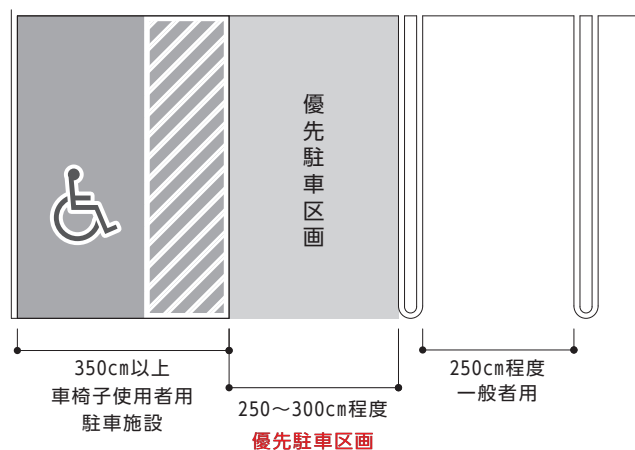
	車椅子使用者駐車施設	優先駐車区画
マーク		
説明文	この場所は、車椅子使用者など <u>身体の不自由な方</u> が利用する車両専用です。 一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

—車いす使用者ほど広いスペースを必要としない—
—歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画—

—車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画—
優先駐車区画

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



—車いす使用者ほど広い—
—スペースを必要としない—
—歩行等に配慮が必要な人が—
—利用できる区画—

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



⑩便所（トイレ）

【基本的考え方】

便所を設ける場合には、高齢者、障害者等を含む~~すべて~~全ての人が使いやすいものとする。

＜便所における機能分散の考え方＞

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■整備基準（規則で定めた基準）

（１）便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

イ 出入口に至る通路に段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、次に掲げる傾斜路を設けること。

（ア）幅は、90 センチメートル以上とすること。

（イ）勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、高低差が 16 センチメートル以下の場合は 12 パーセント以下、傾斜路の高さが 75 センチメートル以下の場合は 8 パーセント以下とすることができる。

ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。

エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上設けること。

（２）便所を設ける場合は、~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房又は~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房を有する便所を 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けることとし、次に掲げる構造とすること。

ア 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

ウ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。

エ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

オ ~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房を設ける便所及び~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房には、~~誰もが利用できる旨~~当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

（３）複数の便房を設ける場合は、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）を次に掲げる構造とすること。

ア 大便器は、1 以上を腰掛式とし、手すりを設けること。

イ 大便器の便房の戸には、腰掛式の便器である旨を表示すること。

（４）小便器を設ける場合は、そのうち 1 以上を次に掲げる構造とすること。

ア 手すり及び光感知式の自動洗浄装置を備えること。

イ 受け口の高さは、35 センチメートル以下とすること。

（５）~~大型介助用~~ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

◆全体

	● 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。	
ウ 床面	● 便所内の床面は、ノンスリップのタイルなどとし、勾配は 1%以下とする。 ● 排水目皿やグレーチングは細目のものを用い、水はけのよい構造とする。	
エ 水洗器具	● この項でいう水洗器具は、オストメイト（人工肛門や人工膀胱をつけた人）がパウチ（排泄物をためておく袋）やしびん等を洗浄しやすいよう配慮したものである。	

◆だれでもトイレ車椅子使用者用便房

	● だれでもトイレ車椅子使用者用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置（出入口近く）に設置する。 ● 「だれでもトイレ車椅子使用者用便房」が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房（簡易型車椅子使用者用便房）にすることができる。 ● トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。	→【図 10.1】参照
ア 戸	● 戸は自動開閉扉を設ける場合、自動式引き戸又は手動軽い力で操作のできる手動式引き戸として、握り手の形状や重さ、レールの滑りなどに配慮したものとする。 ● 手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとする。 ● 引き手の高さは 85～90cm とし、棒状のもの又はレバー式等の使いやすいものとする。 ● 出入口の手前には 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。	→その他必要により、建築物編（共同住宅等以外）「⑧便所」参照
イ 設備機器	● ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼出しボタンは JIS S 0026 の規格を準用する。 ● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付と反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に設置する。	→資-107 参照 →【図 10.6】参照
ウ スペース	● 内法 200cm×200cm 以上の大きさとする。（ライニング等（洗面器の配合に	

	ある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。) →車椅子使用者の回転範囲内には障害物を置かない。	
--	--	--

◆一般便所(小便器)

	● 手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に配置する。	
--	----------------------------------	--

■望ましい整備

◆全体

有効幅	◎ 車椅子使用者が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の有効幅を90cm以上とする。	
水洗器具	◎ 汚物流しを設置する場合、ペーパー等で腹部を洗うことを考慮して、温水が出る多目的流しを設ける。 ◎ 面積や構造等の制約によって汚物流しを設けることができない場合は簡易型オストメイト設備を設ける。その場合、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置する。	
表示	◎ 出入口に男女別表示を分かりやすく(20cm角以上で青・赤のピクトグラム等)表示する。 ◎ 便所の出入口や、 だれでもトイレ 車椅子使用者用便房の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。 ◎ 必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。	
警報装置	◎ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備(フラッシュライト等)を備える。	
男女共用トイレ	◎ 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用及び性的マイノリティの利用に配慮し、男女が共用利用できる便房を設ける。 ◎ 男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。	
その他の注意事項	◎ 手洗器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。 ◎ ペーパーホルダーは2連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。 ◎ 小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけられるくぼみ、又はフックを設ける。 ◎ 便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。	

◆~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房

配置	◎ 便所内に だれでもトイレ 車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。 ◎ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てに だれでもトイレ 車椅子使用者用便房を設置する。 ◎ 男女共用の だれでもトイレ 車椅子使用者用便房を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便房を男女別に設置する。	
----	--	--

設備機器	◎ 清掃や介助などのサービスが行き届くよう、有人施設と合築する。 ◎ 大型介助用 ベッドを設ける。 ◎ 便器に背もたれを設置する。 ◎ 非常用呼出しボタンは、管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、ひもを引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。	
------	--	--

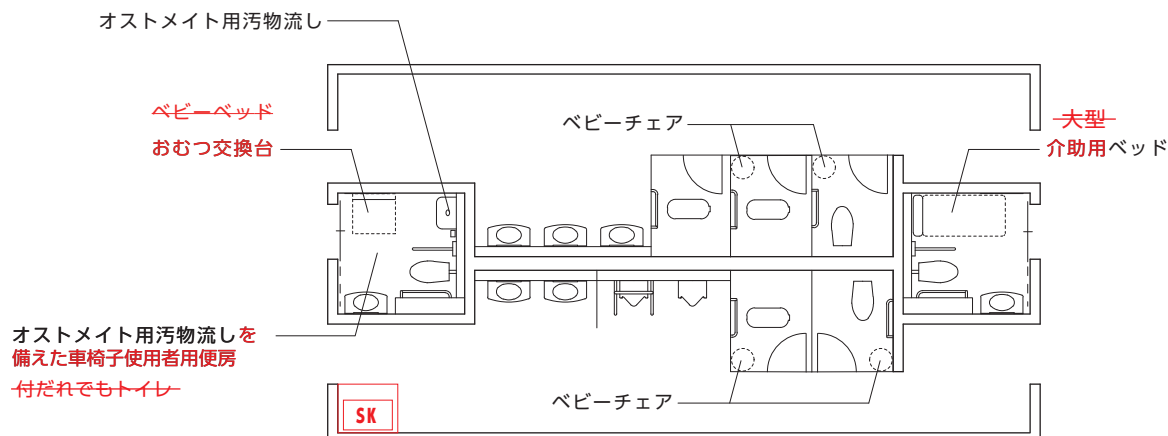
◆一般便所

戸	◎ 一般便所の戸は、開閉や施錠等について、誰でもが使いやすいものとする。 ◎ 便所の戸は内開きとする。 ◎ 便所使用中の表示は見やすく、分かりやすい位置に設ける。又は、使用時以外は戸が開いているようにする。 ◎ 弱視（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく、文字で表示する。	
設備機器	◎ 便器洗浄ボタンは、JIS S 0026 によるものをつけた便器と、光感知式のものをつけた便器の両方を設置する。 ◎ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を 1 以上設け、当該便所及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。 ◎ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を 1 以上設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行う。 ◎ 視覚障害者の利用に配慮し、便所内の配置、設備の使い方などをできるだけ統一する。 ◎ 幼児用便座を設ける。 ◎ 子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討する。また、子ども等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器の設置を検討する。	→資-107 参照

《 参 考 図 》

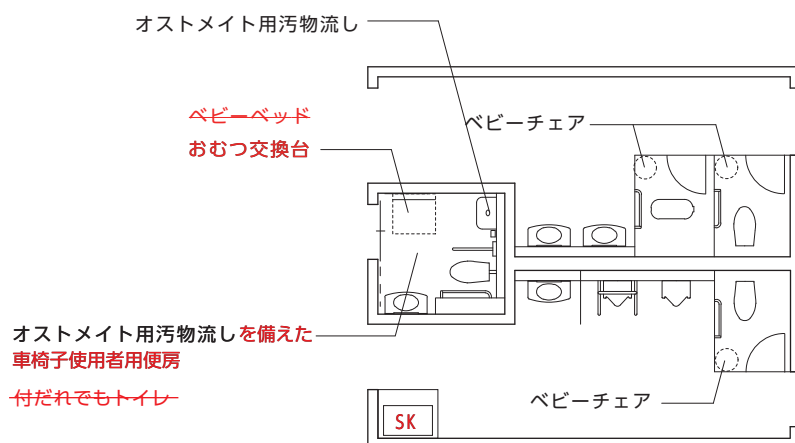
【図10.1】 便所の配置例

- 左右対称の**車椅子使用者用便房**（オストメイト対応含む）を設けた例
~~だれでもトイレ~~



~~だれでもトイレ~~

- 車椅子使用者用便房**を1つ設けた例

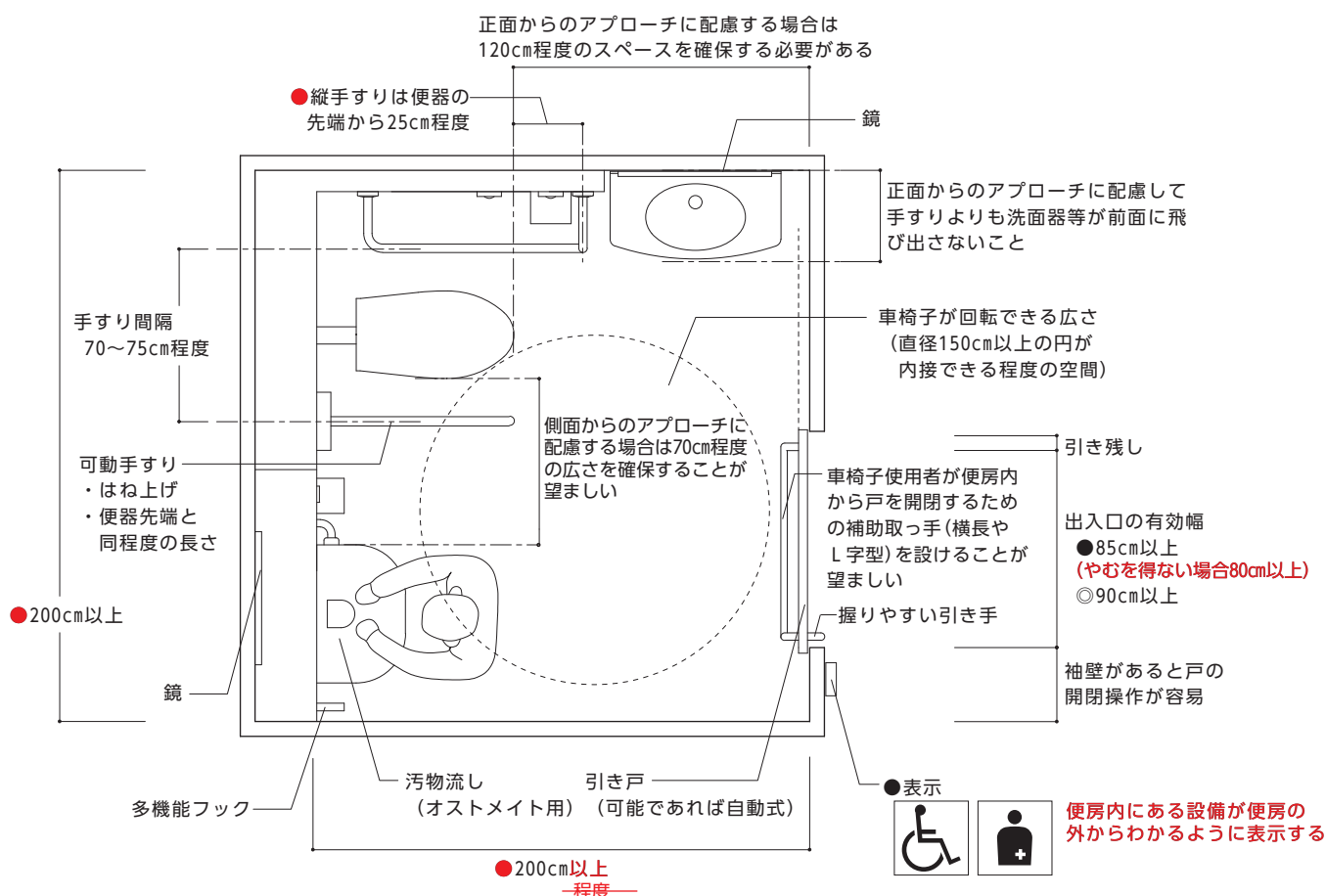


- 便房設備の表示例

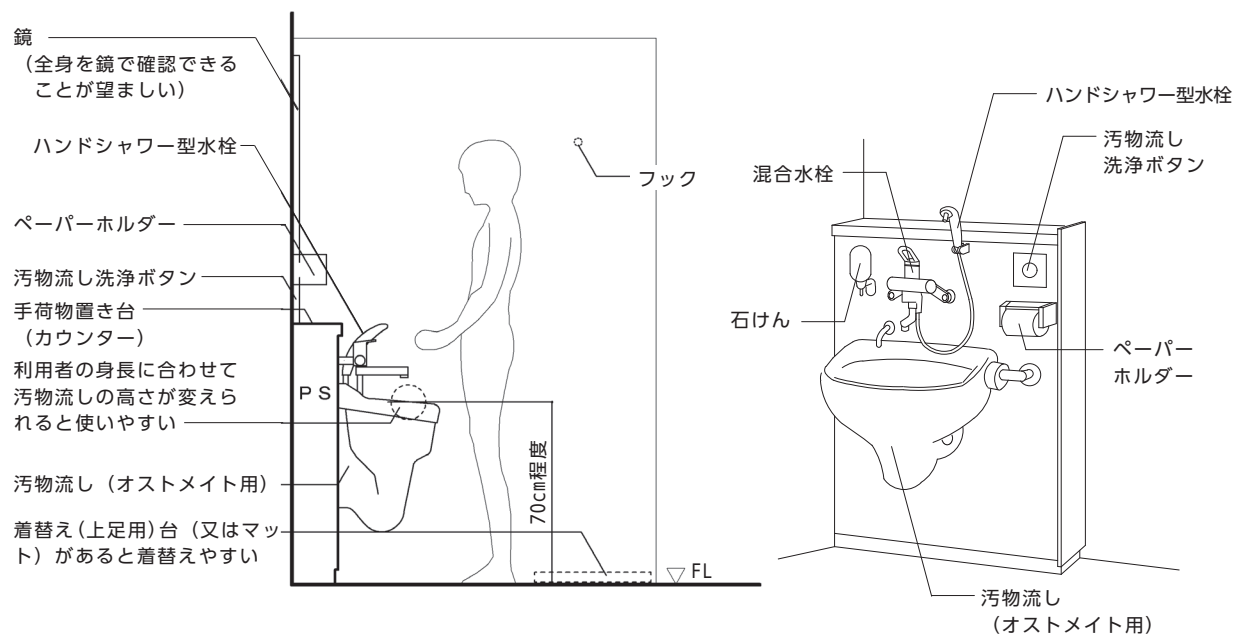


《 参 考 图 》

【図10.2】車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

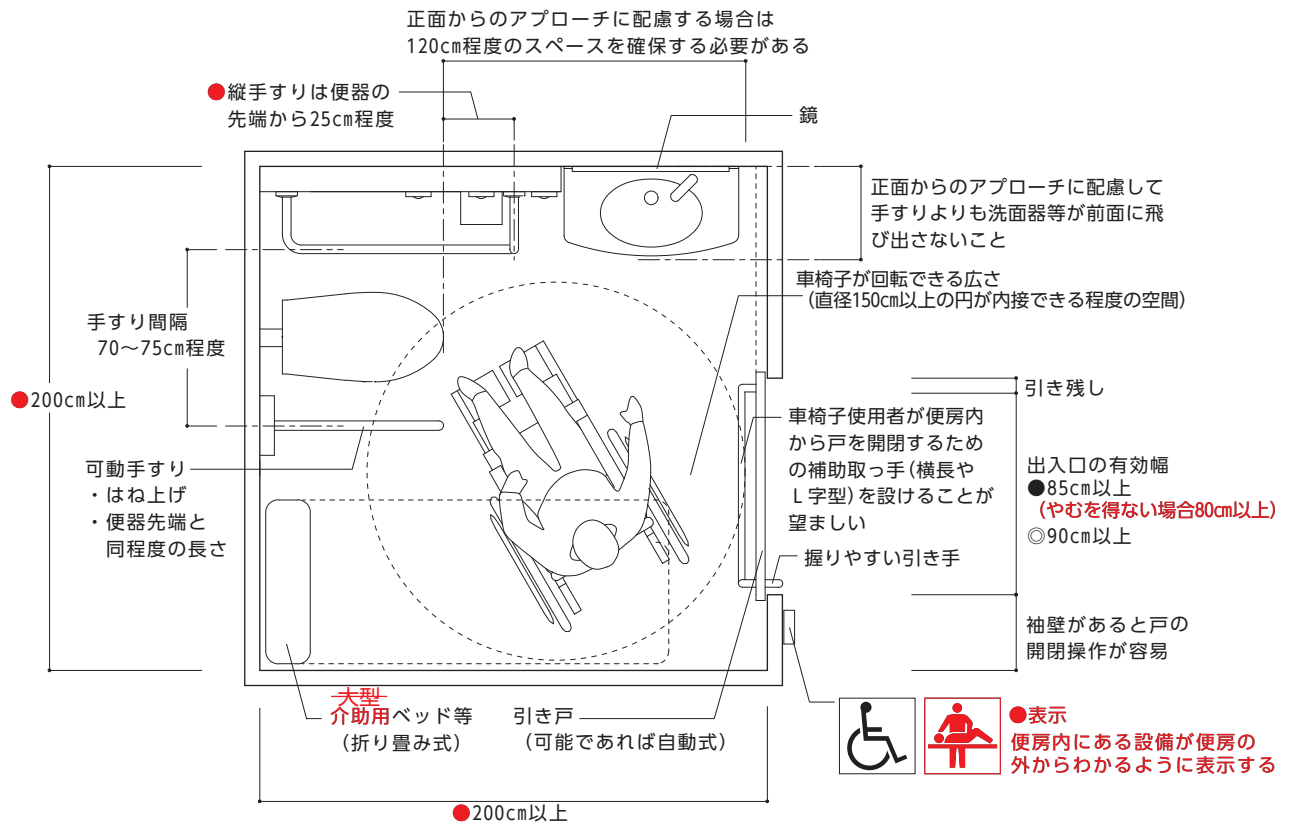


【図10.3】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

【図10.4】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



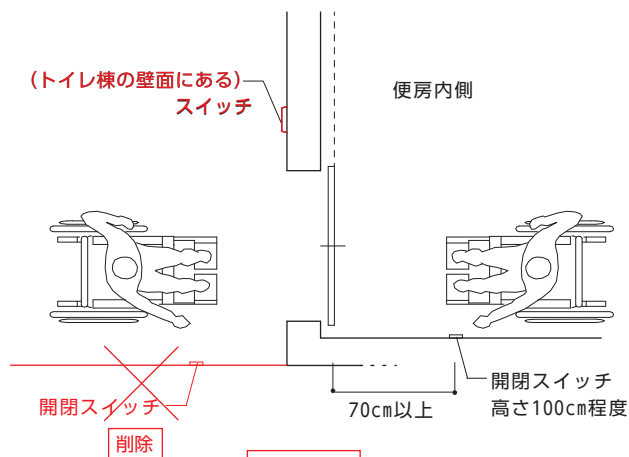
※地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ず内法200cm以上×200cm以上を確保できない場合は、以下のスペースが確保できるよう留意すること。

- ・正面から入る場合：有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペース
- ・側面から入る場合：有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペース

※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

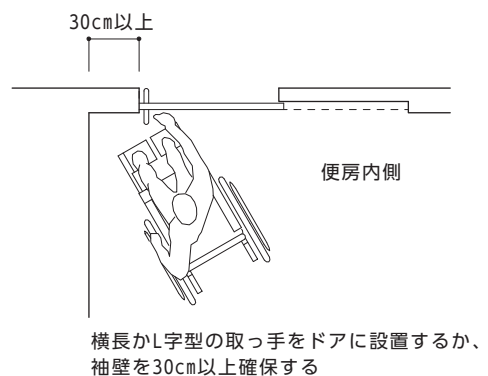
【図10.5】開閉ボタンや扉の取手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合



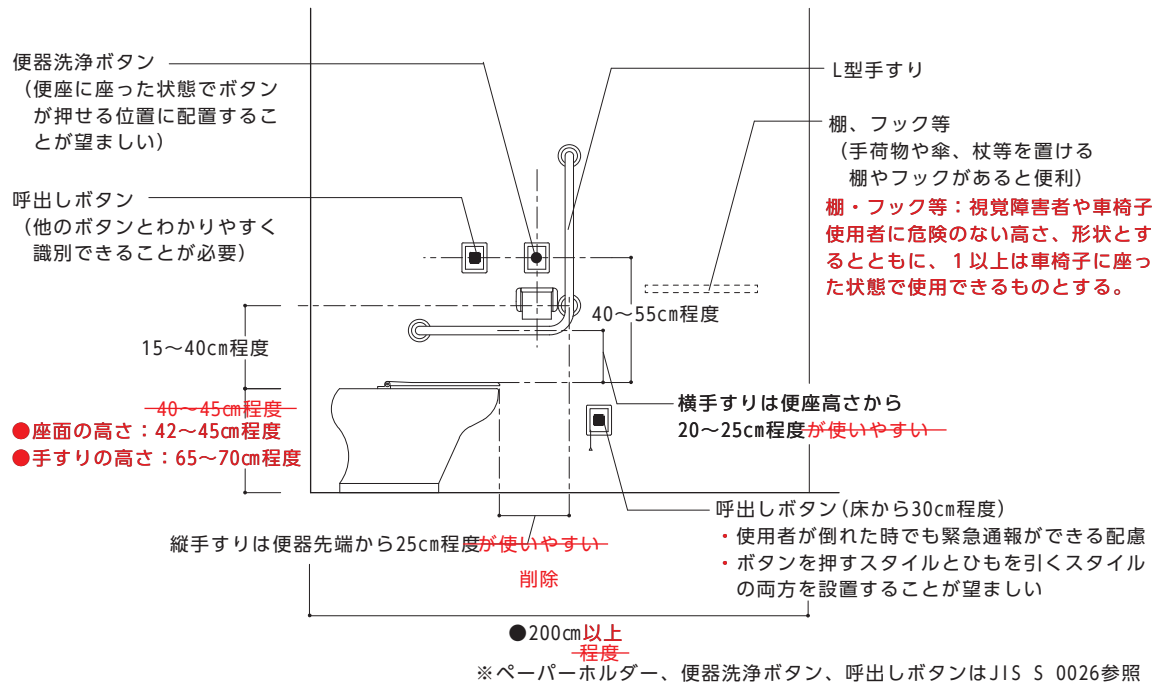
図変更

■手動ドア（引き戸）の場合

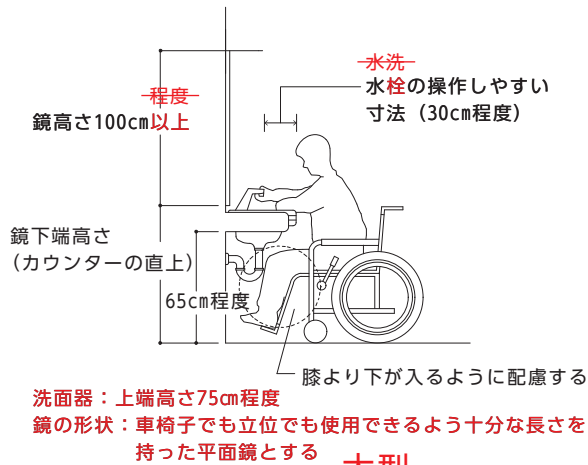


《 参 考 図 》

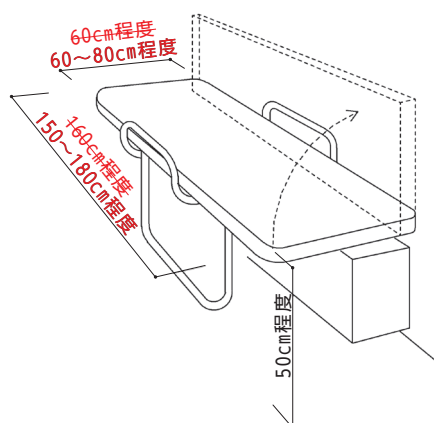
【図10.6】 ボタンの配置例



【図10.7】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



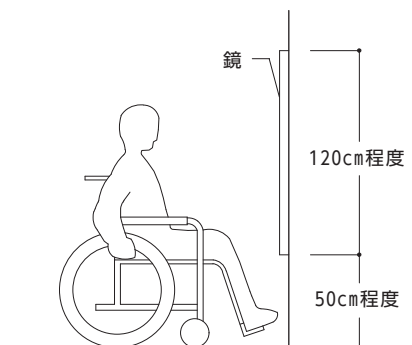
【図10.8】 折り畳み式介助用ベッドの例
(幼児~大人まで：折り畳み収納型)



【写真10.1】 背もたれ

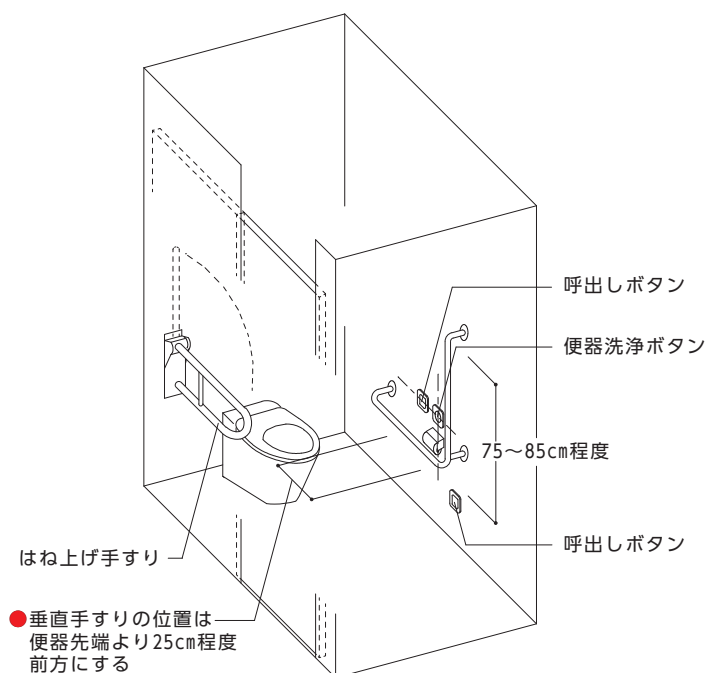


【図10.9】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



《 参 考 図 》

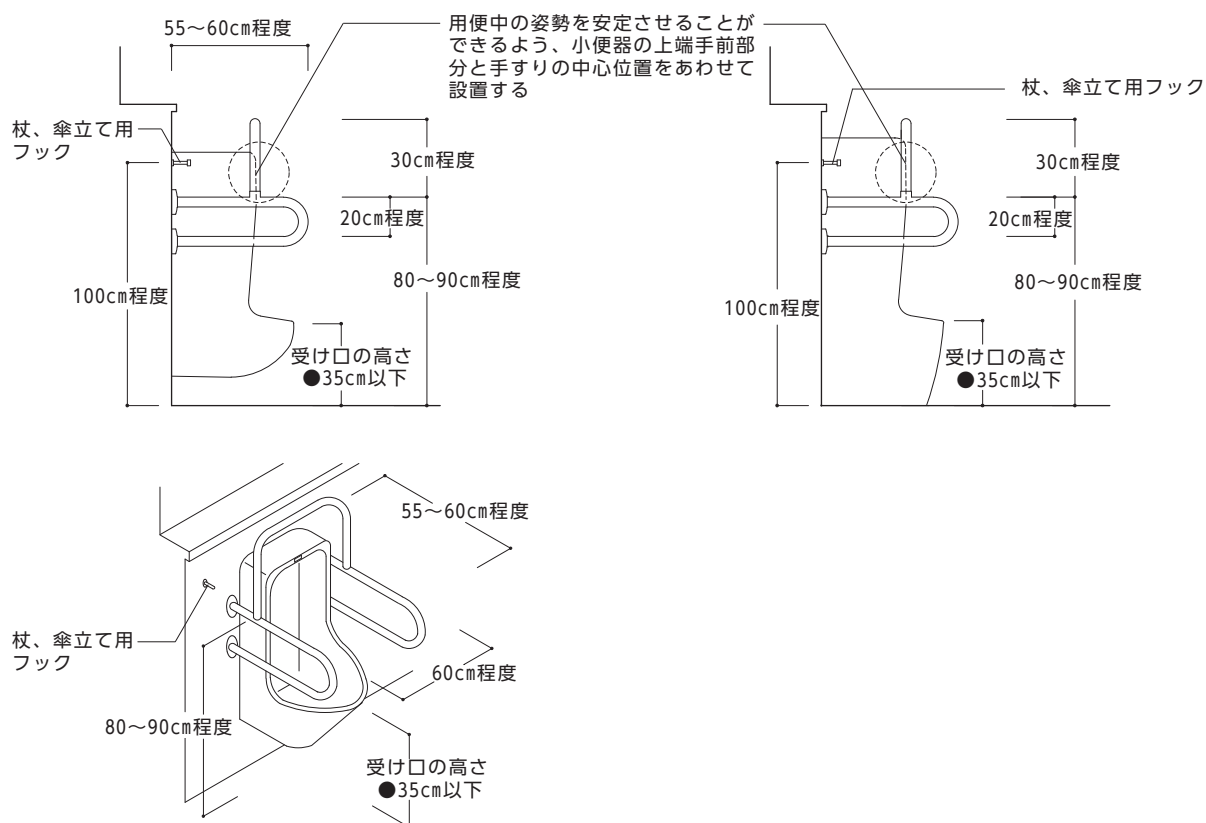
【図10.10】 大便器の手すりの例



【図10.11】 小便器の手すりの例

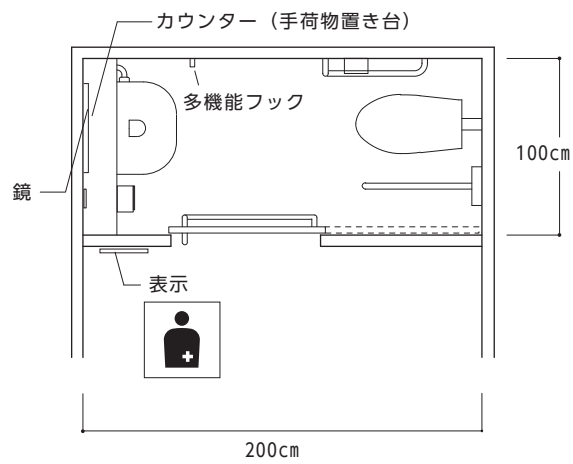
■壁掛式低受け口

■床置き式ストール

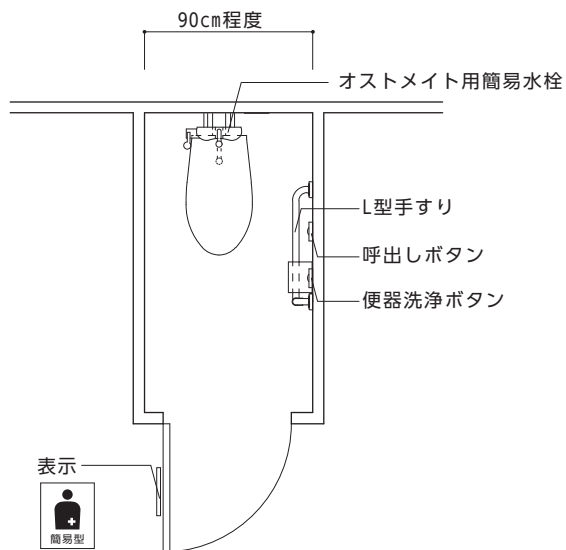


《 参 考 図 》

【図10.12】 オストメイト対応便房



【図10.13】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



⑪水飲み・手洗場

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む~~すべて~~**全て**の人が利用できる構造の水飲み・手洗場を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

水飲み・手洗場の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲み口は、上向きとすること。
- (2) 飲み口までの高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルまでとし、下部に高さ 65 センチメートル以上、奥行き 45 センチメートル以上のスペースを確保すること。
- (3) 車椅子が接近し、及び方向を転換することができるよう、水飲み・手洗場を使用する側の方向に 150 センチメートル以上かつ幅 150 センチメートル以上の水平な部分を設けること。

■整備基準の解説

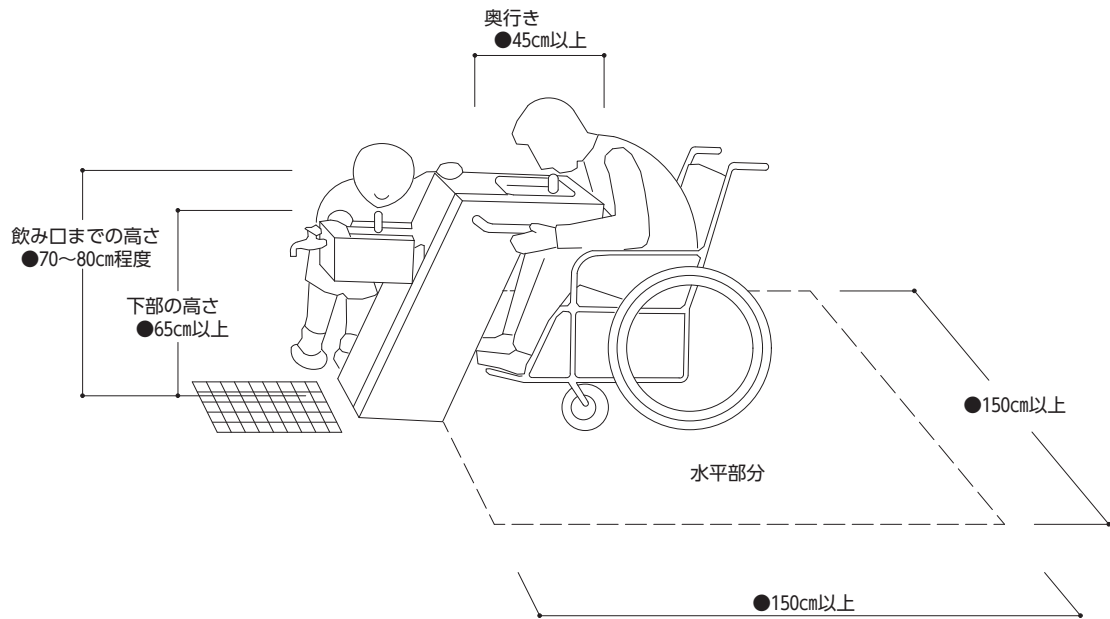
(1)飲み口	● 給水栓はレバー式、押しボタン式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。 →車椅子使用者用スペースに台等の障害物を置かない。	
(3)水平部分	● 幼児用の踏み台等を設ける場合には、車椅子使用者の動線を考慮し支障と ならない位置に設置する。 ● 段差がなく、平たんで固くしまっていて、濡れても滑りにくい仕上げとする。 ● 水はね防止の細目のグレーチングます蓋にするなど、滞水しないよう配慮する。	

■望ましい整備

その他の 注意事項	◎ 水の出方を調節できる水栓器具、自動的に閉栓する水栓器具などを利用状況により選択する。	
--------------	--	--

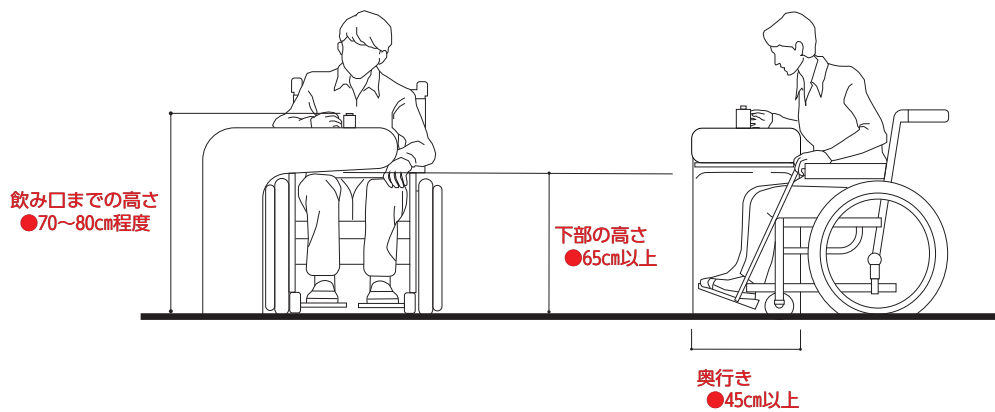
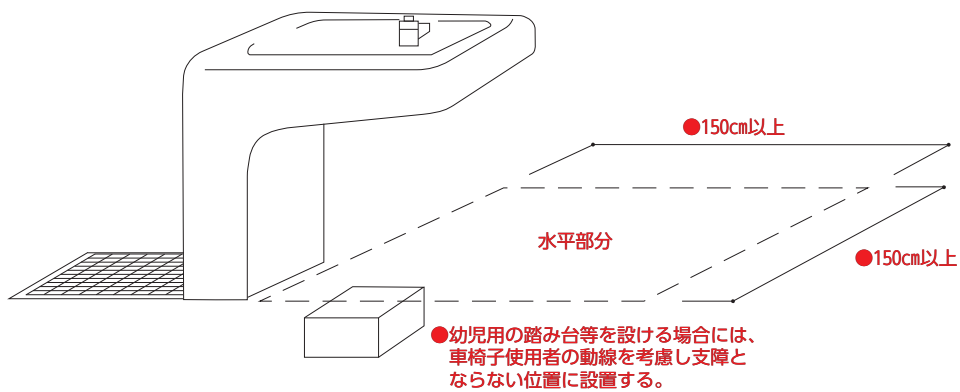
《 参 考 図 》

【図11.1】水飲み器の例



※水飲み場までの経路は「公園編③園路」を参照

新設



⑫案内・標示

【基本的考え方】

各種の案内や注意喚起等を行うために、~~すべて~~全ての人が分かりやすい表示内容及び方法で、適切な位置及び形状の案内板等を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置及び経路を表示した案内板、標識等を設ける場合は、そのうち１以上は次に掲げる構造とし、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる園路及び広場の出入口の付近に設けること。

- (1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。
- (2) 標記の内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子使用者にも見やすい高さに設けること。
- (3) 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。
- (4) 案内板等は、通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 250 センチメートル以上になるよう設けること。
- (5) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。

■整備基準の解説

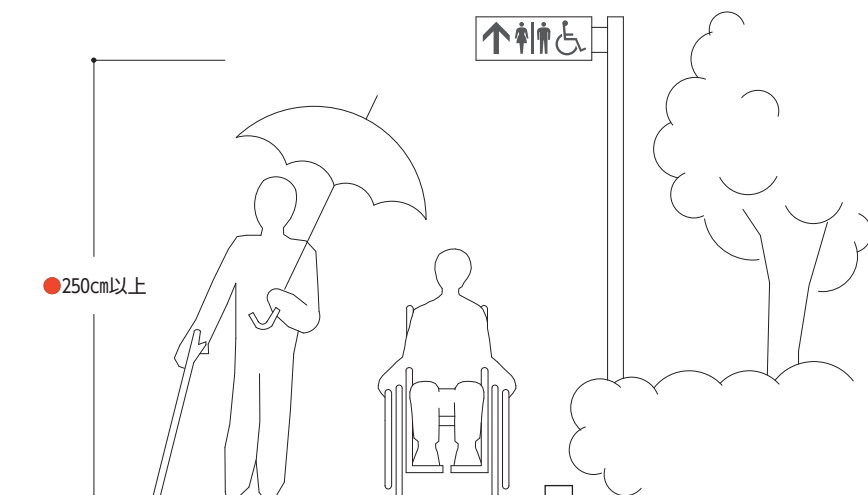
(1)位置	● 出入口、駐車場、主要施設周辺等には案内板を、主要園路の分岐点等には標識等を設置する。 → 現在の位置関係（方向）と案内図の向きが一致するよう設置位置及び案内図の向きに注意する。 ● 高齢者、障害者等が近づきやすいよう、園路や広場から 60cm 以上離さないようにする。 ● 床面は平たんで固くしまっていて、濡れても滑りにくい舗装とする。	
(2)高さ	● 地面から板面の中央まで 135cm を標準とする。	→【図 12.2】参照
(5)標示	● 車椅子使用者が利用可能な施設に、国際シンボルマークにより、その旨を表示する。 ● 必要に応じて、外国語表記を併用する。 ● 絵文字（ピクトグラム）は、JIS Z 8210 に適合する。また、JIS 規格にない場合は、高齢者、障害者等が分かりやすい絵文字を用いる。	

■望ましい整備

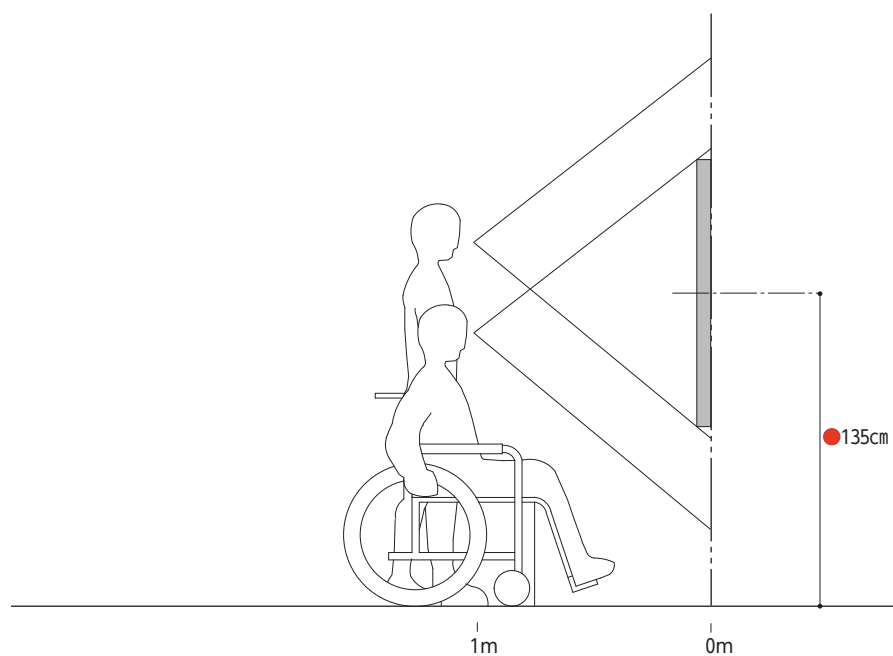
	◎ すべて 全ての案内・標示を基準に適合させる。	
表示位置	◎ 主要な出入口や利用者が集まる場所、園路の分岐点、駐車場付近等に、通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置する。 ◎ 車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう 150cm×150cm の広さの水平面を歩行者の動線から外して設ける。 ◎ 案内板に点字表示を設ける。この場合、板面中央までの高さは 90～120cm 程度とする。 → 視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。 ◎ 立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。 ◎ 案内板の下部にスペースがある場合、視覚障害者の利用にも配慮し、白杖が当たる地面から 20cm 程度の位置に板状の帯等を設ける。	
表示内容	◎ 移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記する。 ◎ 色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・絵文字（ピクトグラム）とあわせ、色だけに頼らないサインとする。 ◎ 高齢者、障害者等が利用しやすい経路や施設を分かりやすく表示する。 ◎ 公園全体が表示されている案内板には園路・傾斜路の勾配等を表示し、利用者が選択できるように配慮する。 ◎ 傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。 ◎ 表示板の情報は、全体的なものと部分的なものを併せて表示する。 ◎ 公共交通機関による来園者が多い公園では、案内板に最寄り駅やバス停までの経路等を表示する。 ◎ 駅の周辺案内で公園への円滑な移動経路、公園内の円滑な移動経路を情報提供する。 ◎ 年齢や能力等に応じて施設を選択することができる場合には、施設の情報を正確に伝えることができるよう説明板等を設置する。	→資-109~111 参照
構造	◎ 照明器具を内蔵したものが望ましい。 ◎ 夜間利用施設がある場合には、表示が読みやすいよう、50Lux 以上の照度を確保する。 ◎ 緊急避難場所に指定されている公園では、放送設備と共に放送内容を視覚的に表示する掲示板などの設備を設ける。	
点字・音声	◎ 施設の利用方法や催しもの等の情報提供にあたっては、音声案内、パンフレットなどに配慮する。 ◎ 説明サインは必要に応じて、点字表示、触知案内図、音声案内等を設ける。 ◎ 点字表示は、JIS T 0921 による。 ◎ 公園案内板に点字を設ける場合には、近くの階段の手すりや誘導ブロックで公園案内板へ誘導する。 ◎ 施設名や出入口の名称を点字と文字（墨字）上下 2 段で併記する。 ◎ 点字は、表示面に触れたときに分かりやすい位置に設置する。 ◎ 有料施設等の出札窓口付近に、入場のための音声案内設備を設ける。	→資-94・95 参照

《 参 考 図 》

【図12.1】案内板等が通路に突出する場合の例



【図12.2】案内板等の高さ



⑬ベンチ

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む~~すべて~~全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切にベンチを設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設けること。

■整備基準の解説

構造	● 腰掛け板の標準の高さは 40cm～45cm とする。 ● ベンチの下及び前面はぬかるみ等が生じないよう舗装等を行う。 ● 車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に 150cm×150cm 以上の水平部分を設ける。	
----	---	--

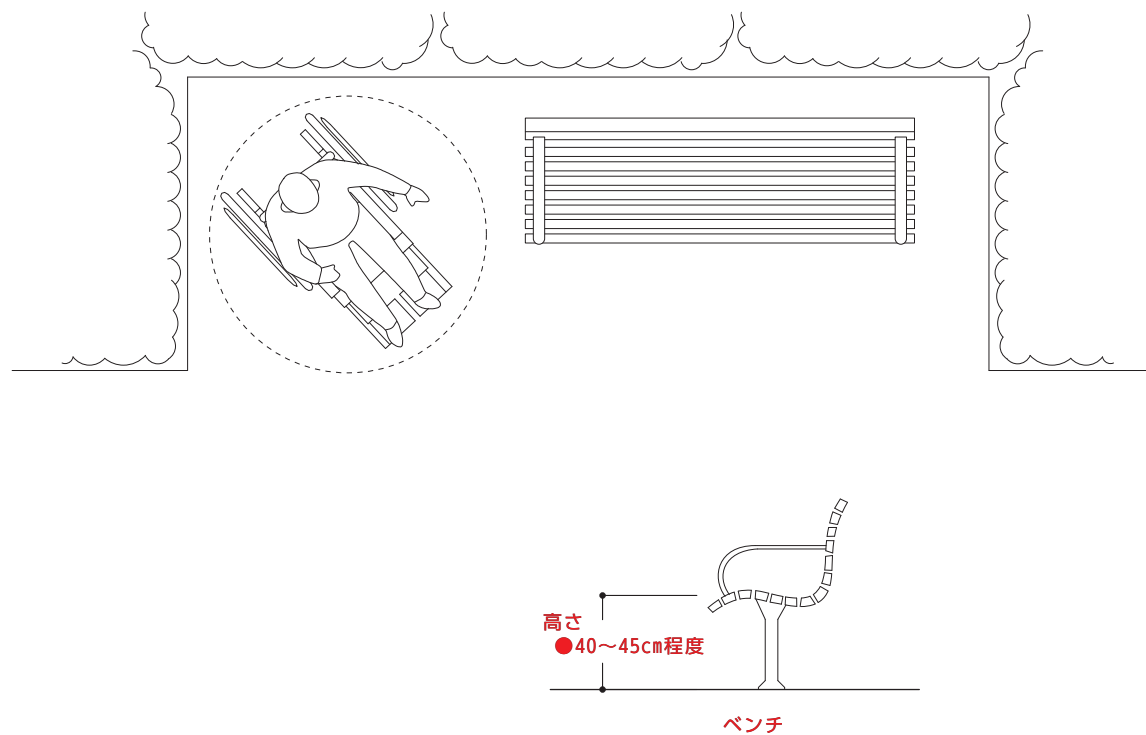
■望ましい整備

構造	◎ 両端には、手すり兼用となるような大きめのひざかけ肘掛けを設ける。 ◎ 背もたれや手すり等を設ける。 ◎ 利用者が選択できるように、高さや形状等、複数の種類のものを設置する。	
設置位置	◎ 平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から 60cm 以上離して設置する。 ◎ 様々な景観を楽しんだり、随時休めるよう、50cm～100m 程度以下の間隔で設置する。	

《 参 考 図 》

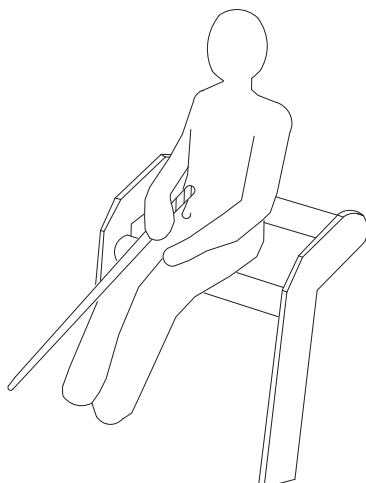
【図13.1】 ベンチの例

新設



出典：町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）

¹
【図13.2】 レストバー式（腰掛け板の高さをより高くしたベンチ）の例



⑭ 野外卓

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む~~すべて~~全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切に野外卓を設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

野外卓の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車椅子使用者が使用することができるよう、150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (2) 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを設けること。

■整備基準の解説

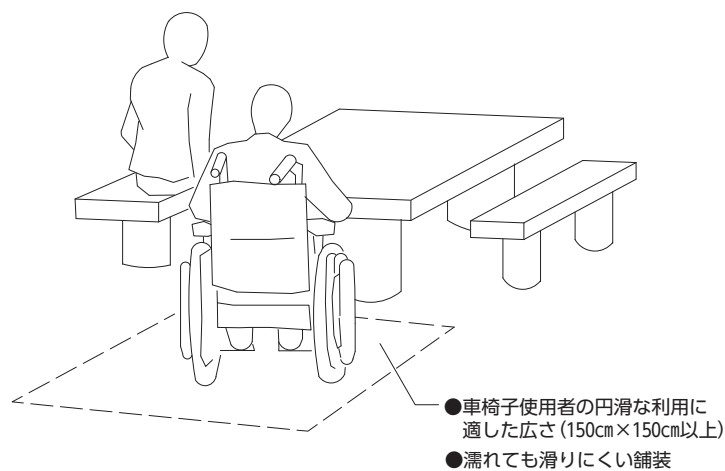
構造	● 卓の下部には、足つなぎの水平棒は設けない。 ● 各部材の角は面取りをする。特に卓の下部においては、膝や股が当たったときにけがのないように配慮する。	
----	---	--

■望ましい整備

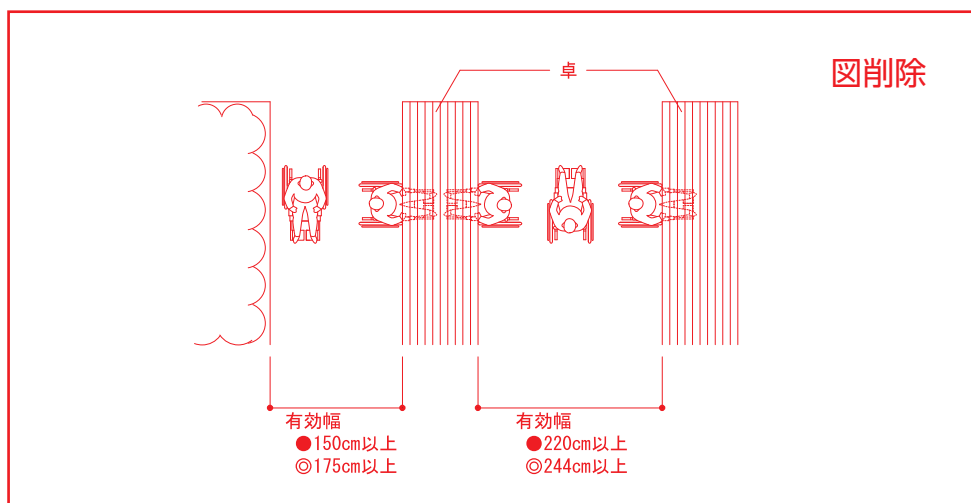
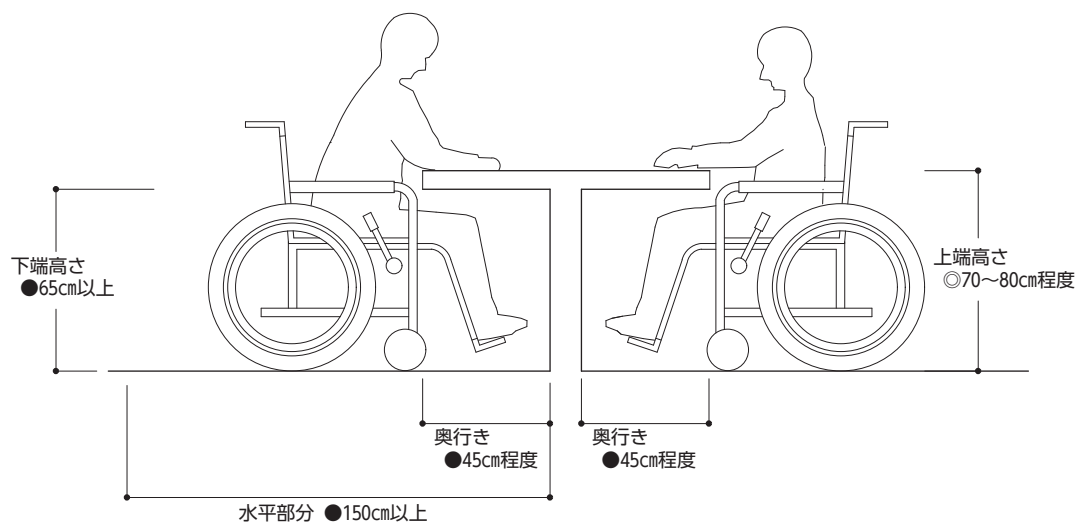
構造	◎ 車椅子使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は220cm以上とする。 ◎ 車椅子使用者が利用できる野外卓には、その旨の表示をする。 ◎ 高さは70cm～80cmにする。 ◎ 様々な景観等が楽しめる場所に50～100m程度以下の間隔で設置する。 ◎ 利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置する。	
----	---	--

《 参 考 図 》

【図14.1】 野外卓の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり



⑮排水溝及びます（ます）

【基本的考え方】

排水溝及びます（ます）を設置する場合には、その形状や設置位置に関して、高齢者や障害者等の通行等に支障のないものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝並びに集水ますには、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。

■整備基準の解説

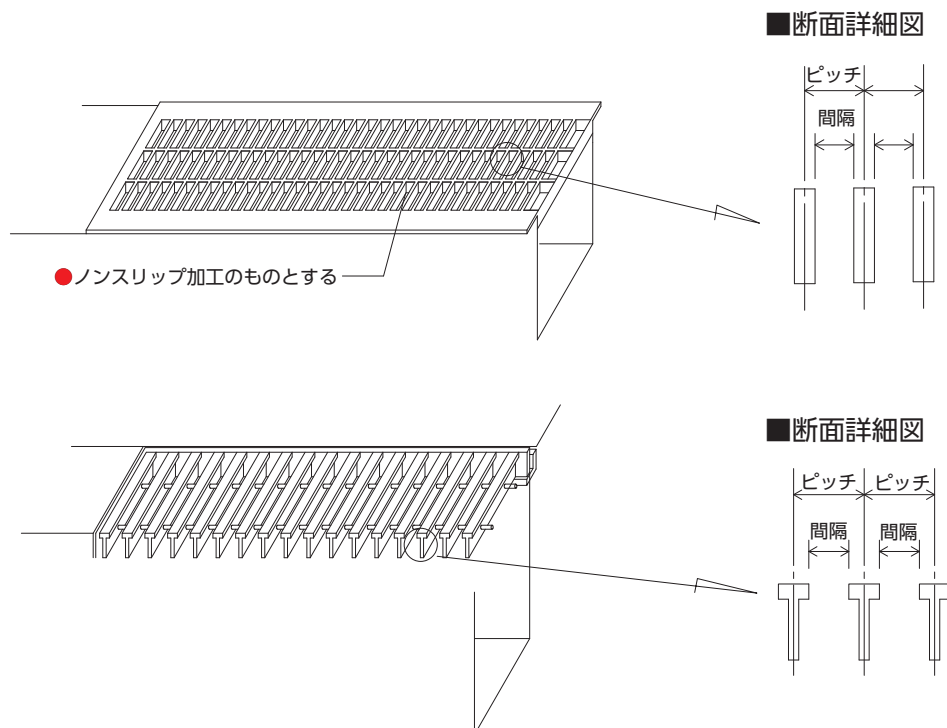
ふた蓋の構造	● 排水溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴のかかと等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。 ● 杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のふた蓋の例 ① 格子型（細目） - ア ピッチ 12.5mm 又は 15mm×100 mm - イ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。 ② 格子型（一般） - ア すき間の最大寸法が短辺方向 9mm 以下 - イ ピッチが短辺方向 20mm 以下で長辺方向が 50mm 以下 - ウ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。 ③ 丸穴あき型で直径の最大寸法が 20mm 以下 ● 表面仕上げは、ノンスリップ加工をしたものとする。 ● 皿型側溝のような上面が平たんでない排水溝は歩行動線から離して設置する。	
---------------	--	--

■望ましい整備

構造	◎排水溝及びます（ます）は歩行動線から離して設置する。	
----	-----------------------------	--

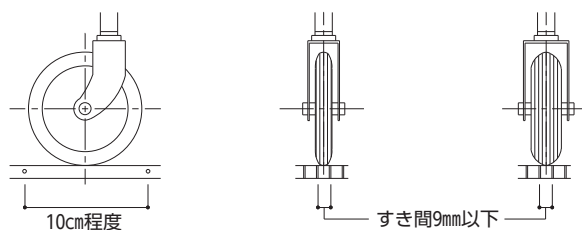
《 参 考 図 》

【図15.1】 ^{ふた}蓋の構造－ピッチと隙間

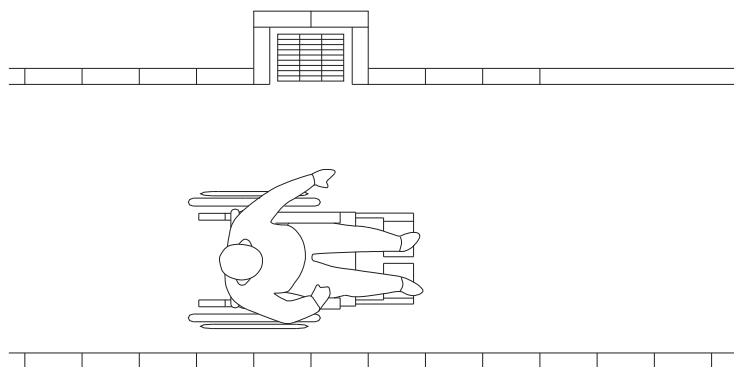


【図15.2】 車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子



【図15.3】 園路の動線から外して設置する例



⑯広場

【基本的考え方】

広場は中心的な公園施設であり、多様なレクリエーションが可能な場所であるため、高齢者、障害者等~~すべて~~^{全て}の人と一緒に楽しめるような施設整備を行う。

■望ましい整備

出入口	◎ 「①出入口」に準じた整備を行う。 ◎ 出入口の手前に 150cm×150cm 以上の水平面を設ける。 ◎ 道路に直接つながる場合には、道路への飛び出しや二輪車等の進入を防ぐため、車止め柵等を適切に設置するほか、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	
舗装	◎ 凹凸がなく固くしまっていて、滑りにくい仕上げとする。 ◎ 転んだ場合にも衝撃が少なく怪我をしない材質にする。 ◎ 土舗装に遊具などを配置する場合は、施設間にゆとりを持って配置することで、通行による凹凸がでにくくする。	
施設	◎ 広場の周囲には、便所、水飲み場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。 ◎ 自転車等が進入しないように駐輪場所を明確にする。 ◎ 夜間に十分な照明を確保できるように配慮する。 ◎ 保護者等の目が行き届くよう、広場全体を見渡せる場所を設ける。 ◎ 周囲の樹木は、防犯のため、高木と低木で構成して見通しよくする。 ◎ 必要に応じて、利用上の注意事項等を、案内板や放送等で知らせる。 ◎ 広場の一部が園路を兼ねる場合には、「②園路」の整備基準を準用する。	

⑰修景施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等~~すべて~~全ての人が景色を楽しんだり、花や水辺等に触れることができるような施設整備を行う。

■望ましい整備

設備	◎ 車椅子使用者に対応した花壇や作業台等を設ける場合は、70 cm ~80cmの高さで下部に凹みのある形態とする。 ◎ 主要な観賞地点には、便所、水飲み、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。	
表示	◎ 樹名板、説明板などは、表示内容が分かりやすいよう、文字の大きさや色調等を工夫するほか、 ひらがな 平仮名や多言語で表記する。	

⑱遊戯施設

【基本的考え方】

多様な年齢層の人が能力の差異に応じて楽しめるような施設整備を行う。

■望ましい整備

出入口	◎ 出入口等については「⑯広場」の整備基準に準じた整備を行う。
遊具	◎ 遊具の周辺には、車椅子使用者が遊具に近づいたり乗り移ったりしやすいよう150cm×150cm以上の広さを確保する。 ◎ 車椅子に乗ったままでも使用できる遊具を設置する。 ◎ 音が出る遊具など、聴覚でも楽しめる遊具を設置する。 ◎ 遊具から飛び降りて着地する部分の地表は、衝撃の小さい材質で舗装する。また、万一の落下を想定し、登はん系遊具や揺動系遊具等の地面についても同様とする。 ◎ 砂場は、車椅子使用者も遊べるよう、テーブル状のものなどを設ける。 ◎ 徒渉池は、車椅子使用者も入れるよう、深さ30cm以下とし、岸边等にスロープや手すりを設ける。
表示	◎ 子どものスケールに合ったベンチや野外卓、パーゴラ等を設ける。 ◎ 遊具広場の近くでは、便所、水飲み、手洗い場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。
その他の 注意事項	◎ 遊具ごとに利用方法を説明した解説板を設置する。 ◎ 表示は児童等に認識できる文字や絵文字（ピクトグラム）を使用する。 ◎ 危険箇所については、転落防止柵や立ち上がりなどを設ける。 ◎ 遊具広場の近傍の便所には、ベビーベッド、子どもも使える便器や洗面器を設置する。

⑱運動施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等も無理なくスポーツを楽しんだり、健康増進ができるような施設整備を行う。また、競技施設だけでなく、更衣等の準備、休憩、観戦等のための施設についても配慮する。

■望ましい整備

出入口・通路	◎ 「①出入口」、「②園路」の整備基準に準じた整備を行う。 ◎ 運動施設までのアクセス経路だけでなく、車椅子使用者等が競技や観戦ができるよう、施設内の通路、クラブハウス、便所、休憩所等への経路を主要な園路に接続する。	
戸	◎ 戸を設ける場合は、有効幅 90cm 以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	
グラウンド・コート	◎ 審判台やベンチ周りについては、車椅子使用者の通行が可能となるよう、ゆとりある広さを確保する。	
更衣室等	◎ 更衣室、休憩室、練習場所には車椅子使用者等に配慮した 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。 ◎ 休憩所は、日除け、雨除けとなる屋根のあるものを設ける。	→建築物編「㉔更衣室・脱衣室」参照
観覧席	◎ 観覧席を設ける場合には「⑦野外劇場・野外音楽堂」に準じた整備を行う。	

4 公共交通施設編

I 公共交通施設

①移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む**すべて**全ての人の移動等円滑化に配慮し、外部から駅舎等内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できる連続性のある移動動線を確保した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 駅舎等の出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して段差、狭小な出入口等がなく、かつ、安全に連続して通行することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路」という。）を1以上確保すること。
- (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。
- (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口を設ける鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第18条の2ただし書の規定により、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと関東運輸局長が認める場合は、この限りでない。

■整備基準の解説

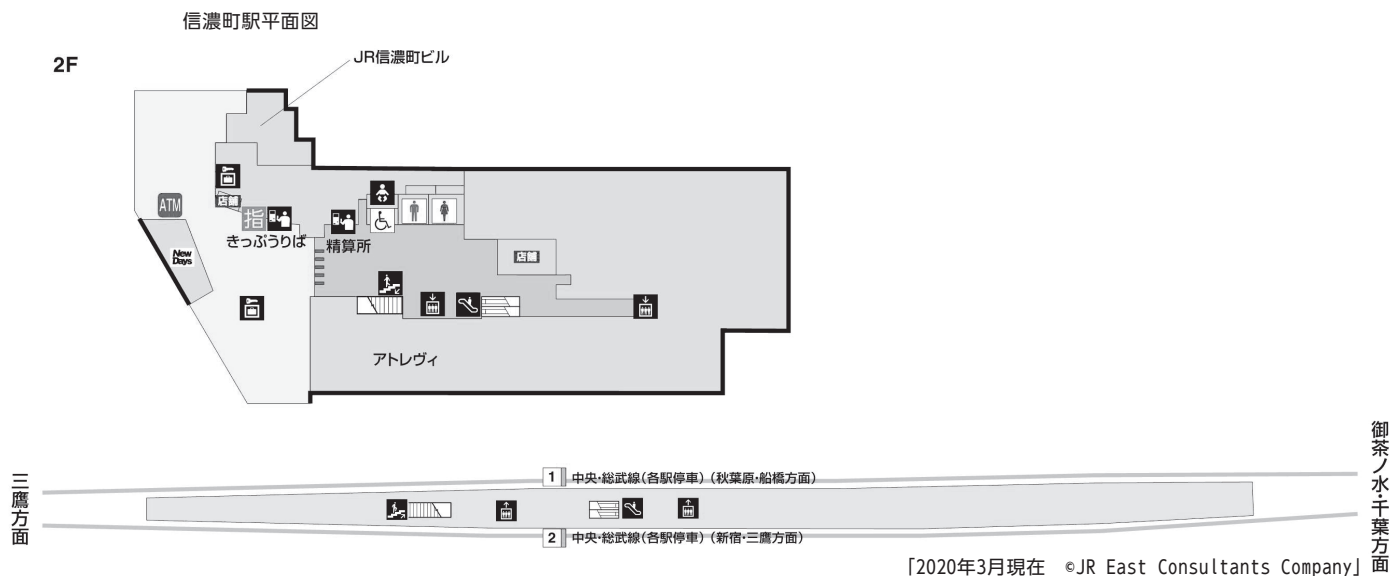
	● 車両等とは、鉄道車両、軌道車両、バス車両、船舶、航空機をいう。 ● 公共交通施設に隣接しており、かつ、公共交通施設と一体的に利用している他の施設の傾斜路やエレベーターを利用することにより、移動等円滑化経路が確保される場合は、当該公共交通施設の移動等円滑化経路とすることができる。	
--	---	--

■望ましい整備

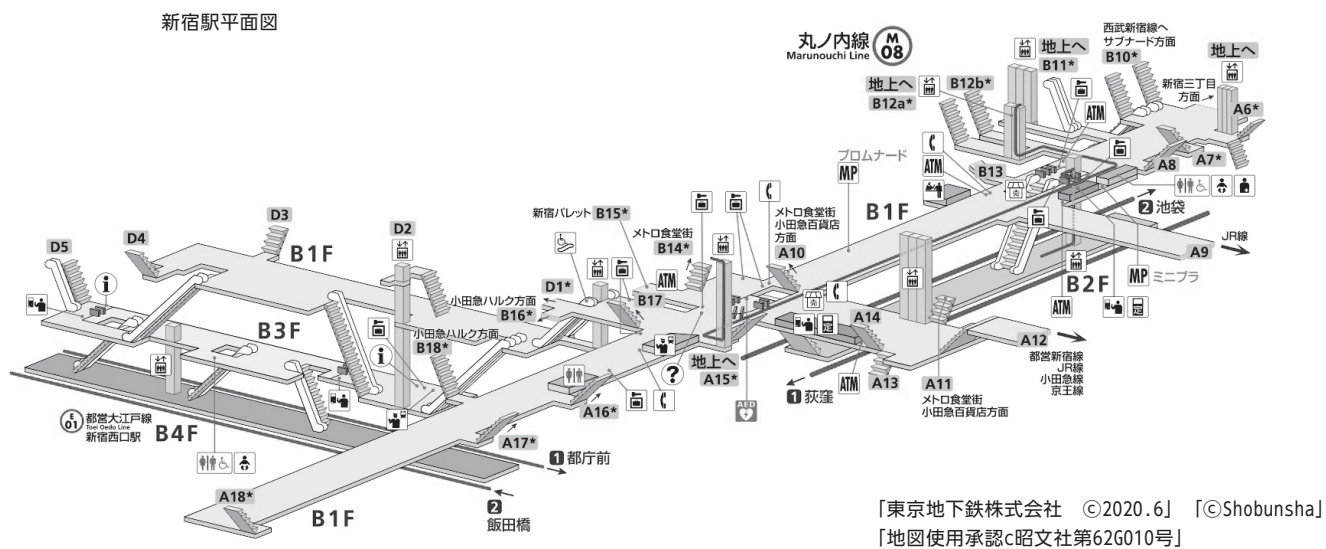
経路確保	◎ 特に離れた位置に複数の出入口がある場合等、すべて全ての経路においても可能な限り、移動等円滑化経路を確保する。 ◎ 規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあっては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。 ◎ 利用者数に限らず、病院、障害者施設等の周辺施設の状況や高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して移動等円滑化された経路を確保する。 ◎ 他の事業者や他の公共交通施設への乗換経路に関しても移動等円滑化経路を確保する。	→他の事業者とは、公共交通施設と隣接している建築物、駅前広場、道路等をいう。
------	--	--

《 参 考 图 》

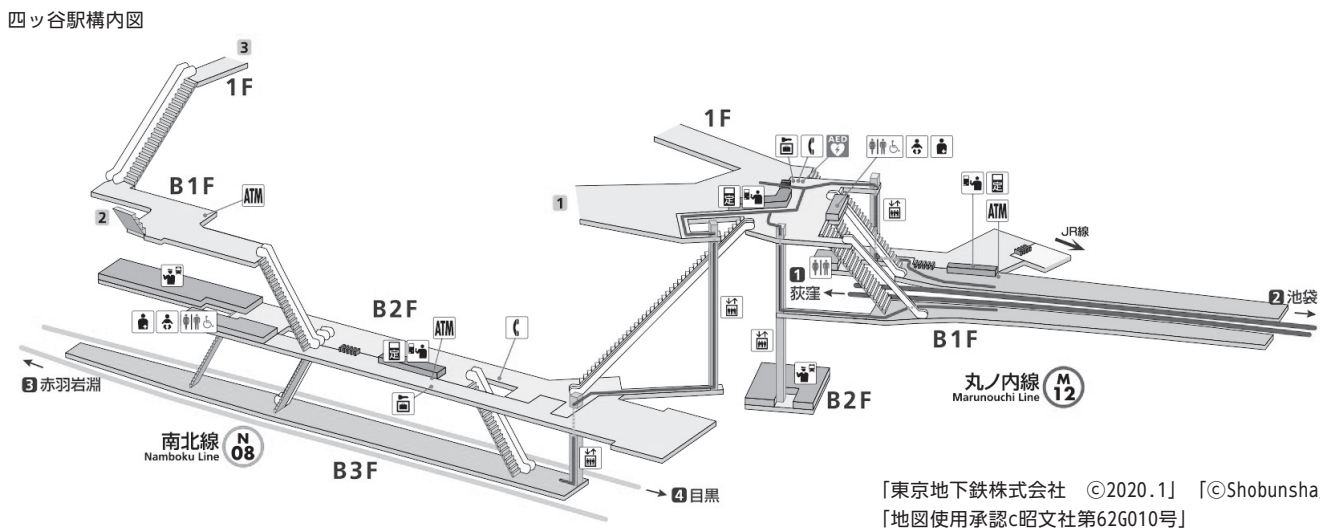
【図1.1】 移動等円滑化経路が1経路の例



【図1.2】 移動等円滑化経路が複数の例



【図1.3】 乗り換えルートも移動等円滑化経路の例



②出入口

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が、道路、駅前広場、通路などの駅舎等の外部から円滑に出入し、かつ、分かりやすい構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。また、地形上又は構造上段差を設けないことが困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口については段差を設けないこと。
- (2) 床の表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすること。

■整備基準の解説

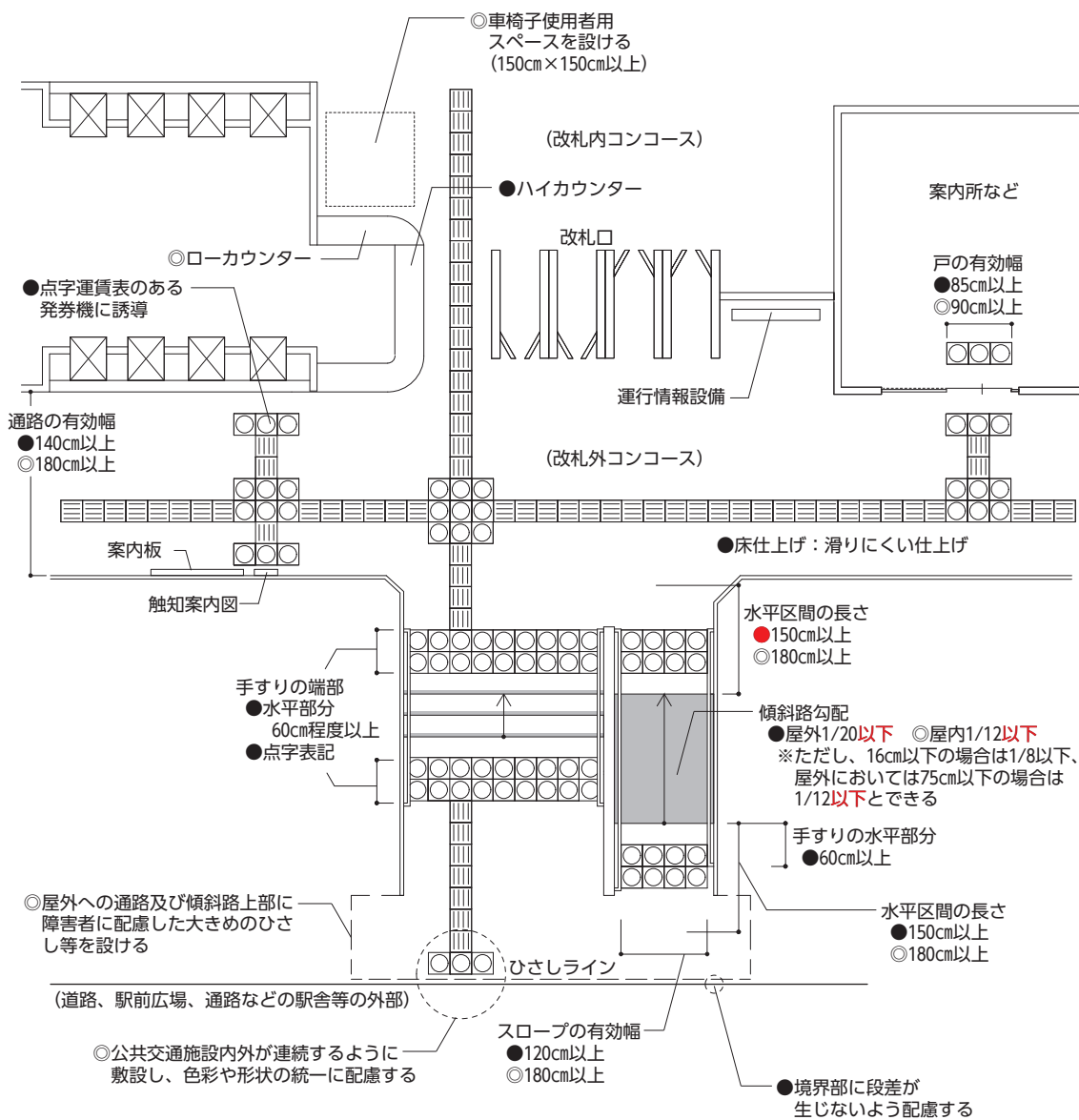
(1)段差	● 「段差を設けない出入口」とは、エレベーターを設けている駅においては、エレベーターに接続できる出入口とする。	
-------	---	--

■望ましい整備

有効幅	◎ すべて の出入口を整備基準に適合させる。	
	◎ 駅舎等の出入口は、車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。	→資-118 参照
その他の 注意事項	◎ 出入口の上屋には、高齢者、障害者等に配慮した大きめのひさし等を設ける。 ◎ 主要な出入口には音声誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設ける。 ◎ 側溝の ふた蓋 （グレーチング）を設ける場合は、車椅子の前輪や、白杖等が落ち込まない様に格子を細かくするなど配慮した構造とする。なお、金属は水に濡れると滑りやすくなるので、表面の仕上げはノンスリップ加工とするなど滑りにくくする工夫が必要である。 ◎ 出入口に戸を設ける場合は、「⑬戸」を参照する。	→雨天時を想定して設置する。 →「建築物編（共同住宅等以外）⑮視覚障害者誘導案内用設備」参照 →建築物編（共同住宅等以外）⑫ 【図12.1】参照

《 参 考 图 》

【図2.1】 出入口の例（鉄軌道駅）



③駐車場

【基本的考え方】

駐車場を設ける場合は、障害者の利用に配慮した計画とする。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。なお、ここでは、公共交通施設に付属した駐車場を対象としている。

■整備基準（規則で定めた基準）

駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第 2 に規定する整備基準及び別表第 4 に規定する遵守基準を準用する。

④コンコース・通路・ホール等

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含めた~~すべて~~全ての人々が安全かつ円滑に移動できる構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、次に掲げる構造とすること。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。

イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。

ウ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。ただし、やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。

エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。

(2) 床の表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。

■整備基準の解説

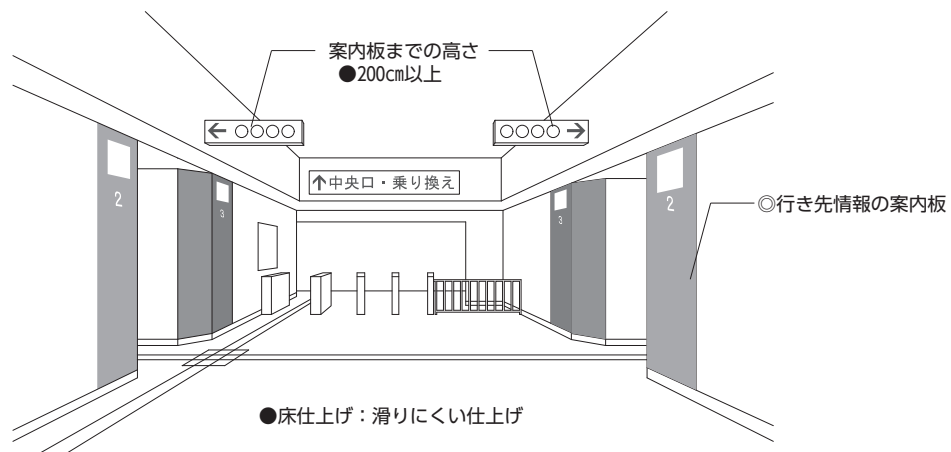
ア 有効幅 (転回 スペース)	● 通路等の有効幅を120cm以上とした場合は、50m以内ごとに車椅子が転回できるスペース(およそ170cm×140cm角以上)を設ける。	
ウ 突出物	● 原則として床面から高さ200cm程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずる。	→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖で感知できる措置とする。
エ 照明	● むらがなく、通行に支障のない明るさとする。	

■望ましい整備

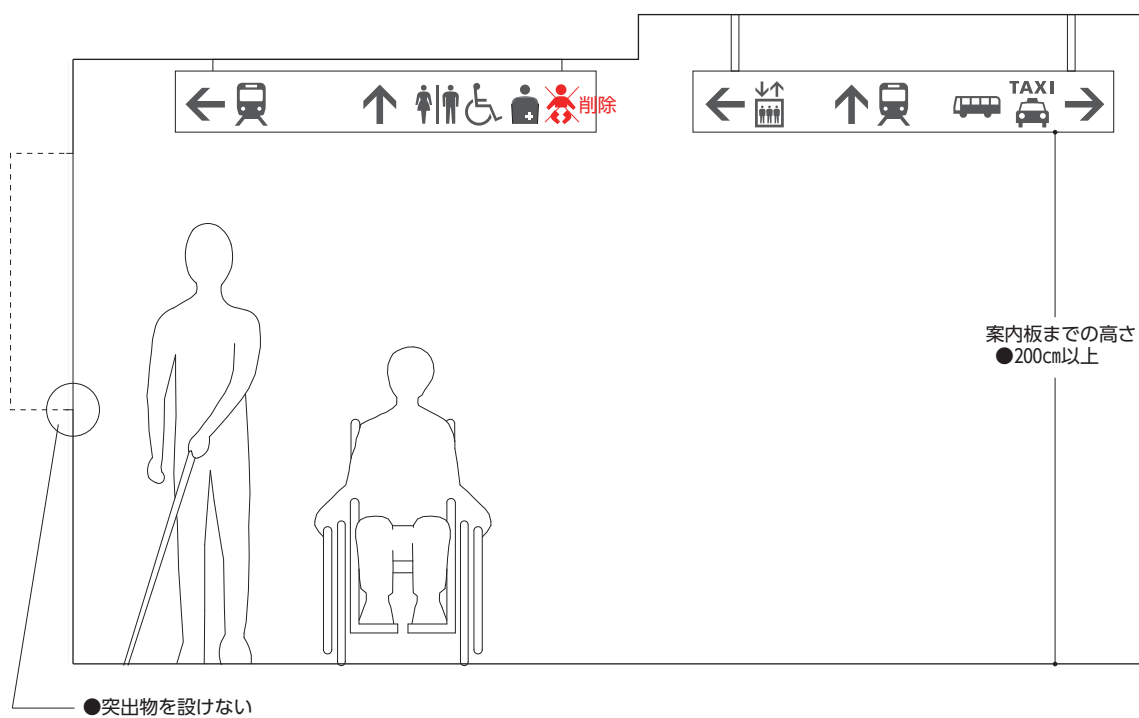
有効幅	◎ すべて 全てのコンコース・通路・ホール等を整備基準に適合させる。	
	◎ 車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。	→資-118参照
その他の 注意事項	◎ 動く歩道を設置する場合は、高齢者、障害者等に配慮して設置する。 ◎ 曲がり角の出隅は、すみきり又は曲面とする。 ◎ 高齢者、障害者等に配慮して手すりを設置する。手すりを設置した場合は、整備基準の有効幅を確保できるように計画する。	→「I 公共交通施設 ⑦手すり」参照

《 参 考 図 》

【図4.1】 コンコース、通路、ホール等の例



【図4.2】 突出物の配慮例



⑤出札・案内所等

【基本的考え方】

視覚障害者、聴覚障害者等を含む**すべて**の人が円滑に利用できるよう配慮した設備を設置する。また、カウンターを設けた場合は、車椅子使用者等の円滑な利用に配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 出札・案内所等のカウンターは、蹴込みを設けるなど車椅子使用者の利用に支障がない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる場合は、この限りでない。
- (2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (3) 案内所等(勤務する者を置かないものを除く。)には、筆談用具等を準備し、当該筆談用具等がある旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

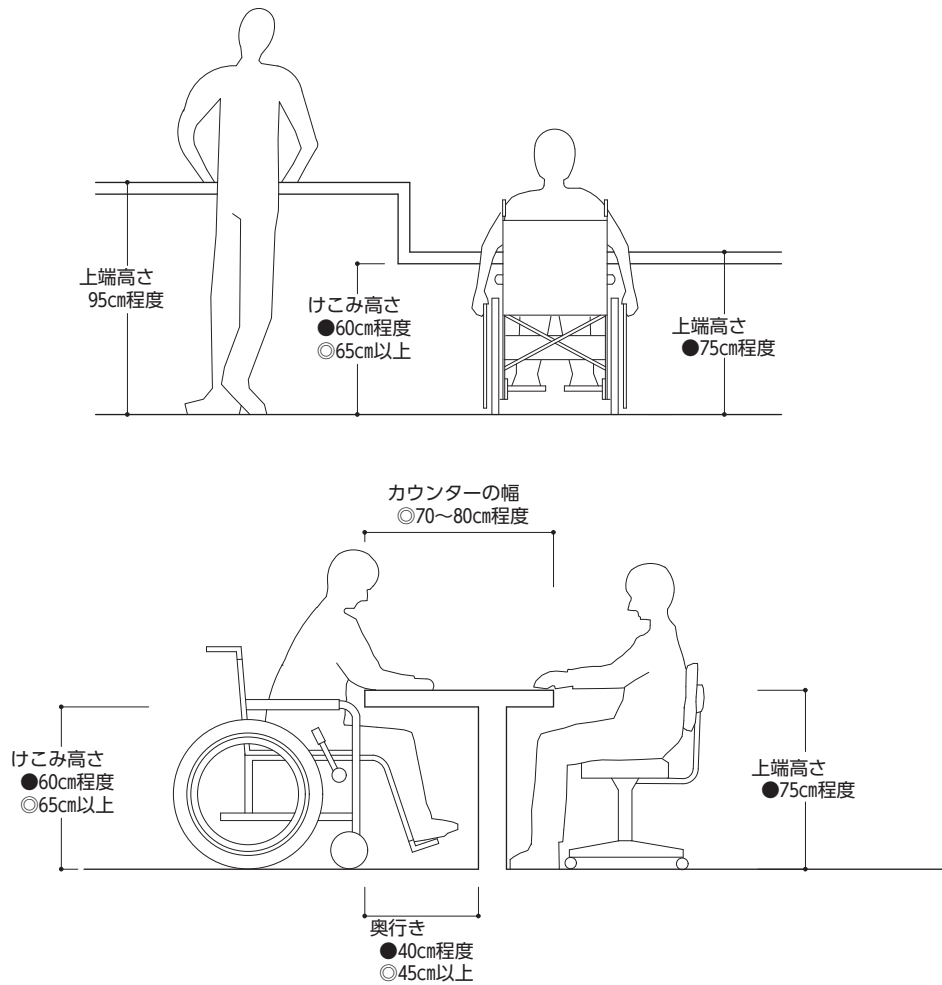
(1)カウンター	● 対話を主とするカウンターの一部は車椅子使用者のひざが当たらないよう配慮し、高さ75cm程度、けこみ高さ60cm程度、奥行き40cm程度のスペースを設ける。 ● 車椅子使用者の利用に配慮して、ついたてまでの奥行きは30～40cm程度とする。	→【図5.1】参照
(2)視覚障害者誘導用ブロック	● 出札・案内所等のカウンターの1ヶ所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	
(3)筆談用具等	● 筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ● 筆談用具等がある旨の表示については、駅員及び旅客から見やすく、分かりやすく表示する。	

■望ましい整備

カウンター	◎ カウンターは、有効幅70～80cm程度とする。 ◎ カウンターの下部に車椅子のアームサポートが入るように、けこみ高さ65cm以上かつ奥行き45cm以上とする。 ◎ 車椅子使用者に配慮したカウンターの周囲には、電動車椅子使用者が360度回転できる180cm×180cm以上の空間を確保する。	
その他の注意事項	◎ 言葉(文字と話し言葉)によるコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。 ◎ 手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。	→資-112参照 ICT機器の活用も有効である。

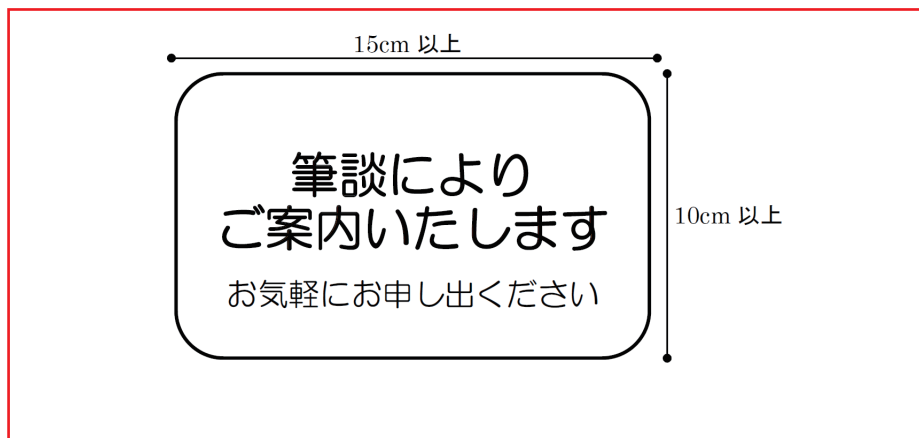
《 参 考 図 》

【図5.1】 カウンターの例



—【写真5.1】—

【図5.2】 筆談用具等がある旨の表示例



図に変更

⑥階段

【基本的考え方】

高齢者、杖使用者、視覚障害者等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。
- (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、踊り場を設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。
- (5) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (7) 階段下等において、十分な高さを確保することができないような空間等を設けないこと。ただし、やむを得ず当該空間等が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。

■整備基準の解説

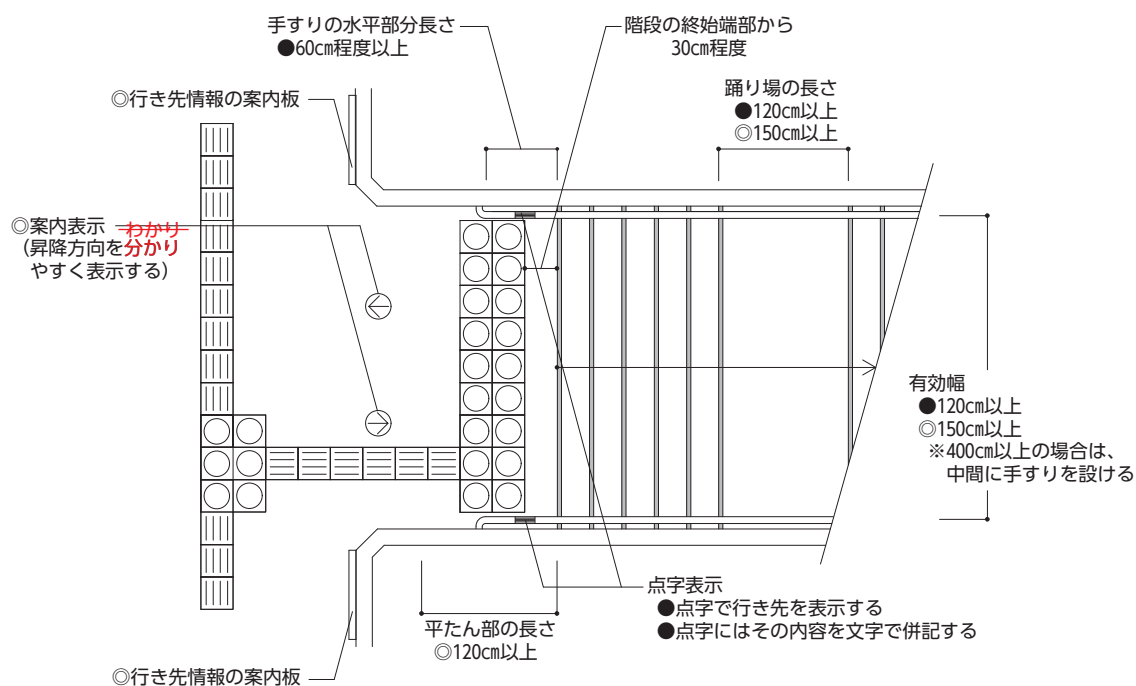
(1) 主要な 階段	● 主要な階段とは、一般旅客が常時利用する すべて の階段をいう。	
(3) 踊り場	● 長さは120cm以上とする。	→【図 6.1】参照
(4) 点字	● 上段手すりに階段の行先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ● 点字は、はがれにくいものとする。 ● 階段始末端部に敷設した点状ブロック付近の手すり端部（水平部分）に表記する。	→資-94・95 参照
(6) 踏面等の 形状	● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するためにも必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ● 踏面の端部（段鼻部）は、全幅にわたって十分な太さ（幅5cm程度）とし、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。	→【図 6.2】参照
(7) 階段下の 空間	● 階段下の十分な高さとは、概ね床面から高さ200cm程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、視覚障害者の侵入防止措置を講ずる。	→進入防止措置とは、柵等の設置で、白杖で感知できる措置とする。
(8) 立ち 上がり	● 側壁がない場合は、高さ5cm程度まで立ち上がりを設置する。	→【図 6.3】参照
(9) 照明	● むらがなく、通行に支障のない明るさとする。	

■望ましい整備

	◎ すべて 全ての階段を整備基準に適合させる。	
有効幅	◎ 2 本杖使用者の円滑な通行に配慮し、有効幅 150cm 以上とする。	
踊り場	◎ 2 本杖使用者の昇降に配慮し、長さ 150cm 以上とする。	
踏面等の形状	◎ 寸法は、 けあげ 蹴上げ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 ◎ けこみは 2cm 以下とする。 ◎ 階段と側壁下部又は全体の色との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、床の端部を容易に識別できるものとする。	
その他の 注意事項	◎ 階段の始点、終点は階段につながる通路から 120cm 以上後退させ、手すり壁を延ばして平たんなふところ部分を設ける。 ◎ 階段の上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該階段の昇降方向を分かりやすく表示する。 ◎ 階段付近には、階段の行き先情報の案内板等を設置する。	→「I 公共交通施設 ⑭案内板等」参照

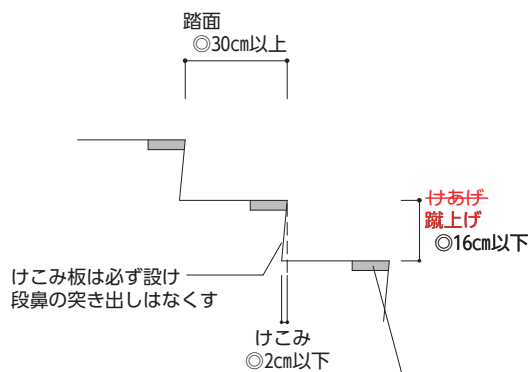
《 参 考 図 》

【図6.1】 階段の例

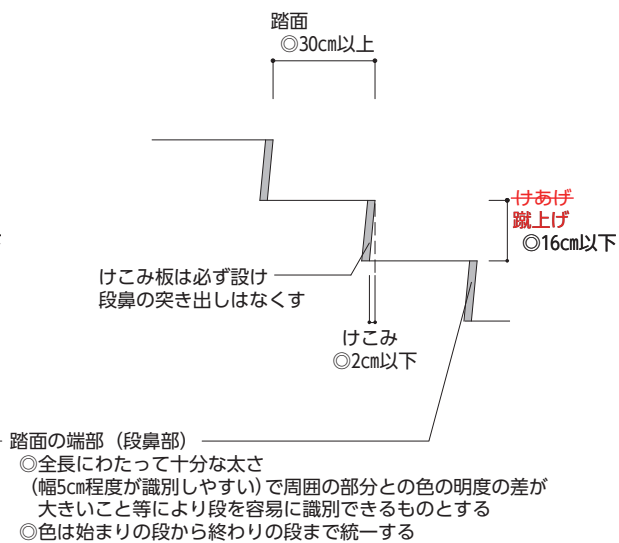


【図6.2】 蹴上げ、踏面の例

■ 段鼻部分のみ色分けした例

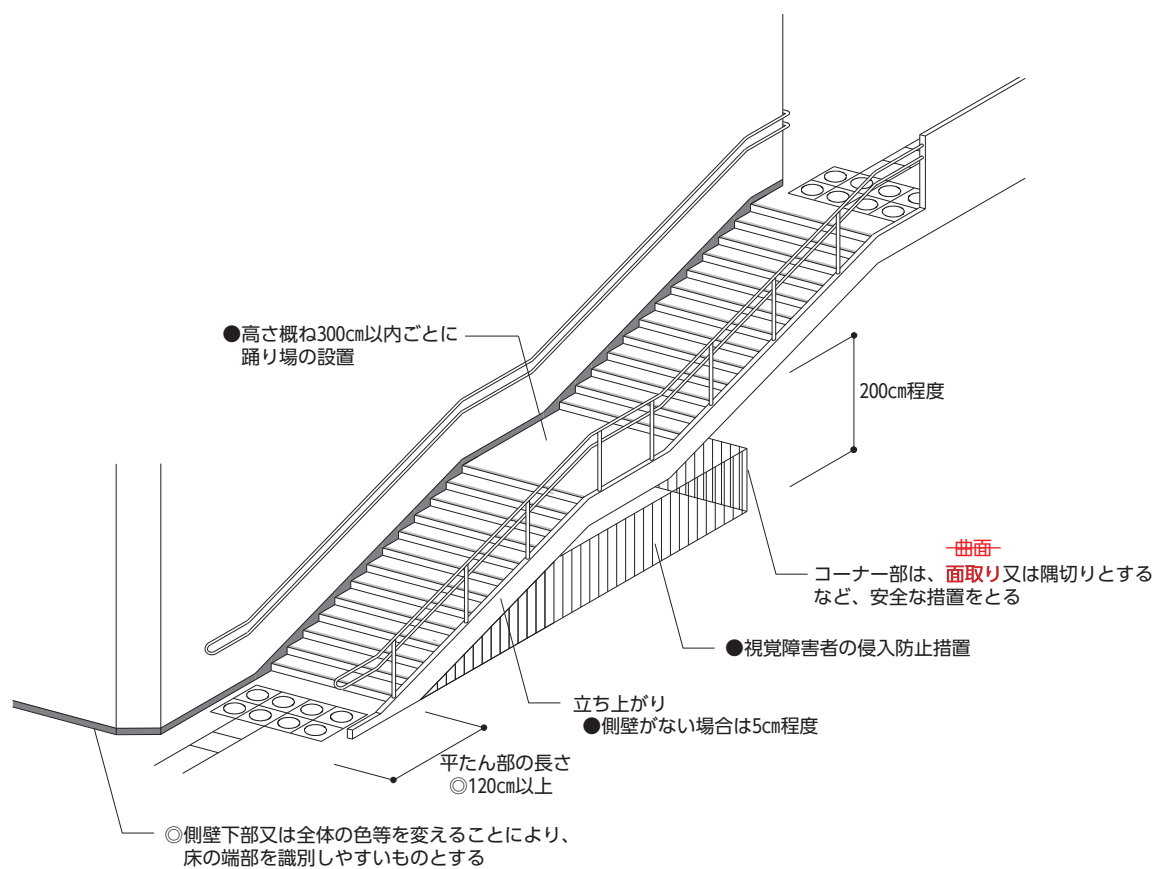


■ 段鼻及びけこみ板を色分けした例



《 参 考 図 》

【図6.3】 階段下の空間の措置例



⑦傾斜路

【基本的考え方】

通路面に段差を解消する傾斜路を設ける場合は、車椅子使用者等を含む**すべて**の人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、次に掲げる構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さが150センチメートル以上の踊り場を設けること。

エ 折り返しの部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には水平な部分を設けること。

(2) 傾斜路の両側には、35センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。

(4) 傾斜路の勾配の部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。

■整備基準の解説

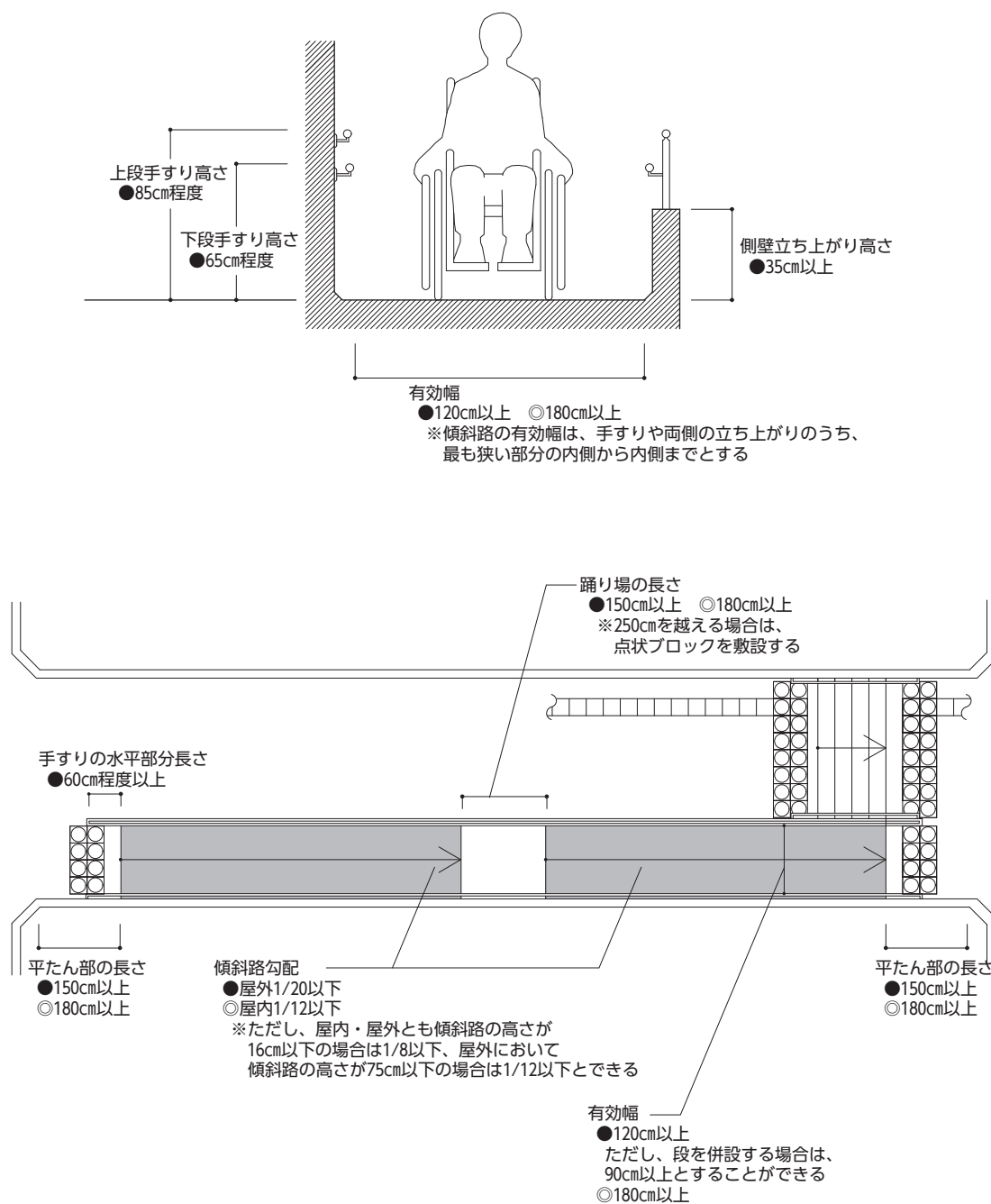
(4)識別	● 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。	
-------	--	--

■望ましい整備

	◎ すべて の傾斜路を整備基準に適合させる。	
有効幅	◎ 車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。	
勾配	◎ 屋内においても、1/20以下とする。	
踊り場	◎ 車椅子使用者等の円滑な利用に配慮し、長さ180cm以上とする。	
その他の 注意事項	◎ 傾斜路と側壁下部又は全体の色等を変えることにより、床の端部を識別しやすいものとする。 ◎ 車椅子使用者等のため、傾斜路の始点、終点に180cm以上の平たん部を設ける。 ◎ 屋外に設置する場合は、障害者等に配慮した大きめのひさし等を 設ける 。	→雨天時を想定して設置する。

《 参 考 図 》

【図7.1】 傾斜路の例



⑧エレベーター

【基本的考え方】

エレベーター及び乗降ロビーは、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を含めた**すべて**の人が安全に、かつ容易に利用できるように配慮した構造とする。

また、傾斜路によって解消できない高低差のある駅舎等においては、エレベーターの設置を原則とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、次に掲げる基準に適合するエレベーターを設置し、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。

- (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80 センチメートル以上とすること。
- (2) 籠の容量は、11 人乗以上とし、エレベーターの台数並びに籠の内のり幅及び内のり奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 既設の駅舎等で構造上困難な場合

イ 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を採用する場合

- (3) 籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
- (4) 乗降ロビーは、車椅子が転回することができる構造とすること。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設けることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに視覚的に確認することができる構造であること。

■整備基準の解説

(2)内容

- 旅客施設においてエレベーターを設置する場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、籠の内法幅及び内法奥行きを検討する。籠の大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターの籠の内法幅及び内法奥行きの大きさを選定する。

＜エレベーターの籠及び昇降路寸法 [JIS A4301] 抜粋＞

最大定員 [人]	籠の内法 幅 [cm]	籠の内法 奥行き [cm]
11	140	135
13	160	135
15	160	150
17	180	150
	200	135
20	180	170
	200	150
24	200	175
	215	160

必要に応じて、適切な大きさを選定する。

(3)設備・ 操作盤	● 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者等が円滑に操作できる位置に操作盤等の設備を設ける。また、操作盤は以下の構造とする。 ・ 操作ボタンは高さ 100cm 程度に設置する。 ・ 出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものとし、車椅子使用者等の余裕を見込み、円滑に乗降できるよう配慮した開閉時間を設定する。 ・ 籠内に設ける操作盤は、車椅子使用者の利用に配慮して籠の左右壁面中央付近に設ける。	→【図 8.2】参照
・鏡	● 車椅子使用者が乗降する際に、籠及び昇降路の出入口や背後の状況を確認するため、籠内に鏡を設ける。	→鏡はステンレス鏡面又は、安全ガラス等を設置する。
・表示装置	● 籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。	→【図 8.3】参照
・音声案内	● 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備を設ける。 ● 乗降ロビーには、籠の到着や昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、籠内に出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。	→スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる。
・点字表示 方法	● 乗降ロビー及び籠内に設ける操作盤のうちそれぞれ 1 以上は、点字を表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 規格にあわせたものとする。	→視覚障害者が容易に操作できる構造の操作盤を設ける。
・籠出入口乗降 者検出装置	● 旅客の安全を図るために、光電式、静電式又は超音波式等にて、籠の出入口の乗降者を検出し、戸閉を制御する光電式乗降者検出装置を設ける。	→資-104~106 参照
(4)乗降ロビー	● 手動車椅子使用者が 360 度回転できる 150cm×150cm 程度の空間を確保する。また、新設の場合は、付近に下り階段及び下り段差を設けない。 ● 乗降ロビー付近に下り階段及び下り段差が存在する既存施設の場合は、転落防止策を講ずる。	
(5)籠内外部と の連絡	● 籠内部の防犯や事故時の安全確保のため、籠の内部が確認できるガラス窓を設置する。 ● 籠外部から、籠内の車椅子使用者や子ども、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から高さ 50cm 程度にする。	
その他の 注意事項	● ただし書における駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合とは、公共交通施設の営業時間内において常時利用でき、かつ距離が著しく離れていない場合をいう。	

■望ましい整備

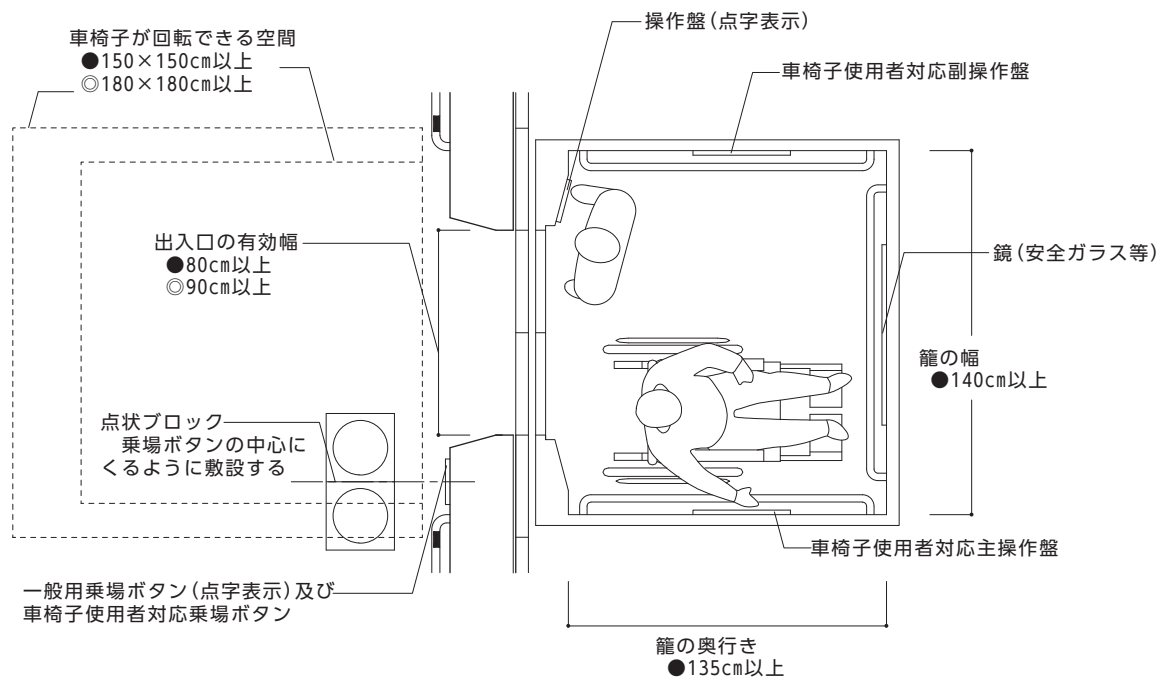
	◎ すべて全てのエレベーターを整備基準に適合させる。 ◎ 離れた位置に複数の出入口や改札口がある場合等は、エレベーターを複数箇所に設置する。	
--	--	--

出入口の有効幅	◎ 車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。	
容量	◎ 手動車椅子使用者が 360 度回転できる 15 人乗り以上とする。 (一般的な 15 人乗りの籠内寸法は 160cm(W)×150cm(D)) ◎ エレベーター利用者が特に多い場合は、20 人乗り以上のエレベーターを導入する。 ◎ 緊急時の対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね 200cm 以上)のあるエレベーターが望ましい。	→一般的な15人乗りの籠内寸法は160cm(W)×150cm(D)程度である。 →緊急時の対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね200cm以上)のあるエレベーターが望ましい。
形状	◎ 旅客施設の構造によっては、利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置する。	
車椅子あたり	◎ 床上から高さ 35cm 程度まで車椅子あたり(キックプレート)を設ける。	
設備	◎ 視覚障害者や聴覚障害者等に配慮して、籠内外の操作及び情報が音と表示等で分かるものとする。 ◎ 籠内外の操作ボタン及び表示の色の組み合わせ等は、周囲の色との明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。 ◎ 籠内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう、階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとする。また、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ◎ 非常時における聴覚障害者のための視覚的情報伝達手段(外部からの手話、文字による情報伝達等)として、次の配慮を行う。 ・ 非常時聴覚障害者対応ボタンを設ける。 ・ 非常時(停電時等)に情報表示ができる聴覚障害者対応モニター、電光表示盤を設置する。 ・ 係員に連絡中である旨や、係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。 ◎ 地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。	→到着階に何かがあるか(地上出口、改札口等)、具体的に音声案内する。
駅務室等	◎ 駅務室等の管理室にエレベーターを監視できる設備を設ける。 ◎ 籠内部が確認できるカメラ(ITV 設備)を設ける。	
開閉時間	◎ 高齢者や障害者、子ども連れ等に配慮して、出入口の戸閉め開始時間を設定する。 ◎ ドアが開いた状態は最低4秒維持するものとし、車椅子使用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる(10 秒以上)機能を設置する。	
乗降ロビー	◎ 電動車椅子使用者が 360 度回転できる 180cm×180cm 程度の空間を確保する。	

表示	◎ 障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。	
その他の 注意事項	◎ 垂直移動距離の長いエレベーターを設置する場合は、トランク付きとするなど、救急用の担架等が収納できる構造とする。	

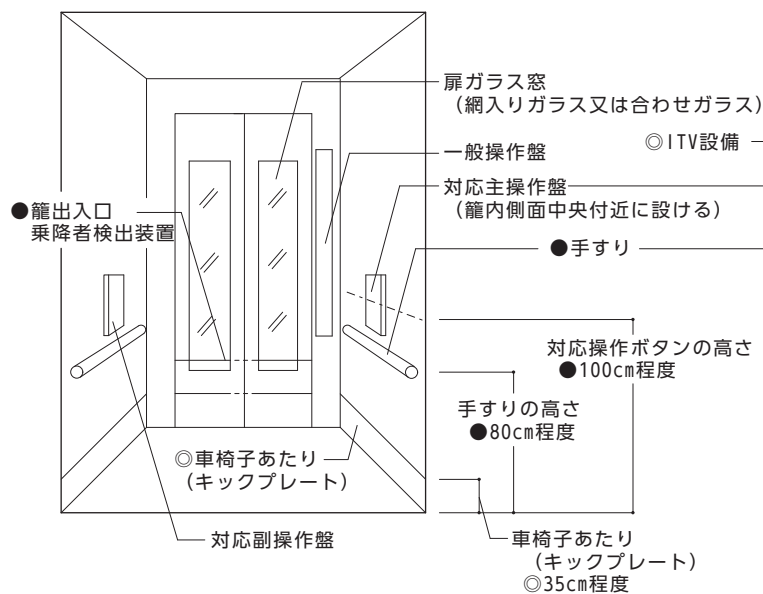
《 参 考 図 》

【図8.1】エレベーターの平面図

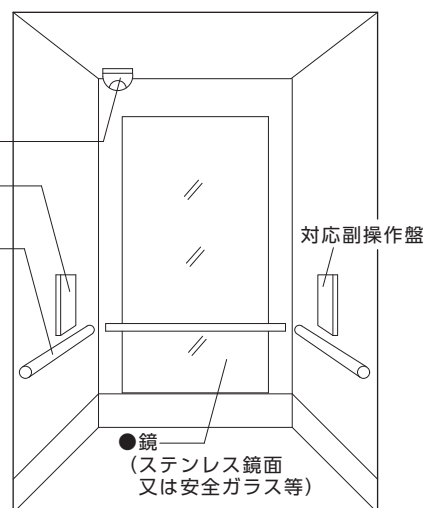


【図8.2】エレベーター籠内の例

■籠の仕様（扉側）



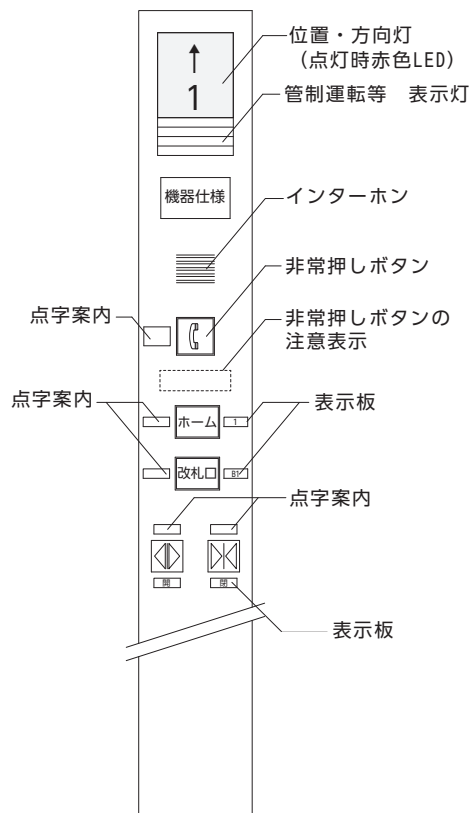
■籠の仕様（背面側）



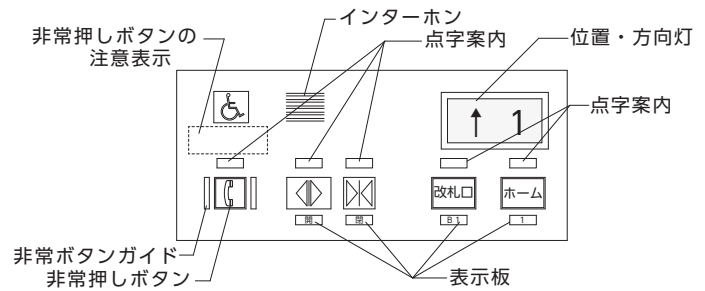
《 参 考 図 》

【図8.3】 籠内操作盤

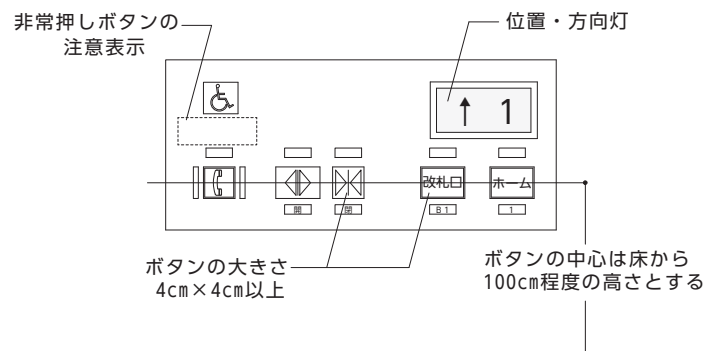
■一般操作盤



■対応主操作盤



■対応副操作盤



⑨エスカレーター

【基本的考え方】

高齢者、杖使用者等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造とすること。

- (1) 踏面及び床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。
- (3) くし板は、できるだけ薄くし、ステップの部分と区別することができるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。
- (4) 前の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設置するエスカレーターは、車椅子対応型のエスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。
- (5) 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとすること。
- (6) 進入することが可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。
- (7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

■整備基準の解説

(4)車椅子 対応型エス カレーター	● 踏み段の面は車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さが確保できる構造（踏み段が3枚水平のまま昇降できるもの）とし、脱輪防止のための車止めを設ける。	
(5)踏み段	● 踏み段の端部に縁取りを行うなど、端部全体のその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、踏み段相互を容易に識別できるものとする。	
(6)音声案内	● 音声案内を周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることにより留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。	
その他の 注意事項	● エスカレーターと建物の梁や天井との間に三角部が生じる場合は、子ども等が挟まれることを防ぐため、固定保護板及び可動警告板を取り付ける。 ● エスカレーターと階段手すりとの間に三角部等の隙間が生じる場合は、子ども等が挟まれることを防ぐための配慮をする。 ● エスカレーター下には階段下と同様に十分な高さを設けること。十分な高さとは、概ね床面から高さ200cm程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、視覚障害者の侵入防止措置を講ずる。 ● 昇降速度は、30m/分を標準とする。 ● エスカレーター上の照明は、乗り降りを安全に行うことができるよう、明るさや配置に配慮する。	→建築基準法施行令 及び建設省告示の エスカレーターの一 般構造を定める件 に準ずる。

■望ましい整備

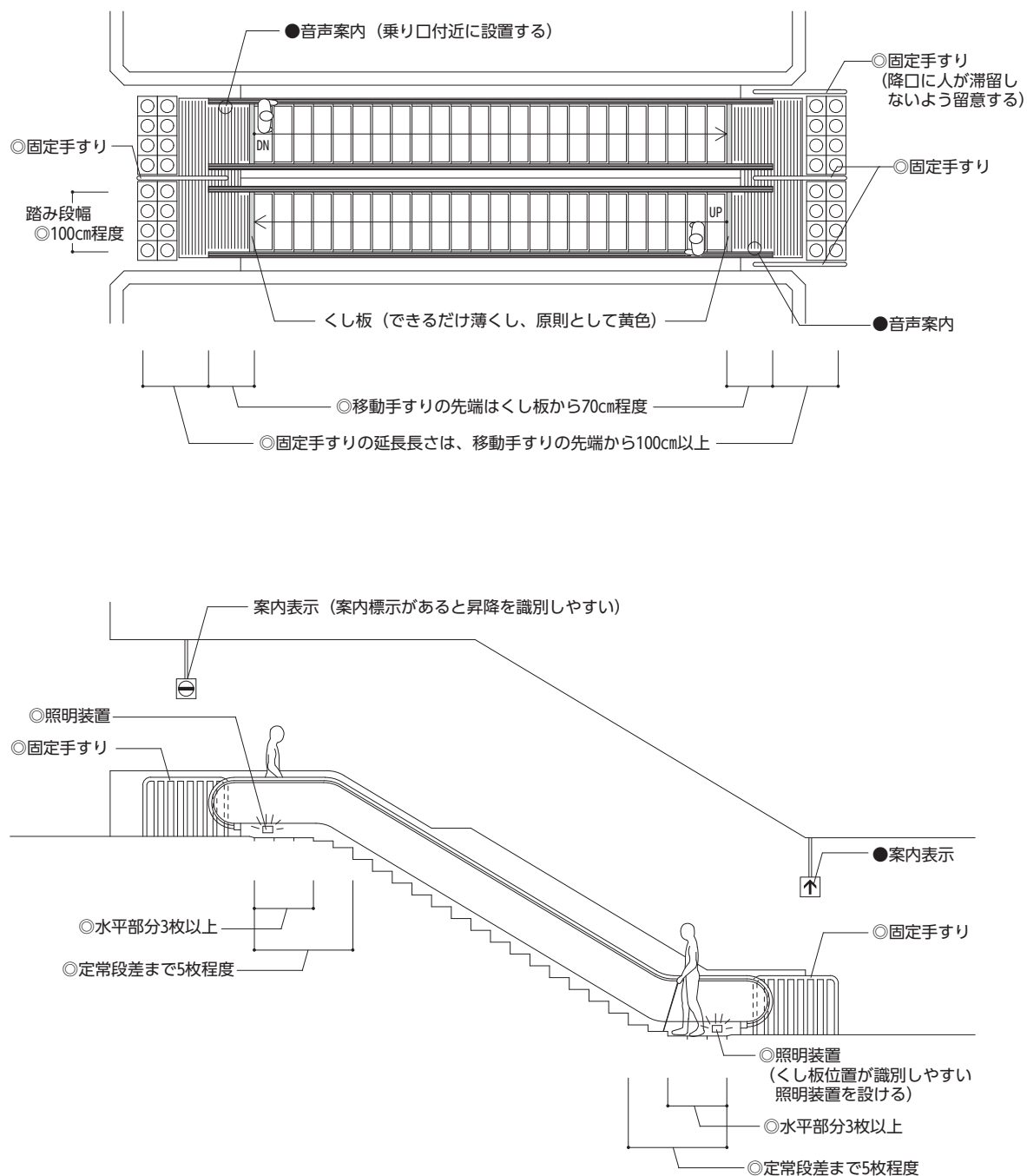
設置	◎ 階段による垂直移動の高さが 5m 以上となる駅舎等においては、上下専用のエスカレーターをそれぞれ設置する。	
幅	◎ S1000 形 (踏み段幅:100cm 程度) 以上とする。	
乗降口	◎ 踏み段の水平部分は 3 枚以上、 通常 定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度とする。	
照明	◎ 乗降口に近い位置にくし板位置が識別しやすい足元灯等の照明装置を設ける。	
手すり	◎ 乗降口は、くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ◎ 乗降口には、動線の交錯を防止するための固定柵又は固定手すり (長さ 100cm 程度) 等を設ける。	

◆ソフト面の工夫

	◎ 転落事故等を防止するため、利用ルールについて掲示やアナウンス等で周知する。	
--	---	--

《 参 考 図 》

【図9.1】 エスカレーターの場合



⑩便所（一般用トイレ）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が便所（一般用トイレ）を円滑に利用するために、補助手すり等を設置する。また、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児を連れた者等が円滑に利用できるよう配慮した便房を可能な限り設置する。

＜便所における機能分散の考え方＞

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

- (1) 便所への案内及び誘導並びに男女別の表示等を分かりやすく表示すること。
- (2) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。
- (3) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 大便器は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛式とすること。
- (5) 腰掛式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。
- (6) 小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
- (7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、**だれでもトイレ**11の項各号に掲げる構造の車椅子使用者用便房（以下この項において「車椅子使用者用便房」という。）に設ける場合は、この限りでない。
- (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、**だれでもトイレ**12車椅子使用者用便房に設ける場合は、この限りでない。
- (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。ただし、**だれでもトイレ**13車椅子使用者用便房に設ける場合は、この限りでない。
- (10) (7)から(9)までの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

(1)案内表示	● 男女別及び便所の構造を便所の出入口付近の外部に音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。 ● 点字により表示する場合の表示方法はJIS T 0921 規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922 規格にあわせたものとする。	→資-94~98 参照
(4)大便器	● 高齢者等足腰の弱い人にとって、和式便所の利用は非常に困難を伴うため、腰掛け式の大便器を1以上設ける。また、当該大便器には手すりを設ける。	→「I 公共交友施設⑦ 手すり」参照
(7)水洗器具	● 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、だれでもトイレ12車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りではない。	→建築物編（共同住宅等以外）⑧ 【図 8.78】 【図 8.89】 【図 8.1415】参照

(8)ベビー チェア	● 便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ 1 以上設ける。便所（一般用）に配置することを第一とするが、 だれでもトイレ 車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→「建築物編（共同住宅等以外）⑧子育て支援環境の設備」 参照
(9)ベビー ベッド	● 便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ 1 以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備を だれでもトイレ 車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。	→「建築物編（共同住宅等以外）⑧子育て支援環境の設備」 参照
(10)表示	● トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。	
その他の 注意事項	● 操作部の形状、色、配置及び器具の配置は JIS S 0026 にあわせたものとする準ずる。	→建築物編（共同住宅等以外）⑧ 【図 8.56】参照

■望ましい整備

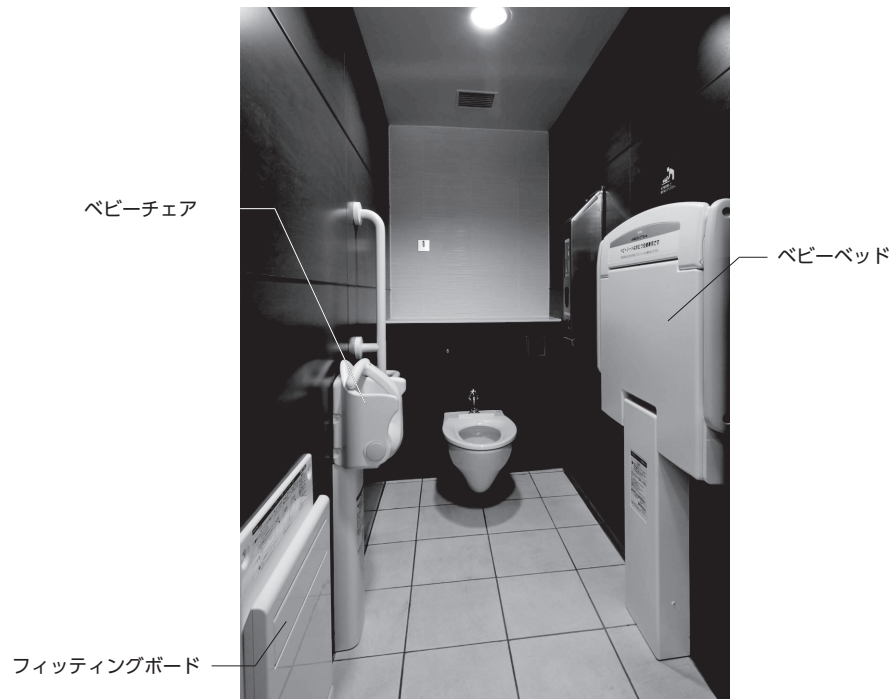
手すり	◎ 整備基準の(4)及び(6)以外の便器にも手すりを設ける。	
水洗器具	◎ パウチやしびん及び腹部等が洗浄できる水洗器具及び汚物流しを設置する。 ◎ 水洗器具は、パウチ等の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎ 整備基準の(7)、(8)、(9)の設備を、便所（一般用トイレ）と だれでもトイレ 車椅子使用者用便房に複数設置する場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人が利用可能となるように配慮する。	→建築物編（共同住宅等以外）⑧ 【図 8.89】参照
簡易型 多機能便房	◎ 小型の手動車椅子使用者が利用できる便房（簡易型多機能便房車椅子使用者用便房）を 1 以上（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ 1 以上）設ける。また、簡易型多機能便房車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。 ・簡易型多機能便房車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。 ・便房の大きさは、正面から入る場合は、 90cm×190cm 200cm×130cm 以上のスペースと出入口の有効幅 80cm 以上とし、 ・側面から入る場合は、 90cm×220cm 180cm×150cm 以上のスペースと出入口の有効幅 90cm 80cm 以上の確保をする。 ・整備基準の(7)、(8)の設備のいずれかの設備を設置し、 だれでもトイレ 車椅子使用者用便房の機能の分散化を行う。	
便房の 多機能化	◎ だれでもトイレ 車椅子使用者用便房や簡易型多機能便房車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やベビーチェア等の機能を備えた便房を設置する。	
緊急時通報	◎ 便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ◎ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、音声及び光により緊急事態の発生を	→建築物編（共同住宅等以外）⑧ 【図 8.54】参照

	知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。	
設備・備品等	◎ 小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを設ける。 ◎ 小便器や洗面器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ又はフックを設ける。	
その他の 注意事項	◎ 便房の戸は、高齢者、障害者等に配慮した取っ手、錠等を設置し、引き戸式又は折戸式とし、便房内の空間に余裕を作る。 ◎ 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	

《 参 考 図 》

【写真10.1】簡易型多機能便房の例

図削除



⑪便所（だれでもトイレ車椅子使用者用便房）

【基本的考え方】

車椅子使用者、~~高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等のだれも~~が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。水洗器具、ベビーチェア及びベビーベッドは、便所（一般用）に配置することを第一とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房又は~~だれでもトイレ~~車椅子使用者用便房を有する便所を 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けることとし、当該便所は、前の項に定めるもののほか、次に掲げる構造とすること。

- (1) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (2) 出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (4) 出入口には、~~誰もが利用することができる旨~~当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
- (5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。
- (6) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。
- (7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。
- (8) ~~介助用~~ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

(4)案内表示	● 出入口付近には、図記号（ピクトグラム）を組み合わせるなど、車椅子使用者、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等のだれもが利用できる旨を表示する。 ● トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。	
(5)大きさ	● 手動車椅子使用者が 360 度回転可能な 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。 ● 車椅子使用者が便器の前に行くためには、障害の程度・種類により様々な動きができるように、便器の前面は車椅子使用者の動きに支障にならないように、できる限り空間を確保する。	
(6)設備	● 付属器具（洗浄装置、ペーパーホルダー、フック、棚、鏡、握り手、鍵等）は、車椅子使用者の行動空間やアクセスなど、高齢者、障害者等に配慮したものとし、適切に配置する。 ● 便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずるにあわせたものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の周り	→音、光等で押したことが確認できるものが望ましい。

	で車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	
(7)戸	● 便房の戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ(60～70cm 程度)のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	

■望ましい整備

設置位置	◎ 移動等円滑化経路が複数方面ある場合は、方面ごとに1以上設置する。 ◎ 男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置に設置する。 ◎ 障害者の利便性を考慮して、設備等のレイアウトを左右別、障害部位別等に、複数設置する。	
有効幅	◎ 車椅子使用者の動作の余裕を見込み、出入口の有効幅 90cm 以上とする。	
音声案内	◎ 複数設置してある場合は、当該種別を分かりやすく知らせる音声案内を便所の出入口付近に設置する。	
大きさ	◎ 車椅子使用者の移乗に配慮して、便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生器具等を設置する。 ◎ 電動車椅子使用者が 360 度回転可能な 180cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。	
設備	◎ 障害者等のおむつ替え用等に、大型の折り畳み式又は収納式のおむつ交換シートを設置する。その場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎ 高齢者、障害者等に配慮した荷物等が置ける棚やフック等を設置する。 ◎ 出入口の戸から 70cm の範囲には、壁に付属物を設置しない。 ◎ 便座には背もたれを設置する。	→建築物編(共同住宅等以外)⑧ 【図 8.13】参照
その他の 注意事項 緊急時通報	◎ 音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備(フラッシュライト等)を備える。	

《 参 考 図 》

図削除

【写真11.1】 だれでもトイレの例



【写真11.2】 幼児用トイレの設置例



⑫旅客待合所

【基本的考え方】

旅客が乗車、乗船及び搭乗までの時間調整や休憩等のため常時利用する待合いの用途に供する施設等（以下「旅客待合所」という。）を設置する場合は、利用しやすい位置に高齢者、障害者、乳幼児を連れた者等を含む~~すべて~~
~~すべて~~の人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

旅客待合所を設ける場合は、次に掲げる構造及び設備とすること。

- (1) 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (2) 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。
- (3) 床面には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。
- (4) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。ただし、やむを得ず突き出の場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。
- (6) 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。

■整備基準の解説

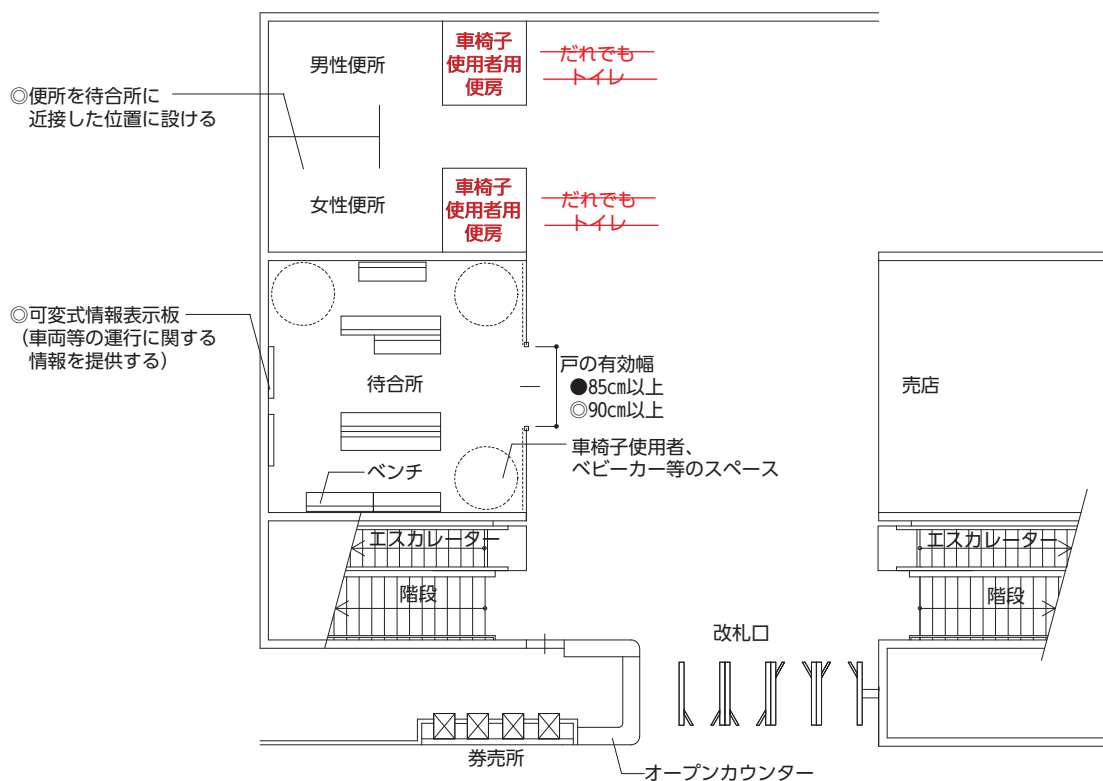
(2)有効幅 (転回 スペース)	● 旅客待合所への主要な通路の有効幅を120cm以上とした場合は、50m以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ170cm×140cm角以上）を設ける。	
(5)突起物	● 原則として床面から高さ200cm程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずる。	→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖で感知できる措置とする。

■望ましい整備

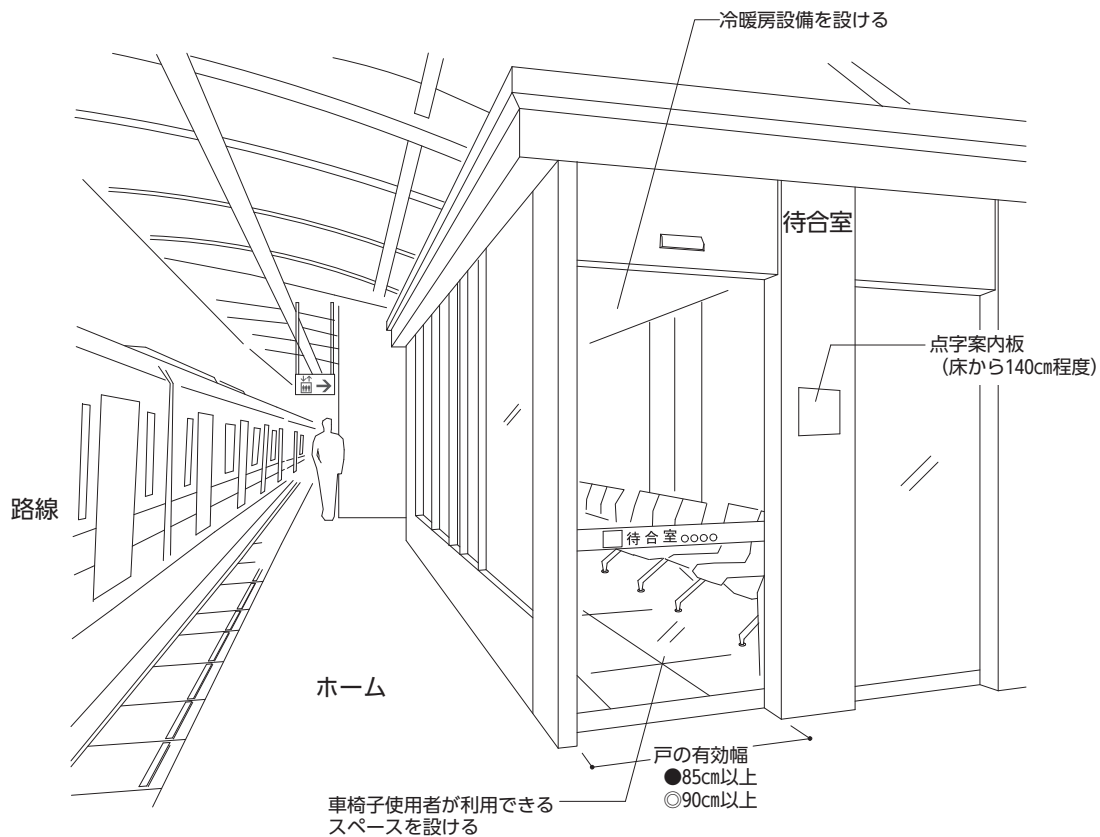
設置位置	◎ 旅客待合所は、乗降場に近接した位置に設ける。	
ベンチ	◎ 旅客待合所内又は近接した位置に子育て支援環境の設備（授乳及びおむつ交換のできる場所等）や構内店舗等の休憩設備を設ける。	→「建築物編（共同住宅等以外）⑩子育て支援環境の設備」参照
その他の 注意事項	◎ 旅客待合所内又は近接した位置に便所を設ける。 ◎ 旅客待合所内又は近接した位置に、車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を提供するための設備を設ける。 ◎ 旅客待合所内に、車椅子使用者、ベビーカー等が待合できるスペースを設ける。	→既存施設で所内に設置できない場合は、所内から視認ができる場所に運行情報設備を設置する。

《 参 考 図 》

【図12.1】 旅客待合所の配置図



【図12.2】 乗降場(プラットフォーム)に設けた旅客待合所の例(ホーム待合室)



⑬戸

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が安全に、かつ容易に通行できるように配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

- (1) 幅は、85センチメートル以上とすること。
- (2) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。
- (3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。

■整備基準の解説

(1)有効幅	● 幅とは、戸の開放時における有効幅をいう。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。	
(3)段差	● 戸の枠や敷居により、車椅子使用者の通行に支障となる段差を設けない。	→建築物編（共同住宅等以外）②
その他の注意事項	● 回転ドアは車椅子使用者の利用は困難であり、高齢者、障害者、幼児等も危険があるため配慮を要する。回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設する。 ● 手動式引き戸の場合は、軽い力で開閉できるものとする。 ● 開き戸は、車椅子使用者が通過しやすいように袖壁と開閉スペースを戸の前後に確保する。 ● 自動式扉の開閉方法及び開閉時間は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。	【図 2.5】参照 →120cm 以上の開閉スペースが望ましい。 →自動式扉の開閉速度は、開く時はある程度速く、閉まる時は遅いものとする。

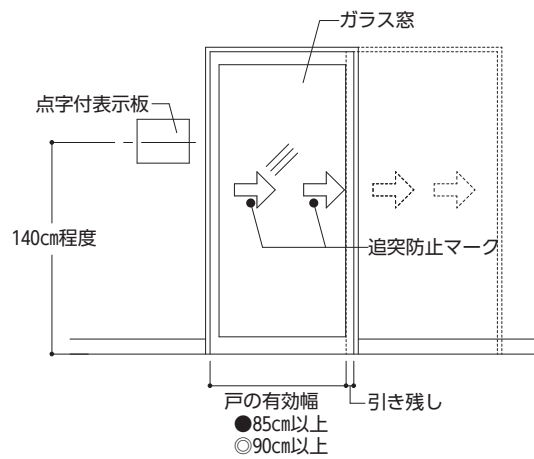
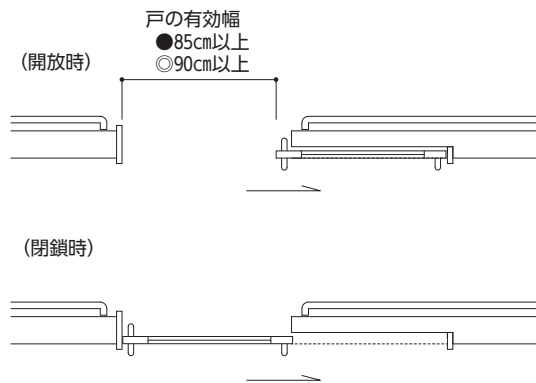
■望ましい整備

有効幅	◎ 車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。 ◎ 公共用通路との出入口の戸の幅は、車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。	
構造	◎ 構造上やむを得ない場合以外は開き戸としない。 ◎ 自動式扉の開閉装置は、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。 ◎ 内部と外部が視認できる透明部分を設け、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。 ◎ ドアハンドルを設ける場合は、高齢者、障害者等に配慮して安全かつ容易に開閉できるように、次に定める基準とする。 ・ 車椅子使用者、子ども等に配慮した高さに設置する。 ・ 形状は、棒状やレバーハンドル等とする。握り玉のものは手に障害のある人が使いにくいので避ける。 ・ 周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。	→建築物編（共同住宅等以外）② 【図 2.9】参照

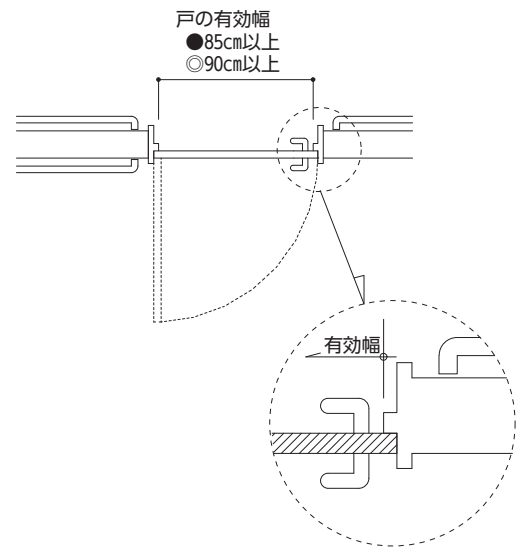
《 参 考 図 》

【図13.1】 戸の例

■引き戸の場合



■開き戸の場合



⑭案内板等

【基本的考え方】

高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。
- (2) (1)に規定する案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。
- (3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
- (4) (3)に規定する標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものであること。
- (5) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報について、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。

■整備基準の解説

(1)誘導 案内板	● 移動等円滑化のための主要な設備（以下「主要な設備」という。）とは、エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備とする。	
(2)表示	● 高齢者、障害者等に配慮して大きく太い文字を使用し、できるだけ簡潔な表現とする。 ● 案内板の地図、文字等は、高齢者、障害者等に配慮して分かりやすい色彩を用いる。 ● 高齢者や車椅子使用者等に配慮した見やすく分かりやすい取付位置、掲出場所、記載内容にする。	→資-116 参照 →資-113~115 参照
(3)設備標識	● (1)設備誘導案内板の解説の主な設備に標識を設ける。	→文字、図記号、位置等は、(2)表示を参考とする。
(5)運行情報	● 車両等の運行に関する情報とは、発車番線、発車時刻、車両種別、行先等とする。 ● 旅客の流動が多いコンコースのほか、改札口付近や乗降場（プラットフォーム）等に配置する。	→文字、位置等は、(2)表示を参考とする。

■望ましい整備

設備案内板	◎ 出入口及び改札口付近の分かりやすい場所に、設備案内板と併設して、誘導案内板を設置する。 ◎ 誘導案内板には、施設構内及び周辺の案内として、駅名（停留所名）、路線案内、乗場案内、駅の周辺の公共公益施設等必要なものを表記する。 ◎ 他の事業者や他の公共交通機関への乗換経路への誘導にあたっては、エレベーターを利用した経路も分かりやすく表示する。	→他の事業者や公共交通機関への接続施設については、統一して適切な情報提供をする。
表示	◎ 文字案内は、和文とし、英文（駅名など固有名詞はローマ字）併記する。また、和文は漢字による表現とし、必要に応じひらがなを併記する。 ◎ 出口、便所、乗車券販売所等の主要な施設名には、多言語（英語、中国語、韓国語等）を併記する。	→鉄軌道駅については、駅長事務室、精算機も表記する。
設備標識	◎ 主要な設備以外にも標識を設ける。	
運行情報	◎ LED（発光ダイオード）、液晶ディスプレイ等を用いた可変式情報表示装置とする。	
緊急時の案内用設備	◎ 車両等の運行に関する情報以外の情報（緊急事態、事故情報等）が表示できる設備とする。 ◎ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態、事故情報等を音声・文字表示によって提供できる設備を整える。	→災害等の緊急事態の発生を知らせる文字情報が表示できる設備が望ましい。

《 参 考 図 》

写真変更

【写真14.1】案内板の例



協力：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14.2】位置サインの例



協力：東日本旅客鉄道株式会社

【写真14.3】天井吊下げ型の誘導サインの例

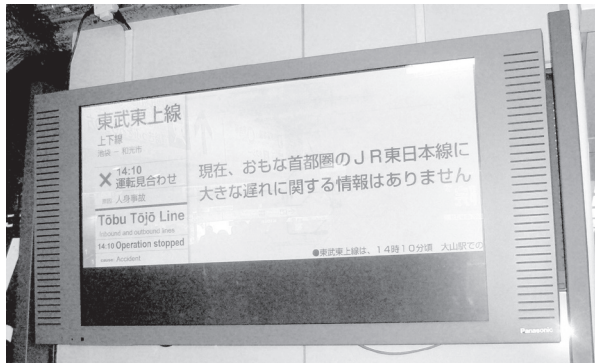


協力：東日本旅客鉄道株式会社

《 参 考 図 》

1

【写真14.4】 可変式情報表示板の例



2

【写真14.5】 可変式情報表示板の配置例



⑮視覚障害者誘導案内用設備

【基本的考え方】

視覚障害者が駅舎等の施設や設備を円滑に利用できるよう配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口の付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。

■整備基準の解説

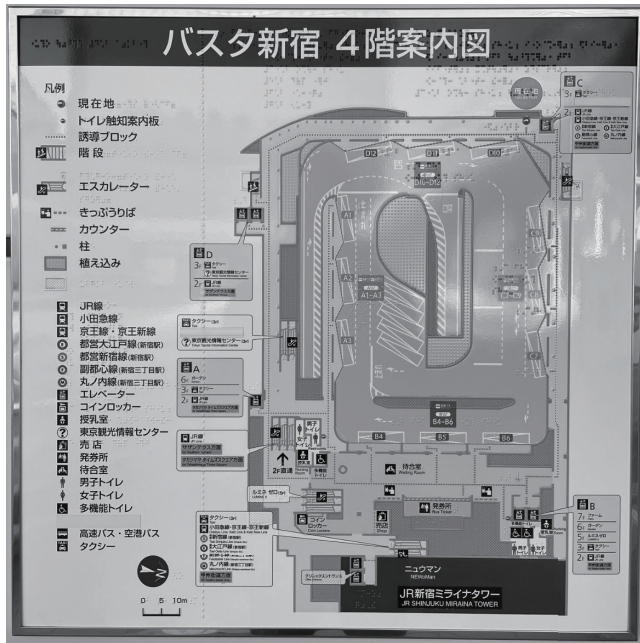
(1)触知案内図等	● 旅客施設や便所の配置を触知にて案内をする図（以下「触知案内図」という。）の情報内容及び形状並びに表示方法は、JIS T 0922 にあわせたものとする。 ● ただし書の「施設の配置が単純な場合」とは、出入口から乗降場まで単一の経路だけで構成されている場合をいう。 ● 旅客施設の配置の触知案内図を設置する場合は、出入口付近や公共交通施設を利用する際の起終点となる場所であるとともに、人的サポートを求めることのできる場所（例えば改札口付近）に設置する。 ● 鉄軌道駅は、駅舎等の改札口、便所、エスカレーターに音響又は音声誘導装置を設置する。 ● 点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。	→触知案内図とは、主要な設備、階段、通路等の位置情報を凹凸がある線、点、触知記号、点字等で理解できるようにしたものである。 資-96~98 参照 →出入口と改札口等の場所が離れている場合は、それぞれの箇所に設置する。 →各設備の基準を参照 →室名板等は、床面から140cmの高さに設置する。 資-94・95 参照
------------------	---	---

■望ましい整備

触知案内図等	◎ 触知案内図は、駅舎等の案内窓口につながるインターホン並びに、施設構内の主要な設備等の位置を音声で案内できる装置も設置する。 ◎ 触知案内図までは、視覚障害者誘導用ブロックのほか、音、点字その他の方法により視覚障害者に案内するための設備を設置する。	
音響案内	◎ 地下駅の地上出入口、鉄軌道駅の乗降場（プラットホーム）の階段には、音響案内装置を設置する。	→施設外に聞こえる音については、周辺の町並みを考慮して設置を行うこと。

放送設備	◎ 高齢者、障害者等に配慮して、列車等の発車時刻、発車番線、到着案内、当駅名放送等を聴覚障害者等にも聞き取りやすく配慮した音量、音質で放送できる設備を設置する。 ◎ 鉄軌道駅の乗降場（プラットフォーム）では、行き先方面別や上り下り等によって男性と女性の声に分けて分かりやすく放送する。	
点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯	◎ フラッシュや音声により緊急事態の発生を知らせることができる点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯を設置する。	→建築物編（共同住宅等以外）^㉔ 【図 26.1】 【図 26.2】参照

2
【図15.1】 触知案内図の例（設置型の場合）



写真提供：新宿高速バスターミナル株式会社

⑯視覚障害者誘導用ブロック

【基本的考え方】

駅舎等の出入口から車両等の乗降口に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、安全でシンプルな道すじに連続的に敷設する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備を設ける場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、触知案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。
- (4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。
- (5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色により十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。
- (6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。
- (7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。

■整備基準の解説

(2)敷設方法	● 旅客の動線を考慮し、安全でシンプルな道すじに連続的に敷設する。 ● 水平通路の誘導は、線状ブロックを連続して敷設し、迷いやすい曲がり角や分岐では点状ブロックを敷設して注意喚起を行う。 ● 線状及び点状ブロックは、壁面等から30cm以上離して敷設する。 ● 点状ブロックは、(3)点状ブロックの敷設場所以外に、視覚障害者の継続的な移動に警告を発する場所に敷設する。	→道路編「視覚障害者誘導用ブロック」の項を準用する。 →柱や床置き設備等からも適度に離して敷設する。
(3)点状ブロック	● 点状ブロックは、階段、傾斜路及びエスカレーターの終始端部から30cm程度離し、奥行き60cm程度に全幅にわたって敷設する。 ● 「階段」の踊り場において、点状ブロック間の距離が十分確保できない場合は、敷設しなくてもよい。ただし、長さが250cmを超える踊り場、又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。 ● 「傾斜路」の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊り場には敷設する。 ● 点状ブロックは、エレベーターの点字表示のある乗降ロビー側操作盤から30cm程度離して敷設する。 ● 点状ブロックは、トイレの壁面等に設置した触知案内図等の正面に設置する。	→【図16.3】参照 →【図16.4】参照

(5) 色彩	● 点状ブロックは、設置形触知案内図の前端から 30cm 程度離れた正面に設置する。 ● 点状ブロックは、点字表示等された視覚障害者の利用に配慮されている券売機カウンターの前端から 30cm 程度離れた正面に設置する。 ● 線状ブロック及び点状ブロックについての形状・寸法は、JIS T 9251 にあわせたものとする。 ● 黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度・色相又は彩度の差が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。	→資-100~103 参照
--------	--	------------------

■望ましい整備

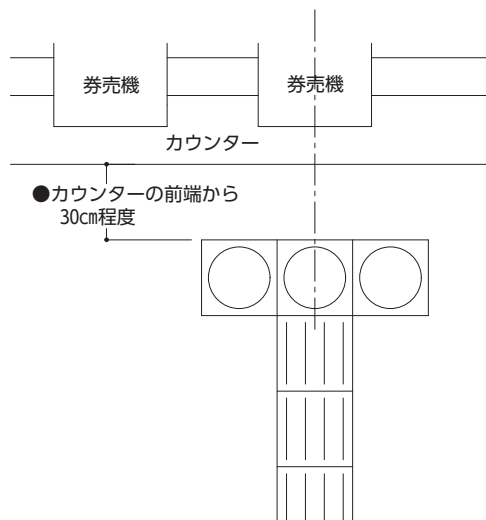
敷設方法	◎ 他の事業者や他の公共交通機関等と統一的な連続した誘導経路となるように、整備基準と同様に敷設する。 ◎ JIS 規格 T 9251 に相当していないブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックを JIS 規格 T 9251 に合わせたブロックに交換する。	
------	---	--

《工事中箇所における対応》

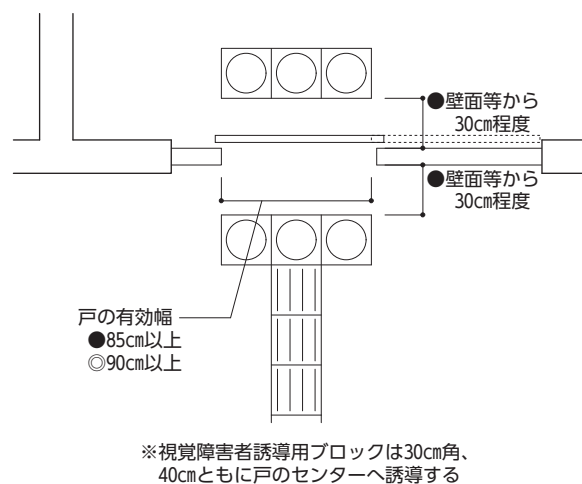
- ◇ 工事範囲の工事仮設物により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設す。

《 参 考 図 》

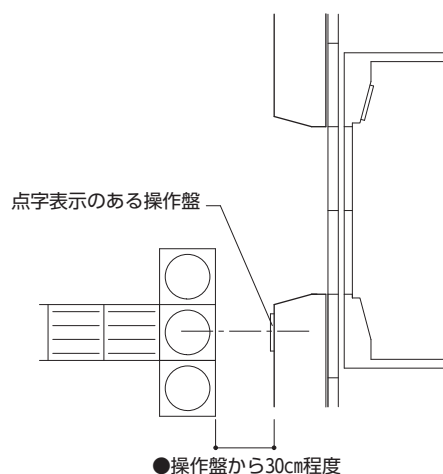
【図16.1】 券売機までの敷設例



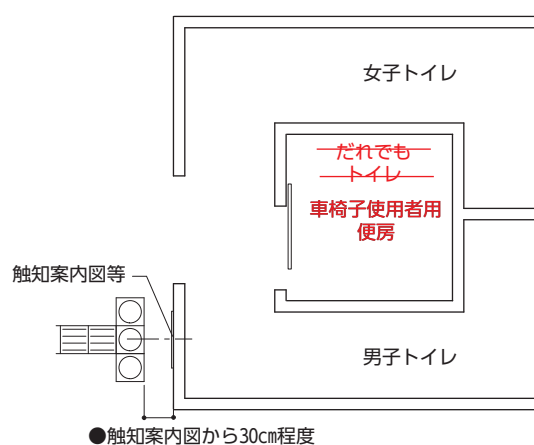
【図16.2】 部屋(駅務室)への敷設例



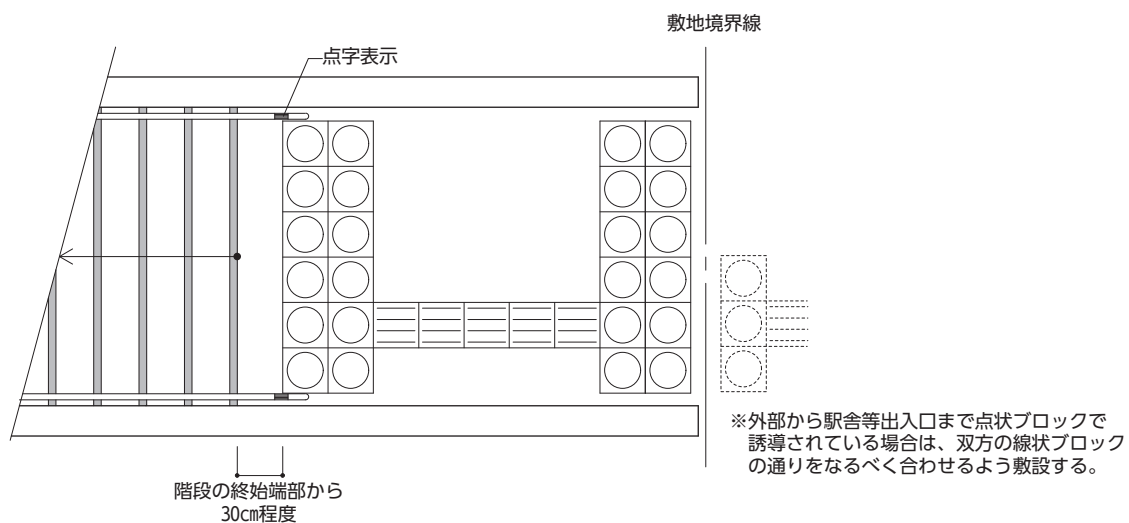
【図16.3】 エレベーターまでの敷設例



【図16.4】 トイレまでの敷設例



【図16.5】 出入口上屋までの敷設例



⑰手すり

【基本的考え方】

手すりは、高齢者、障害者等の誘導、移動動作の補助等について有効な設備であり、利用者の目的や状況に応じて円滑な利用に配慮した取付位置、形状、材質、寸法等で堅固に設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 一般の旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。
- (2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等の動作を補助するための手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。
- (3) 取付けの高さは、一段手すりの場合は、床面から 80 センチメートル程度、二段手すりの場合は、下段が 65 センチメートル程度、上段が 85 センチメートル程度とする。
- (4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。
- (5) 材質は、その取付けの場所に配慮したものとする。

■整備基準の解説

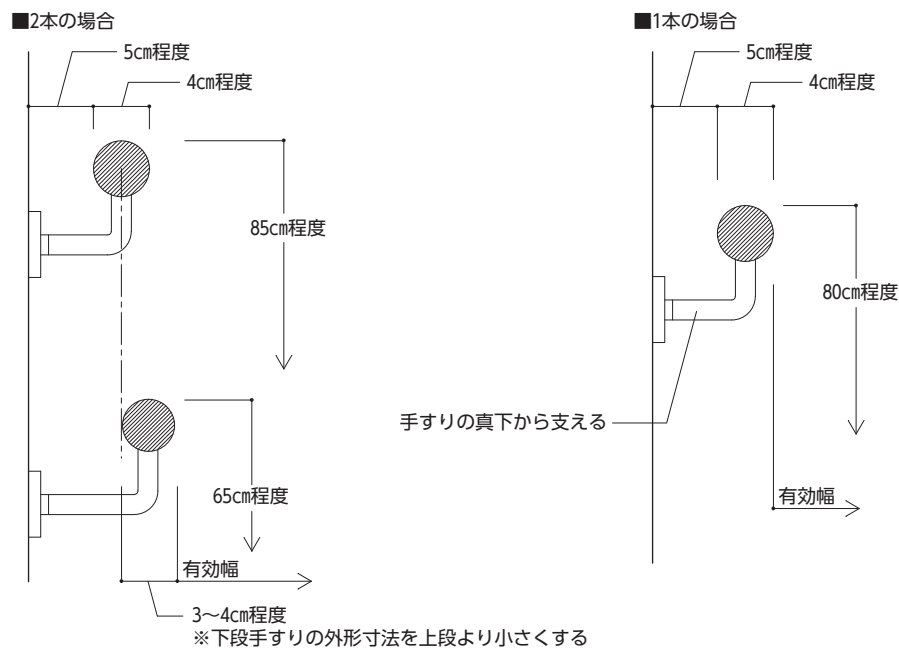
(1)設置場所	● 傾斜路及び階段等においては、踊り場にも連続して手すりを設ける。ただし、構造上設置が困難で片側のみ設置となる場合は、廊下・踊り場等と連続する側に設置する。	→傾斜等ある場所においても、曲げ加工等で連続性を持たせる。
(2)移乗等 動作補助	● エレベーター内には、扉以外の壁面に設置する。	
(3)取付高さ	● 床面からの寸法は、床面から手すりの上端までの寸法とする。	→階段の手すりは、踏面先端から手すりの上端までの寸法とする。
(4)形状等	● 外径 4cm 程度の握りやすい円形等とする。 ● 手すりと壁とのあき空きは 5cm 程度とし、手すり周辺の壁面は凹凸のない仕上げとする。 ● 手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ● 手すりを支持するブラケットは、手の動きを妨げないように手すりの真下から支える形状とする。 ● 床面からの自立式 2 段手すりを設置する場合は、下段が子ども等の足掛かりとならないよう、安全性に十分配慮し設置する。	→壁面にとれない場合は、下向きに巻き込む。
(5)材質	● 手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 ● 点字を貼付けた場合は、はがれにくいものとする。 ● 点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ● 階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部（水平部分）に表示する。 ● 2 段手すりを設置する場合は、上段手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。	→資-94・95 参照

■望ましい整備

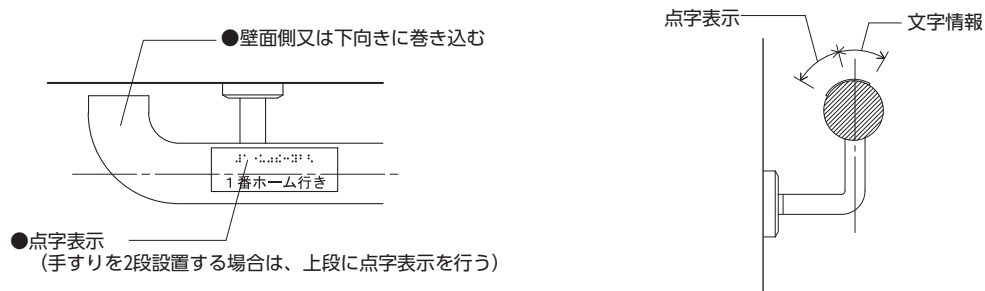
設置場所	◎ 整備基準の(1)の設置場所以外の通路等にも、高齢者、障害者等に配慮して手すりを設置する。 ◎ 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。 ◎ 幅が4m以上を超える階段には、中間手すりを設置する。	→高さが1m以内の階段についても設置する。 →例えば、2段手すり等とする。
形状等	◎ 始末端部においては、手すりの水平部分を60cm以上とする。 ◎ 2段手すりを設置する場合の構造は以下のとおりとする。 ・ 下段は手の小さい方をはじめ、高齢者や幼児の利用を考慮して上段よりも外径寸法を小さくするなど、利用者にとって使いやすい形状とする。 ・ 下段は、上段より壁等からの離れを大きくする。 ◎ 手すりの視認性を容易にするために、壁等の周囲と識別しやすい色とする。	

《 参 考 図 》

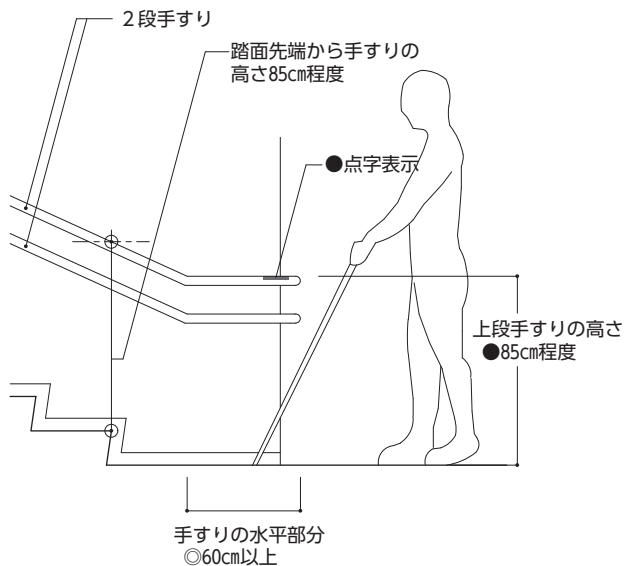
【図17.1】 手すりの位置と形状の例



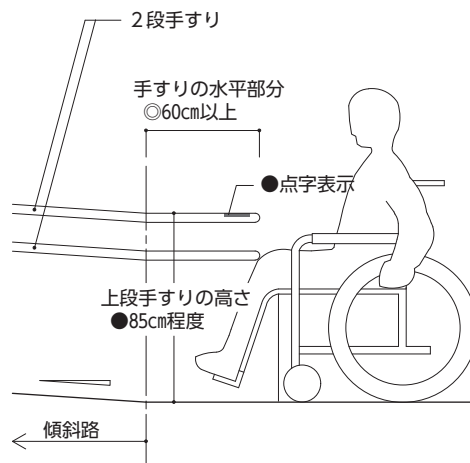
【図17.2】 手すりの端部と点字表示の例



【図17.3】 階段の手すりの例



【図17.4】 傾斜路の手すりの例



⑱ 券売機

【基本的考え方】

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、券売機及び券売機周辺を視覚障害者、車椅子利用者等を含む~~すべて~~
~~すべて~~全ての人々が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口
が設置されている場合は、この限りでない。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。
- (2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1 以上を視覚障害者が支障なく利用
することができる機種とすること。

■ 整備基準の解説

(1) 構造・位置	● 車椅子使用者が容易に接近しやすいように、カウンター下部に床面からの高さ 60cm 程度のけこみを設ける。 ● 金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に投入できるようにする。 ● 主要なボタン及び金銭やカード等の投出入口（以下「金銭投入口等」という。）は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。 ● 金銭投入口等の高さは、110cm 以下とする。ただし、構造上やむを得ない場合を除く。 ● タッチパネル式の券売機を設置する場合は、テンキーをつける等、視覚障害者が支障なく利用できるよう配慮する。	→けこみ付き券売機のけこみの奥行きは 40cm 程度とし、車椅子のフットサポートが入り込める空間を確保できるものとする。 →テンキーの脇に操作方法等を点字で表示する。
(2) 点字	● 点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用客との動線ができる限り交錯しないよう配慮する。 ● 券売機の横にも点字運賃表を設置する。点字による表示方法は JIS T 0921 に適合するあわせたものとする。	→点字で表示するのは、運賃、呼出案内とする。 →資-94・95 参照

■ 望ましい整備

設置場所	◎ 整備基準の(1)以外の券売機に関しても可能な限り、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを確保する。 ◎ 弱視者の利用に配慮して、券売機内のボタン、金銭投入口等は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより、容易に識別できるものとする。 ◎ タッチパネル式の券売機を設置する場合は、表示や操作の画面を高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮する。	→文字の大きさ、配色等に配慮する。
呼出装置	◎ 駅舎等の係員に連絡できるインターホン又は呼出しボタン等を券売機又は券売機付近の分かりやすい位置に設置し、使用しやすい構造とする。	
点字	◎ (2)以外のボタンや金銭投入口等に関しても可能な限り、点字を併記する。	

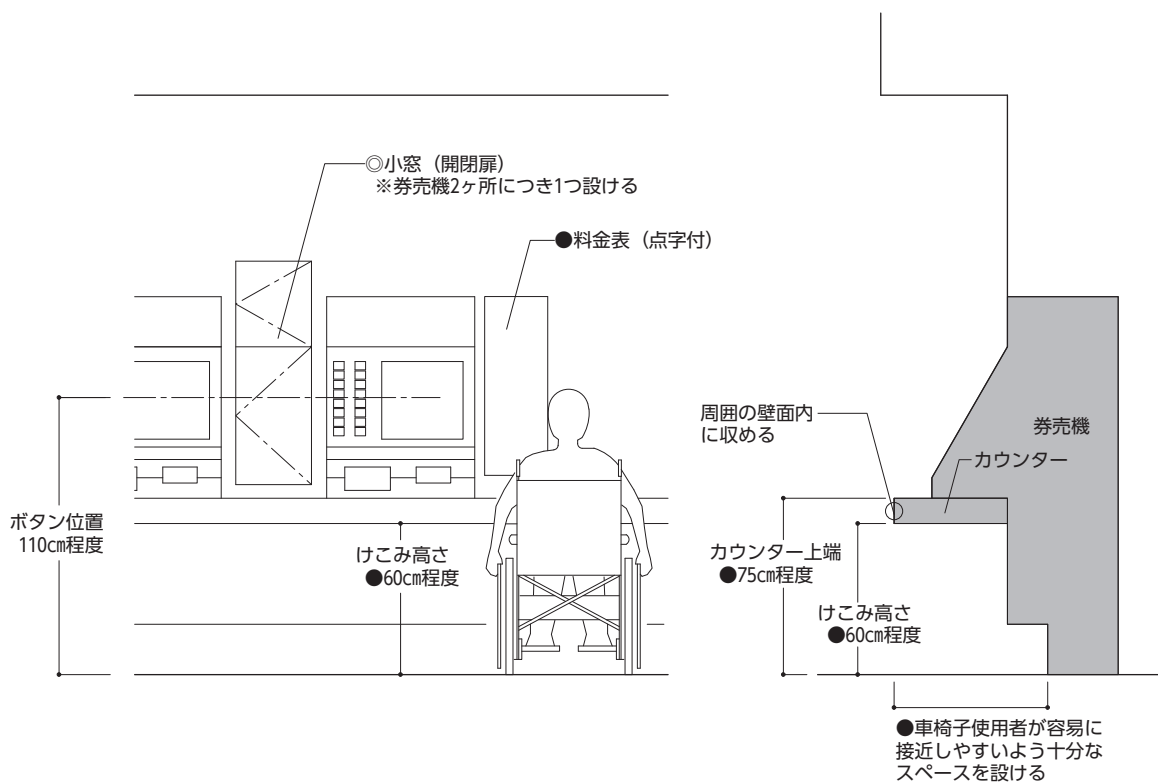
その他の 注意事項	◎ 券売機の横に窓を設置し、係員と共に聴覚障害者が券売機の操作をできるように配慮した構造とする。 ◎ 乗車券等の販売を行うものが常時対応する窓口が設置されていない場合は、聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮し、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設ける。	
----------------------	---	--

《 参 考 図 》

【図18.1】 券売機の例

■立面図

■断面図



【写真18.1】 モニター付きインターホンを券売機横に設置した例

新設

券売機は、福祉ボタン押下時に画面に文字案内が表示されるほか、インターホンによるお客様センター係員呼び出しが行われる連動機能を有している。



例：株式会社ゆりかもめ

⑱休憩施設（ベンチ等）、カームダウン・クールダウン

【基本的考え方】

車両等の待合いのために、高齢者、障害者等を含めた**すべて**の人が快適に休憩するための設備を利用しやすい位置に設置する。また、外出先でパニックや、急な発作・幻聴等を起こす利用者がいるため、静かな場所を確保し適切に対応することが望ましい。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。
- (2) (1)に規定する設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

■整備基準の解説

構内店舗	● 構内店舗（飲食店、物品販売業を含む店舗）及び付随した施設を設置した場合は、高齢者、障害者等に配慮した施設とする。	→構内店舗及び付随した設備は、建築物編も基準となる。
水飲み	● 水飲みを設置する場合は、車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmのものを併設し、下部に車椅子のフットサポート及びひざが入るスペースを確保し、壁付きの場合には、けこみの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。	
ベンチ	● ベンチを設置する場合は、高齢者、障害者等の疲れやすさ等に配慮し、旅客の流動を妨げないよう配慮しつつ主な経路上の使用しやすい位置に設ける。	→ホーム端などは避けることが望ましい。
優先席	● ベンチに優先席を設ける場合は、優先席や付近の見やすい位置に、優先的な利用の対象者を表示するステッカー等の標識を設けることにより、優先席であることを識別できるようにする。	

■望ましい整備

構内店舗	◎ 複数の集合した構内店舗等が設置された区画（以下「商業施設」という。）において、当該商業施設内にも移動等円滑化経路を確保する。 ◎ 商業施設内にも、高齢者、障害者等に配慮した便所や案内設備等を設置する。	
水飲み	◎ 操作方法は、光電式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと併用する。 ◎ 周囲には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保する。	→使い始めに勢いよく水が出ないものとする。
ベンチ	◎ 車両等に高齢者、障害者、乳児を連れた旅客等への優先した席等（※「優先席」という。）がある場合は、当該席等のそばにベンチを設置する。 ◎ はね上げ式や折り畳み式を避け、固定式とする。 ◎ 車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮した場所に設置する。	→背もたれがあるベンチが望ましい。
自動販売機	◎ 取出口やボタン等の位置を車椅子使用者の利用に配慮した機械を設置す	→建築物編（共同住

子育て支援 環境の整備	る。 ◎ 乳児を連れた旅客のため、授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッド等を適切に配置する。	宅等以外) ⑳ 【図 24.1】参照 →「建築物編(共同住 宅等以外) ⑳子育て支援環境の設 備」参照
----------------	--	--

◆ソフト面の工夫

	◎ 施設の利用者の中には、様々な視覚情報、音声情報及び騒音・雑音などが重なることで感覚に対する反応が過敏となったり、不測の事態が生じた場合等にパニックになったりする人がいる。しばらく時間をおき、気持ちが落ち着いてから、「どうしたのか?」と尋ねることで、冷静に自分の行動を振り返ることができる。この対応をカームダウン・クールダウンという。施設内に、カームダウン・クールダウンのスペースを用意したり、パーテーション等で視線を遮れるような空間を設けたりするだけでも有効な場合がある。	
--	---	--

「カームダウン・クールダウンスペースの設置」

国立競技場では、知的・精神・発達障害者等が観客の多さや喧噪でパニックを起こした際、あるいはそれを予防する際に気持ちを静めるための休憩室（カームダウン・クールダウンスペース）を各所に設けている。

休憩室は、気持ちを静めることができるよう、周囲の雑音や視覚情報を遮る個別の空間となっており、一人あるいは同伴者と2人きりになることができるスペースが設けられている。

また、休憩室の入り口には、カームダウン・クールダウンスペースであることを示すピクトグラム（JIS Z 8210）を表示し、「この部屋は気持ちを静めるための部屋です。」という説明書きを併記することで、部屋の機能がわかりやすくなるよう配慮がされている。



・カームダウン・クールダウンスペースのピクトグラム

写真提供：日本スポーツ振興センター



・カームダウン・クールダウンスペースの内部

写真提供：日本スポーツ振興センター

《 参 考 図 》

~~図~~

【写真19.1】 ベンチの例



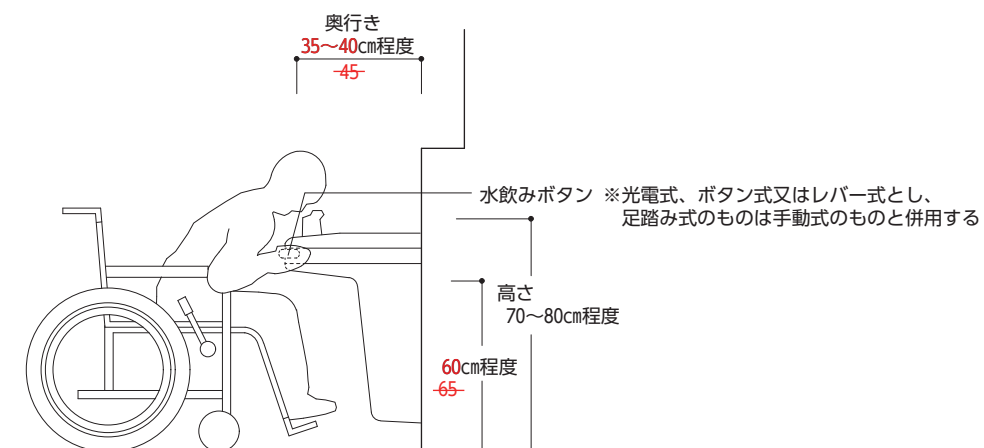
ベンチとベンチの間に荷物置きを設置



コンコースにアルコーブを設け、ベンチを設置した事例

~~2~~

【図19.1】 水飲みの例



②⑩その他の設備

【基本的考え方】

駅舎等構内の安全、安心を確保するために、急病や緊急時等のための設備、外部から情報の取得や連絡の確保等ができる環境を整備することが望ましい。

■望ましい整備

通信環境設備	◎ 外部と連絡及び情報がとれるように、携帯電話、無線 LAN 等が利用できる環境とする。	→「建築物編（共同住宅以外）」③公衆電話」参照
公衆電話	◎ 公衆電話を設ける場合は、1 以上を車椅子使用者に配慮した電話機及び台を設置する。 ◎ 障害者の利用に配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、分かりやすい場所にその旨を表示する。	
救護環境設備	◎ 旅客の救護をするために、救護室や AED 等を設置する。また、救護室には、ベッド等の救護設備を設ける。 ◎ 誰もが分かりやすく使いやすい位置に AED を設置するとともに、使用方法を分かりやすく表示する。	

Ⅱ 鉄軌道駅

①改札口

【基本的考え方】

視覚障害者、車椅子使用者、乳幼児を連れた者等を含む**すべて**の人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 改札口通路のうち 1 以上は、幅 90 センチメートル以上とすること。
- (2) 出札口(券売機を含む。)から改札口に至る経路及び改札口通路の 1 以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- (3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否をわかりやすく表示すること。

■整備基準の解説

(2)視覚障害者誘導用ブロック	● 視覚障害者誘導用ブロックは、有人改札口を経由して敷設する。	→ I 公共交通施設 「 ⑮ 視覚障害者誘導案内用設備」参照
その他の注意事項	● 無人改札口・無人駅とする場合は、駅長事務室等につながるインターホンを改札口の分かりやすい位置に設置する。 ● 改札口には音響誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設ける。 ● 有人改札口には、筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を備え、聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮するとともに、筆談用具等がある旨を表示する。	→改札口内外に設置することが望ましい。 →乗換専用改札口はこの限りではない。 → I 公共交通施設 「 ⑤ 出札・案内所等」参照

■望ましい整備

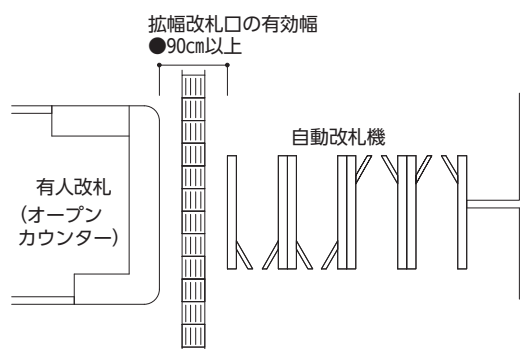
拡幅改札口	◎ 有人改札口を拡幅改札口にした場合には、さらに自動改札口の 1ヶ所を拡幅改札口とする。	
進入案内表示	◎ 色弱者の利用に配慮した配色の案内表示とする。	→資- 113~115 参照
コミュニケーションボード	◎ 言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。	→ICT 機器の活用も有効である。
カウンター	◎ 有人改札口のカウンターの一部は、車椅子使用者にも配慮した構造とする。 ◎ 車椅子使用者等に配慮したカウンターを設置した場合は、車椅子使用者等の利用に配慮した場所に設置する。	→ I 公共交通施設 「 ⑤ 出札・案内所等」参照
その他の注意事項	◎ 手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。 ◎ 案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、有人改札口の戸外側、もしくは戸内側に車椅子使用者同士がすれ違うことができるスペースを設ける。	

◎ 無人改札口・無人駅とする場合は、視覚障害者、聴覚障害者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。
--

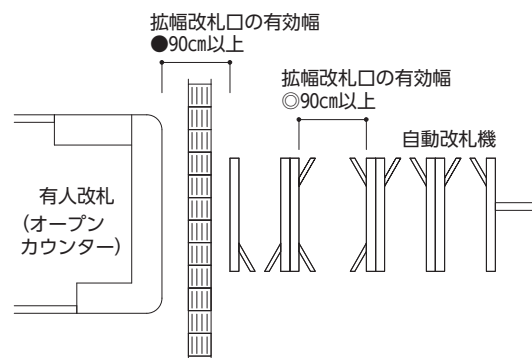
《 参 考 図 》

【図1.1】改札口の例

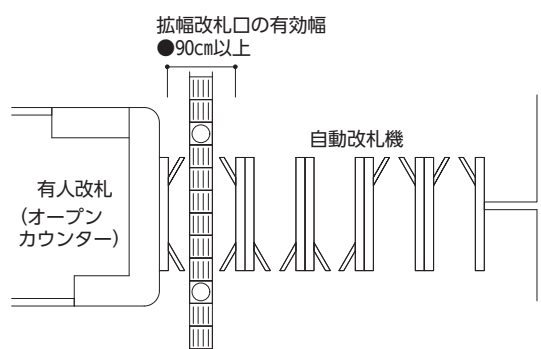
■一般的な改札口の例



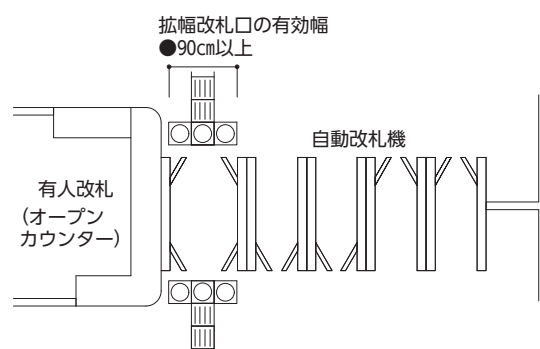
■改札脇の改札以外にも拡幅改札を設けた例



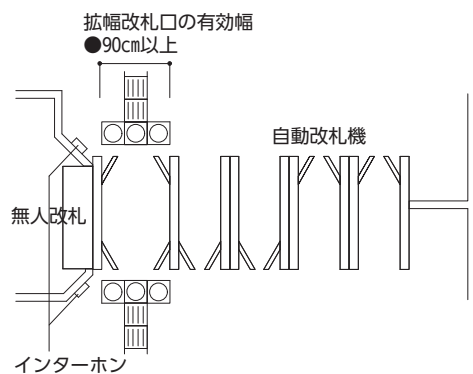
■一般的な改札口の例 ①
(自動開閉機がある場合)



■一般的な改札口の例 ②
(自動開閉機がある場合)



■無人改札口の例



②乗降場（プラットフォーム）

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。特に、視覚障害者の転落防止措置等の配慮を必要とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 床面の水勾配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。
- (2) 乗降場の縁端及び両端には、車両が停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。ただし、ホームドア又はホームゲート等を設ける場合は、この限りでない。
- (3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落を防止するための柵等を設けること。
- (4) 乗降場のホームの先端のノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれがない範囲において、乗降場と車両との隙間及び段差は、可能な限り小さくすること。
- (6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。
- (7) (6)に規定する乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落を防止するための設備を設けること。
- (8) 列車の接近について、文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
- (9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
- (10) 車椅子スペースに通ずる旅客用の乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用の乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。

■整備基準の解説

(2)点状 ブロック等	● ホーム縁端警告ブロックは、乗降場（プラットフォーム）の線路側の縁端部を警告するために設置する。形状は、乗降場（プラットフォーム）の内側であることを認識できるよう、点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T 9251 に合あわせたものを基本とする。 ● 乗降場の縁端からの離隔は 80～100cm 程度とし、線路に並行して連続的にホーム縁端警告ブロックを敷設する。	→ I 公共交通施設 「 ⑩ 視覚障害者誘 導用ブロック」参照 → 資- 100～103 参照
(3)転落防止 設備	● 転落防止のための柵を設置する場合は、高さ 110cm 以上とする。	
(4)ホーム先端 ノンスリップ タイル	● ホーム先端ノンスリップタイルの材料を選択する際は、高齢者、障害者等に配慮して、ホーム縁端のホーム縁端警告ブロック等との対比効果が発揮できるものとする。	

(5)すき間・ 段差	● 車椅子使用者等に配慮して、すき間・段差が解消できる設備（渡り板等）を速やかに使用できる場所に配備する。 ● 乗降場と車両とのすき間・段差が大きい箇所には、光や音声等により警告を行う。	
(6)ホーム ドア等	● 車両ドアとホームドア等との間の閉じ込めやはさみこみ防止対策を図る。 ● ホームドア等の各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30cm 以下とする。 ● ホームドア等が設置できない場合は、非常押ボタン又は転落検知マットやホーム下に列車を避ける退避場所等を設置する。	→ I 公共交通施設 「⑩視覚障害者誘導用ブロック」参照
(8)列車接近 情報	● 案内の内容は、列車の接近、その列車の停車・通過、乗車の可否、列車種別、行き先、次の停車駅名等とする。 ● 案内の仕方は、音声、音響、光、文字等とする。	
(9)照明	● 乗降場（プラットホーム）の両端部まで、又は両端部が識別できるように採光や照明に配慮する。	
その他の 注意事項	● ホーム上の壁面や柱などに取り付ける看板、休憩設備等は、旅客の通行の支障にならないように設置する。	→ I 公共交通施設 「④コンコース・通路・ホール等」参照

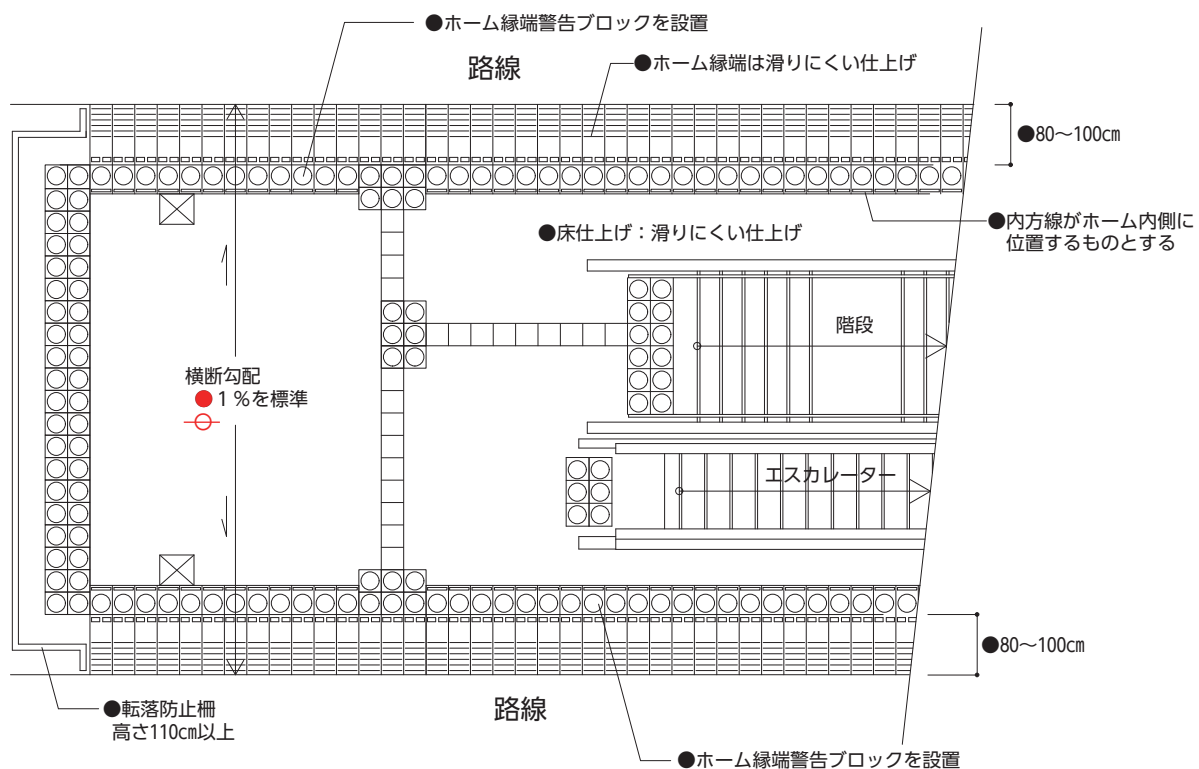
■望ましい整備

すき間・段差	◎ 渡り板等の設備を使用しなくても、車椅子使用者が単独で乗降できるよう措置を講ずる。	
ホームドア等	◎ ホームドア等の開閉を音声や音響で知らせる。 ◎ ホームドア等は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置又は固定部と 稼働部可動部 の色を変えるなど、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降位置を容易に識別できるものとする。	
案内表示	◎ 到着する駅名を車内で 標示表示 する場合を除き、車内のどの位置からも視認できるよう駅名標を配置間隔に配慮して表示する。 ◎ 駅構内案内図等により当該駅施設の案内を表示する。 ◎ 列車種別ごとの停車駅等、路線案内等の列車の乗車に関する情報を表示する。	→ I 公共交通施設 「⑭案内板等」、 「 I 公共交通施設 ⑮視覚障害者誘導案内用設備」参照
乗降位置表示	◎ 旅客搭乗口の位置が一定している場合は、 整備基準の (10)以外の一般乗降口、優先席その他列車種別に応じた乗降口の位置等を表示する。 ◎ 車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車椅子使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。	
音声案内	◎ 列車到着時に降車した駅が旅客に分かるよう、駅名の音声案内を行う。	
その他の 注意事項	◎ ホーム上の設置物や柱等は、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降場（プラットホーム）の床面と容易に識別できるものとする。	

- ◎ プラットホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は、車椅子使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設置する。

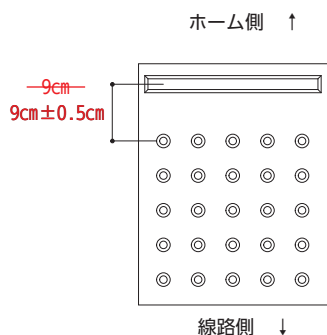
《 参 考 図 》

【図2.1】乗降場(プラットフォーム)の例

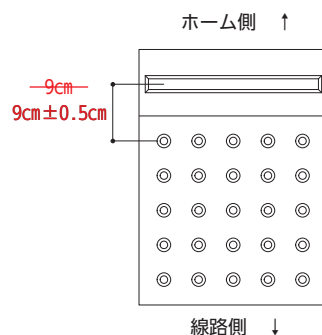


【図2.2】ホーム縁端警告ブロックの例

■一体化したブロックの例

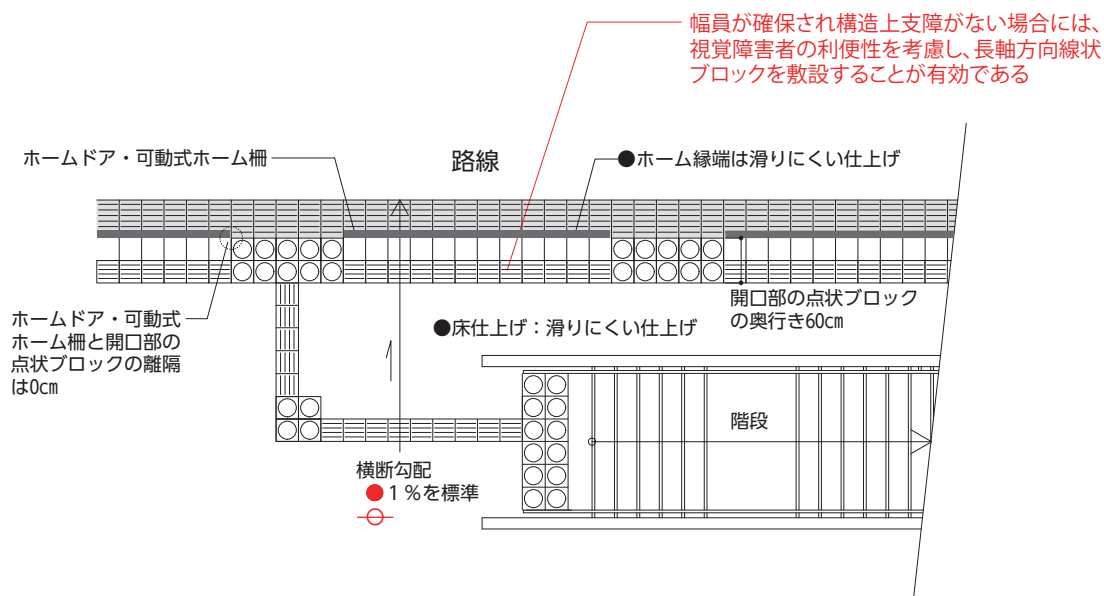
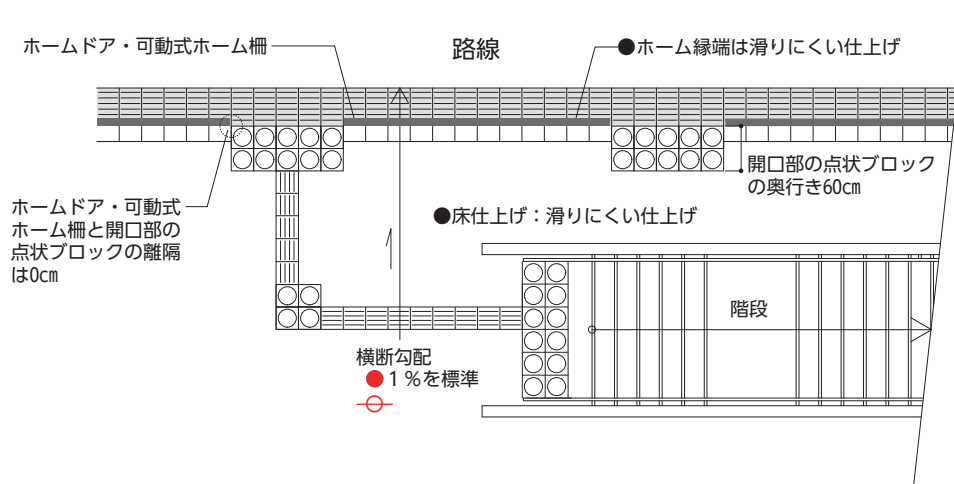


■2枚のブロックに分けて敷設する例



《 参 考 図 》

【図2.3】乗降場（プラットフォーム）の例（ホームドア・可動式ホーム柵の場合）



③軌道の停留場

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む~~すべて~~全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。

■望ましい整備

視覚障害者誘導用ブロック	◎ 乗降場に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する。	→  I 公共交通施設 「⑩視覚障害者誘導用ブロック」参照
上屋	◎ 防風及び雨天を考慮し、上屋や背面部等に風雨よけ板等を設ける。	
案内板等	◎ 屋外照明設備は、高齢者、障害者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。 ◎ 周辺の道路等からのアクセスが分かりにくい停留場は、周辺の道路上等に誘導のための案内板等を設置する。	

Ⅲ バスターミナル

①バスターミナル

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用の場所への進入を防止するための設備を設けること。
- (3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

■望ましい整備

乗降場	◎ 車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。 ◎ 屋外の場合には、防風及び雨天を考慮し、上屋や背面部等に風雨よけ板等を設ける。	
時刻表	◎ ノンステップバス、リフト付きバス等が運行している路線には、その旨を乗降場の時刻表等にピクトグラム等の利用により、分かりやすく表示する。	

②バス停留所

【基本的考え方】

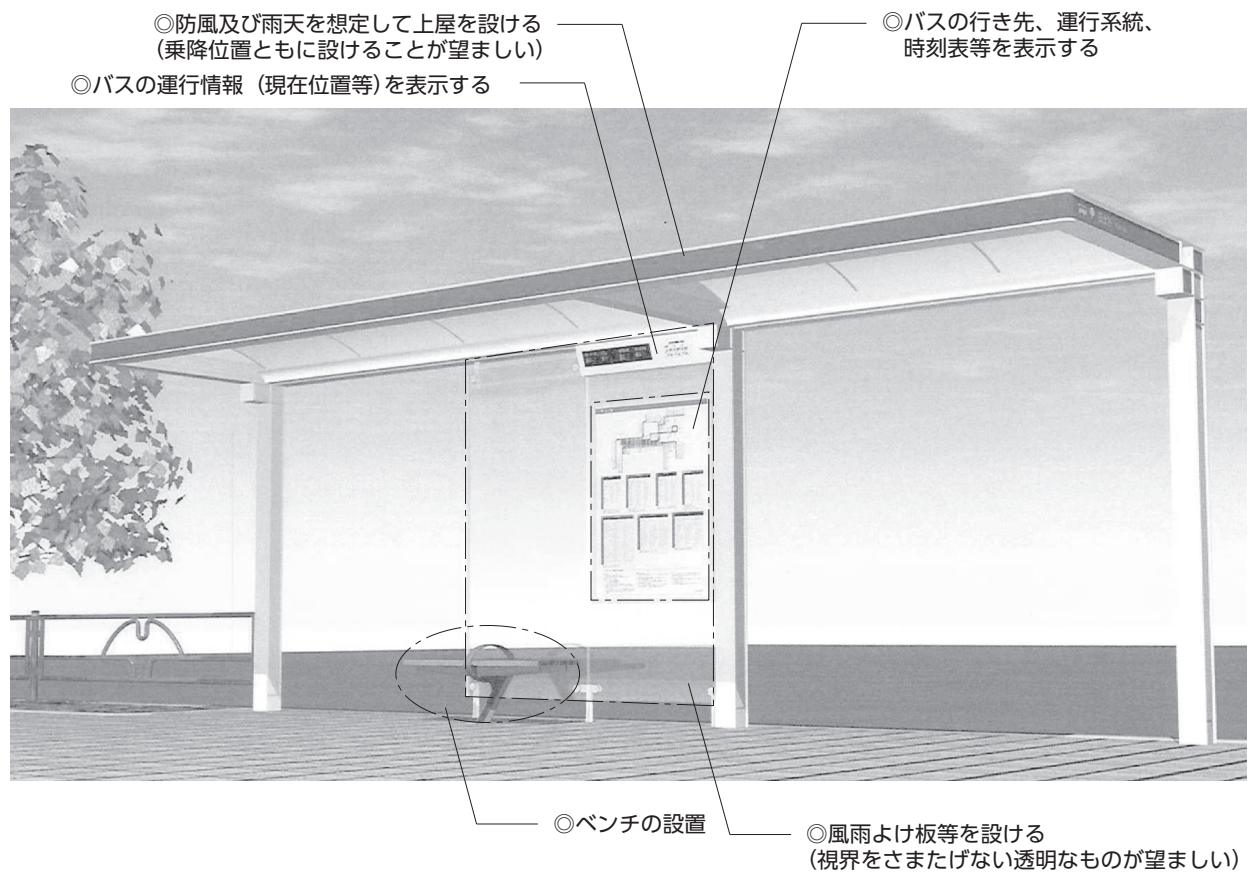
高齢者、障害者等を含む**すべて**の人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とすることが望ましい。

■望ましい整備

案内板等	◎ 停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを標示する案内板を設け、点字による表示も併せて行う。 ◎ バスの運行情報（現在位置等）を表示する装置を設置する。 ◎ 外国人観光客の利用が多い公共交通施設周辺にある停留所は、多言語表記した案内板を設置する。	→ I 公共交通施設 「⑭案内板等」参照 →多言語とは、英語、中国語、韓国語を基本とする。
照明設備	◎ 屋外照明設備を設置する場合は、高齢者、障害者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。	
時刻表	◎ ノンステップバス、リフト付きバス等が運行している路線には、その旨を乗降場の時刻表等にピクトグラム等の利用により、分かりやすく表示する。	
上屋	◎ 旅客の利用が多い停留所や公共交通施設周辺の停留所で、歩道幅員が広いところには高齢者、障害者等に配慮して上屋を設置する。また、上屋を設置する場合は以下のことを配慮する。 ・防風及び雨天を想定して設置する。 ・バスの乗降口を配慮して設ける。 ・歩行者の通行に支障がない場合には、休憩のためのベンチを設ける。	→風雨よけ板も設けることが望ましい。

《 参 考 図 》

【図2.1】 バス停留所の例



5 路外駐車場編

①路外駐車場車椅子使用者用駐車施設

【基本的考え方】

路外駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設置する必要がある。また、障害者自身が運転する場合と、同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示を行うとともに、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について誘導標示を行うこと。
 - ウ 次の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

■整備基準の解説

	● 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。	
幅	● 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(幅140cm以上)を見込んだものである。	
位置	● 路外駐車場の出入口にできるだけ近い位置に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける。	
標示	● 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。(路外駐車場車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。)	
案内表示	● 路外駐車場の入口には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設け、駐車場の入口から路外駐車場車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。	
その他の 注意事項	● 発券所等は、曲がり角や傾斜部分に設けないように計画する。 ● 機械式駐車場など特殊な装置を用いる路外駐車場にあっては、機械式駐車場とは別に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける。	

■望ましい整備

その他の 注意事項	◎ 車体スペースの両側にはそれぞれ幅 140cm 以上の乗降用スペースを設ける。 ◎ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場出入口への通路に屋根又はひさしを設ける。 ◎ 見通しの悪い箇所には、ミラーを設ける。 ◎ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の数、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の「③駐車場」の努力基準を準用する。 ◎ 非常時に係員を呼び出せる設備等を設ける。	
--------------	---	--

◆ソフト面の工夫

	◎ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。	
--	--	--

②路外駐車場移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように、路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。
- (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
 - ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - (エ) 手すりを設けること。

■整備基準の解説

有効幅	● 路外駐車場の出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 ● 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の有効幅は、車椅子使用者と人が最低限行き違うことができ、松葉づえ使用者が円滑に通行できる120cm 以上を確保することが必要である。	
通路面	● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。	
段差の禁止	● 路外駐車場移動等円滑化経路上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、やむを得ず段差が生じる場合には、整備基準を満たした傾斜路を必ず併設する必要がある。	

■望ましい整備

出入口	◎ 路外駐車場の出入口の有効幅は 90cm 以上とする。	
通路	◎ 路外駐車場移動等円滑化経路の有効幅は 140cm 以上とする。	
傾斜路	◎ 建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の望ましい基準を準用する。	

資料編

Ⅰ 関係法令等

- Ⅰ-5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律
(バリアフリー法) 関係
- Ⅰ-6 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
(東京都建築物バリアフリー法)

上記は、新宿区公式ホームページに掲載しています。
閲覧・ダウンロードはこちらから行ってください。

1-1 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

令和2年3月 17 日 令和2年条例第 13 号

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 施策の推進

第1節 意識啓発等(第6条)

第2節 都市施設の整備(第7条―第 18 条)

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会(第 19 条―第 21 条)

第4章 雑則(第 22 条・第 23 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを目指すユニバーサルデザインの理念に基づき、ユニバーサルデザインまちづくりに関し必要な事項を定めることにより、新宿区(以下「区」という。)、区民及び施設所有者等が協力し、及び連携して、全ての人が円滑に利用することができるまちづくりを推進し、もって年齢、性別、国籍、個人の能力等によって分け隔てられることなく共生することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインまちづくり 都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組をいう。
- (2) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、道路、公園、公共交通施設その他の施設で新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- (3) 施設所有者等 都市施設を所有し、若しくは管理する者又は都市施設の新設若しくは改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更(都市施設への変更に限る。))をいう。以下この章及び第7条において同じ。)をしようとする者をいう。
- (4) 整備基準 ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものとして規則で定める事項をいう。

(区の責務)

第3条 区は、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。

- 2 区は、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策に、区民及び施設所有者等の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 区は、区民及び施設所有者等によるユニバーサルデザインまちづくりに関する活動に対し、必要に応じて支援及び協力を行うものとする。
- 4 区は、その所有し、若しくは管理する都市施設又は新設若しくは改修をしようとする都市施設について、率先して整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深め、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有する。

(施設所有者等の責務)

第5条 施設所有者等は、その所有し、若しくは管理する都市施設又は新設若しくは改修をしようとする都市施設について、自らユニバーサルデザインまちづくりに努める責務を有する。

- 2 施設所有者等は、円滑に都市施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等と連携を図り、その所有し、若しくは管理する都市施設又は新設若しくは改修をしようとする都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めるものとする。

第2章 施策の推進

第1節 意識啓発等

第6条 区、区民及び施設所有者等は、相互に連携して、ユニバーサルデザインまちづくりに関する意識を啓発するとともに、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインまちづくりを推進するよう努めるものとする。

第2節 都市施設の整備

(整備基準への適合努力義務等)

第7条 施設所有者等は、その所有し、若しくは管理し、又は新設若しくは改修をしようとする都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車椅子で利用することができる便所及び駐車場の設置に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインまちづくりに関し必要な事項

(整備基準の遵守)

第8条 特定都市施設(都市施設のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更(特定都市施設への変更に限る。)をいう。第16条第2項において同じ。)をしようとする者(以下「特定整備主」という。)は、当該特定都市施設を整備基準のうち特に守るべきものとして規則で定める事項(以下「遵守基準」という。)に適合させるための措置を講じなければならない。

2 特定都市施設を所有し、又は管理する者(第18条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。)は、当該特定都市施設を遵守基準に適合するように維持しなければならない。

(事前協議)

第9条 特定都市施設のうち規則で定めるもの(以下「事前協議対象施設」という。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築又は用途の変更(事前協議対象施設への変更に限る。)をいう。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、第7条第2項各号に掲げる事項について、あらかじめ区長との協議を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の協議(以下「事前協議」という。)において、当該事前協議に係る行為が整備基準に適合しないと認めるときは、当該事前協議を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、ユニバーサルデザインまちづくりに関し識見を有する者の意見を聴くものとする。

(届出)

第10条 特定整備主は、第7条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前(前条第1項に規定する者にあつては、事前協議を開始した日から規則で定める日までの間)に、区長に届け出なければならない。ただし、事前協議対象施設を除き、法令又は東京都条例により、第8条第1項に規定する措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

2 前項本文の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、当該変更をしようとする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に、区長に届け出なければならない。

(工事の完了報告)

第11条 前条第1項本文の規定による届出又は同条第2項の規定による変更の届出をした者は、当該届出に係る内容の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第12条 施設所有者等は、都市施設を規則で定める整備項目(以下「整備項目」という。)に係る整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、区長に対し、整備項目に係る整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合において、当該都市施設が1以上の整備項目に係る整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(特定都市施設に関する調査)

第13条 区長は、第15条、第16条第1項及び第2項、第17条第1項並びに第18条第2項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主又は特定都市施設(工事中のものを含む。以下同じ。)を所有し、若しくは管理する者(以下「特定整備主等」という。)の同意を得て、その特定都市施設に立ち入らせ、整備基準への適合の状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 区長は、特定整備主等に対し、規則で定めるところにより、次条及び第18条第2項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る整備基準への適合の状況について、報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第15条 区長は、特定整備主に対し、その特定都市施設について、第7条第1項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準を勘案して、当該特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第16条 区長は、事前協議又は第10条第1項本文の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出を行わずに工事に着手した者及び第11条の規定による報告を行わない者に対し、規則で定めるところにより、当該事前協議、届出又は報告を行うよう勧告することができる。

2 区長は、第7条第1項に規定する措置(特定都市施設の新設又は改修に係るものに限る。)が正当な理由なく整備基準に照らして著しく不十分であると認めるとき又は特定整備主等が正当な理由なく第8条の規定に違反していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 区長は、前2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、次章に定める新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第17条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

3 区長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、次章に定める新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(既存特定都市施設の状況の把握等)

第18条 この節の規定の施行の際現に存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、当該既存特定都市施設に係る第7条第1項に規定する措置の状況の把握に努めなければならない。

2 区長は、第15条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設に係る前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設に係る整備基準への適合の状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

(設置)

第19条 ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、区長の附属機関として、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 整備基準の変更にすること。
 - (2) 第16条第1項及び第2項の規定による勧告にすること。
 - (3) 第17条第1項の規定による公表にすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策に関し、区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策に係る重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学識経験を有する者、区民、地域団体の構成員及び事業者のうちから、区長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(部会)

第21条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第22条 第9条から第18条まで(第12条を除く。)の規定は、国、都道府県、区市町村その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、適用しない。

2 区長は、国等に対し、特定都市施設を整備基準に適合させるよう要請することができる。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節及び第22条並びに次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第1項及び第10条第1項本文の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に事前協議又は同条第1項本文の規定による届出をすべきこととなる者について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項及び第10条第1項本文の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)第18条第1項本文又は第2項の規定による届出をした者については適用しない。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表新宿区景観まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新宿区ユニバーサルデザインまち づくり審議会	委員のうち学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 10,000 円	条例中副区長相当額
---------------------------	--	-----------

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則

令和2年3月31日

規則第29号

改正 令和3年3月26日規則第22号

令和4年3月31日規則第38号

令和5年9月29日規則第62号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 施策の推進(第3条—第17条)

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会(第18条—第22条)

第4章 雑則(第23条・第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 施策の推進

(都市施設)

第3条 条例第2条第2号の新宿区規則で定める施設は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の都市施設の欄に掲げるとおりとする。

(整備基準等)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の都市施設の欄に掲げるとおりとし、条例第8条第1項の規則で定める事項は、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。

区分	都市施設	特定都市施設
建築物(共同住宅等を除く。)	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項(用途及び規模に応じ、区長が別に定める事項を除く。)
建築物(共同住宅等に限る。)	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項
小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第6に定める事項
道路	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項
公園	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項
公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項
路外駐車場	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項

2 整備基準は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設にあっては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、その他の都市施設にあっては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

3 条例第8条第1項に規定する遵守基準(以下「遵守基準」という。)は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設(同条第1項に規定する特定都市施設をいう。以下同じ。)の改修(同条第1項に規定する改修をいう。第11条第4項第2号及び別表第1を除き、以下同じ。)をする場合にあっては、次に掲げる部分について適用する。

(1) 当該改修に係る部分

(2) 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から次に掲げる施設(前号に掲げる部分に設けるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)
- イ 共同住宅等の各住戸
- ウ ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。別表第2の10の項第3号及び別表第4の10の項第3号オの規定により読み替えて適用する同号アにおいて同じ。))における車椅子を使用する者(以下「車椅子使用者」という。))が円滑に利用することができる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。))以外の各客室(以下「一般客室」という。))
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分に設ける利用居室(設けないときは、道等)から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)(前号に掲げる部分に設けるものに限る。))までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(別表第10を除き、以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)(前号に掲げる部分に設けるものに限る。))から次に掲げる施設(第1号に掲げる部分に設けるものに限る。))までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ア 利用居室(設けないときは、道等)
- イ 一般客室
- 4 別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号に定める公立小学校等を除く。))その他これに類する施設以外の施設に係る前項第2号ア、第3号及び第5号並びに別表第4及び別表第6の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
- 5 別表第2から別表第10までの規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する措置と同等以上の措置が講じられていると区長が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると区長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。
- (令3規則22・一部改正)

(特定都市施設)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める都市施設は、別表第1の第2欄に掲げる都市施設の区分に応じ、同表の特定都市施設の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとする都市施設は、条例第8条第1項の規則で定める都市施設とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号に掲げる特定街区
- (3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区
- (4) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の都市再生特別地区

3 前2項の規定にかかわらず、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域内における同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物については、前2項の規定を適用しないものとする。

(事前協議対象施設)

第6条 条例第9条第1項の規則で定める特定都市施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の1 建築物の項の表の第2欄に掲げる都市施設の区分に応じ、同表の事前協議対象施設の欄に掲げる施設
- (2) 前条第2項各号に掲げる地区、街区又は区域内において別表第1の1 建築物の項に定める都市施設のうち延べ面積が2,000平方メートル以上であるものの新設又は改修(改修に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。))をしようとする場合における当該地区、街区又は区域内の同条第2項に規定する都市施設(前号に掲げる施設を除く。))

(事前協議)

第7条 条例第9条第2項に規定する事前協議(以下「事前協議」という。)は、条例第10条第1項の工事に着手する日の60日前(前条第2号に掲げる施設に係る事前協議にあつては、90日前)までに、事前協議書(第1号様式)により行うものとする。

(届出)

第8条 条例第10条第1項本文及び第2項の規定による届出は、同条第1項の工事又は同条第2項に規定する工事に着手する日の30日前までに、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設にあつては特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物)(第2号様式)により、その他の特定都市施設にあつては特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物以外)(第3号様式)により行うものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第10条第2項の規則で定める軽微な変更は、特定都市施設の新設又は改修に係る変更のうち、適用される整備基準の変更を伴わない変更及び工事に着手する日又は工事が完了する日に係る変更とする。

(工事の完了報告)

第10条 条例第11条の規定による報告は、工事完了報告書(第4号様式)により行うものとする。

(整備基準適合証の交付等)

第11条 条例第12条第1項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 区長は、前項の請求に係る都市施設が条例第12条第2項に規定する整備基準に適合していると認めるときは、速やかに、整備基準適合証交付決定通知書(第6号様式)により当該施設所有者等に対し通知するとともに、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例整備基準適合証(第7号様式。以下「適合証」という。)を交付するものとする。

3 区長は、第1項の請求に係る都市施設が条例第12条第2項に規定する整備基準に適合しないときは、速やかに、整備基準適合証不交付決定通知書(第8号様式)により、当該施設所有者等に対し通知するものとする。

4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による適合証の交付を受けた者からこれを返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の手段により当該交付を受けたとき。
- (2) 当該交付の対象となった都市施設が、改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、適合証を返還させることが適当であると区長が認めるとき。

(身分証明書)

第12条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、第9号様式による。

(報告の徴収)

第13条 条例第14条の報告は、別表第1の1 建築物の項及び2 小規模建築物の項に定める特定都市施設にあつては特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物)(第10号様式)により、その他の特定都市施設にあつては特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物以外)(第11号様式)により行うものとする。

(勧告)

第14条 区長は、条例第16条第1項の規定による勧告をするときは、第12号様式による勧告書を交付するものとする。

2 区長は、条例第16条第2項の規定による勧告をするときは、第13号様式による勧告書を交付するものとする。

(公表)

第15条 条例第17条第1項の規定による公表(以下「公表」という。)は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 公表の対象となる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告(以下「勧告」という。)を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(意見陳述等の機会の付与)

第16条 条例第17条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述等の機会」という。)におけるその方法は、区長が口頭で行うことを認めた場合を除き、当該意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出する方法とする。

2 区長は、条例第17条第2項の規定により意見陳述等の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述等を認めた場合にあっては、その日時)までに相当の期間をおいて、勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 公表を行おうとする内容
- (2) 公表の根拠となる条例等の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述等を認めた場合にあっては、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 3 前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情があるときは、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 区長は、前項の規定による申出があったときは、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めたときは、職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 6 第3項の代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに区長に提出しなければならない。
- 7 区長は、当事者又はその代理人に口頭による意見陳述等を行わせたときは、当該意見陳述等の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 8 区長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しなかったときは、条例第17条第1項に規定する要件に該当するものとみなして、公表を行うことができる。

(書類等の提出部数等)

第17条 次に掲げる書類(これらの書類に添付すべき関係書類等を含む。)の提出部数は、それぞれ正本1部(第1号に掲げる書類にあっては、2部)及び副本1部とする。

- (1) 事前協議書
- (2) 特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物)
- (3) 特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物及び小規模建築物以外)
- (4) 工事完了報告書
- (5) 整備基準適合証交付請求書
- (6) 特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物)
- (7) 特定都市施設適合状況報告書(建築物及び小規模建築物以外)

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類には、次に掲げる書類及び図書(同項第5号に掲げる書類にあっては、第2号に掲げる図書)のうち、当該特定都市施設の区分に応じ該当するものを添付しなければならない。

- (1) 別表第1の3 道路の項に定める特定都市施設を除き、第14号様式から第21号様式までによる特定都市施設整備項目表
- (2) 別表第11に定める図書

第3章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

(組織)

第18条 条例第19条第1項に規定する審議会(以下「審議会」という。)の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 5名以内
- (2) 区民 3名以内
- (3) 地域団体の構成員 6名以内
- (4) 事業者(法人その他の団体にあっては、その構成員) 6名以内

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(部会)

第21条 部会は、条例第20条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 3 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、同項ただし書中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、都市計画部景観・まちづくり課が担当する。

第4章 雑則

(公共的団体)

第23条 条例第22条第1項の規則で定める公共的団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第3編第3章に定める地方公共団体の組合とする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年4月30日までの間に新設又は改修の工事に着手した新宿区ユ

ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、施行日前にこの規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条に規定する事前協議又は改正前の規則第8条の届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、改正前の規則に定める整備基準とする。

附 則(令和5年9月29日規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して30日を経過する日までに新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第12条第1項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 条例第16条第2項の規定による勧告において勘案する条例第2条第4号に規定する整備基準(以下「整備基準」という。)は、施行日前にこの規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条に規定する事前協議又は改正前の規則第8条の届出があった条例第8条第1項に規定する特定都市施設については、改正前の規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則第4号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第17条関係)

1 建築物

区分	都市施設	特定都市施設	事前協議対象施設
1 学校等施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくものに限る。) (2) その他これに類する施設	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
2 医療等施設	(1) 病院又は診療所(小規模建築物に該当するものを除く。) (2) 助産所(用途に供する部分の床面積(改修をしようとする場合は、当該改修に係る部分の床面積。この部及び次の部において同じ。)の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (3) 施術所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (4) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。)	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
3 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
4 集会施設	(1) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。) (2) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。) (3) 公会堂 (4) 公民館 (5) その他これらに類する施設	(1)及び(3)にあつては、全ての施設 (2)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設 (4)及び(5)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
5 展示施設等	(1) 展示場 (2) その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (2) 卸売市場	(1)にあつては、全ての施設 (2)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	(1)のうち、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

8 事務所	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (2) 事務所(他の施設に附属するものを除く。)	(1)にあつては、全ての施設 (2)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	(1)のうち、用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
9 共同住宅等	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 長屋 (3) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	
10 福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
11 運動施設又は遊技場等	(1) 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
12 文化施設	(1) 博物館、美術館又は図書館 (2) その他これらに類する施設	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
13 公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
14 飲食店等	(1) 飲食店(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1)にあつては、全ての施設 (2)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
15 サービス店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。)	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
16 工業施設	(1) 工場 (2) その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	

17 車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
18 自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設 (2) 自動車修理工場 (3) 自動車洗車場 (4) 給油取扱所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。) (5) 自動車教習所	(1)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設 (2)及び(3)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設 (4)にあつては、全ての施設 (5)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	
19 公衆便所	公衆便所	全ての施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
20 公共用歩廊	公共用歩廊	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
21 地下街	(1) 地下街 (2) その他これに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設
22 その他の住宅	一戸建ての住宅		
23 複合施設	前各項及び次の部に掲げる都市施設の複合建築物	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

2 小規模建築物

区分	都市施設	特定都市施設
1 医療等施設	(1) 診療所(患者の収容施設を有しないものであって、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (2) 助産所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (3) 施術所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (4) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
2 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
3 飲食店	飲食店(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
4 サービス店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。) (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設
5 自動車関連施設	給油取扱所(用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設に限る。)	全ての施設

3 道路

区分	都市施設	特定都市施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	全ての施設

4 公園

区分	都市施設	特定都市施設
公園等	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。) (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条の児童遊園(以下「児童遊園」という。) (3) 地方公共団体が設置する公園(都市公園及び児童遊園を除く。) (4) 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法第59条第4項の認可を受けて行う都市計画事業による公園 (5) 庭園(寺社等、美術館、博物館等又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。) (6) 動物園及び植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置するものを除く。) (7) 遊園地 (8) その他これらに類する施設 ただし、次のいずれかに該当する施設のうち、整備基準への適合が困難であると区長が認めるものについては、この限りでない。 ア 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関し、文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの イ 山地・丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの ウ 自然環境を保全する必要がある場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの エ (2)から(5)までにおいて、著しく狭小な敷地に設けるもの	全ての施設

5 公共交通施設

区分	都市施設	特定都市施設
公共交通施設	(1) 鉄道の駅 (2) 軌道の停留場 (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	全ての施設

6 路外駐車場

区分	都市施設	特定都市施設
路外駐車場(建築物及び小規模建築物に該当するものを除く。)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(建築物及び小規模建築物に該当するもの並びに特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車のに供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

別表第2 建築物(共同住宅等を除く。)及び小規模建築物に関する整備基準(都市施設)(第4条関係)

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、その全て)は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(別表第10を除き、以下「移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。 ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路 イ 建築物又はその敷地に8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(設けないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。) (2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること(イに掲げるもの並びにエレベーターの籠(人を乗せ、昇降する部分をいう。以下同じ。))及び昇降路の出入口に設けるものを除く。) イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近にその旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)
4 階段	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。

	イ 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合には、この限りでない。 キ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (3) (2)の規定は、6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビートを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの (2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。

6 エレベーター及びその乗降ロビー	移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 (1) 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。 (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。 (3) 籠の内部については、次に掲げるものとする。 ア 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 イ 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を採用する場合は、この限りでない。 ウ 当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用することができるもの又は15人乗りの寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。 (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーターの付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずるものとする。 (5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に掲げるものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。 (1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとする。 (2) 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) (1)に規定する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 ウ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 エ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)

	(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する一般用の便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面には、段差を設けないこと。 イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。 ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。 (4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。 (5) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
9 浴室等	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) 浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 宿泊施設の客室	(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合には当該客室数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所は、次に掲げるものであること。 (ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (イ) 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。 i 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房を設ける便所の出入口は、次に掲げるものであること。 i 幅は、80センチメートル以上とすること。 ii 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合は、この限りでない。 (ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。 i 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 出入口は、ア(ウ)に掲げるものであること。 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室の部分については、この限りでない。 ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室の部分及び同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。))が15平方メートル未満の場合にあって

	ては、70センチメートル以上)とすること。 ウ 一般客室内(同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。 (ア) 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。
11 観覧席・客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (1) 車椅子使用者のための観覧席又は客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200席以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、当該観覧席又は客席の全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けること。 (2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
12 敷地内の通路	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (3) 1の項(1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

13 駐車場	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(設けないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
14 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。 (1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。 (2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本産業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)
15 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
16 案内設備までの経路	(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路(別表第4を除き、以下「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。ただし、建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。) i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
17 公共的通路	都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物の敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路の部分(以下「公共的通路」という。)の1以上は、次に掲げる構造とすること。

	(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。 イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。 イ 通路の面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 (エ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
--	---

	(オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。 (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 道路又は建築物外の公共の通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
--	--

別表第3 建築物(共同住宅等に限る。)に関する整備基準(都市施設)(第4条関係)

整備項目	整備基準
1 特定経路等	(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下この表において「特定経路等」という。)にしなければならない。 (2) 共同住宅等に、利用居室等、8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第2のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路等又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること(イに掲げるものと並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (2) 特定経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120センチメートル以

	上とすることができる。この場合においては、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
4 階段	(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。 イ 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合には、この限りでない。 キ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (3) (2)の規定は、別表第2の6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビートを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (2) 特定経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降口ビート	特定経路等を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降口ビートは、次に掲げるものであること。 (1) 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。 (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (3) 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用することができる機種を採用する場合は、この限りでない。 ア 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 イ 幅は、140センチメートル以上とすること。

	ウ 車椅子の転回に支障がない構造とすること。 (4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーターの付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口ビーに転落を防止するための対策を講ずるものとする。 (5) 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (7) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に掲げるものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。 (1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとする。 (2) 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
8 便所	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。 (2) (1)に規定する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 (3) 多数の者が利用する一般用の便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面には、段差を設けないこと。 イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。 ウ 腰掛式とした大便器の1以上に手すりを設けること。 (4) 多数の者が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。 (5) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
9 浴室等	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。

	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 敷地内の通路	(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120センチメートル以上とすることができる。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては135センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。 (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (3) 1の項(1)に定める道等から各住戸までの経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(設けないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
12 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。 (1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。 (2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本産業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)

13 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
14 案内設備までの経路	(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等にしなければならない。ただし、建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合については、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。) i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
15 公共的通路	公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 (1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。 イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。 イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 (エ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。 (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
--	---

別表第4 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあつては、その全て)は、移動等円滑化経路等にななければならない。 ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口がある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)を設ける場合 利用居室(設けないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地に設ける部分に限る。) (2) 移動等円滑化経路等上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、85センチメートル以上とすること((2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けるものを除く。) (2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。 (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの (2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること(主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。) エ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近にその旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)
4 階段	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 段がある部分に手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

	オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合においては、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 ア 踊り場に手すりを設けること。 イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (3) (2)の規定は、6の項(1)に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの (エ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの (2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 手すりを設けること((1)アの手すりを設ける場合を除く。) オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 (3) ホテル又は旅館においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路(以下「宿泊者特定経路」という。)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

	カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けるものを除く。)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設置する建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ク 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、オ及びカに定めるもののほか、次に掲げるものであること。 (ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。 (イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 ケ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからクまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。 (ア) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 i 文字等の浮き彫り ii 音による案内 iii 点字及びi又はiiに類するもの (ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。 (1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとすること。 イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) (1)に規定する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 ウ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 エ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。) (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。
9 浴室等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる必要がある。 (2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 宿泊施設の客室	(1) 宿泊施設には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房を設けるものに限る。)を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合は、この限りでない。 (ア) 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。 i 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (イ) 車椅子使用者用便房及び当該便房を設ける便所の出入口は、次に掲げるものであること。 i 幅は、80センチメートル以上とすること。 ii 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該車椅子使用者用客室を設ける建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合は、この限りでない。 (ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。 i 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ii 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (イ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 イ 一般客室(和室の部分を除く。ウからオまでにおいて同じ。)の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床

	面積(同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。)が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)とすること。 エ 一般客室内(同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に並び、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。 (ア) 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。 カ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 キ 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。
11 観覧席・客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1) 車椅子使用者のための観覧席又は客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。 (2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
12 敷地内の通路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとすること。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (ウ) 手すりを設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 (3) 1の項(1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の

	車寄せ」とする。
13 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(設けないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
14 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。 (1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。 (2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本工業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)
15 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
16 案内設備までの経路	(1) 道等から前の項(2)に規定する設備又は同項(3)の案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ア 建築物内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合 イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。) i 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ii 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
17 公共的通路	公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 (1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)

とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。

イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項(1)若しくは7の項(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。

ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地を設ける場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。

ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項(1)若しくは7の項(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

(エ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

	(キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 道路又は建築物外の公共の通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
--	---

別表第5 建築物(共同住宅等に限る。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

整備項目	遵守基準
1 特定経路	(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける共同住宅等)にあつては、地上階に設けるものに限る。以下同じ。)までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下「特定経路」という。)にしなければならない。 (2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第4のうち移動等円滑化経路等に係る規定を準用する。この場合において、当該準用された特定経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (3) 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 多数の者が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 特定経路を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
4 階段	(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 段がある部分に手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 ア 踊り場に手すりを設けること。

	イ 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (3) (2)の規定は、別表第4の6の項(1)に掲げる基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (2) 特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	特定経路を構成するエレベーター(次の項に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 (1) 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (3) 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。 (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 (5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 (6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 (7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。 (1) エレベーターにあつては、次に掲げるものであること。 ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるものとする。 イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。
8 便所	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) (1)の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 (3) 多数の者が利用する小便器がある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

9 浴室等	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 敷地内の通路	(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (3) 1の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、同項(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(設けないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。
12 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標

	識を設けなければならない。 (1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に設けること。 (2) 表示すべき内容を容易に識別することができること(当該内容が日本産業規格Z8210に定めるものであるときは、これに適合すること。)
13 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
14 公共的通路	公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 (1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さの空間を確保すること。 イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 (エ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 (2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げる

	とおりとする。 ア 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。 イ 通路の面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設置する場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。 (エ) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (オ) 勾配は、12分の1を超えないこと。 (カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (カ) 蹴上げの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
--	---

別表第6 小規模建築物に関する遵守基準(特定都市施設)(第4条関係)

整備項目	遵守基準
1 出入口	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口、利用居室の出入口並びに便所及び便房(次の項に掲げるものに限る。))の出入口に限る。)は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。 (3) 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口とを結んで通行することができる経路を確保すること(上下階の移動に係る部分を除く。)
2 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者が利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。 (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (2) 車椅子使用者が利用することができるような空間であること。 (3) 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口とを結んで通行することができる経路を確保すること(上下階の移動に係る部分を除く。)
3 敷地内の通路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路(道等から1の項に定める基準を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。))は、1以上を次に掲げるものとしなければならない。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合 イ 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能である場合

別表第7 道路に関する整備基準等(第4条関係)

(令5規則62・全改)

整備項目	整備基準等
1 歩道	(1) 歩車道の分離 ア 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。 イ 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。 ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (2) 歩道の有効幅員及び勾配 ア 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行することができる歩行空間を連続して確保すること。 イ 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ウ 歩道(車乗り入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (3) 歩道の舗装 歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
2 歩道と車道との段差	(1) 単路部 ア 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。 イ すりつけ勾配は、5パーセント以下(沿道の状況等によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下)とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。 (2) 交差点部 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮した上で、高

	高齢者、障害者等が円滑に通行することができるような構造とすること。 (3) 細街路等との交差部 自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面とに段差を設けること。
3 車乗り入れ部	(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。 (3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下(特殊縁石を用いる場合にあっては、10パーセント以下)とすること。
4 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
5 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比を確保することができる措置を講ずること。
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
7 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流をすることができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。
8 案内・標示	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等への案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで分かりやすい文字、記号等により表記すること。
9 駐車場(道路の附属物であるものに限る。)	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

別表第8 公園に関する整備基準等(第4条関係)

(令4規則38・一部改正)

整備項目	整備基準等
1 出入口	外部の道路等と接する出入口の構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、地形上又は構造上、次の項に定める構造の園路に接続し難い出入口については、この限りでない。この場合においては、整備基準に適合する出入口の位置を明示する案内板を設けること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。 (3) 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 路面は、平坦で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (5) 警告用の点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。
2 園路	高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。当該園路は、前の項に定める出入口及び9の項に定める駐車場に接続するものとする。また、敷地の境界から当該出入口に至る経路も同様とする。 (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子を転回することができる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。 (2) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (3) 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメー

	ル以上の水平な部分を設けること。 (4) 段差を設けないこと。 (5) やむを得ず段差を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (6) 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は、5パーセント以下(構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下)の勾配ですりつけること。やむを得ず段差が残る場合は、その段差を2センチメートル以下とすること。 (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、排水等により特別の理由がある場合は、2パーセント以下とすることができる。 (8) 園路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止することができる水平な部分を適宜設けること。 (9) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (10) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。
3 階段	階段(その踊り場を含む。)の構造は、次に掲げるとおりとする。 (1) 回り段を用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 始終点及び高さ300センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 (6) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) 路面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (8) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (9) 前の項に定める園路に設ける場合は、次の項に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。 (10) 階段の始末端部に近接する路面には、警告用の点状ブロックを敷設すること。
4 傾斜路	傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造は、次に掲げるとおりとする。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 (2) 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。 (3) 始終点及び高さ75センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。 (6) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) 横断勾配を設けないこと。
5 転落防止等	高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
6 休憩所	不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上を次に掲げる構造とすること。 (1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができる。 (2) 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。 (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 休憩所は、車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。
7 野外劇場・ 野外音楽堂	不特定かつ多数の者が利用する野外劇場・野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (2) 出入口及び通路に段差を設けないこと。

	(3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。 (5) 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。 (6) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (8) 平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (9) 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (10) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、10の項に規定する整備基準を準用すること。 (11) 計画収容者数が200以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上を、計画収容者数が200を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上を車椅子使用者用観覧スペース等として設けること。 (12) (11)の車椅子使用者用観覧スペース等の構造は、次に掲げるとおりとする。 ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。 イ 段差を設けないこと。 ウ 車椅子使用者が転落するおそれがある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。 エ 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。
8 公園内建築物・屋内設備	便所及び休憩所以外の公園内の管理事務所等の建築物並びに屋内設備については、別表第2に規定する整備基準及び別表第4に規定する遵守基準を準用する。また、当該建築物内に便所を設ける場合は、10の項に規定する整備基準を準用すること。
9 駐車場	不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上を、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上を、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、次に掲げる構造により設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)のための駐車場については、この限りでない。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 2の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。 (3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。
10 便所	(1) 便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口に至る通路に段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、次に掲げる傾斜路を設けること。 (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。 ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 (2) 便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に掲げる構造とすること。 ア 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

	ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 エ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 オ 車椅子使用者用便房を設ける便所及び車椅子使用者用便房には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (3) 複数の便房を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を次に掲げる構造とすること。 ア 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。 イ 大便器の便房の戸には、腰掛式の便器である旨を表示すること。 (4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上を次に掲げる構造とすること。 ア 手すり及び光感知式の自動洗浄装置を備えること。 イ 受け口の高さは、35センチメートル以下とすること。 (5) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
11 水飲み・手洗場	水飲み・手洗場の構造は、次に掲げるとおりとする。 (1) 飲み口は、上向きとすること。 (2) 飲み口までの高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとし、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。 (3) 車椅子が接近し、及び方向を転換することができるように、水飲み・手洗場を使用する側の方向に150センチメートル以上かつ幅150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
12 案内・標示	高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置及び経路を表示した案内板、標識等を設ける場合は、そのうち1以上は次に掲げる構造とし、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる園路及び広場の出入口の付近に設けること。 (1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。 (2) 標記の内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子使用者にも見やすい高さに設けること。 (3) 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。 (4) 案内板等は、通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設けること。 (5) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。
13 ベンチ	ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設けること。
14 野外卓	野外卓の構造は、次に掲げるとおりとする。 (1) 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (2) 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを設けること。
15 排水溝及びます	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝並びに集水ますには、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。

別表第9 公共交通施設に関する整備基準等(第4条関係)

1 公共交通施設

整備項目	整備基準等
1 移動等円滑化経路	(1) 駅舎等の出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して段差、狭小な出入口等がなく、かつ、安全に連続して通行することができる経路(以下この表において「移動等円滑化経路」という。)を1以上確保すること。 (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。 (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。 (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口を設ける鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第18条の2ただし書の規定により、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと関東運輸局長が認める場合は、この限りでない。
2 出入口	(1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。また、地形上又は構造上段差を設けないことが困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口については段差を設けないこと。 (2) 床の表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすること。
3 駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第2に規定する整備基準及び別表第4に規定する遵守基準を準用する。
4 コンコース・通路・ホール等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。 ウ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。ただし、やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。 エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 (2) 床の表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
5 出札・案内所等	(1) 出札・案内所等のカウンターは、蹴込みを設けるなど車椅子使用者の利用に支障がない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる場合は、この限りでない。 (2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 案内所等(勤務する者を置かないものを除く。)には、筆談用具等を準備し、当該筆談用具等がある旨の表示を行うこと。
6 階段	(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。 (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、踊り場を設けること。 (4) 手すりの端部の付近には、階段が通ずる場所を示す点字を表記すること。 (5) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (7) 階段下等において、十分な高さを確保することができないような空間等を設けないこと。ただし、やむを得ず当該空間等が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 (8) 階段の両側には、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

	(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
7 傾斜路	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、次に掲げる構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さが150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 折り返しの部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には水平な部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側には、35センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配の部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。
8 エレベーター	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、次に掲げる基準に適合するエレベーターを設置し、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。 (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 (2) 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数並びに籠の内のり幅及び内のり奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 既設の駅舎等で構造上困難な場合 イ 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を採用する場合 (3) 籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。 (4) 乗降ロビーは、車椅子が転回することができる構造とすること。 (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設けることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに視覚的に確認することができる構造であること。
9 エスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造とすること。 (1) 踏面及び床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。 (3) くし板は、できるだけ薄くし、ステップの部分と区別することができるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。 (4) 前の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設置するエスカレーターは、車椅子対応型のエスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 (5) 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。 (6) 進入することが可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。 (7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
10 一般用の便所	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1) 便所への案内及び誘導並びに男女別の表示等を分かりやすく表示すること。 (2) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。 (3) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 (4) 大便器は、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を腰掛式とすること。 (5) 腰掛式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。

	(6) 小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又は壁掛式(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。 (7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、次の項各号に掲げる構造の車椅子使用者用便房(以下この項において「車椅子使用者用便房」という。)に設ける場合は、この限りでない。 (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設ける場合は、この限りでない。 (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設ける場合は、この限りでない。 (10) (7)から(9)までの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
11 車椅子使用者用便房	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、前の項に定めるもののほか、次に掲げる構造とすること。 (1) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (2) 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 (3) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。 (4) 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。 (6) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 (7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 (8) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
12 旅客待合所	旅客待合所を設ける場合は、次に掲げる構造及び設備とすること。 (1) 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 (2) 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 (3) 床面には、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。 (4) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 (5) 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。ただし、やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。 (6) 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。
13 戸	案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (1) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (2) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 (3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
14 案内板等	(1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) (1)に規定する案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。 (3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (4) (3)に規定する標識は、日本産業規格Z8210に適合するものであること。 (5) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報について、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
15 視覚障害者誘導案内用設備	旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口の付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。

16 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備を設ける場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、触知案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。 (4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。 (5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色により十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。 (6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。 (7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
17 手すり	(1) 一般の旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。 (2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等の動作を補助するための手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。 (3) 取付けの高さは、一段手すりの場合は、床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は、下段が65センチメートル程度、上段が85センチメートル程度とすること。 (4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。 (5) 材質は、その取付けの場所に配慮したものとする。
18 券売機	(1) 1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。 (2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。
19 休憩設備(ベンチ等)	(1) ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。 (2) (1)に規定する設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

2 鉄軌道駅

整備項目	整備基準等
1 改札口	(1) 改札口通路のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。 (2) 出札口(券売機を含む。)から改札口に至る経路及び改札口通路の1以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否をわかりやすく表示すること。
2 乗降場 (プラットフォーム)	(1) 床面の水勾配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。 (2) 乗降場の縁端及び両端には、車両が停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック(以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。)を連続して敷設すること。ただし、ホームドア又はホームゲート等を設ける場合は、この限りでない。 (3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落を防止するための柵等を設けること。 (4) 乗降場のホームの先端のノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれがない範囲において、乗降場と車両との隙間及び段差は、可能な限り小さくすること。 (6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 (7) (6)に規定する乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落を防止するための設備を設けること。 (8) 列車の接近について、文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。 (9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 (10) 車椅子スペースに通ずる旅客用の乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用の乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。

3 バスターミナル

整備項目	整備基準等
バスターミナル	(1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用の場所への進入を防止するための設備を設けること。 (3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

別表第10 路外駐車場に関する整備基準等(第4条関係)

整備項目	整備基準等
1 路外駐車場 車椅子使用者 用駐車施設	(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示を行うとともに、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について誘導標示を行うこと。 ウ 次の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
2 路外駐車場 移動等円滑化 経路	(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。 (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。

事前協議書

年 月 日

新宿区長 宛て

協議者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第9条第1項の規定に基づき、事前協議対象施設について、下記のとおり事前協議を行います。

記

1 所在地					
2 名称					
3 種類	建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場				
4 主要用途					
5 工事の種別	新設 改修（増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途の変更）				
6 規模等	建築物		協議部分	協議以外の部分	合 計
		延べ面積 （ 造・地上 階・地下 階）	m ²	m ²	m ²
		内訳			
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
	道路	道路幅員	m	道路延長	m
	公園			敷地面積	m ²
公共交通施設			面積	m ²	
路外駐車場（建築物以外）	駐車の用に供する部分の面積			m ²	
7 工事着手予定日	年 月 日	8 工事完了予定日	年 月 日		
9 連絡先	所在地及び名称				
	担当者 電話番号				

注意 1 「3 種類」及び「5 工事の種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
2 「9 連絡先」の欄は、この協議書についての問合せ先を記入してください。
3 特定都市施設整備項目表（道路を除く。）及び別表第11に定める図書のうち、該当するものを必ず添付してください。

特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物及び小規模建築物）

年 月 日

新宿区長 宛て

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第10条の規定により、特定都市施設（建築物及び小規模建築物）の工事について、下記のとおり届け出ます。
記

1 所在地					
2 名称					
3 主要用途					
4 工事の種別	新設 改修（ 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途の変更 ）				
5 規模等			届出部分	届出以外の部分	合計
	延べ面積 （ 造・地上 階・地下 階）		m ²	m ²	m ²
	内 訳	用途（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）		m ²	m ²	m ²	
6 工事着手予定日	年 月 日		7 工事完了予定日	年 月 日	
8 連絡先	所在地及び名称				
	担当者		電話番号		

- 注意 1 この届出書は、別表第1に定める建築物及び小規模建築物で、特定都市施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 「4 工事の種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 3 「8 連絡先」の欄は、この届出書についての問合せ先を記入してください。
- 4 特定都市施設整備項目表及び別表第11に定める図書のうち、該当するものを必ず添付してください。

特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物及び小規模建築物以外）

年 月 日

新宿区長 宛て

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第10条の規定により、特定都市施設（建築物及び小規模建築物以外）の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設 改修		
5 規模等	道路 道路幅員 m 道路延長 m 公園 敷地面積 m ² 公共交通施設 面積 m ² 路外駐車場（建築物以外） 駐車のに供する部分の面積 m ²		
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 連絡先	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

- 注意 1 この届出書は、別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で、特定都市施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 「3 種類」及び「4 工事の種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 3 「8 連絡先」の欄は、この届出書についての問合せ先を記入してください。
- 4 特定都市施設整備項目表（道路を除く。）及び別表第11に定める図書のうち、該当するものを必ず添付してください。

工事完了報告書

新宿区長 宛て

年 月 日

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市施設の工事が完了したので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第11条の規定に基づき、下記のとおり報告を行います。

記

1 所在地					
2 名称					
3 主要用途 又は種類					
4 工事の種別	新設 改修（ 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途の変更 ）				
5 規模等	建築物及び小規模建築物		報告部分	報告以外の部分	合計
		延べ面積 （ 造・地上 階・地下 階）	m ²	m ²	m ²
		内訳			
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途・種類（ ）	m ²	m ²	m ²
	道路	道路幅員	m	道路延長	m
	公園			敷地面積	m ²
公共交通施設			面積	m ²	
路外駐車場（建築物以外）	駐車の用に供する部分の面積			m ²	
6 工事着手日	年 月 日	7 工事完了日	年 月 日		
8 連絡先	所在地及び名称				
	担当者 電話番号				

注意 1 「4 工事の種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
2 「8 連絡先」の欄は、この報告書についての問合せ先を記入してください。
3 整備基準への適合状況及び遵守基準への適合状況を把握するために必要な書類その他区長が必要と認める書類を必ず添付してください。

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

新宿区長 宛て

請求者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第12条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を請求します。

1 所 在 地	
2 名 称	
3 種 類	建築物 小規模建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場
4 主 要 用 途	
5 面 積	
6 構 造 ・ 階 数	造・地上 階、地下 階
7 工事着手・完了年月	着手 年 月・完了 年 月
8 適合する整備項目	
9 連 絡 先	所在地及び名称
	担当者 電話番号

- 注意 1 この請求書は、施設ごとに提出してください。
2 「3 種類」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
3 「9 連絡先」の欄は、この請求書についての問合せ先を記入してください。
4 別表第11に定める図書のうち該当するものを必ず添付し、当該都市施設が整備基準に適合していることを明らかにしてください。

資料編

1 関係法令等
2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則

第 6 号様式（第 11 条関係）

		第		号	
		年		月 日	
様					
		新宿区長			
整備基準適合証交付決定通知書					
年 月 日付けで請求のあった都市施設について、審査の結果、整備基準に適合していると認められるため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。					
記					
1 施設の所在地					
2 施設の名称					
3 施設の種類 建築物 小規模建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場					
4 主要用途					
5 面積					
6 構造・階数 造・地上 階、地下 階					
7 適合する整備項目					

新 宿 区
ユニバーサルデザインまちづくり条例整備基準

適 合 証

※

注意 ※には、適合する整備項目を記載することとする。

第 号
年 月 日

様

新宿区長

整備基準適合証不交付決定通知書

年 月 日付で請求のあった都市施設の整備項目について、審査の結果、整備基準に適合していないため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 施設の種類 建築物 小規模建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場
- 4 整備基準適合証を交付しない整備項目及び理由

第9号様式（第12条関係）

（表）

第	号					
		身	分	証	明	書
職	名					
氏	名					
生年月日						
上記の者は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第13条第1項の規定による立入調査を行う権限を有する者であることを証明します。						
発行年月日		年	月	日		
有効期限		年	月	日		
新宿区長						

（裏）

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(抜粋)

第13条 区長は、第15条、第16条第1項及び第2項、第17条第1項並びに第18条第2項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主又は特定都市施設(工事中のものを含む。以下同じ。)を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）の同意を得て、その特定都市施設に立ち入らせ、整備基準への適合の状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

特定都市施設適合状況報告書（建築物及び小規模建築物）

年 月 日

新宿区長 宛て

報告者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第13条の規定により、特定都市施設（建築物及び小規模建築物）の整備基準への適合の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 所在地				
2 名称				
3 主要用途				
4 種 別	新設 改修（増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途の変更）既存			
5 規 模 等	延べ面積 ㎡			
	（ 造・地上 階・地下 階）			
	内 訳	用途（	）	㎡
		用途（	）	㎡
		用途（	）	㎡
用途（		）	㎡	
6 工事着手日	年 月 日	7 工事完了日	年 月 日	
8 連 絡 先	所在地及び名称			
	担当者 電話番号			

- 注意 1 「4 種別」の欄は、該当する事項を○で囲んで下さい。
- 2 「8 連絡先」の欄は、この報告書についての問合せ先を記入してください。
- 3 特定都市施設整備項目表及び別表第11に定める図書のうち、該当するものを必ず添付してください。

特定都市施設適合状況報告書（建築物及び小規模建築物以外）

年 月 日

新宿区長 宛て

報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

資料編

1 関係法令等
2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第13条の規定により、特定都市施設（建築物及び小規模建築物以外）の整備基準への適合の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 種別	新設 改修 既存		
5 規模等	道路 道路幅員 m 道路延長 m 公園 敷地面積 m ² 公共交通施設 面積 m ² 路外駐車場（建築物以外） 駐車用の用に供する部分の面積 m ²		
6 工事着手日	年 月 日	7 工事完了日	年 月 日
8 連絡先	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

- 注意 1 「3 種類」及び「4 種別」の欄は、該当事項を○で囲んで下さい。
2 「8 連絡先」の欄は、この報告書についての問合せ先を記入してください。
3 特定都市施設整備項目表（道路を除く。）及び別表第11に定める図書のうち、該当するものを必ず添付してください。

勸告書

第 号
年 月 日

様

新宿区長

特定都市施設の新設又は改修に伴う〔事前協議・届出・報告〕について

あなたは、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第8条第1項に規定する特定整備主として、〔同条例第9条第2項に規定する事前協議/同条例第10条第1項本文又は第2項の規定による届出/同条例第11条の規定による報告〕をしていないので、同条例第16条第1項の規定により、当該〔事前協議・届出・報告〕を下記のとおり行うことを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第17条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 施設 の 名 称

2 施設 の 所 在 地

3 提 出 期 限 年 月 日

4 提 出 先

勸 告 書

第 号
年 月 日

様

新宿区長

特定都市施設における整備基準の遵守違反等に伴う是正について

あなたの特定都市施設が、下記の事項に該当すると認められますので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第16条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第17条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 施設の名称及び所在地

2 該 当 事 項

- (1) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第7条第1項に規定する措置が正当な理由なく整備基準に照らして著しく不十分であること。
- (2) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第8条の規定に違反していること。

3 適合していないと認められる理由

4 と る べ き 措 置

5 履 行 期 限 年 月 日

6 提 出 期 限 年 月 日

7 提 出 先

特定都市施設整備項目表(共同住宅等以外の建築物)

1 所在地	
2 名 称	

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(遵守基準)
不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(努力基準)

(遵)遵守基準	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの		1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	2	(視)階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	1
(努)努力基準		1	段がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	路面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	—	5	(視)段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設	2
		6	主たる階段は、回り階段でないこと。	3
		7	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	(1)	踊り場に手すりの設置	4
		(2)	蹴上げは18cm以下、路面は26cm以上、それぞれ一定とする。	4
		(3)	階段の幅は、120cm以上(手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)	4
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1／12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することが可能	
	—	4	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※9)を敷設	5
便所(※2)		1	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	便所のうち1以上(男女別の場合は、それぞれ)は、次に掲げるもの	
	—	(1)	車椅子使用者用便房(※10)を1以上設置	
		(2)	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上設置	
		(3)	ベビーチェア等を設けた便房を1以上設け、便房及び便所の出入口にその旨表示	
		(4)	ベビーベッド等を設け(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)、便所の出入口にその旨表示	
浴室等(※3)		3	小便器を設ける場合は、床置き又は受け口の高さ35cm以下の壁掛式を1以上設置	
		1	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
		(1)	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		(2)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる空間の確保	
宿泊施設の客室		(3)	出入口の幅(開放時有効)は、85cm以上	
		(4)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	1	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の1／100以上設置	
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は、次に掲げるもの	6
		(1)	便所内に車椅子使用者用便房(※10)を設置	
		(2)	車椅子使用者用便房(※10)及び当該便房を設ける便所の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は、次に掲げるもの	7
		(1)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる構造(※11)	
		(2)	出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	車椅子使用者用客室以外の一般客室は、次に掲げるもの	
	—	(1)	宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路又はEVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
		(2)	出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
観覧席・客席(※4)		(3)	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)は、75cm(客室面積15m2未満の場合にあっては、70cm)以上	
		(4)	客室内には、階段又は段を設けない。 ⇒同一の客室内において複数の階を設ける場合、傾斜路を併設している場合及び浴室等の内側の必要最低限の高低差を設ける場合を除く。	
		(5)	1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅は、100cm(客室面積15m2未満の場合にあっては、80cm)以上	
敷地内の通路		1	観覧席・客席を設ける場合の構造は、次に掲げるとおり	
	—	(1)	車椅子使用者のための観覧席・客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設置	
駐車場(※5)		(2)	集団補聴設備等及び高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	
		1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分は、次に掲げるもの	
		(1)	手すりの設置	
		(2)	路面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		(3)	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	勾配1／12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1／20を超える傾斜には、手すりの設置	
標識		(2)	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することが可能	
	—	1	次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
	(1)		幅は、350cm以上	
案内設備	—	(2)	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
		1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識(※12)を設置	
建物又はその敷地に次に掲げる案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)			建築物又はその敷地に次に掲げる案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)	
	(1)		移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	8
案内設備		(2)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機又は便所の配置を点字等(※13)により視覚障害者に示す設備の設置	

案内設備までの経路	—	1	(視) 道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	9
	—	(1)	線状ブロック等(※14)若しくは点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	10
		(2)	車路に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	
	—	(3)	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	11
公共的通路		1	建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、通行に支障がない高さの空間を確保	
		(2)	通路の面における段差の禁止	12
		(3)	通路の面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4)	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	13
		(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする。	
		2	建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、当該部分の天井の高さは250cm以上とする。	
		(2)	通路の床における段差の禁止	14
		(3)	通路の床は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4)	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
		(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする	

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

(遵) 遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)			
(努) 努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
移動等円滑化経路等		1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路又はEVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
出入口		1	幅(開放時有効)は、85cm以上(直接地上に通ずる出入口、EVの籠及び昇降路の出入口を除く。)	
		2	直接地上に通ずる出入口の幅(開放時有効)は、100cm以上	
廊下等		3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		1	幅は、140cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	3	(視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	15
		4	授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設置	16
		1	幅は、140cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		2	勾配は、1/12以下	
		3	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
	—	4	手すりの設置	
エレベーター及びその乗降ロビー		5	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		6	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	
	—	1	利用居室、車椅子使用者用便所(※10)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
		2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上(建築物の床面積が5,000㎡を超える場合は、90cm以上)	
		3	籠の奥行きは、135cm以上	
		4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行き150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	
		6	籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	—	8	(特) 籠の幅は、140cm以上	
	—	9	(特) 車椅子の転回に支障がない構造	
	—	10	(視) 籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	17
特殊な構造又は使用形態の昇降機	—	11	(視) 籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	17
	—	12	(視) 籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	17
		1	エレベーターにあっては、次に掲げるもの	
		(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの	
		(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
敷地内の通路		(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
	—	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
		1	幅は、140cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
		(1)	幅は、140cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		(2)	勾配は、1/20以下	
	—	(3)	手すりの設置	
		(4)	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		(5)	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	チェック			整備内容	緩和措置
	遵	努			
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	1	勾配1／12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
	—	2	2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することが可能	
	—	4	4	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
	—	5	5	勾配は、1／12以下(高さ16cm以下の場合は、1／8以下)	
	—	6	6	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
	—	7	7	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
	—	8	8	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	1	各一般客室、車椅子使用者用便房(※10)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
	—	2	2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
	—	3	3	籠の奥行きは、115cm以上	
	—	4	4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行き150cm以上	
	—	5	5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	
	—	6	6	籠内に、停止予定階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
	—	7	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機	—	1	1	エレベーターにあつては、次に掲げるもの	
	—	(1)	(1)	平成12年建設省告示第1413号第19号に定めるもの	
	—	(2)	(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
	—	(3)	(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
	—	2	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

4 努力基準で上乗せされる基準(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)

(努)努力基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)(視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	チェック			整備内容	緩和措置
	遵	努			
出入口	—	1	1	屋外へ通ずる出入口の幅は、85cm以上	
	—	2	2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	18
	—	2	2	(視)傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	18
階段	—	1	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	2	手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を表記	
	—	3	3	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設	19
	—	4	4	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	(1)	(1)	踊り場を含め、両側に手すりの設置	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	1	手すりの設置	
	—	2	2	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※9)を敷設(自動車の駐車の用に供する施設に設けるものを含む。)	20
便所(※6)	—	1	1	便所のうち1以上(男女別の場合は、それぞれ)に車椅子使用者用便房(※16)を1以上設置	
	—	2	2	次に掲げる便所(車椅子使用者用便房(※16)を除く。)を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
	—	(1)	(1)	床面には、段差を設けない。	
	—	(2)	(2)	大便器は、1以上を腰掛式	
	—	(3)	(3)	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
宿泊施設の客室	—	(4)	(4)	大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口にその旨表示	
	—	1	1	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合は1／50以上、全室数が200を超える場合は1／100+2以上設置	
	—	2	2	車椅子使用者用客室の便所は、次に掲げるもの	
	—	(1)	(1)	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	3	車椅子使用者用客室の浴室等は、次に掲げるもの	21
観覧席・客席(※7)	—	(1)	(1)	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	1	1	車椅子使用者のための観覧席・客席を、出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に、全席数が200以下の場合は1／50以上、200を超える場合は1／100+2以上設置	
	—	1	1	段がある部分は、次に掲げるもの	
	—	(1)	(1)	上下端には、点状ブロックを敷設	22
	—	2	2	傾斜路は、次に掲げるもの	
敷地内の通路	—	(1)	(1)	手すりの設置	
	—	1	1	次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を、全駐車台数が200以下の場合は1／50以下、200を超える場合は1／100+2以上設置	
	—	(1)	(1)	車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	2	2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
	—	(1)	(1)	道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	23
案内設備までの経路	—	(1)	(1)	線状ブロック等(※14)若しくは点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	
	—	(2)	(2)	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	11

5 努力基準で上乗せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。	
	—	2	乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずること。	
	—	3	籠の幅は、140cm以上	24
	—	4	床面積が5,000㎡を超える場合の籠の幅は、160cm以上	25
	—	5	車椅子の転回に支障がない構造	
	—	6	籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造(※17)	
敷地内の通路	—	1	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 読替規定により、多数の者が利用する建築物については、「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)」となる。
 ※2 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
 ※3 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
 ※4 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席・客席を設ける場合
 ※5 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
 ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
 ※7 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席・客席を設ける場合
 ※8 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
 ※9 ブロック等で、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大ききことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
 ※10 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている便房
 ※11 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている構造
 ※12 高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、表示すべき内容を容易に識別することが可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
 ※13 (1)文字等の浮き彫り、(2)音による案内、(3)点字及び(1)又は(2)に類するもの
 ※14 ブロック等で、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大ききことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
 ※15 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路の部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※9)の敷設並びに階段の項目3、4、6並びに7(2)及び(3)
 ※16 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保し、一般用の便所に近接し、分りやすく利用しやすい位置に設け、及び出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
 ※17 (一社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「JEAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
- 緩和措置
- 1 (1)勾配1/20以下(2)高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜(3)自動車駐車施設内
 2 (1)自動車駐車施設内(2)踊り場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
 4 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設する場合は、適用しない。
 ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第25条に階段の手すりの設置規定あり
 5 1(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び踊り場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
 6 同一の階に不特定かつ多数の者が利用する便所(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
 7 不特定かつ多数の者が利用(遵守基準)/不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用(努力基準)する浴室等(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
 8 当該EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することが可能な場合を除く。
 9 2(1)に該当する場合及び案内所から出入口を容易に視認することが可能で、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
 10 進行方向を変更する必要がない風除室内
 11 1(1)又は(2)に該当する場合及び段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
 12 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 (1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/20未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 (7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別することが可能
 13 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
 14 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 (1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/12未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 (7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別することが可能
 (8)傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※9)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの及び直進で250cm以下の踊り場を除く。)
 15 (1)自動車駐車施設内(2)点状ブロック等(※9)の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合
 16 他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合
 17 自動車駐車施設内に設けるもの
 18 1(1)又は(2)に該当する場合
 19 踊り場が直進の250cm以下の場合
 20 1(1)若しくは(2)又は19に該当する場合
 21 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
 22 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置
 23 案内所から出入口を容易に視認することが可能で、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
 24 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を採用する場合
 25 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用することができるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合

1 所在地	
2 名 称	

1 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む。)

(遵)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等を含む。)			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
廊下等			1 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
階段	—	1	段がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		5	主たる階段は、回り階段でないこと。	1
		6	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	(1)	踊り場に手すりの設置	2
		(2)	蹴上げは18cm以下、踏面は26cm以上、それぞれ一定とする。	2
		(3)	階段の幅は、120cm以上(手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)	2
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することが可能	
便所(※1)		1	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	便所のうち1以上(男女別の場合は、それぞれ)は、次に掲げるもの	
	—	(1)	車椅子使用者用便房(※4)を1以上設置	
		(2)	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上設置	
		3	小便器を設ける場合は、床置き又は受け口の高さ35cm以下の壁掛式を1以上設置	
浴室等(※2)		1	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
		(1)	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		(2)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる空間の確保	
		(3)	出入口の幅(開放時有効)は、85cm以上	
		(4)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
敷地内の通路		1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分は、次に掲げるもの	
		(1)	手すりの設置	
		(2)	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		(3)	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には、手すりの設置	
		2	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することが可能	
駐車場(※3)		1	次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
		(1)	幅は、350cm以上	
	—	(2)	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
		2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
標識		1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識(※5)を設置	
案内設備		1	建築物又はその敷地に次に掲げる案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)	
		(1)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	3
		(2)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機又は便所の配置を点字等(※6)により視覚障害者に示す設備の設置	
公共的通路		1	建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、通行に支障がない高さの空間を確保	
		(2)	通路の面における段差の禁止	4
		(3)	通路の面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4)	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	5
		(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする。	
		2	建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、当該部分の天井の高さは250cm以上とする。	
		(2)	通路の床における段差の禁止	6
		(3)	通路の床は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4)	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
		(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする。	

2 特定経路等に追加される基準

(遵)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等に追加される基準)					
整備項目	チェック		整備内容			緩和措置
	遵	努				
特定経路			1	特定経路等上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		
出入口		—	1	幅(開放時有効)は、80cm以上		
			2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし		
廊下等		—	1	幅は、120cm以上		
			—	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない構造		
			3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし		
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路			1	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)		
			2	勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)		
			3	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置		
			4	両側に側壁又は立ち上がりの設置		
			5	始点及び終点到車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置		
エレベーター及びその乗降ロビー		—	1	各住戸、車椅子使用者用便房(※4)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		
			2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上		
		—	3	籠の奥行きは、115cm以上		
			4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上		
			5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用することが可能な位置への制御装置の設置		
			6	籠内に、停止予定階及び籠の現在位置を表示する装置の設置		
			7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
特殊な構造又は使用形態の昇降機			1	エレベーターにあつては、次に掲げるもの		
			(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの		
			(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上		
			(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。		
		—	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		
敷地内の通路		—	1	幅は、120cm以上		
			2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置		
			3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし		
			4	傾斜路は、次に掲げるもの		
		—	(1)	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)		
			(2)	勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)		
			(3)	両側に側壁又は立ち上がりの設置		
			(4)	始点及び終点到車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置		
			(5)	高さが75cmを超える場合(勾配1/20を超えるもの)は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置		

3 努力基準で上乗せされる整備基準(多数の者が利用するもの)

整備項目	チェック			整備内容	緩和措置
	遵	努			
出入口			1	屋外へ通ずる出入口の幅は、85cm以上	
			2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等			1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
階段			1	踊り場を含め、手すりの設置	
			2	手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を表記	
			3	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※8)を敷設	7
			4	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
			(1)	踊り場を含め、両側に手すりの設置	2
傾斜路			1	手すりの設置	
便所(※1)			1	便所のうち1以上(男女別の場合は、それぞれ)に車椅子使用者用便房(※9)を1以上設置	
			2	次に掲げる便所(車椅子使用者用便房(※9)を除く。)を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
			(1)	床面には、段差を設けない。	
			(2)	大便器は、1以上を腰掛式	
			(3)	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
敷地内の通路			(4)	大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口にその旨表示	
			1	段がある部分は、次に掲げるもの	
			(1)	上下端には、点状ブロック等(※8)を敷設	8
			2	傾斜路は、次に掲げるもの	
駐車場(※3)			(1)	手すりの設置	
			1	車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
案内設備までの経路			2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
			1	道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上一次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	
			(1)	線状ブロック等(※10)若しくは点状ブロック等(※8)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	
			(2)	車路に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
			(3)	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	9

4 努力基準で上乗せされる基準(特定経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
出入口	—	1	幅は、85cm以上(特定経路等上の直接地上へ通ずる出入口、EVの籠及び昇降機の出入口を除く。)	10
	—	2	直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上	11
廊下等	—	1	幅は、140cm以上	12
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	多数の者が利用する階に停止すること。	
	—	2	乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずること。	
	—	3	籠の奥行きは、135cm以上	13
	—	4	籠の幅は、140cm以上	13
	—	5	車椅子の転回に支障がない構造	13
	—	6	籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※6)視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造(※11)	
敷地内の通路	—	1	幅は、135cm以上	14
	—	2	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	幅は、135cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
	—	(2)	勾配は、1/20を超えないこと。	15
	—	(3)	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに路幅が150cm以上の踊り場を設置	

注意

- 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
※2 多数の者が利用する浴室等を設ける場合
※3 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
※4 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている便房
※5 高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、表示すべき内容を容易に識別することが可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
※6 (1)文字等の浮き彫り、(2)音による案内、(3)点字及び(1)又は(2)に類するもの
※7 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路の部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※8)の敷設並びに階段の項目3、4、5並びに6(2)及び(3)
※8 ブロック等で、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大ききことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
※9 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保し、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設け、及び出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
※10 ブロック等で、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大ききことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
※11 (一社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「JEAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 回り階段以外の空間の確保が困難であるときを除く。
- 高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路を構成するEV・乗降ロビーを併設する場合は、適用しない。
- 当該EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することが可能な場合を除く。
- 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
(1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/20未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに路幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
(7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別することが可能
- 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
(1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/12未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに路幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
(7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別することが可能
(8)傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※8)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの及び直進で250cm以下のものを除く。)
- 踊り場が直進の250cm以下の場合
- 点状ブロック等(※8)の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げる色を変えるなどの代替措置
- (1)勾配1/20未満(2)高さ16cm未満かつ勾配1/12未満(3)段がある部分・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
- 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- 構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。
- 構造上やむを得ない場合は、120cm以上(50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造)
- 車椅子で利用することができる機種を採用する場合
- 敷地の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上
- 高さが16cm以下のものは、1/8以下。ただし、高さが75cm以下のもの又は敷地の状況によりやむを得ない場合は、1/12以下とすることができる。

特定都市施設整備項目表(小規模建築物)

1 所在地	
2 名 称	

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの⇒読替えあり(※1)

整備項目	チェック	整備内容		緩和措置
	遵			
出入口(※2)		1 幅は、80cm以上		
		2 通行の際に支障となる段差を設けないこと。		1
		3 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口とを結んで通行することが可能な経路を確保		2
便所(※3)		1 次に掲げる構造の便房を1以上設置		
		(1) 腰掛式便座、手すり等を適切に配置		
		(2) 車椅子使用者が利用することができるような空間の確保		
		(3) 直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの通行することが可能な経路を確保		2
敷地内の通路		1 幅は、120cm以上		
		2 通行の際に支障となる段差を設けないこと。		3

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 読替規定により、多数の者が利用する建築物については、「多数の者が利用するもの」となる。
- ※2 直接地上へ通ずる出入口、利用居室が直接地上に通じていない場合における利用居室の出入口並びに便所及び便房の出入口に限る。
- ※3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合

緩和措置

- 1 敷地の状況、施設の構造その他の事情において段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるときは、この限りでない。
- 2 上下階の移動に係る部分は、この限りでない。
- 3 次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合
 - (2) 敷地の状況、施設の構造その他の事情において段差を設けざるを得ない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することが可能であるとき。

特定都市施設整備項目表(公園)

1	所在地						
2	名称						
整備項目		整備内容		措置		代替措置	※
1 出入口	2 [園路] への接続(※)	有	無				
	無の場合の出入口の位置への案内板	有	無				
	(1) 幅 [120cm以上※]		cm				
	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差	有	無				
	(3) 出入口から水平距離が150cm以上の水平面を確保(※)	有	無				
	(4) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無				
	(5) 道路との境界	点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により境界を明示	有	無			
		車道との境界の部分に段差 [標準2cm]	有	無			
2 園路(1以上の主要な施設を利用することができる園路)	1 [出入口] 及び9 [駐車場] に接続する園路 [敷地の境界から出入口に至る経路も同様とする。]						
	(1) 有効幅 [180cm以上※]		cm				
	(2) 縦断勾配 [4%以下※]		%				
	(3) 3～4%の縦断勾配が50m以上続く場合において、途中に150cm以上の水平な部分の設置	有	無				
	(4) 段差の有無	有	無				
	(5) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合のすりつけ勾配 [5%以下※]		%				
	(6) 階段又は段差への傾斜路の併設(※)	有	無				
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上※]		cm			
		イ 縦断勾配 [5%以下※]		%			
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無			
		エ 手すりを両側に連続して設置(※)	有	無			
		オ 両側に立ち上がりの設置(※)	有	無			
		カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無			
	キ 横断勾配の有無	有	無				
	(7) 横断勾配 [1%以下※]		%				
	(8) 車椅子が安定して停止することができる水平な部分の設置	有	無				
	(9) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無				
(10) 視覚障害者誘導用ブロックを要所に敷設	有	無					
3 階段	(1) 回り段(※)	有	無				
	(2) 有効幅 [120cm以上]		cm				
	(3) 始終点及び高さ300cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無				
	(4) 手すり	ア 両側に連続して設置(※)	有	無			
		イ 端部付近に点字の貼付	有	無			
	(5) 表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無				
	(6) 踏面の識別及びつまずきにくさへの配慮	有	無				
	(7) 両側に立ち上がりの設置(※)	有	無				
(8) 点状ブロック(警告用)の敷設	有	無					
4 傾斜路(階段又は段に併設するもの)	(1) 有効幅 [120cm以上※]		cm				
	(2) 縦断勾配 [5%以下※]		%				
	(3) 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無				
	(4) 手すりを両側に連続して設置(※)	有	無				
	(5) 両側に立ち上がりの設置(※)	有	無				
	(6) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無				
	(7) 横断勾配の有無	有	無				
5 転落防止等	柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有	無				
	その他転落を防止するための設備	有	無				

6 休憩所	(1) 出入口の有効幅 [120cm以上*]	cm		
	(2) 段差の有無	有	無	
	(3) 段差への傾斜路の併設	有	無	
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*]	cm	
		イ 縦断勾配 [5%以下*]	%	
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無
		エ 手すりを両側に連続して設置(*)	有	無
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無
		カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無
		キ 横断勾配の有無	有	無
	(4) 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さ	有	無	
7 野外劇場・野外音楽堂	(1) 出入口の有効幅 [120cm以上*]	cm		
	(2) 段差の有無(出入口・通路)	有	無	
	(3) 段差への傾斜路の併設	有	無	
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*]	cm	
		イ 縦断勾配 [5%以下*]	%	
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無
		エ 手すりを両側に連続して設置(*)	有	無
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無
		カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無
		キ 横断勾配の有無	有	無
	(4) 車椅子使用者等が円滑に活動することができる広さ	有	無	
	(5) 通路の有効幅 [120cm以上*]	cm		
	(6) 縦断勾配 [5%以下*]	%		
	(7) 横断勾配 [1%以下*]	%		
	(8) 平たんで、濡れても滑りにくい舗装	有	無	
	(9) 転落を防止するための柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有	無	
	(10) 便所を設ける場合は、10の項「便所」に規定する整備基準を準用すること。	有	無	
	(11) 車椅子使用者用観覧スペースの設置	箇所		
	規模・構造・設備等	ア 幅 [90cm以上]	cm	
		イ 奥行き [120cm以上]	cm	
		ウ 段差の有無	有	無
		エ 転落を防止するための設備	有	無
		オ 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置	有	無
8 公園内建築物・屋内設備	便所及び休憩所以外は、第14号様式による特定都市施設整備項目表に記入すること。	有	無	
	建築物内に便所の設置を計画する場合は、10の項「便所」に規定する整備基準を準用すること。	有	無	
9 駐車場	車椅子使用者の駐車スペース(*)	台		
	(1) 幅 [350cm以上]	有	無	
	(2) 園路に接続しやすい位置	有	無	
	(3) 見やすい駐車場スペースの表示	有	無	

10 便所	(1) 便所(共通)								
	ア 出入口の有効幅(車椅子使用者用便房及び一般便所) 〔85cm以上＊〕						cm		
	イ 出入口	(ア) 段差の有無				有	無		
	に至る通路	(イ) 傾斜路の構造	有効幅〔90cm以上〕		cm				
			縦断勾配〔5%以下＊〕		%				
	ウ 表面の濡れても滑りにくい仕上げ					有	無		
	エ 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房の設置					箇所			
	(2) 車椅子使用者用便房								
	車椅子使用者用便房の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用	箇所		
	ア 車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造					有	無		
	イ 腰掛便座の設置					有	無		
	ウ 手すりの設置					有	無		
	エ その他の設備()								
	オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間の確保	有・無 (便房の内のり) (cm× cm)							
	カ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置					有	無		
	キ 車椅子使用者用便房の設備及び機能の表示					有	無		
	(3) 一般用の便所								
	便房の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用	箇所		
	ア 腰掛式便器の設置					有	無		
	(ア) 手すりの設置					有	無		
	(イ) 腰掛式便器である旨の表示					有	無		
	イ 小便器					有	無		
	(ア) 受け口の高さ〔35cm以下〕					有	無		
	(イ) 手すりの設置					有	無		
	(ウ) 光感知式の自動洗浄装置					有	無		
	(4) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口にその旨表示(＊)					有	無		
11 水飲み・手洗場	(1) 上向きの飲み口				有	無			
	(2) 高さ〔70～80cm〕				cm				
	下部にスペース〔高さ65cm以上、奥行き45cm以上〕				有	無			
12 案内・標示	(3) 使用する方向に150cm以上、幅150cm以上の水平な部分				有	無			
	(1) 要所に案内板、説明板又は標識の設置				有	無			
	文字等	ア 読み取りやすい文字の大きさ、色調及び明度			有	無			
		イ 車椅子使用者が見やすい高さに設置			有	無			
	(3) 車椅子での利用が可能な園路及び施設の表示				有	無			
13 ベンチ	(4) 通路に突出しない位置に設置(＊)				有	無			
	(5) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示の併用				有	無			
14 野外卓	高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ				有	無			
15 排水溝(ます)	(1) 使用する方向に150cm以上、幅150cm以上の水平な部分				有	無			
	(2) 卓の下部にスペース〔高さ65cm以上、奥行き45cm以上〕				有	無			
	杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋の設置				有	無			

- 1 整備内容欄の〔 〕内は、整備基準の数値を示しています(*があるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)
- 2 数字は、算用数字を用いてください。
- 3 措置欄の「有・無」のうち該当するものには○を、その他には数値又は措置の内容を記入してください。
- 4 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 5 ※欄には、記入しないでください。

特定都市施設整備項目表(公共交通施設)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容		措置		代替措置	※
1 移動等円滑化経路	出入口から車両等の乗降口に至る経路に、移動等円滑化経路を1以上確保		有	無		
	コンコース・通路・ホール等	(1) 有効幅 [140cm以上*]		cm		
		(2) 段差の有無(*)	有	無		
		傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*]	cm		
			イ 勾配 [屋内1/12・屋外1/20以下*]	1/		
			ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無	
			エ 水平な部分の設置	有	無	
			オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無	
			カ 床面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無	
			キ 接続する通路との識別への配慮	有	無	
			ク 点状ブロックの敷設(傾斜路の始末端部に近接する通路の床)	有	無	
			ケ 手すりを両側に設置(*)	有	無	
		(3) 壁面及び柱面の看板及び設置物の突出する部分(*)	有	無		
		(4) 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無		
		(5) 床面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
2 出入口	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	(1) 段差の有無(*)	有	無		
		ア 有効幅 [120cm以上*]		cm		
		イ 勾配 [屋内1/12・屋外1/20以下*]		1/		
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無		
		エ 水平な部分の設置	有	無		
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無		
		カ 床面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
		キ 接続する通路との識別への配慮	有	無		
		ク 点状ブロックの敷設(傾斜路の始末端部に近接する通路の床)	有	無		
		ケ 手すりを両側に設置(*)	有	無		
	(2) 段差がなく、又は段差を解消した出入口の数			箇所		
	(3) 床面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ		有	無		
	(4) 有効幅 [90cm以上*]			cm		
3 駐車場	駐車場の有無		有	無		
	駐車場を設けた場合の構造	車椅子使用者の駐車スペース		台		
		(1) 幅 [350cm以上]	有	無		
		(2) 移動等円滑化経路に接続しやすい位置	有	無		
		(3) 見やすい駐車場スペースの表示	有	無		

4 コンコース・通路・ホール等	(1) 有効幅 [140cm以上*]		cm		
	(2) 段差の有無(*)		有	無	
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*]	cm		
		イ 勾配 [屋内1/12・屋外1/20以下*]	1/		
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無	
		エ 水平な部分の設置	有	無	
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無	
		カ 床面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無	
		キ 接続する通路との識別への配慮	有	無	
		ク 点状ブロックの敷設(傾斜路の始末端部に近接する通路の床)	有	無	
		ケ 手すりを両側に設置(*)	有	無	
	(3) 壁面及び柱面の看板及び設置物の突出する部分(*)		有	無	
	(4) 十分な明るさを確保した照明設備の設置		有	無	
	(5) 床面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ		有	無	
	(6) 十分な明るさを確保した照明設備の設置		有	無	
5 出札・案内所等	(1) 車椅子使用者の利用に支障がないカウンターの構造(*)		有	無	
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		有	無	
	(3) 筆談用具等の準備及び当該用具がある旨の表示(*)		有	無	
6 階段	(1) 主要な階段における回り段(*)		有	無	
	(2) 有効幅 [120cm以上]		cm		
	(3) 高さ概ね300cm以内ごとに踊り場の設置		有	無	
	手すり	ア 両側に連続して設置(*)	有	無	
		イ 端部付近に点字の貼付	有	無	
	(5) 床面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ		有	無	
	(6) 踏面の端部全体の識別及びつまずきにくさへの配慮		有	無	
	(7) 階段下の空間への配慮		有	無	
	(8) 両側に立ち上がりの設置(*)		有	無	
	(9) 十分な明るさを確保した照明設備の設置		有	無	
7 エレベーター (移動等円滑化経路を構成するもの)	設置(*)	基数	基		
		改札口にできるだけ近い位置に設置	有	無	
	(1) 出入口の有効幅(昇降路を含む。) [80cm以上]		cm		
	(2) 籠の容量 [11人乗り以上*]		人乗り		
	(3) 高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造の設備		有	無	
	ア	車椅子使用者に関する配慮	有	無	
		設けた設備等()			
	イ	視覚障害者に関する配慮	有	無	
		設けた設備等()			
	ウ	その他の配慮	有	無	
		設けた設備等()			
	(4) 乗降ロビーにおいて車椅子が転回することができる構造		有	無	
	(5) 籠の内外をお互いに視認することができる構造又は映像設備の設置		有	無	

8 エスカレーター	(1) 踏面及び床面の滑りにくい仕上げ		有	無		
	(2) 操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置		有	無		
	(3) くしア できるだけ薄く設置 板 イ ステップ部分と区別することができる色分け		有	無	色	
	(4) この項に定めるエレベーターの設置が困難な状況 「有」の場合は、車椅子対応型エスカレーターの設置(*)		有	無		
	(5) 踏み段の端部全体の識別への配慮		有	無		
	(6) 行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置の設置		有	無		
	(7) 進入の可否の表示(エスカレーターの上下端に近接する道路の床面)(*)		有	無		
	(8) 点状ブロックの設置(エスカレーターの始末端部に近接する通路の床)		有	無		
9 一般用の便所	(1) 案内、誘導及び男女別の表示等の分かりやすい表示		有	無		
	(2) トイレ内で通行の支障となる段差の有無		有	無		
	(3) 床面の濡れても滑りにくい仕上げ		有	無		
	(4) 腰掛式の大便器の数		男子用	個		
			女子用	個		
	(5) 手すりを設けた便器の数		腰掛式の大便器	男子用	個	
			女子用	個		
			小便器	個		
	(6) 床置き式又はこれに代わる小便器の数			個		
	(7) 水洗器具(オストメイト対応)の設置(*)		有	無		
10 車椅子使用者用便房	(8) ベビーチェアの設置(*)		有	無		
	(9) ベビーベッドの設置(*)		有	無		
	(10) (7)から(9)までを設置した場合の表示の設置		有	無		
	設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用
	箇所	男子用	箇所	女子用	箇所	その他
	(1) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置		有	無		
	(2) 出入口の有効幅〔85cm以上〕			cm		
	(3) 通行の支障となる段差の有無		有	無		
	(4) 車椅子使用者用便房の設備及び機能の表示		有	無		
	(5) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間の確保		有・無 (便房の内りの) (cm× cm)			
11 旅客待合所	(6) 便房内の設備	ア	腰掛便座の設置		有	無
		イ	手すりの設置		有	無
		ウ	その他の設備()			
	(7) 車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造の戸		有	無		
	旅客待合所の有無		有	無		
	(1) 分かりやすく利用しやすい位置に設置		有	無		
	(2) 有効幅〔140cm以上*〕			cm		
	(3) 段差の有無(*)		有	無		
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア	有効幅〔120cm以上*〕		cm	
		イ	勾配〔屋内1/12・屋外1/20以下*〕		1/	
		ウ	始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置		有	無
		エ	水平な部分の設置		有	無
		オ	両側に立ち上がりの設置(*)		有	無
		カ	床面の濡れても滑りにくい仕上げ		有	無
		キ	接続する通路との識別への配慮		有	無
		ク	点状ブロックの敷設(傾斜路の始末端部に近接する通路の床)		有	無
	ケ		手すりを両側に設置		有	無
	(4) 床面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ		有	無		
	(5) 壁面及び柱面の看板及び設置物の突出する部分(*)		有	無		
	(6) 高齢者、障害者等が利用しやすいベンチの設置		有	無		

12 戸	(1) 有効幅 [85cm以上]		cm		
	(2) 自動ドア又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造の戸	有	無		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
13 案内板等	(1) 出入口又は改札口の付近に案内板の設置(*)	有	無		
	明確で分かりやすい表示	有	無		
	(2) 移動等円滑化のための設備の存在を表示する標識の設置	有	無		
	JIS規格Z8210への適合	有	無		
14 視覚障害者誘導案内用設備	(3) 運行に関する文字・音声による情報提供設備の設置(*)	有	無		
	施設の配置を点字、音声等により示す設備の設置(*)	有	無		
15 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(*)	有	無		
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触地案内図、便所の出入口及び乗車券の販売所との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(*)	有	無		
	(3) 目的地まで安全かつ確実に到達することができる配慮の有無	有	無		
	(4) 視覚障害者誘導用ブロックの色(*)		色		
	(5) 視覚障害者が認識しやすい形状	有	無		
	(6) 十分な強度等を有する素材	有	無		
16 券売機	(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	有	無		
	ア 車椅子使用者への配慮	有	無		
	設けた設備等()				
	イ 視覚障害者への配慮	有	無		
	設けた設備等()				
	ウ その他の配慮	有	無		
	設けた設備等()				
17 休憩設備(ベンチ等)	(2) 運賃等の点字表示(*)	有	無		
	(1) 休憩用の設備の設置(*)	有	無		
	設けた設備等()				
18 鉄軌道駅	(2) 優先席を設ける場合は、付近に優先的に利用することができる者を表示する標識の設置	有	無		
	鉄軌道駅 ◇有の場合は、特定都市施設整備項目表(鉄軌道駅)にも記入してください。	有	無		
19 バスターミナル	バスターミナル ◇有の場合は、特定都市施設整備項目表(バスターミナル)にも記入してください。	有	無		

- 整備内容欄の〔 〕内は、整備基準の数値を示しています(*があるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)
- 数字は、算用数字を用いてください。
- 措置欄の「有・無」のうち該当するものには○を、その他には数値又は措置の内容を記入してください。
- 整備基準によるものと同様以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- ※欄には、記入しないでください。

第19号様式(第17条関係)

特定都市施設整備項目表(鉄軌道駅)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
1 改札口	(1) 改札口通路の有効幅 [90cm以上]	cm		
	(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有 無		
	(3) 自動改札機の設置	有 無		
	進入の可否のわかりやすい表示	有 無		
2 乗降場(プラットホーム)	(1) ア 水勾配 [1/100程度*] 床面 イ 濡れても滑りにくい仕上げ(*)	1/ 有 無		
	(2) ホーム縁端警告ブロック及び点状ブロック(警告用)の敷設(乗降場の縁端及び両端)(*)	有 無		
	(3) 乗降場の端部に、転落を防止するための柵等の設置	有 無		
	(4) ホームの先端のノンスリップタイルの濡れても滑りにくい仕上げ	有 無		
	(5) 乗降場と車両との隙間及び段差は、可能な限り小さくすること。	有 無		
	(6) 鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場におけるホームドア又はホームゲートの設置(*)	有 無		
	(7) (6)以外の乗降場における転落を防止するための設備	有 無		
	(8) 列車の接近を警告するための設備(*)	有 無		
	(9) 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有 無		
	(10) 乗降場には、車椅子スペースに通ずる旅客用の乗降口の位置を表示(*)	有 無		

- この様式は、特定都市施設整備項目表(公共交通施設)の18 鉄軌道駅の項において、有に○を記入した場合に使用してください。
- 整備内容欄の〔 〕内は、整備基準の数値を示しています(*があるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)
- 数字は、算用数字を用いてください。
- 措置欄の「有・無」のうち該当するものには○を、その他には数値又は措置の内容を記入してください。
- 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- ※欄には、記入しないでください。

第20号様式(第17条関係)

特定都市施設整備項目表(バスターミナル)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置		代替措置	※
バスターミナル	(1) 乗降場の床面の濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(2) 乗降場の縁端に、視覚障害者に配慮した進入を防止するための設備	有	無		
	(3) バス車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造	有	無		

- 1 この様式は、特定都市施設整備項目表(公共交通施設)の19 バスターミナルの項において、有に○を記入した場合に使用してください。
- 2 数字は、算用数字を用いてください。
- 3 措置欄の「有・無」のうち該当するものには○を、その他には数値又は措置の内容を記入してください。
- 4 整備基準によるものと同様以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 5 ※欄には、記入しないでください。

第21号様式(第17条関係)

特定都市施設整備項目表(路外駐車場)

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※
1 路外駐車場 車椅子使用者 用駐車施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(*)	台		
	(1) 幅 [350cm以上]	cm		
	構造	(2) 駐車施設の存在の表示及び経路の誘導表示	有 無	
		(3) 2の経路ができるだけ短くなる位置に設置	有 無	
2 路外駐車場 移動等円滑化 経路	1の施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路			
	(1) 段差の有無(*)		有 無	
	傾斜路を 併設してい る場合の 当該傾斜 路の構造	ア 幅 [段に代わるものにあつては120cm 以上、段に併設するものにあつては90cm以上]	cm	
		イ 勾配 [1/20以下*]	1/	
		ウ 高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の 踊り場の設置	有 無	
		エ 手すりを設置	有 無	
	(2) 出入口の幅 [85cm以上]		cm	
	(3) 通路	ア 幅 [120cm以上]	cm	
		イ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない 場所	有 無	

- 1 整備内容欄の〔 〕内は、整備基準の数値を示しています(*があるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)
- 2 数字は、算用数字を用いてください。
- 3 措置欄の「有・無」のうち該当するものには○を、その他には数値又は措置の内容を記入してください。
- 4 整備基準によるものと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。
- 5 ※欄には、記入しないでください。

1-3 新宿区告示第 665 号

令和4年 11 月 16 日
告示第 665 号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則(令和 2 年新宿区規則 29 号。以下「規則」という。)第 4 条の表の区長が別に定める事項は、別表1の左欄及び中欄に掲げる建築物の用途及び規模の区分に応じ、同表の右欄に掲げる部分に係る事項とする。ただし、複合施設に関しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 別表2の左欄に掲げる用途の床面積(改修をしようとする場合は、当該改修に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模である場合、授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備並びにベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備に係る事項
- (2) 別表3に掲げる用途の床面積の合計が、それぞれ 1,000 平方メートル未満である場合(前1号に掲げる場合を除く。)授乳及びおむつ交換をすることができる場所並びにベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備に係る事項
- (3) 別表4の左欄に掲げる用途の床面積の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模である場合(前2号に掲げる場合を除く。)授乳及びおむつ交換をすることができる場所に係る事項
- (4) 当該複合施設の部分の各用途及び規模が、別表 1 の1の項から 20 の項までの左欄及び中欄に掲げるものであって、これらの部分にこの告示本文の規定を適用するならば規則別表第 4 から観覧席・客席に係る事項を除くこととなる場合、当該用途に供する部分における観覧席・客席に係る事項

附 則

この告示は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

別表1

1 学校等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の幼稚園	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 幼稚園以外の学校等施設及び用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
2 医療等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)及び用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)及び用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
3 興行施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
4 集会施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の公会堂及びその他これに類する施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)、公民館及びその他これらに類する施設	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の公会堂及びその他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室

	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)、公民館及びその他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の公会堂及びその他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
	(6) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)、公民館及びその他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(7) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の公会堂及びその他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
	(8) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。))及びすべての集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。))その他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
5 展示施設等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、5,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 卸売市場	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
7 宿泊施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、5,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所

8 事務所	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000 平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、及びすべての事務所(他の施設に附属するものを除く。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
9 福祉施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
10 運動施設又は遊技場等	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室
11 文化施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000 平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
12 公衆浴場	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室

13 飲食店等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の飲食店	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の飲食店	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の飲食店	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
14 サービス店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の施設	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
15 工業施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
16 車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
17 自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設及び自動車教習所	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席

	(2) 自動車修理工場、自動車洗車場及び給油取扱所	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
18 公衆便所	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
19 公共用歩廊	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
20 地下街	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席

別表2

幼稚園	200平方メートル未満
病院又は診療所、助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	
集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)、公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所	すべての特定都市施設
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
幼稚園以外の学校等施設	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	
集会場(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	
卸売市場	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署以外の事務所	
公衆浴場	
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
工場その他これに類する施設	
車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車の停留又は駐車のための施設、自動車修理工場、自動車洗車場、給油取扱所、自動車教習所	
公衆便所	
公共用歩廊	

別表3

幼稚園
病院又は診療所、助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)
集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)、公会堂、公民館その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
飲食店
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

別表4

病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	5000平方メートル未満
集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積の合計が200 平方メートルを超えるものに限る。)、公会堂、公民館その他これらに類する施設	
展示場その他これに類する施設	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館その他これらに類する施設	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
幼稚園	すべての特定都市施設
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)、助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場その他これらに類する施設	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
地下街その他これに類する施設	

1-4 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について

令和2年3月31日 31 新都計第 6295 号
新宿区長決定

区は、都市計画制度を活用する開発等について、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和 2 年新宿区条例第 13 号)第 19 条第 1 項に規定する審議会又は同条例第 21 条第 1 項の部会に対して、下記のとおり当該開発等に係るユニバーサルデザインまちづくりへの配慮事項等を報告するものとする。

1 対象案件

(1) 特に大規模で不特定多数の者が利用するもの

次のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとする都市施設のうち、周辺環境への影響が大きいもの

ア 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる高度利用地区

イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる特定街区

ウ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区

エ 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 36 条第 1 項の都市再生特別地区

(2) その他区長が必要と認めるもの

2 報告時期

都市計画手続に着手(企画提案書の提出等)したときは、当該案件に係る新宿区都市計画審議会への報告の日までに報告するものとする。

2 各種規格等

JIS 規格は一部を抜粋し掲載しています。

2-1 標識、設備及び機器への点字の適用方法（JIS T 0921：2017 抜粋）

1 点字の仕様

JIS T 0921 を参照のこと。

2 標識、設備及び機器への点字の適用

2.1 全般

標識、設備及び機器への点字は、次による。

- (a) 点字の表示及びレイアウトは、点字をいずれの場所に表示する場合でも、左から右に触読できるように配置する。
点字表示の表記方法は、正しく行う。
追記 日本点字の表記方法は、日本点字委員会が発行する“日本点字表記法”によるのがよい。
- (b) 点字表示をする場合、製品の企画又は設計時には、点字の表示場所をあらかじめ考慮することが望ましい。
- (c) 製品には、点字と誤認する形状の突起物などを設けないようにすることが望ましい。
- (d) 点字に使用する材料は、次による。
 - － 触読性が良好なものとする。
 - － 手指を傷付けない表面及び先端形状を形成できるものとする。
 - － 耐久性のあるものとする。
 - － 通常の使用で損傷しないものとする。
 - － 外的熱環境、温度及び液体によって、不利な影響を受けないものとする。
 - － 紫外線硬化樹脂インキによって製作する場合には、JIS T 9253 に規定する品質を満たす材料とする。
- (e) 点字と墨字とを併用する場合は、一方の様式による可読性によって他方の可読性が損なわれてはならない。
- (f) 点字は、例えば、熱源、鈍い先端などから遠い場所で、触って安全なところに表示しなければならない。
- (g) 墨字で表示している情報内容を変更する場合は、点字の情報も早急に訂正しなければならない。

2.2 標識の点字

2.2.1 全般

標識の点字は、次による。

- (a) 点字の付いた標識は、指で触りやすい適切な位置に配置されなければならない（附属書 JA 参照）
- (b) 1行のマス数は、次による。
 - － 1行に点字による説明等を一つだけ表示する場合は、マス数が 40 を超えてはならない。
 - － 1行に複数の点字の項目を表示する場合は、一つの項目のマス数が 40 を超えず、1行のマスの総数が 80 を超えてはならない。
- (c) 1行の中に、点字のまとまりを幾つか並べて表記している場合は、それぞれのまとまりの間には、3マス以上のスペースを空けることが望ましい。

2.2.2 手すり

点字表示の代表的な利用方法の一つが、手すりへの適用であり、次による（図省略）。

- (a) 点字は、手すりの長手方向と平行に表示する。
- (b) 点字は、最も簡単に触読できる場所に表示しなければならず、手で手すりをつか（掴）んだときに、触って安全に読めなければならない。その場所は、手すりの形状、太さ及び周囲、並びに手すりなどを固定している方法を考慮して、選択しなければならない。
- (c) 階段に設置する手すりでは、階段手前に歩行面への視覚障害者指導用ブロックの警告ブロックがある場合は、そ

の延長線上の手すりの末端部に表示することが望ましい。

- (d) 点字の付いた手すりは、安全に点字を解読できるように手すり付階段の両端に少なくとも 300mm の延長部をつけることが望ましい。
- (e) 部屋のドアの両側に手すりがある場合は、点字の標識はドアが開く所（突き出る側）の手すりに配置しなければならない。ドア又は開口部（ドアのない入口、廊下の交差する場所などを含む。）の方向を表示するためには、点字の標識は、手すりの両側に配置することが望ましい。その方向は、矢印を表す点字又は触知出来る矢印のような記号の組合せによって表示する（図省略）。

2.3 設備及び機器の操作部の点字

2.3.1 全般

設備及び操作部の点字は、次による。

- (a) 操作部の点字の表示位置は、通常、操作ボタンの左側又は上側とする。
- (b) 操作部の点字は、操作部のある面と同じ面に表示する。
- (c) 点字は、斜めには表示しない。点字は、斜め方向又は扇のように湾曲させた表示はしない。さらに、上下を逆に配置して表示しない。
- (d) 点字の一マス又は複数のマスの周囲には空白スペースを置かなければならない。

注記 高く盛り上がっている操作ボタン及び同種の突起物に点字を近付け過ぎると、点字解読時の指の動きに支障を与える場合がある（図省略）。

- (e) 互いに関係のない独立した操作部が隣接している場合に、同じ行に点字を表示するときは、誤読を避けるために 2マス以上のスペースを空けることが望ましい。表示スペースに限界がある場合でも、1.5 マスのスペースを空けなければならない。（図省略）

2.3.2 ボタン

ボタンは、次による。

- (a) 点字は、ボタン上には表示しないことが望ましい。
- (b) 点字が水平に表示できる場合を除き、点字をボタンの周りに丸く配置してはならない。
- (c) ボタンに触れてもボタンを認知できない場合、ボタンの周囲に点字のスペースがない場合、又は点字を読むことで意図しない操作をする可能性がない場合は、ボタンの上に点字を表示することができる。
- (d) ボタンが水平に配置されている場合は、点字は該当するボタンの上側に隣接して表示する。
- (e) ボタンが垂直に配置されている場合は、点字は該当するボタンの左側に隣接して表示する。

2.3.3 ダイアル

点字は、ダイアル上又はダイアルの周囲に、墨字と同じ方向で表示する。

2-2 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法（JIS T 0922：2007 抜粋）

1 触知案内図上に表示する情報内容

1.1 触知案内図の構成

触知案内図の構成は、次による。

- (a) 表題
- (b) 解説文 冊子形では、別掲することができる。触知案内図の内容解説を必要としない触知案内図の場合には、省略することができる。
- (c) 凡例 触知記号が説明を必要としないものだけの触知案内図の場合及び／又は点字の略字を使わなかった触知案内図の場合には、省略することができる。
- (d) 触知図形

1.2 情報項目の原則

情報項目の原則は、次による。

- (a) 触知案内図に表示する情報は、触読性を考慮し、視覚障害者に安全で円滑な移動を支援する情報項目を優先して表示することが望ましい。
- (b) 同一範囲を表示した視覚によって見る案内図がある場合には、相互の表示内容に関連性をもたせなければならない。
- (c) 触知案内図には、墨字を併記することができる。
- (d) 製造年月日及び問合せ先を記載することが望ましい。

1.3 触知案内図に表示する情報項目

触知案内図に表示する情報項目の例は、附属書Aを参照。（省略）

2 触知案内図の形状

2.1 大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1000 mm以内、縦幅 600 mm以内とすること（図1参照）が望ましい。

なお、冊子形の場合で、サイズの大きな触知案内図を折りたたむ場合には、折り線が触読の邪魔にならないよう配慮しなければならない。

2.2 設置位置（設置形の場合）

床と垂直な壁面とに取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から 1400 mm程度となる位置にする（図1参照）。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合には、この限りではない（図 1 参照）。いずれの場合も設置のときは、触読性を妨げないように配慮しなければならない。

2.3 触知案内図の向き

触知案内図の向きは、次による。

- (a) 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読するときの正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。
- (b) 1階及び2階など、上下に重なった関係にある案内図及び一つの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺及び向きを統一する。各階などに設置する場合は、各案内図が上下階で統一した設置位置・方向にあることが望ましい。

(c) 冊子形の場合には、出入口の関係などを考慮して、理解しやすい向きを選ぶことができる。

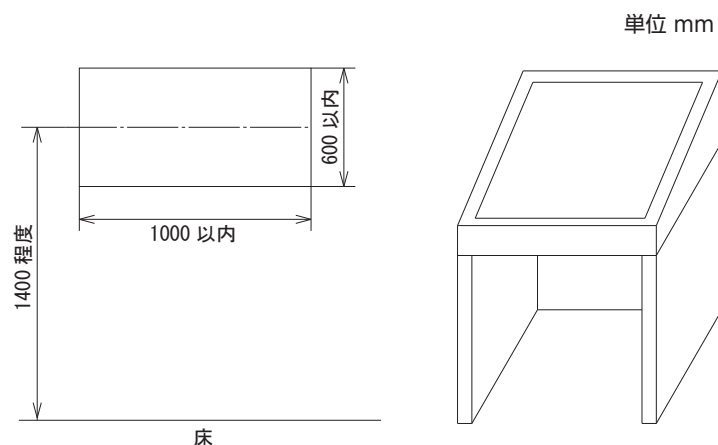


図1—設置形触知案内図の形状例

3 表示方法に関する要求事項

3.1 表題

表題は、通常触知案内図の左上又は中央に表示する。

3.2 解説文

解説文は、表題又は凡例の付近にあって、続けて読める位置に表示することが望ましい。

3.3 凡例

凡例は、次による。

(a) 凡例の位置は、一般に触知図形の左側又は上部の表題下付近に配置する。この位置から著しく離れた場所に表示せざるを得ない場合は、解説文などで説明しなければならない。冊子形の場合、解説文・凡例を別頁にまとめて掲載することもできる。

(b) 凡例の表示は、“触知記号”、“点字の略字”の順序とする。触知記号の表示順序は、重要度の高い項目から順に表示する。点字の略字の表示順序は、五十音順を原則とする。

なお、設置形の場合、現在地の触知記号を最初に挙げることが望ましい。

(c) 凡例に表示した触知記号の大きさと、触知図形で表示した触知記号との大きさ又は触感が異なってはならない。

(d) 点字の略字とその説明文との間には、点字表記における“棒線”記号などを挿入することが望ましい。ただし、触知記号とその説明文との間には、この“棒線”記号などを挿入しない。

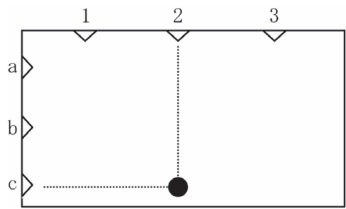
3.4 現在地及び目的地の説明

現在地及び目的地の説明は、次による。

(a) 設置形の場合には、触知図形の中の現在地の概要を解説文又は凡例で説明しなければならない。

(b) 触知図形の中の現在地及び目的地の位置は、“上・中央・下、左・中央・右”の組み合わせなどの組合せ、又は座標を用いる（図2参照）などして説明する。

左上	上	右上
左	中央	右
左下	下	右下



- 注記1 触知図形の縦横がそれぞれ3等分されているものとして、図の上1段目を左から左上、上、右上、2段目を左、中央、右、3段目を左下、下、右下としたとき、“現在地は図の右下”又は“現在地（図の右下）”のように表示する。
- 注記2 触知図形の外枠に区切りをつけ、数字又はアルファベットで表示し、“目的地は c2”又は“目的地（c2）”のように表示する。

図2－現在地などの説明方法

2-3 点字の読み方

あ い う え お

か き く け こ

さ し す せ そ

た ち つ て と

な に ぬ ね の

は ひ ふ へ ほ

ま み む め も

や ゆ よ

ら り る れ ろ

わ を ん

が ぎ ぐ げ ご

ざ じ ず ぜ ぞ

だ ぢ づ で ど

ば び ぶ べ ぼ

ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ

きゃ きゅ きょ ぎゃ ぎゅ ぎょ

しゃ しゅ しょ じゃ じゅ じょ

ちゃ ちゅ ちょ ぢゃ ぢゅ ぢょ

にゃ にゅ にょ びゃ びゅ びょ

ひゃ ひゅ ひょ ぴゃ ぴゅ ぴょ

みゃ みゅ みょ りゃ りゅ りょ

数 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ー っ 「 」 ()

外 A B C D E F G H I J K L M 。 、

N O P Q R S T U V W X Y Z ? !

2-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251 : 2014 抜粋)

1 適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）の突起の形状、寸法及びその配列について規定する。

2 要求事項

2.1 一般原則

ブロック等は、次のような点を考慮して設計、製造することが望ましい。

- (a) ブロック等を構成する点状突起及び線状突起は、歩行に困難のある人も含めた他の歩行者に対しても、つまずきの可能性を減少させ、安全と通行しやすさを確保するため、縁に斜角又は丸みをもたせる（図1のA部参照）。
- (b) ブロック等は、想定される使用場所などを考慮し、滑りにくさ、耐久性、識別性を十分に維持できるような素材、製造方法などを用いる。
- (c) ブロック等を構成する点状突起及び線状突起は、靴底を通して及び白杖を用いることによって容易に検知できるような素材、製造方法などを用いる。

2.2 形状、配列及び寸法

ブロック等の大きさは、目地込みで 300.0mm 四方以上とする。

2.2.1 点状ブロック等

2.2.1.1 点状突起の形状

点状ブロック等を構成する点状突起は、その断面が図1に示すハーフドーム型とする。

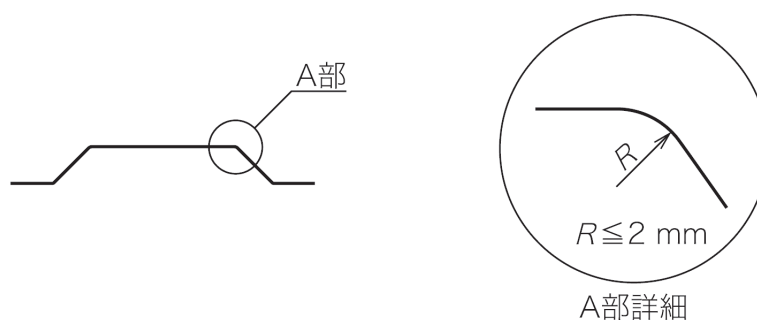
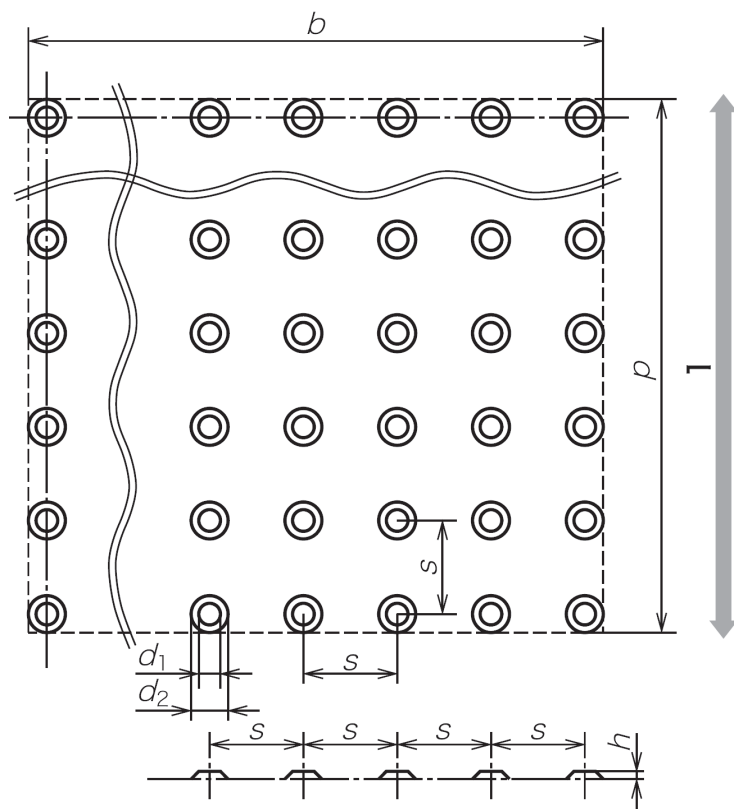


図1-ハーフドーム型の突起の断面

2.2.1.2 点状突起の配列及び寸法

点状ブロック等を構成する点状突起は、想定する主な歩行方法に対して平行に配列する（図2参照）。点状突起の数は、25（ 5×5 ）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

なお、ブロック最外縁の点状突起の中心とブロック端部との距離は、 $s/2$ 寸法より、5.0mm を超えない範囲で大きくしてもよい。



単位 mm

記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+ 1.5 0
d_2	$d_1 + 10.0$	
s	55.0 ~ 60.0 *	
h	5.0	+ 1.0

1 想定する主な歩行方向

d_1 点状突起の上面直径

d_2 点状突起の基底部の直径

s 隣接する点状突起の中心間の距離

h 点状突起の高さ

b 有効幅

p 有効奥行

* ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

図2—点状突起の配列及び寸法

2.2.2 線状ブロック等

2.2.2.1 線状突起の形状

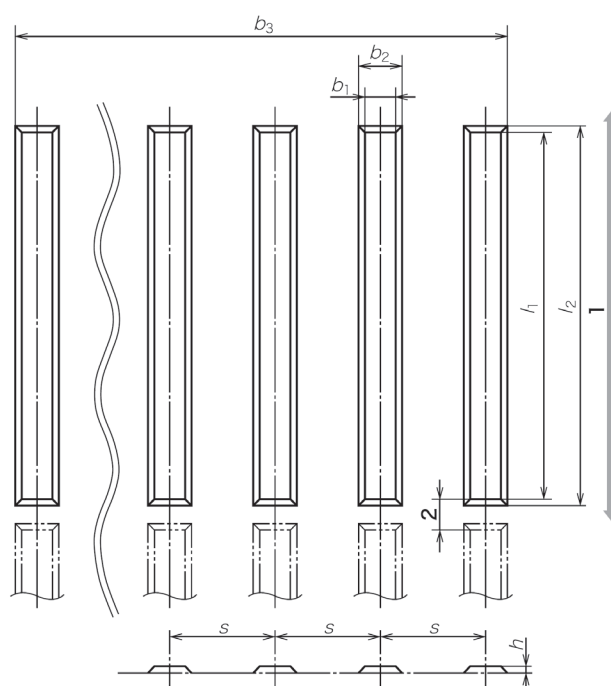
線状ブロック等を構成する線状突起は、その断面が図1に示すハーフドーム型とする。

2.2.2.2 線状突起の配列及び寸法

線状ブロック等を構成する線状突起は、示そうとする歩行方向に向けて配列する（図3参照）。線状突起の本数は、4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の間に滞水の恐れがある場合は、30.0mm以下の排水用の隙間（隣接する線状突起の上面端の間隔）を設ける²⁾。

注²⁾ 視覚に障害のある歩行者にとって、線状突起はなるべく途切れず継続したものがたど(辿)りやすい。また、排水用の隙間は、どの列も同じ間隔で設けることが望ましい。



単位 mm

記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+ 1.50 0
b_2	$b_1 + 10.0$	
s	75.0	
h	5.0	+ 1.0
l_1	270.0 以上	
l_2	$l_1 + 10.0$	

1 示そうとする歩行方向

2 排水用の隙間（線状突起の上面間）

b_1 線状突起の上面幅

b_2 線状突起の基底部の幅

s 隣接する線状突起の中心間の距離

l_1 線状突起の上面の長さ

b_3 有効幅

h 線状突起の高さ

l_2 線状突起の基底部の長さ

図3－線状突起の配列及び寸法

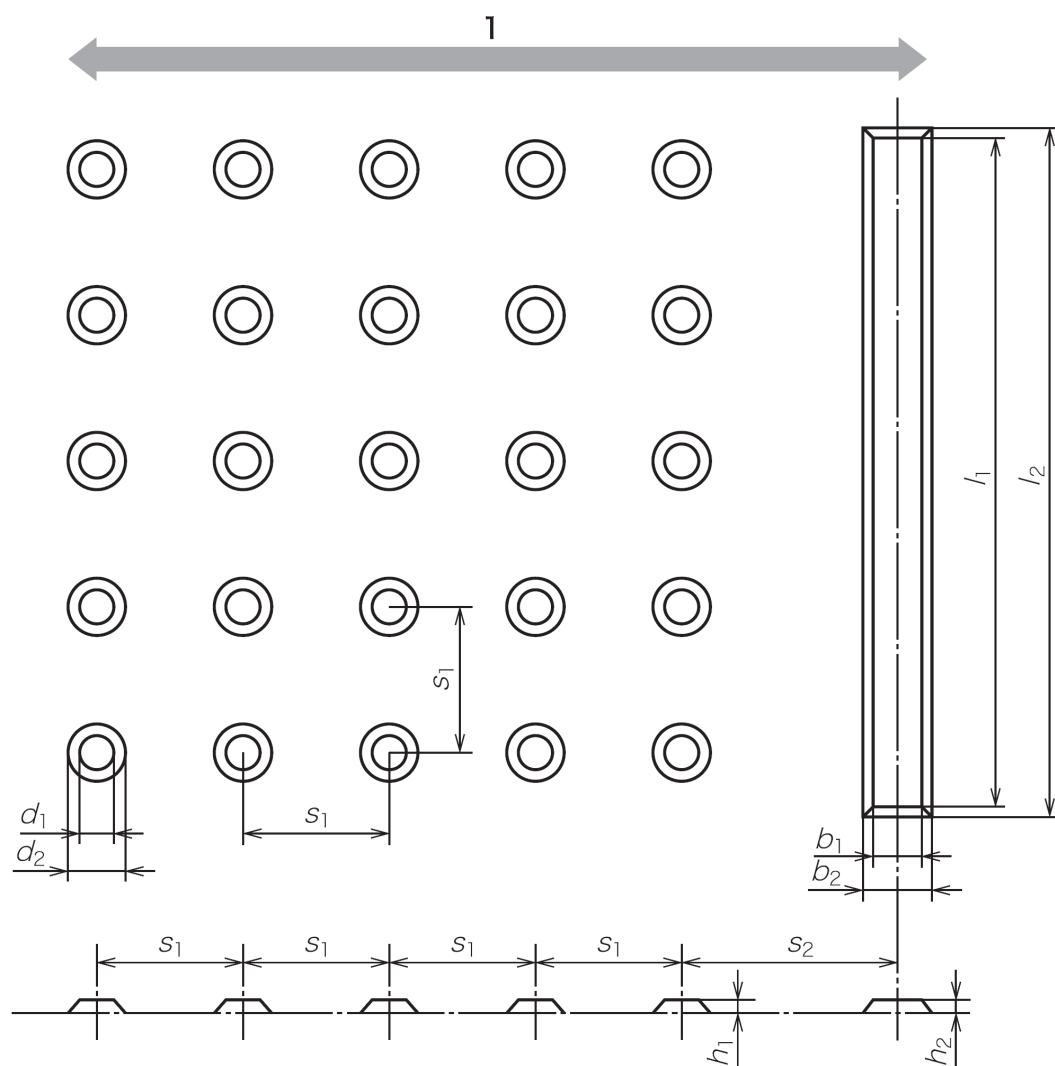
2.2.3 ホーム縁端警告ブロック

2.2.3.1 突起の形状

ホーム縁端警告ブロックを構成する点状突起及び線状突起は、その断面が図1に示すハーフドーム型とする。

2.2.3.2 突起の配列及び寸法

ホーム縁端警告ブロックを構成する点状突起及び線状突起の配列は、図4に、点状突起の寸法は、図2に、線状突起の寸法は、図3による。点状突起の数は25（5×5）点を下限とする。内方線である線状突起は1本とし、近接する点状突起との中心間距離（ s_2 ）は90.0mm±5.0mmとする。



- | | |
|--|-------------------------|
| 1 車両乗降時の主な歩行方向（この図では、左がホーム縁端側、右が内方側を示す。） | |
| s_1 隣接する点状突起の中心間の距離 | s_2 点状突起と線状突起との中心間の距離 |
| d_1 点状突起の上面直径 | d_2 点状突起の基底部の直径 |
| h_1 点状突起高さ | h_2 内方線の高さ |
| b_1 内方線の上面幅 | b_2 内方線の基底部の幅 |
| l_1 内方線の上面の長さ | l_2 内方線の基底部の長さ |

図4－ホーム縁端警告ブロックの突起の配列及び寸法

2-5 エレベーターについて

■適用機種表

表 JIS 規格の車椅子と JIS A 4301 で定める籠サイズとの関係 (単位: mm)

項目		(a)の条件 (手動、電動車椅子)	(b) (c)の条件 (手動、電動車椅子)
使い方		籠内で車椅子の向きを変える	乗り込んだ状態でそのまま出る
籠寸法 間口 (W) ×奥行 (D)		1500 W× 1350 D	1000 W× 1350 D
車椅子寸法 全幅×全長		700 以下× 1200 以下	700 以下× 1200 以下
最小出入口幅		800	800
適用機種 (JIS A4301)	P 型	P- 6	—
		P- 9	—
		P- 11	○
		P- 13	○
		P- 15	○
	R 型	R- 6	—
		R- 9	○
	B 型	B- 750	○
		B- 1000	○

- (a) 手動車椅子が籠内で 180°転回できる仕様は、車椅子使用者が前進で乗り込み、籠内でその方向を替えて前進で降りることと、車椅子使用者の他に何人かの人が同時に乗り合わせることができる条件とした。
- (b) 手動車椅子が籠内で転回できない仕様は、車椅子使用者が前進（又は後進）で乗り込み、その向きを変えず後進（又は前進）で出ることとし、添乗者または車椅子使用者の他に利用者が少なくとも一人同乗できる条件とした。
- (c) 電動車椅子の場合は、車椅子使用者が前進（又は後進）で乗り込み、その向きを変えず後進（又は前進）で降りることとし、添乗者又は利用者が同乗しなくても電動車椅子の操作及びエレベーターの操作が単独で 行える車椅子使用者を前提条件とした。

■車椅子兼用エレベーターに関する標準 JEAS-C506A (標改 04-04)

1 適用範囲及び趣旨

本標準は、乗用（入荷共用、非常用エレベーターを含む）及び寝台用エレベーターにおいて、車椅子使用者が利用することが可能な籠、出入口の寸法、及び車椅子使用者が利用する際の必要な装置、機能について定めたものである。

この車椅子兼用エレベーターは、健常者のもとより、単独で外出できる行動能力を有する車椅子利用者を対象としている。

エレベーターの操作方式が群乗合方式、又は群管理方式の場合は、予め定めたグループ中の特定のエレベーター 1 台、又は隣接する 2 台のエレベーターを車椅子兼用エレベーターとする。

なお、本標準に定める車椅子使用者用の装置、機能を部分的に付加したエレベーターは車椅子兼用エレベーターとは呼ばない。

2 内容

2.1 籠寸法は、車椅子兼用として使用するのに必要な寸法とする。

(1) 手動車椅子で、車椅子の寸法が全幅 650mm 以下、全長 1100mm 以下の場合

- ① 車椅子が籠内で、180°転回できる仕様の場合、籠の内のり最小寸法は、間口 1400mm ×奥行 1350mm とする。
- ② 車椅子が籠内で転回できない仕様の場合、籠の内のり最小寸法は、間口 1000mm ×奥行 1100mm とする。

- (2) 手動車椅子で、車椅子の寸法が全幅 700mm 以下、全長 1200mm 以下の場合
 - ① 車椅子が籠内で、180°転回できる仕様の場合、籠の内のり最小寸法は、間口 1500mmx 奥行 1350mm とする。
 - ② 車椅子が籠内で転回できない仕様の場合、籠の内のり最小寸法は、間口 1000mm ×奥行 1350mm とする。
- (3) 電動車椅子の場合
車椅子が籠内で転回しないことを前提に、籠の内のり最小寸法は、間口 1000mm ×奥行 1350mm とする。

2.2 エレベーターの出入り口の有効幅は 800mm 以上とする。

2.3 付加仕様

- (1) 専用乗車ボタン
各階乗場の出入口には車椅子使用者が利用しやすい適当な位置に専用ボタンを設ける。専用ボタンの呼びにより籠が着床したときは、戸の開放時間を延長する。
- (2) 籠内専用操作盤
籠内左右の 2 面の側板には車椅子使用者が利用しやすい適当な位置に操作盤を設ける。各操作盤には行先ボタンを設け、又操作盤のうち少なくとも、一面には呼びボタン付きインターホンを取付ける。専用操作盤の行先階ボタンの呼びに应答して籠が着床したときは、戸の開放時間を延長する。
- (3) 籠内鏡
籠向背面の側板にガラス製、又は金属製の平面鏡を設ける。
- (4) 乗降者検出装置
籠の出入口には通常セーフティシューの他、光電式、静電式又は超音波式等で、乗降者を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は光電ビームを 2 条以上設ける。
- (5) 籠内専用位置表示器
籠内の専用操作盤又はかごの背面側壁のいずれかに籠内専用位置表示器を一面設ける。
- (6) 障害者施設用シンボルマーク
車椅子兼用エレベーターの専用乗場ボタン、及び籠内専用操作盤の近傍に障害者用施設を表すシンボルマークを設ける。

■視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 JEAS-515E（標改 12-12）

1 適用範囲及び趣旨

本標準は、乗用（人荷共用、非常用エレベーターを含む）及び寝台用エレベーターにおいて、視覚障害者が利用する際の必要な装置、機能について定めたものである。

この視覚障害者兼用エレベーターは、健常者はもとより、単独で外出できる行動能力を有する視覚障害者を対象としている。

エレベーターの操作方式が、群乗合方式または群管理方式の場合は、予め定めたグループの中の特定のエレベーター 1 台、または隣接する 2 台のエレベーターを視覚障害者兼用エレベーターとする。

なお、本標準に定める視覚障害者用の装置、機能を部分的に付加したエレベーターは視覚障害者兼用エレベーターとは呼ばない。

2 内容

2.1 乗場設備

(1) 注意銘板

乗場にはエレベーターを使用する際の注意事項を点字で記載した注意銘板を設置する。

(2) 乗場ボタン

単独設置のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンと兼用する。群乗合方式または群管理方式のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンとは別に専用ボタンを設ける。

乗場ボタンは押しボタンとする。静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。なお、車椅子兼用エレベーターと視覚障害者兼用エレベーターを併用する場合、車椅子専用ボタンと視覚障害者用ボタンの兼用は不可とする。

(3) 運転方向及び階床名の標示

運転方向及び階床名を示す点字標示を乗場ボタンに近接し、かつ容易に認識できる位置に設ける。ただし、ボタンが上下を示す形状のものである場合は運転方向を示す点字標示は設けなくてもよい。

2.2 籠内設備

(1) 籠内操作盤

一般乗客用の操作盤と兼用し、行先、戸閉、戸開、インターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれの点字標示を設ける。なお、各ボタンは押しボタンとし、静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。なお、階床ボタンの階床名を浮き彫りにする等、触覚で階床がわかるようにした場合は点字表示を設けなくてもよい。また、ボタンを押し、呼びが登録されたとき音を発する発音ボタンとすることが望ましい。

(2) 乗降者検出装置

籠の出入口部には機械式セーフティシューを設ける他に、乗客の安全を図るために、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの戸閉を制御する装置を設ける。

2.3 待客・乗客への報知

(1) 乗場の待客への報知

エレベーターが到着したときに待客へ運転方向を音声で知らせる。

(2) 籠内乗客への報知

① 戸閉の警告

戸が閉まり始める前に、音声により戸が閉まることを知らせる。

ただし、戸閉ボタンを操作したときは音声による案内を省略することができる。

② 到着階床名の報知

エレベーターが到着する前に、その階床名を音声により知らせる。

2.4 管制運転の報知

地震時管制運転、火災時管制運転、停電時管制運転等を備えたエレベーターではそれぞれの管制運転が開始されたとき、乗客に対し音声によりその旨を報知する。エレベーターが最寄り階あるいは避難階に着床した後は速やかにエレベーターより降りる旨の案内をする。

2.5 建築側の配慮

建物内において視覚障害者を視覚障害者兼用エレベーターの乗場ボタン側へ誘導するため、各階の床に誘導・警告ブロック等を設けるなどの配慮が望ましい。

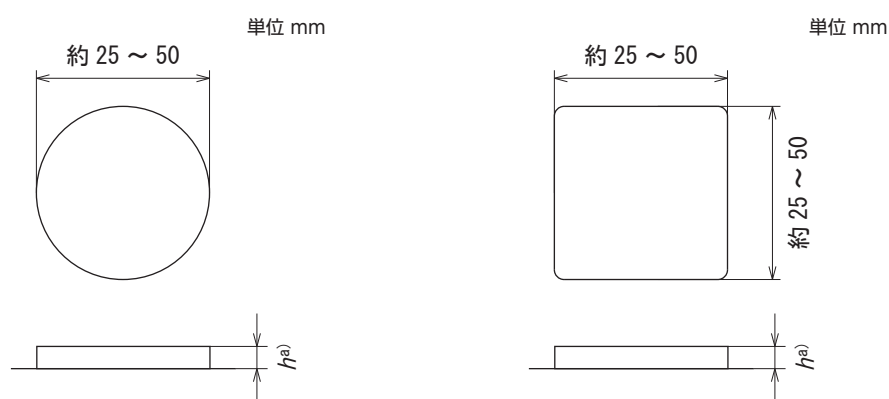
2-6 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026 : 2007 抜粋)

1 適用範囲

この規格は、鉄道駅、公園、集会場、病院、百貨店、事務所などに設置される不特定多数の人が利用する公共トイレ（一般便房及び多機能便房）の腰掛便器の横壁面に、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの両方又はいずれか一つを設置する場合の、操作部（便器洗浄ボタン及び呼出しボタン）の形状、色、並びに操作部及び紙巻器の配置について規定する。

2 操作部の形状

便器洗浄ボタンの形状は、丸形（○）とする。呼出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状〔例えば、四角形（□）又は三角形（△）〕とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとし、その一例を図1及び図2に示す。



注 a) ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望ましい。

図1－便器洗浄ボタンの例

図2－呼出しボタンの例

3 操作部の色及びコントラスト

操作部の色及びその周辺色とのコントラストは、次による。

注記 ここでいう周辺とは、操作部が取り付けられている壁面ではなく、器具のボタン部以外をいう。

- a) ボタンの色 操作部の色は、相互に識別しやすい色の組合せとする。JIS S 0033 に規定する“非常に識別性の高い色の組合せ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- b) ボタン色と周辺色とのコントラスト 操作部は、ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、JIS S 0031 を参照し、明度差及び輝度比にも留意する。

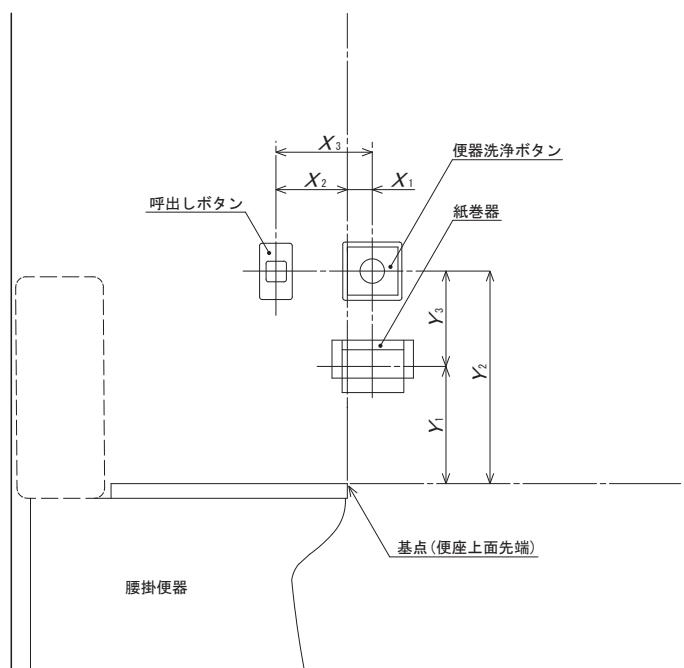
4 操作部及び紙巻器の配置

操作部及び紙巻器の配置は、次による。

- 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- 操作部及び紙巻器は、表1の条件を満たす位置に設置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などによって、表1の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c) の位置関係は、満たすものとする。
- 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

表1－操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法

単位 mm



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X ₁ : 便器前方へ 約 0 ～ 100	Y ₁ : 便器上方へ 約 150 ～ 400	—
便器洗浄ボタン		Y ₂ : 便器上方へ 約 400 ～ 550	Y ₃ : 約 100 ～ 200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ : 便器後方へ 約 100 ～ 200		X ₃ : 約 200 ～ 300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

2-7 案内用図記号（JIS Z 8210：2020 抜粋）



案内所
Question & answer



案内
Information



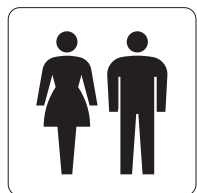
救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



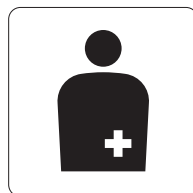
男女共用お手洗
All gender toilet



男性
Men



女性
Women



オストメイト用設備 / オストメイト
Facilities for Ostomy / Ostomate



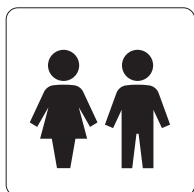
介助用ベッド
Care bed



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



こどもお手洗い
Children's toilet



カームダウン・クールダウン
Calm down, cool down



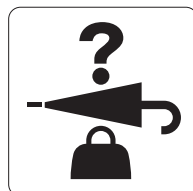
障害のある人が使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



チェックイン / 受付
Check-in / Reception



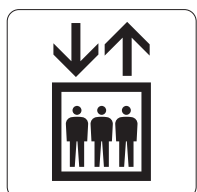
忘れ物取扱所
Lost and found



きっぷうりば / 精算所
Tickets / Fare adjustment



コインロッカー
Coin lockers



エレベーター
Elevator



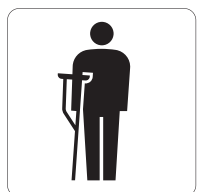
エスカレーター
Escalator



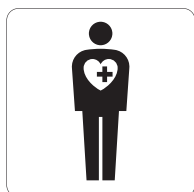
階段
Stairs



高齢者優先設備
Priority facilities for elderly people



障害のある人・けが人優先設備
Priority facilities for injured people



内部障害のある人優先設備
Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities for people accompanied with small children



妊産婦優先設備
Priority facilities for expecting mothers

削除

乳幼児用設備



高齢者優先席
Priority seats for
elderly people



障害のある人・けが人
優先席
Priority seats for
injured people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for people
with internal disabilities,
heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先席
Priority seats for people
accompanied with small
children



妊産婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー
Prms / Strollers



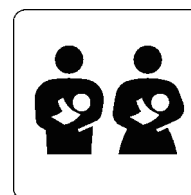
ベビーケアルーム
Baby care room



おむつ交換台
Diaper changing
table



授乳室（女性用）
Baby feeding room
(for women)



授乳室（男女共用）
Baby feeding room
(for men and women)



水飲み場
Water fountain



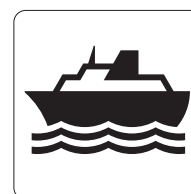
くず入れ
Trash box



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



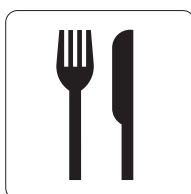
駐車場
Parking



駅事務室 / 駅係員
Station office / Station staff



コミュニケーション
Communication in the
specified language



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



会計
Cashier
(通貨記号差し替え 可)



広域避難場所
Safety evacuation area



避難所（建物）
Safety evacuation shelter



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



自転車乗入れ禁止
No bicycles



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



ベビーカー使用禁止
Do Not Use Prams / Strollers



ヘルプマーク
Help mark

2-8 案内用図記号（JIS Z 8210：2020）以外の図記号

	コミュニケーション：筆談対応
 簡易型	簡易型オストメイト用設備 パウチ洗いの水洗設備が付属する便器設備を表示。
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられる。
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに掲示される。
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用される。受付カウンター等に掲示される。
	手話マーク ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、手話対応できるところで提示される。
	ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障害・内部疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマーク。駐車施設等の案内標識等に掲示される。
	マタニティマーク 妊産婦の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマーク。駐車施設等の案内標識等に掲示される。
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク。
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク。
	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 視覚障害者が外出の際、周囲の助力を求める必要がある場合に、白杖を頭上50cm程度に掲げることで助けを求める意思表示を行い、周りの人から手助けをしてもらうための手段である「白杖シグナル運動」の普及啓発シンボルマーク。

削除

定期券売うりば、エスカレーター注意標①～③

2-9 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T 0103 : 2005 抜粋)



本



今日



野球



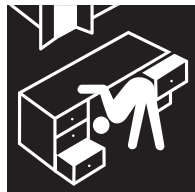
犬



歯磨き



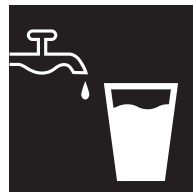
行く



探す



食事・洋食



水



シャツ



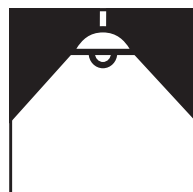
財布



わたし



そして



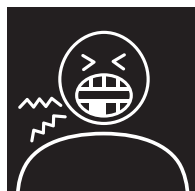
明るい



パソコン



面白い



歯が痛い



手を洗う



履く(靴を)



買い物をする



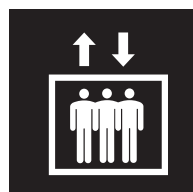
働く



誰?



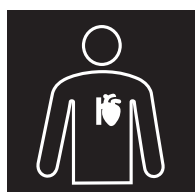
コンビニ



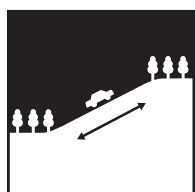
エレベーター



横断歩道



心臓



坂



家



風呂



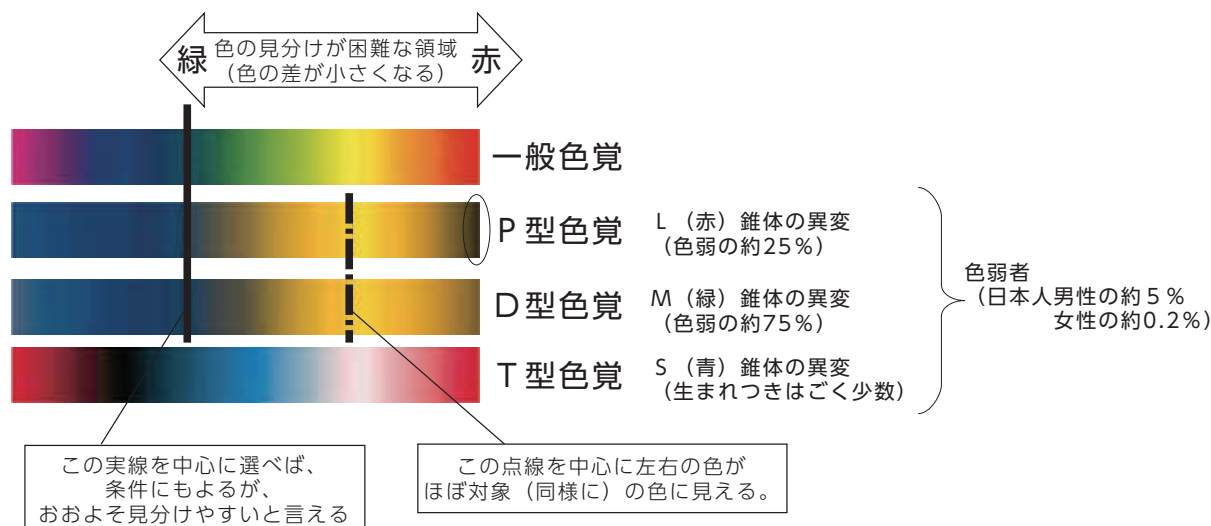
消防士

2-10 色弱者の特性と色の選び方

1 色弱者の割合

日本人の場合、色弱者は男性の 20 人に 1 人、女性の 500 人に 1 人くらいの割合で存在する。よって、小中学校の 40 人学級（男子 20 人）の各クラスに 1 人、男女 100 人の講演会場では 2 ～ 3 人、色覚障害の方がいるという計算になる。

2 色弱者の色の見え方（色覚のタイプによる色の見え方のシミュレーション）



3 見分けづらい色

ア 緑から赤までの範囲の見分けが困難（ほとんどの色弱者）

主に赤を感じる錐体に変異のある人（P型（1型）色覚※ 1）と主に緑を感じる錐体に変異のある人（D型（2型）色覚）は、実線の右側の緑から赤までの範囲の色の見分けが難しくなります。特に、点線を中心に左右の対象の色がほぼ同じに見えています。

イ 紫から青までの範囲がほぼ同じような色に見える（ほとんどの色弱者）。

P型色覚の人とD型色覚の人は、実践の左側の紫から青までがほぼ同じような色に見えてしまいます。そのため、青と紫の区別が難しくなります。

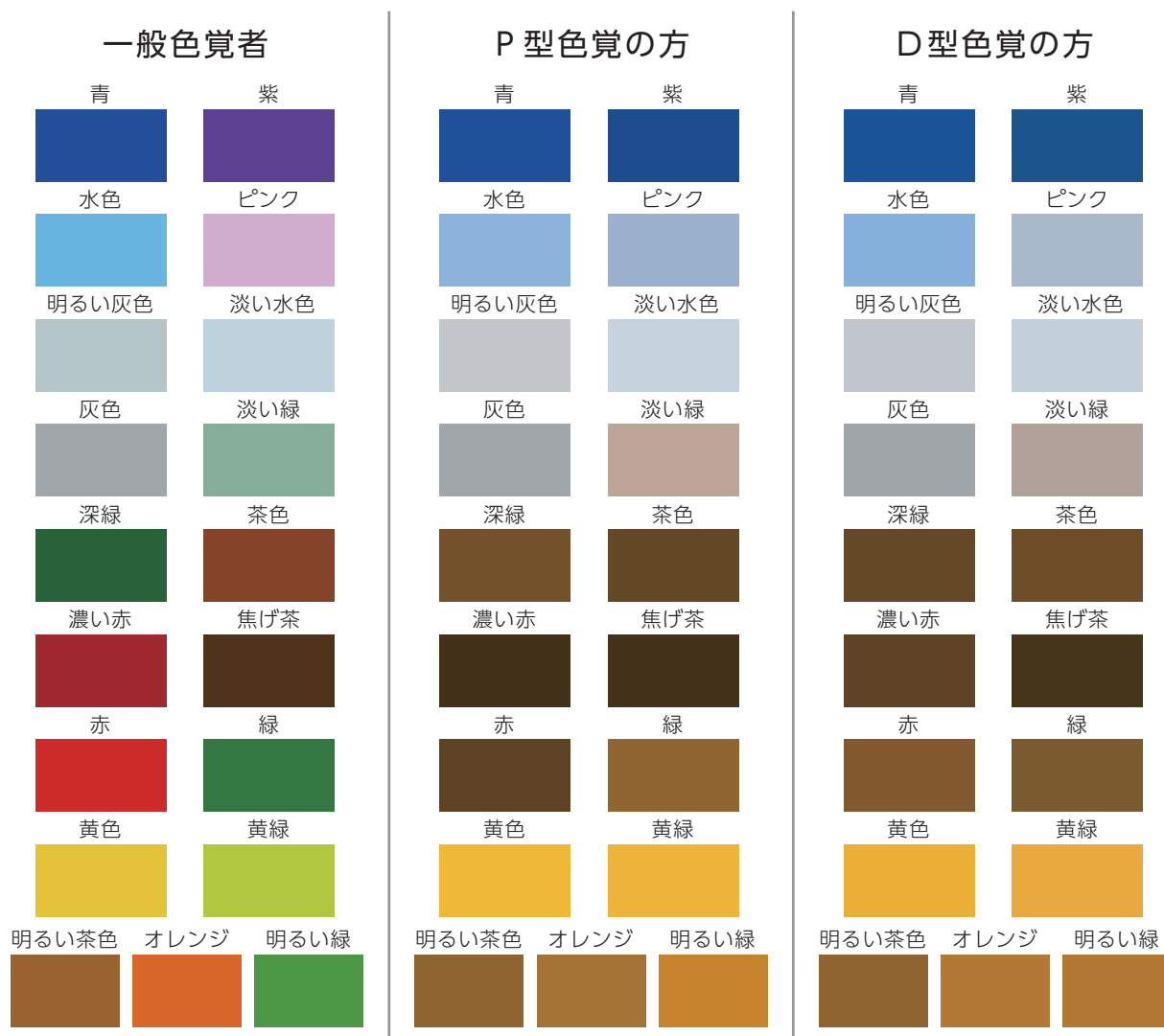
ウ 濃い赤は黒に見える（約25%の色弱者）。

P型色覚の人はアに加えて、濃い赤はほとんど黒と同じように見えています（楕円で囲んだ部分を参照）。

4 見分けやすい色

「紫～青」の範囲の色（実線の左側の色）と「緑～赤」の範囲の色（実線の右側の色）との対象は区別しやすいです。

5 具体的な例



P型色覚、D型色覚の方が特に区別の困難な色の組合せ

5.1 区別しにくい例

- ・色弱者の大半を占める P 型色覚・D 型色覚の方にとっては、上記の色が区別しにくくなります。例えば、「水色とピンク」、「灰色と水色」、「赤と緑」のような色の組合せでは、区別がしにくくなります。
- ・彩度の高い色（白や黒を含まない色）に比べて彩度の低い色（白や黒を含む色）は識別が困難になります。例えば、「水色とピンク」、「灰色と水色」「灰色とピンク」が同じように見えます。
- ・鮮やかな蛍光色の見分けも、明るさの差がなくなってしまうため困難で、「黄色と黄緑の蛍光ペン」、「ピンクと水色の蛍光ペン」は、それぞれ同じような色に見えます。

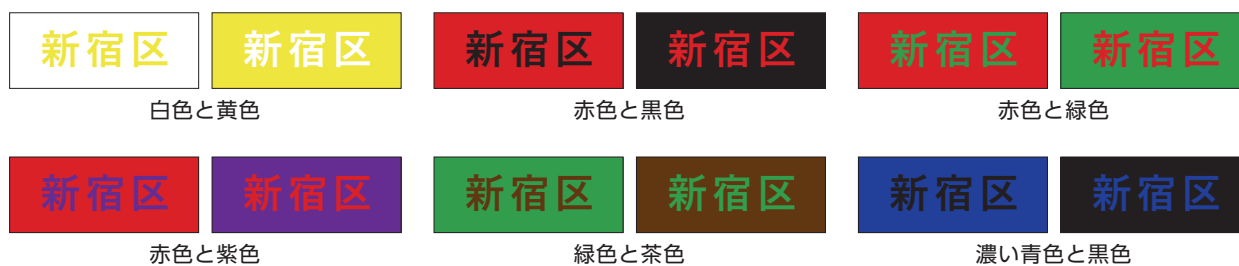
5.2 区別しやすい例

- ・明るさの差をつけると区別しやすくなります。
- ・複数の色を区別させるときは、その一例として“カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット”があります。

（出典：東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン 平成 23（2011）年 3 月）

6 色の組み合わせ

6.1 見分けにくい色の組み合わせ



6.2 見分けやすい色の組み合わせ



7 図記号－安全色及び安全標識－安全色の色度座標の範囲及び測定方法 (JIS Z 9103 : 2018 抜粋)

色		マンセル参考値	意味
赤		8.75R 5/12	防火、禁止、停止、危険
黄赤		5YR 6.5/14	注意警告、明示
黄		7.5Y 8/12	注意警告、明示
緑		5G 5.5/10	安全状態、進行
青		2.5PB 4.5/10	指示、誘導
赤紫		10P 4/10	放射能、極度の危険

2-11 書体について

1 書体例

1.1 角ゴシック体

日本字及びアルファベットの角ゴシック体には、次の例などがある。

←太いウェイトの書体

出口案内
出口案内
Express
Express

出口案内
出口案内
Express
Express

細いウェイトの書体 →

出口案内
出口案内
Express
Express

上に示した書体は一例である。近年では読みやすさ、見分けやすさを工夫した書体が開発されており、現場の状況に応じて適切なものを選択することが望ましい。

また、内照式で、白背景に墨ノセ文字とする場合、光の影響により、書体の線が印刷物と比較すると細く見える傾向があることに留意する。

(出典:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 令和4年3月)

2 文字の大きさの選択の目安

- ・ 遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは 20 m 以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは 4～5m 以下、案内サインの見出しなどは 10 m 程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・ 下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるように通常有効な文字の大きさを示したものである。
- ・ 過度に長体化した文字は視認性が下がるため、それには適用できない（過度な長体化は避けるべきである）。
- ・ 可変式情報表示装置を用いる場合にも、以下の表を参考として過度な長体化は避ける。

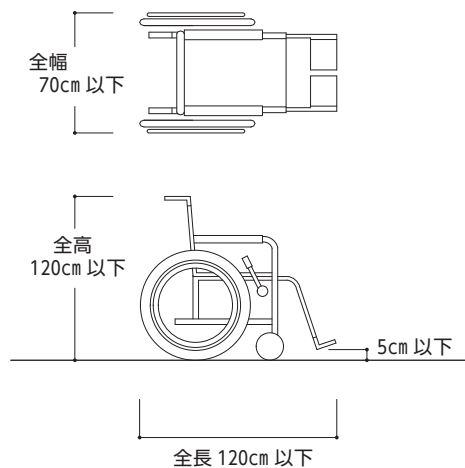
視距離	和文 文字高	英文 文字高
30 m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20 m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10 m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

注) ここでいう視距離は、案内上必要な視対象・視認者間の距離を指し、サインの配置間隔を示すものではない。

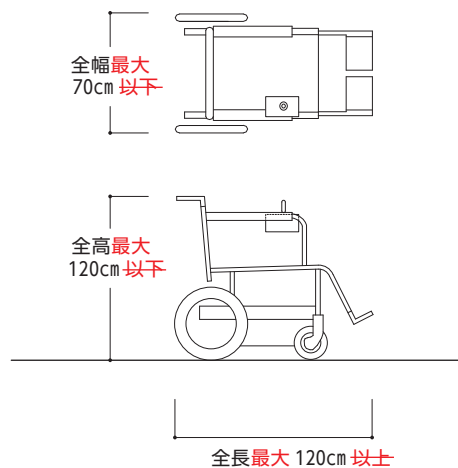
(出典:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 令和4年3月)

2-12 基本寸法

【図 1】手動車椅子の寸法
(JIS T 9201 - 2016)

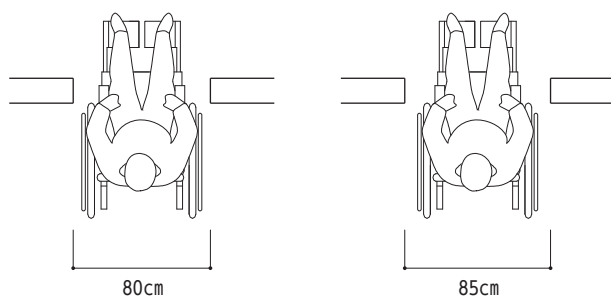


【図 2】電動車椅子の寸法
(JIS T 9203 - 2016)

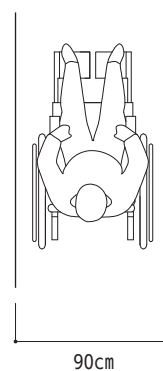


【図 3】車椅子使用者の動作寸法

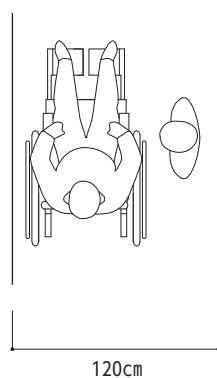
■車椅子使用者が通過できる最低限



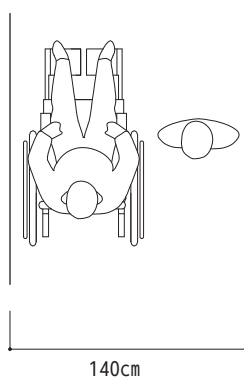
■車椅子使用者が通行できる最低限



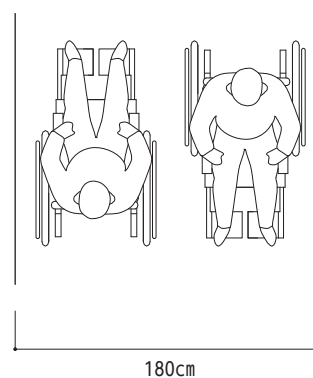
■車椅子使用者と横向きの人
がすれ違える最低限



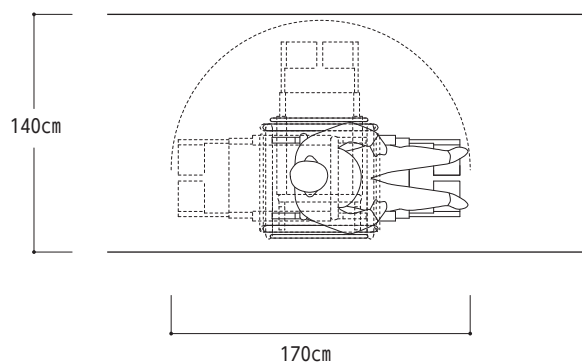
■車椅子使用者と人が
すれ違える最低限



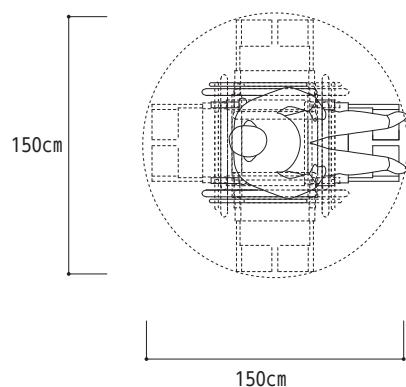
■車椅子使用者同士が
すれ違える最低限



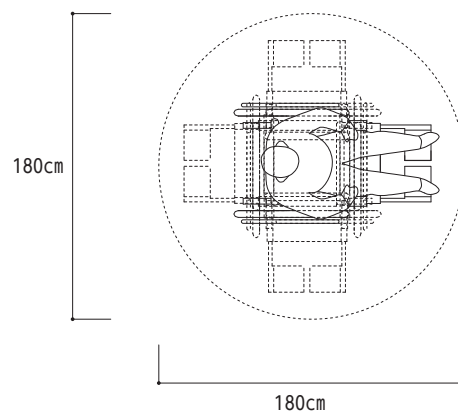
【図 4】手動車椅子使用者の転回（180度方向転換）できる広さ



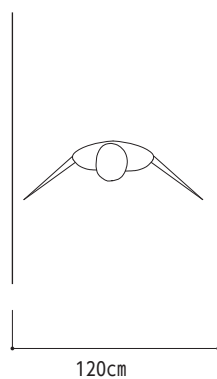
【図 5】車椅子使用者が
回転（360度）できる広さ



【図 6】車椅子使用者が
回転（360度）しやすい広さ



【図 7】松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



引用・参考文献

- 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（令和 5 年 10 月改訂版）
（東京都福祉保健局生活福祉部計画課、令和 5 年 8 月）
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（国土交通省、令和 3 年 3 月）
- ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版
（国土交通省、平成 31 年 3 月）
- 知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集
（国土交通省、平成 21 年）
- Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン
（公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、平成 29 年3月）
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
（バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編）
（国土交通省総合政策局安心生活政策課、令和 6 年 3 月）
- 機械式駐車場技術基準・同解説 2023 年版
（公益社団法人 立体駐車場工業会、令和 5 年 12 月）
- 日本エレベーター協会標準
（一般社団法人日本エレベーター協会）
- もっと優しく もっと使いやすく 自販機バリアフリーデザイン
（一般社団法人 日本自動販売機工業会）
- 新宿区まちづくり長期計画
（新宿区、令和 5 年 7 月）
- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン
（新宿区、平成 23 年 3 月）

JIS 規格及びエレベーターに関する基準

JIS T 0921	: 2017	標識、設備及び機器への点字の適用方法
JIS T 0922	: 2007	触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
JIS T 9251	: 2014	視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
JIS S 0026	: 2007	公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置
JIS Z 8210	: 2020	案内用図記号
JIS T 0103	: 2005	コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則
JEAS C506A	: 2004	車椅子兼用エレベーターに関する標準
JEAS 515E	: 2012	視覚障害者兼用エレベーターに関する標準
JIS T 9201	: 2016	手動車椅子
JIS T 9203	: 2016	電動車椅子
JIS A 1454	: 2016	高分子系張り床材試験方法

制作協力 一覧

編集・デザイン／株式会社ポリテック・エイディディ

協力／株式会社 京王プラザホテル

独立行政法人日本スポーツ振興センター

東日本旅客鉄道株式会社

東京地下鉄株式会社

株式会社昭文社

高橋 儀平 氏

成田国際空港株式会社

一般社団法人日本火災報知機工業会

新宿高速バスターミナル株式会社

株式会社ゆりかもめ

イラスト／キタ大介

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル (道路・公園・公共交通施設編)

令和7(2025)年度版

令和7(2025)年●月 発行

編集・発行

新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話(03)5273-3843

印刷物制作番号

2025-●-●●●●